

アンケート調査の集計結果

1. アンケート結果【株式会社・有限会社】	1
2. アンケート結果【社会福祉法人】	33
3. アンケート結果【自治体】	61
4. アンケート結果【介護サービス利用者及びその家族】	93

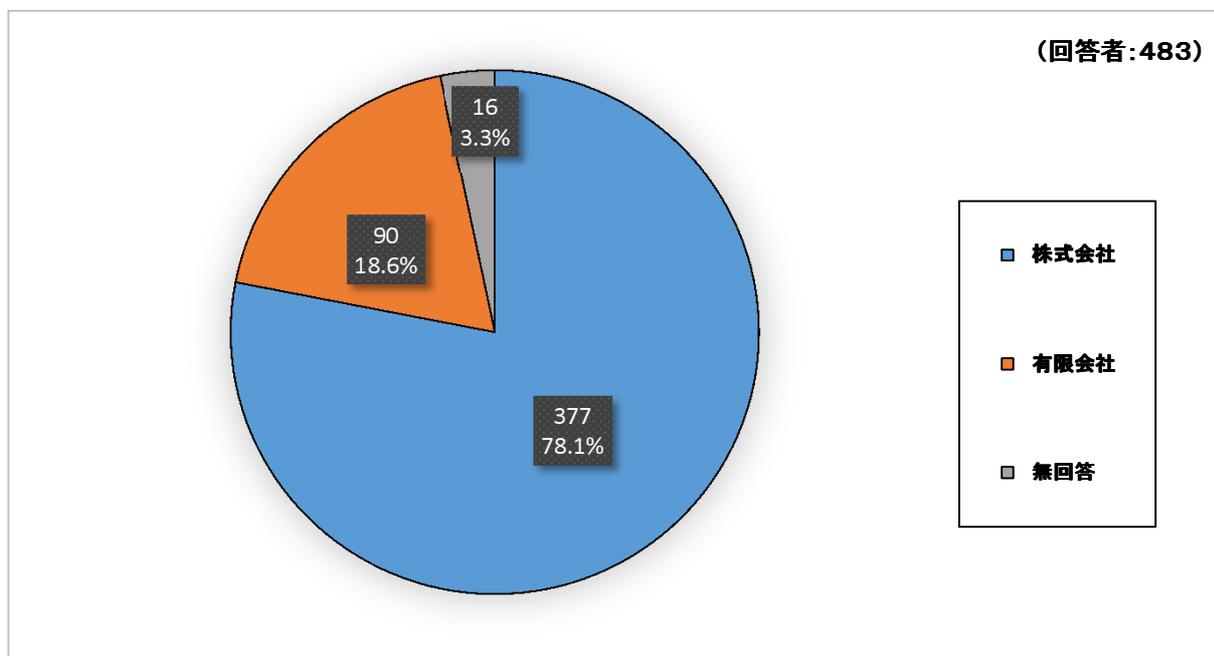
「各用語の定義」

番号	用語	定義
1	居宅サービス	介護保険法に定める訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護，特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいいます。
2	施設サービス	介護保険法に定める介護福祉施設サービス，介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいいます。
3	地域密着型サービス	介護保険法に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護をいいます。
4	保険外サービス	介護サービス事業者と利用者との間の契約に基づき，利用者の全額自己負担によって利用することができる介護報酬の対象ではないサービスをいいます。

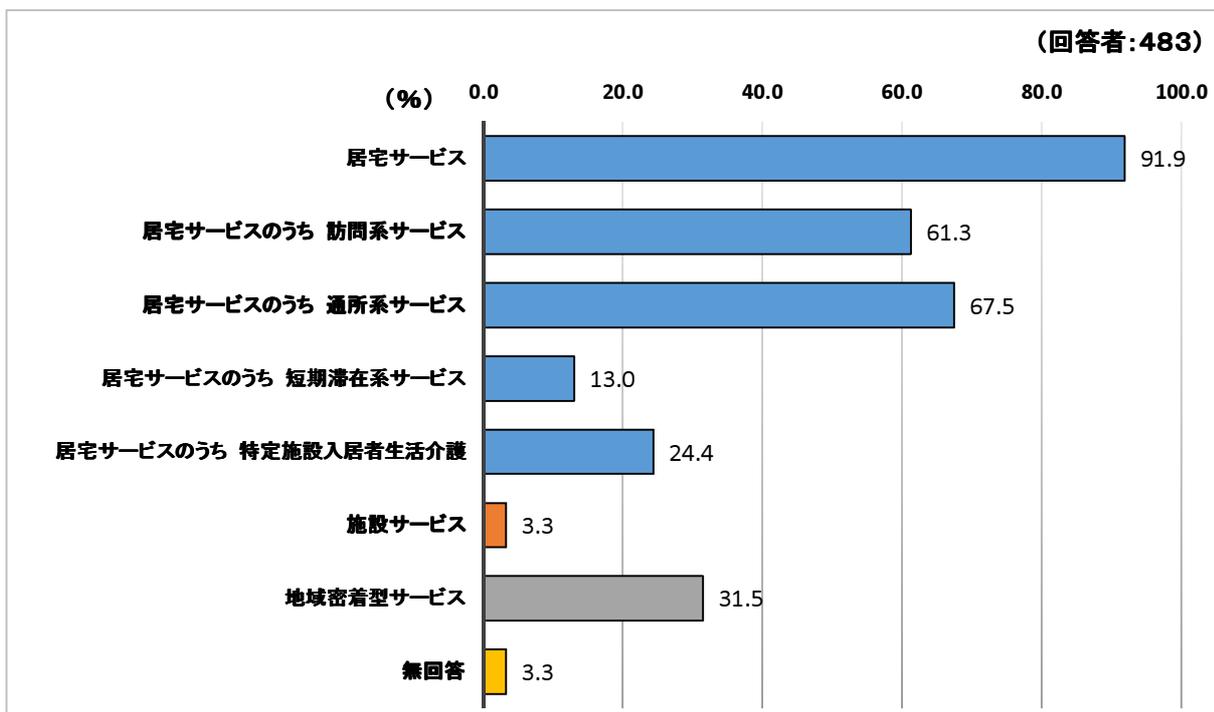
アンケート結果 【株式会社・有限会社】

<回答者の属性>

【株式会社・有限会社の別】



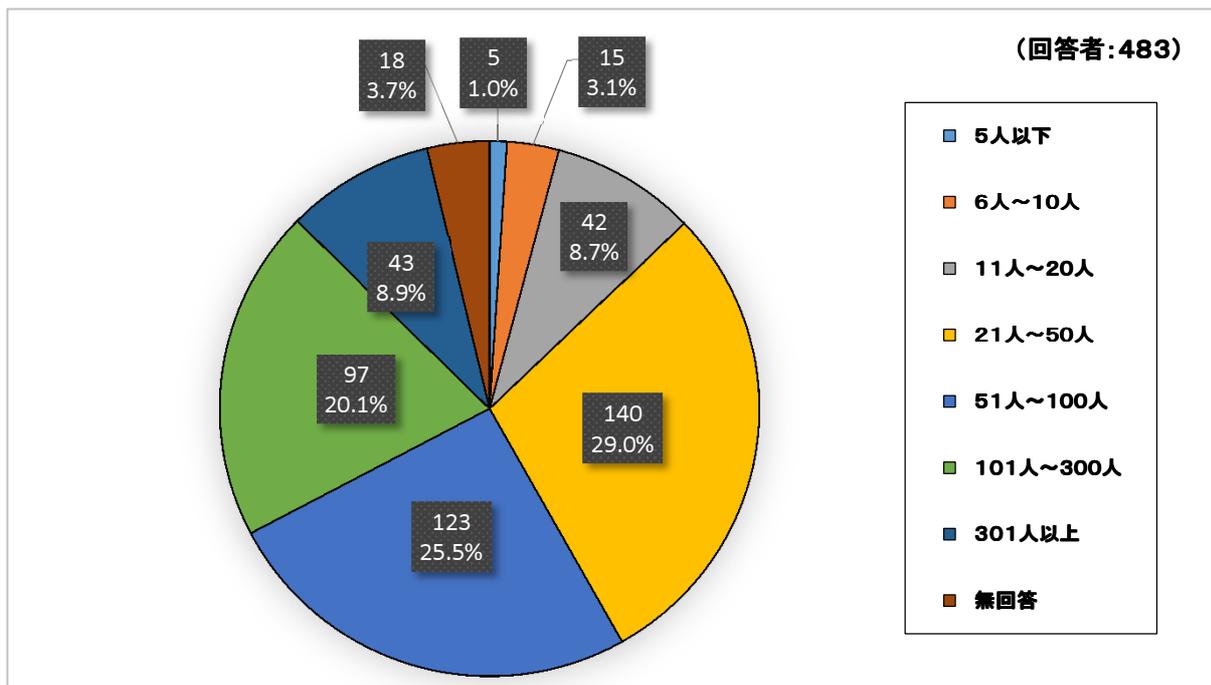
【実施している介護サービス】



※各サービスの定義は下表のとおり。

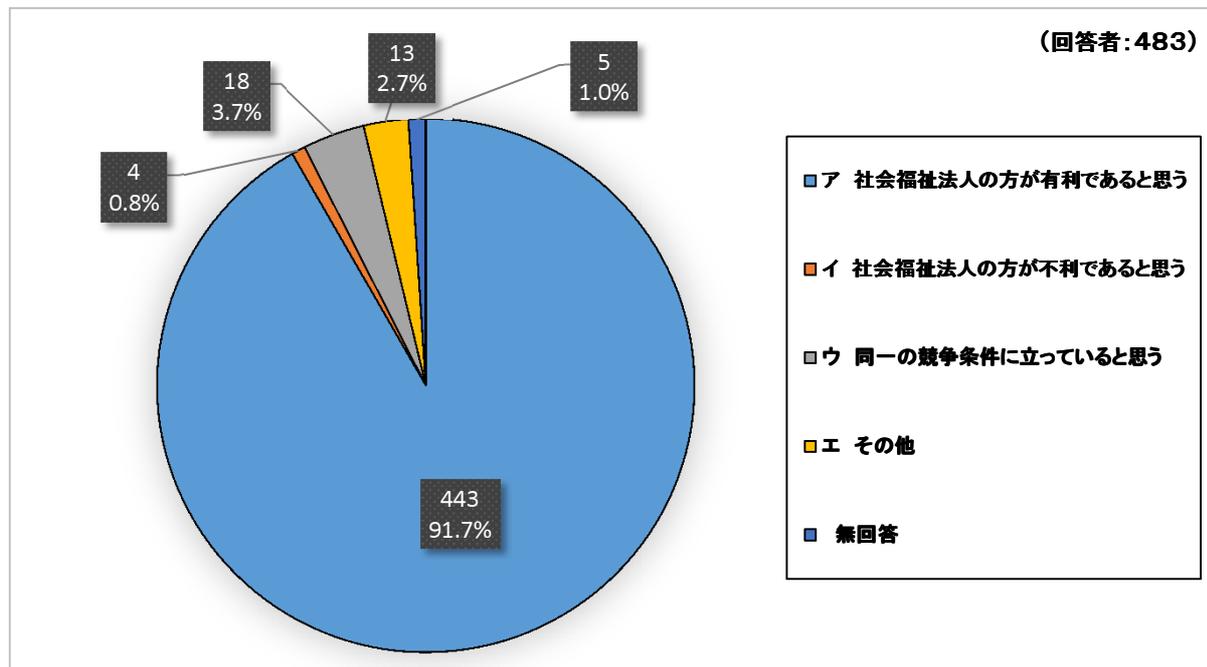
名称	定義
訪問系サービス	居宅サービスのうち訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導をいう。
通所系サービス	居宅サービスのうち通所介護及び通所リハビリテーションをいう。
短期滞在系サービス	居宅サービスのうち短期入所生活介護及び短期入所療養介護をいう。

【従業員数の内訳】



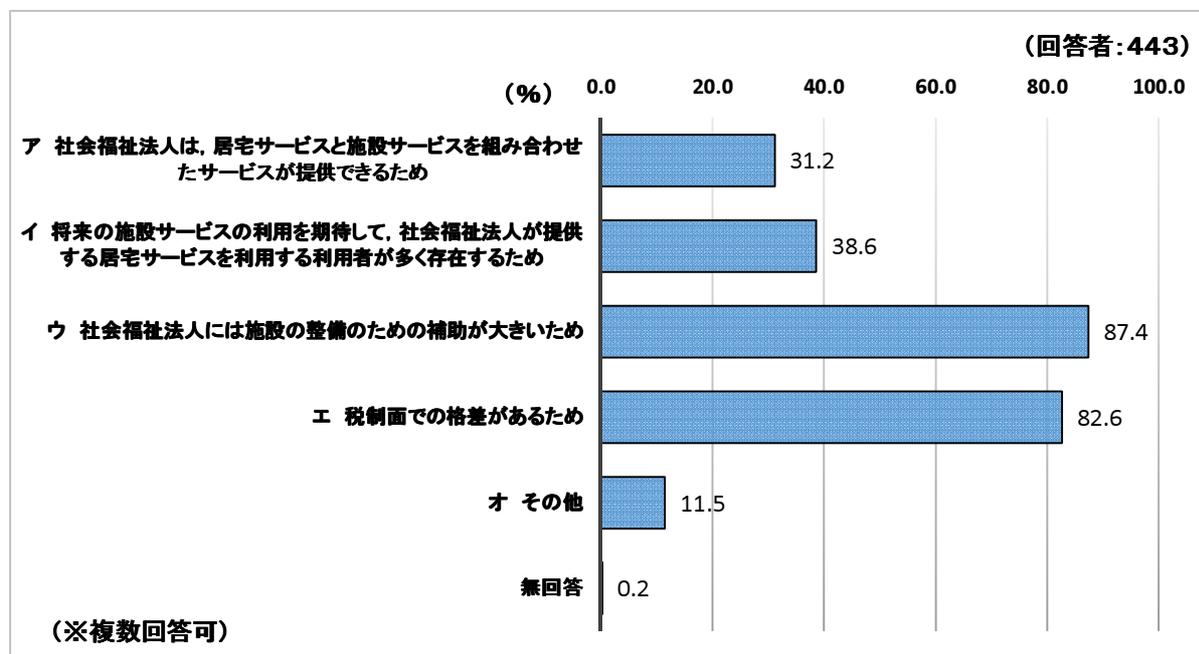
<株式会社等と社会福祉法人との制度上の取扱いの差異について>

問1 貴社は、介護サービス事業を行うに当たって、株式会社等の営利法人(以下「株式会社等」といいます。)と社会福祉法人は同一の競争条件に立っていると思いますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

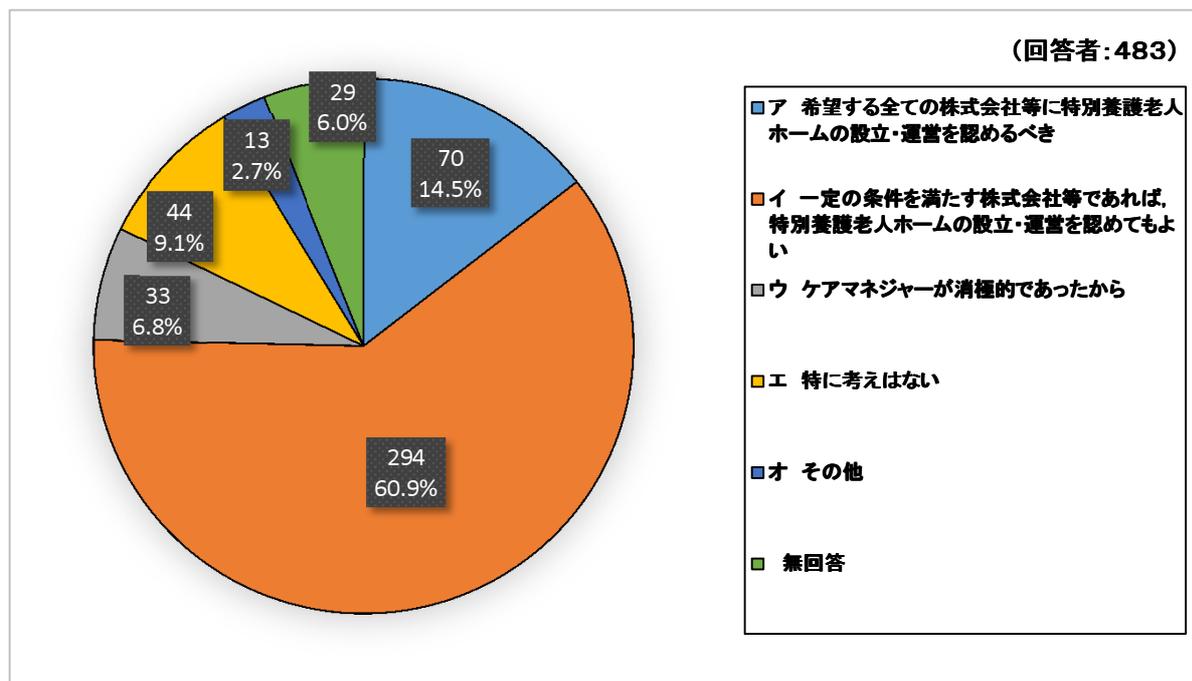


問2 問1でアと回答した方に伺います。それはどのような理由からですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

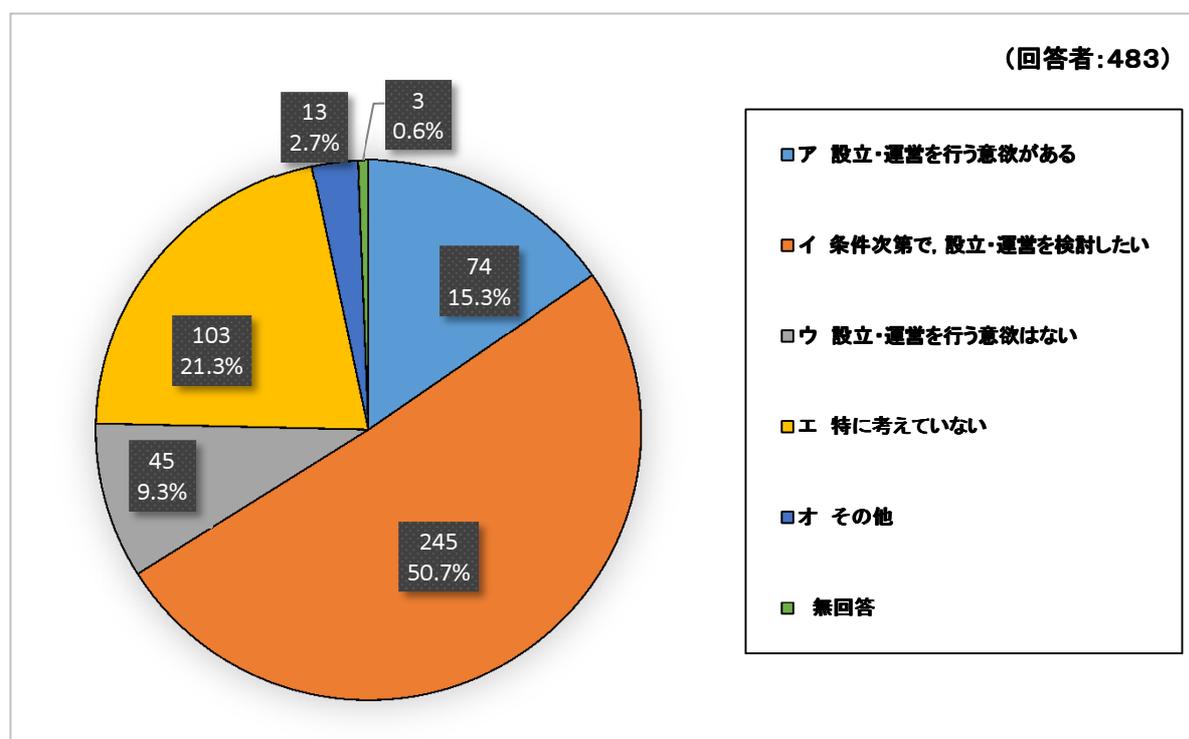
※問2は問1で「ア 社会福祉法人の方が有利であると思う」を選択した者(443)に対する質問



問3 株式会社等による特別養護老人ホームへの参入に関して、貴社はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

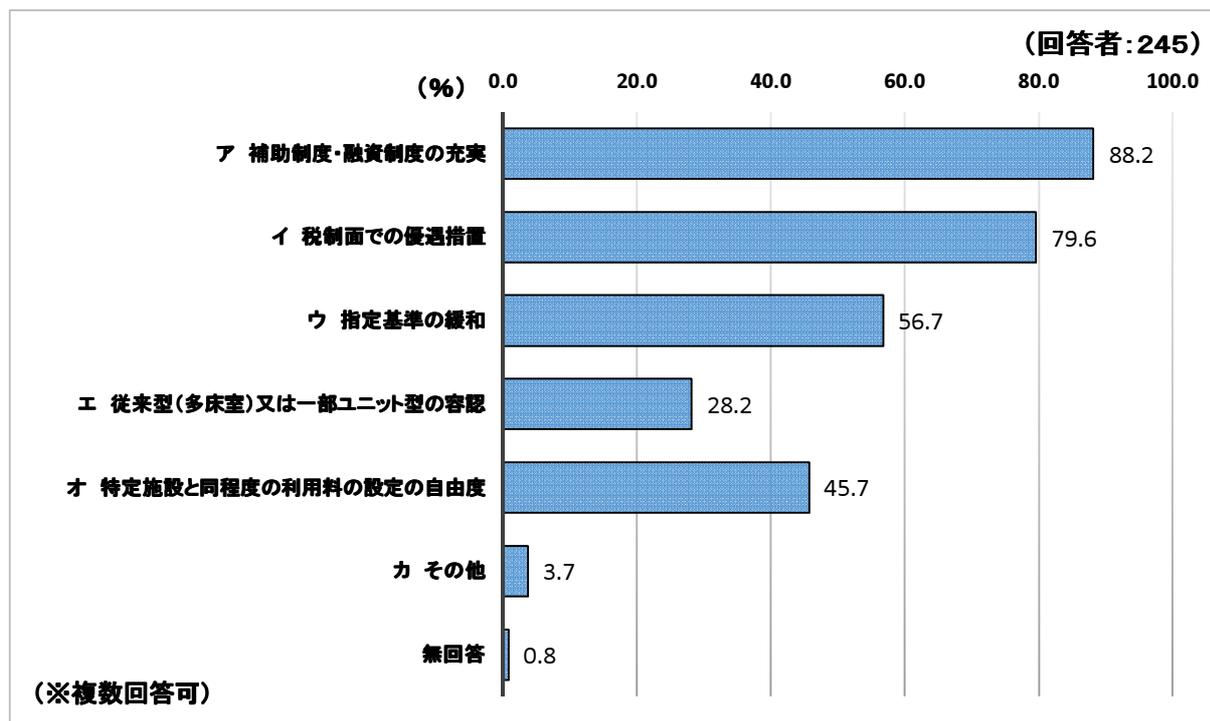


問4 仮に、株式会社等による特別養護老人ホームの設立・運営が可能となった場合に、貴社は特別養護老人ホームの設立・運営を行う意欲はありますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



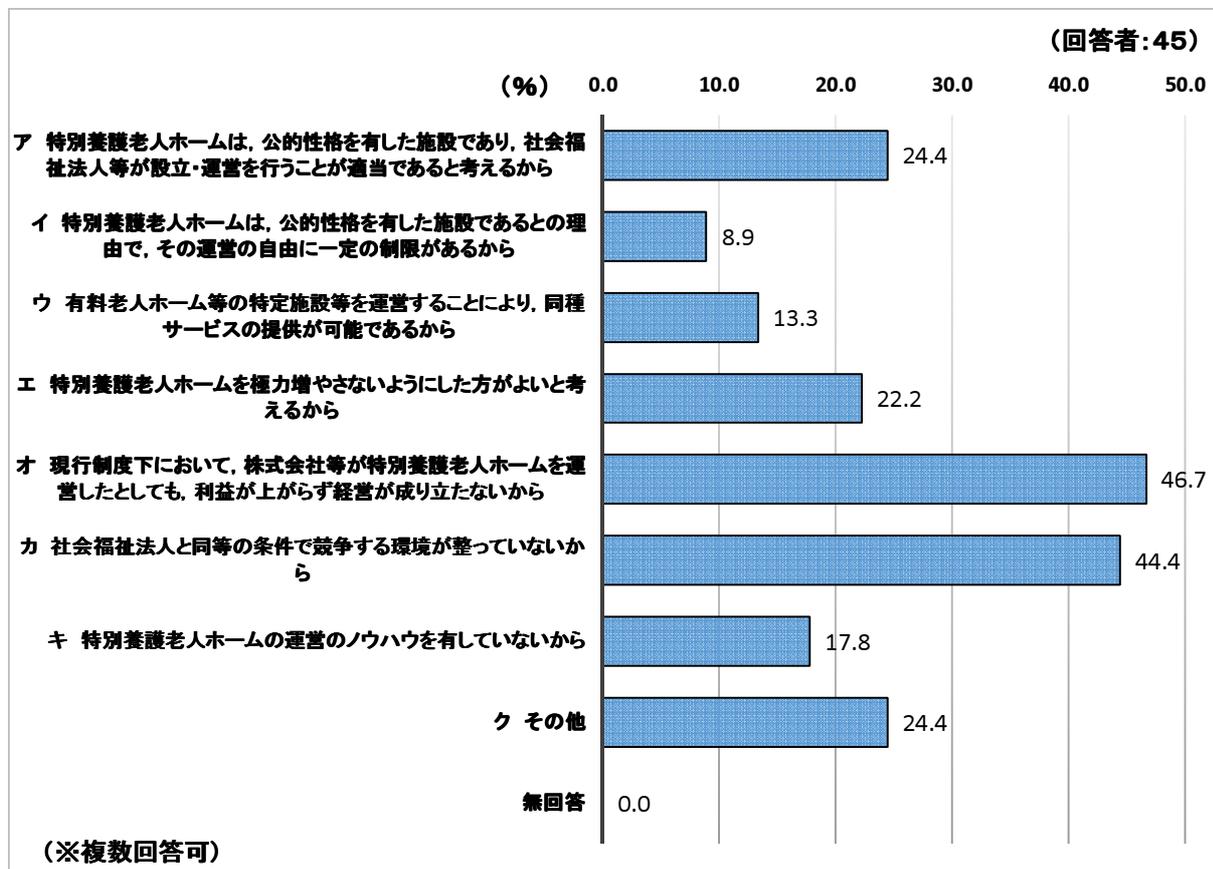
問5 問4でイと回答した方に伺います。どのような条件があれば検討しますか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問5は問4で「イ 条件次第で、設立・運営を検討したい」を選択した者(245)に対する質問

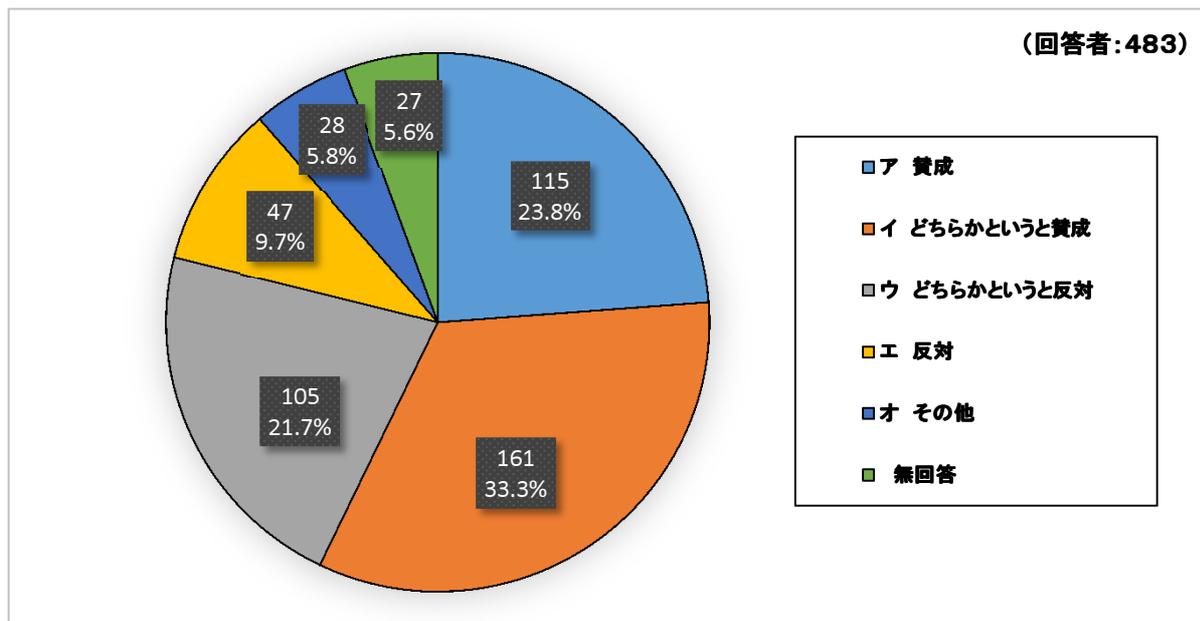


問6 問4でウと回答した方に伺います。それはどのような理由からですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問6は問4で「ウ 設立・運営を行う意欲はない」を選択した者(45)に対する質問



問7 特別養護老人ホームと株式会社等が設置する有料老人ホーム等との役割分担をより明確化し、利用者のすみ分けを図る方が望ましいという意見がありますが、この意見について、貴社はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)また、その理由を記載してください。



◎ 理由の具体例(回答者:219)

(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【賛成／どちらかという賛成】(回答者:104)

- ・特別養護老人ホームについては低所得者を対象とすべきである。
- ・特別養護老人ホームについては医療ケアの必要性が高い者を対象とすべきである。
- ・社会福祉法人に対して、これまで蓄積されてきた財務面を中心とする優遇措置による競争条件の違いを克服することはできないので、特別養護老人ホームと有料老人ホームとのすみ分けを明確にする方が合理的である。
- ・株式会社等により特別養護老人ホームの設立・運営が認められないのであれば、役割分担を明確化し、特別養護老人ホームはセーフティネットとしての役割に特化すべきである。また、特別養護老人ホームの入所条件をもっと厳しくすべきと考える。
- ・役割分担を明確化することで、利用者側もより専門的なサービスを受けられると思う。
- ・サービスや料金をはっきり区別することで、利用者の選択肢が広がると思う。

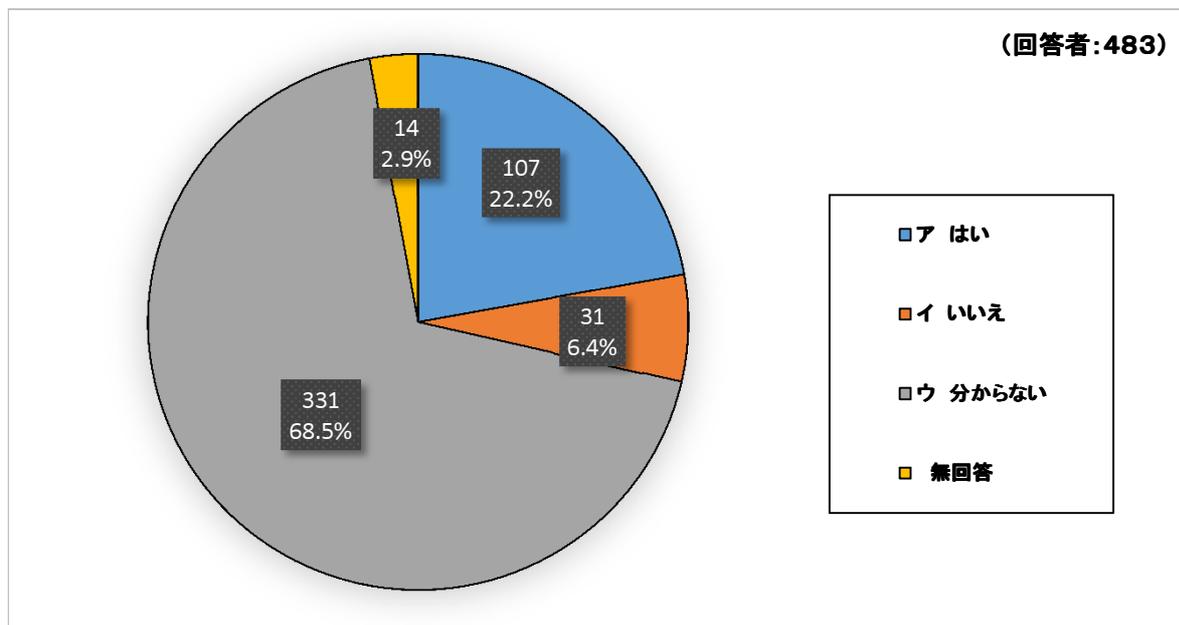
【反対／どちらかという反対】(回答者:100)

- ・居住の選択の自由に反する。
- ・有料老人ホームの入居者への経済的負担軽減を図るなどして、特別養護老人ホームの待機者を有料老人ホームに入居させるような仕組みを作り共存していくべきである。
- ・経済的理由により有料老人ホームを利用できる方は限定されており、既にすみ分けられている。

【その他／無回答】(回答者:15)

- ・施設側からみればすみ分けが必要かと思うが、利用者側からみれば利用できればどちらでもよいと思うので、賛成とも反対とも言えない。

問8 地方自治体が独自に行う介護サービス事業に係る補助制度・融資制度等において、同一の介護サービスであるにもかかわらず、社会福祉法人に比べて、株式会社等が不利になっていると考えられるものはありますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)また、「ア」を選択した場合は、そのような差異を設けている自治体名・制度の概要を記載してください。

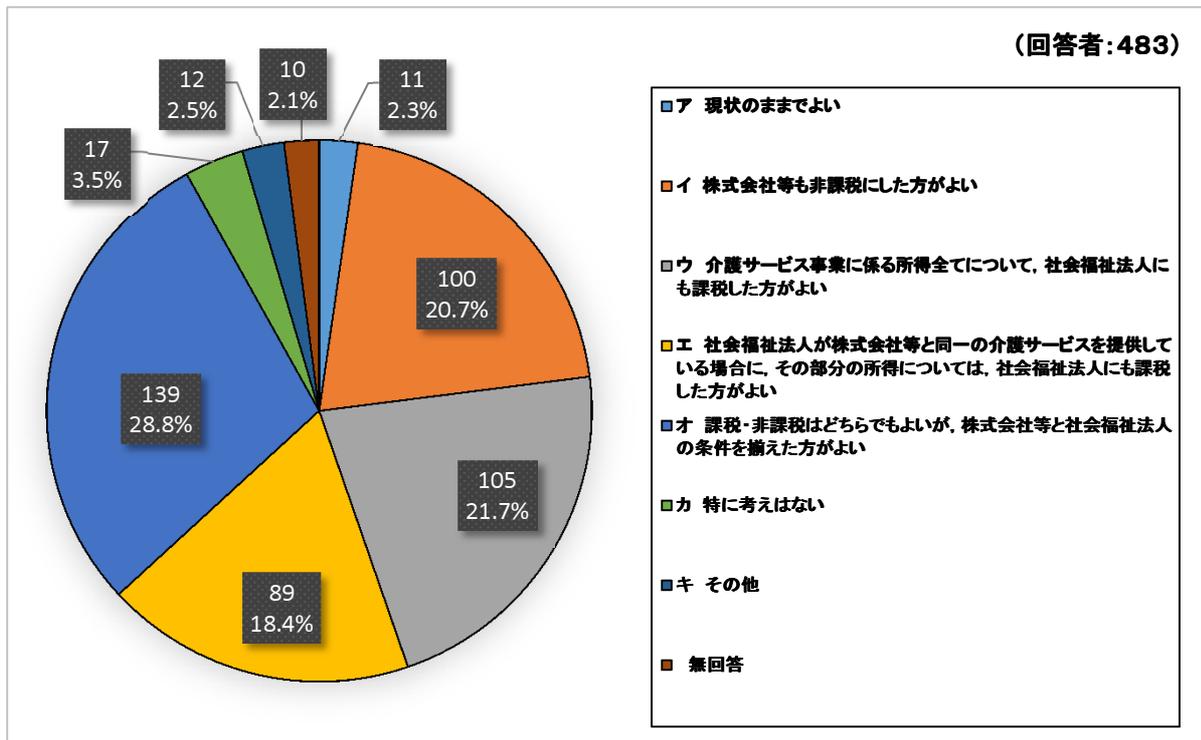


◎ 差異が設けられている制度の概要(回答者:67)

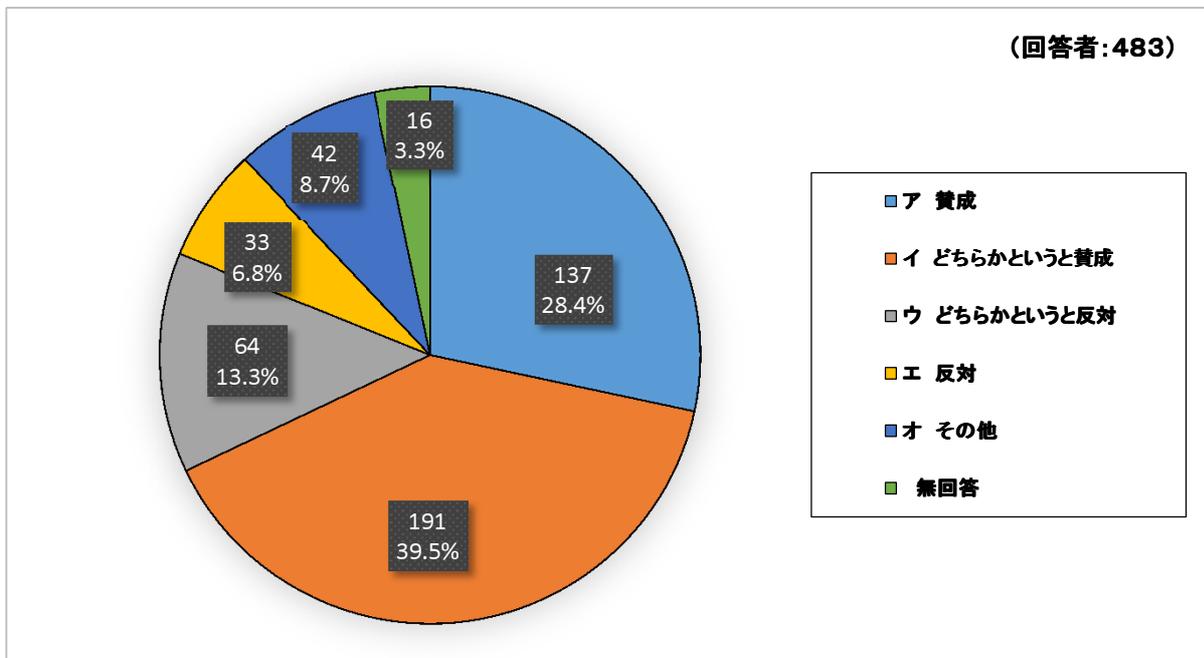
(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。
なお、自治体名については掲載していない。

- ・地域密着型サービス(例えば小規模多機能型居宅介護)への助成がNPO法人、社会福祉法人、医療法人等に限定されている。
- ・小規模多機能型居宅介護整備事業への助成が社会福祉法人、医療法人、NPO法人に限定されている。
- ・社会福祉法人は、独立行政法人医療福祉機構から低利で多額の融資が受けられる。
- ・福祉車両購入時の助成制度が社会福祉法人等に限定されている。
- ・社会福祉法人に限定して福祉車両の寄付が行われる。
- ・認知症カフェ等の運営補助金や助成金が社会福祉法人に限定されている。
- ・地域包括センター等の運営委託先が社会福祉法人や医療法人に限定されている。

問9 社会福祉法人は、介護サービス事業に係る法人税等が非課税とされていますが、一方で、株式会社等には法人税等が課税されることについて、貴社はどのようにお考えですか。（該当する選択肢1つに○印を付けてください。）

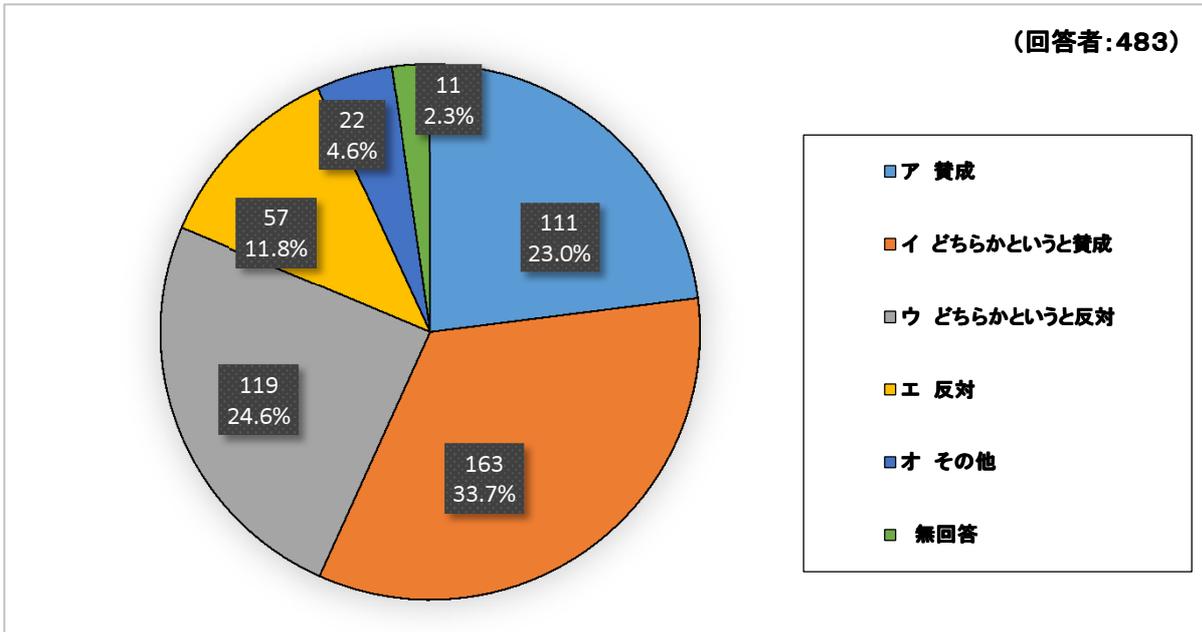


問10 一部の地方自治体では既に導入されていますが、株式会社等が社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業(いわゆる社福軽減事業)の提供者となることについて、貴社はどのようにお考えですか。（該当する選択肢1つに○印を付けてください。）

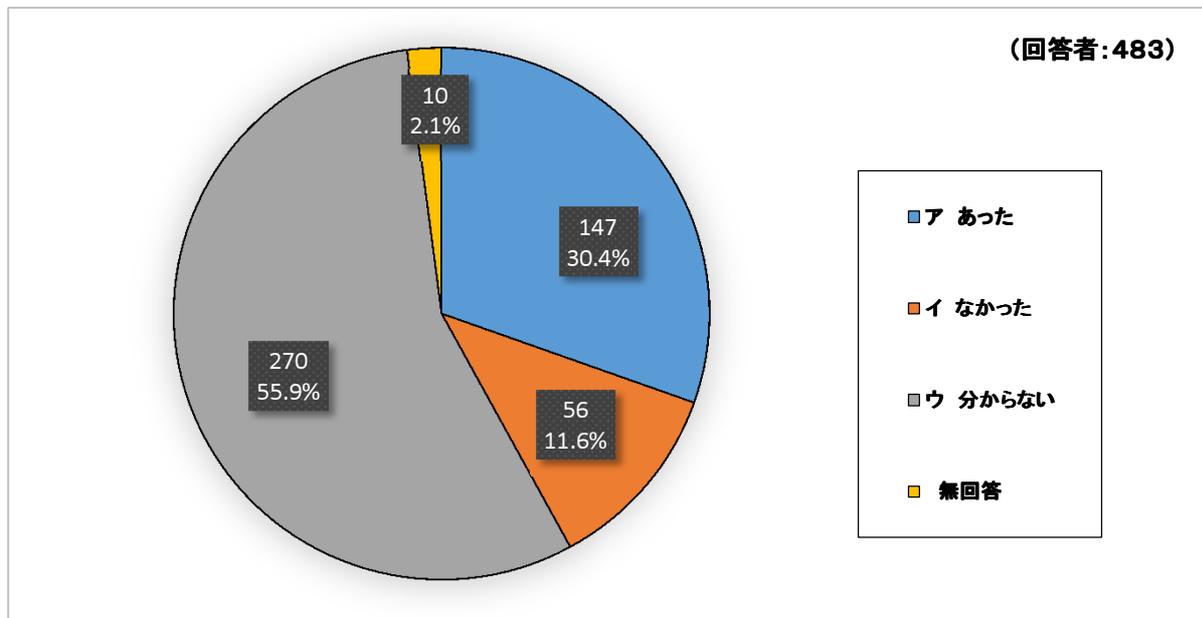


<介護サービス事業者の指定について>

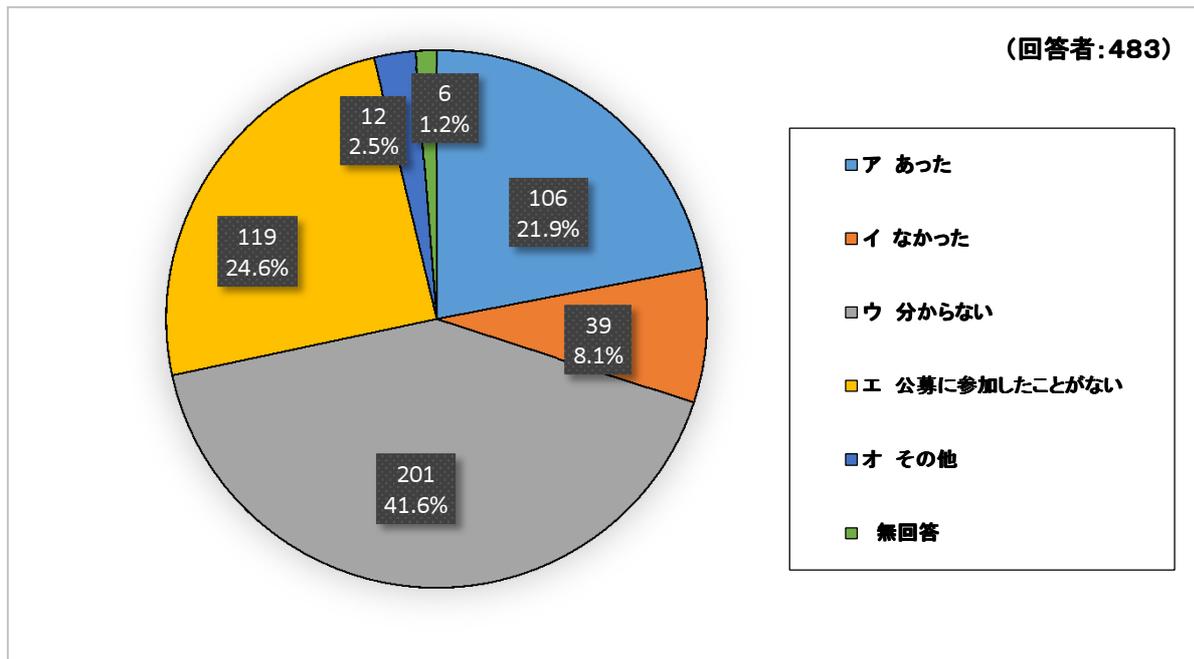
問11 介護サービス事業を行う事業所の指定に関して、介護保険事業計画等に定めた定員数を超えることになるなどの場合には、都道府県知事等はこれを行わないこと(いわゆる総量規制)ができるとされております。これについて貴社はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問12 地方自治体等が第6期(平成27年度から平成29年度)の介護保険事業計画等の策定に当たって、地域の事情に即して適切な介護のサービス量を見込んでいないと考えられる事例はありましたか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

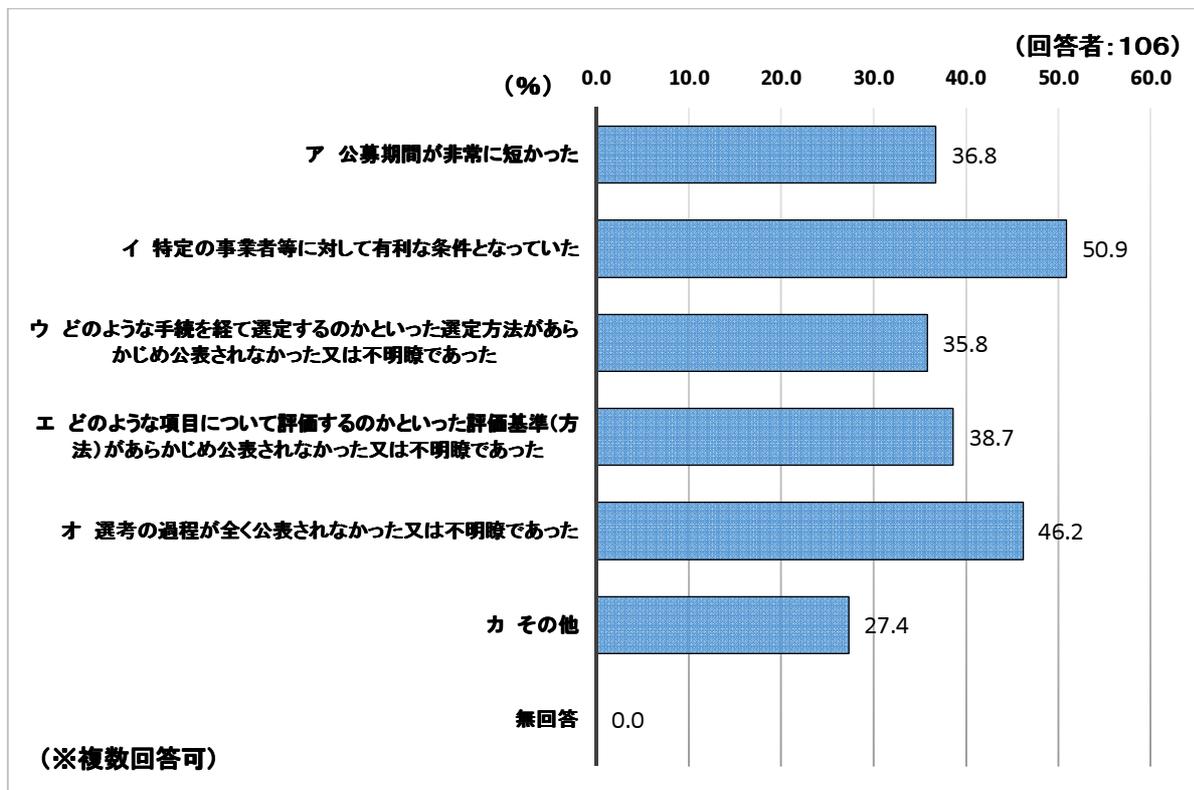


問13 地方自治体等が実施する介護サービス事業者の選定のための公募について、公正な方法で選考が行われていないと考えられる不適切な事例はありましたか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



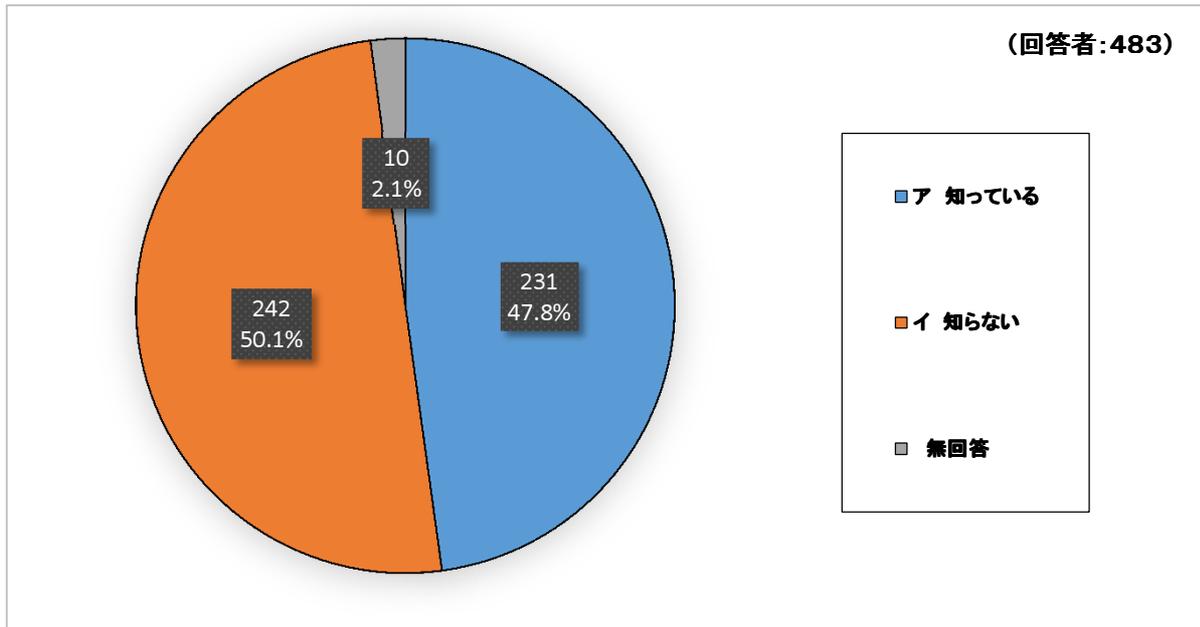
問14 問13でアと回答した方に伺います。貴社が不適切であると考えられる事例はどのような事例でしたか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問14は問13で「ア あった」を選択した者(106)に対する質問

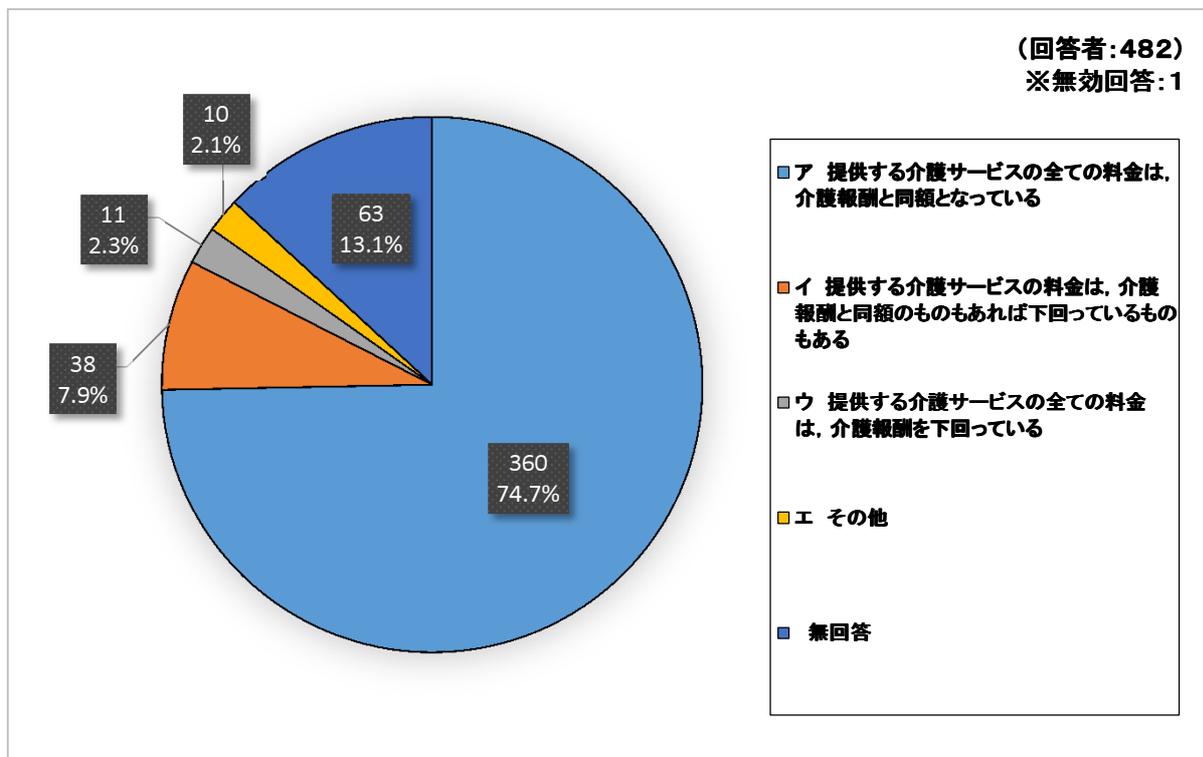


<介護サービス料金について>

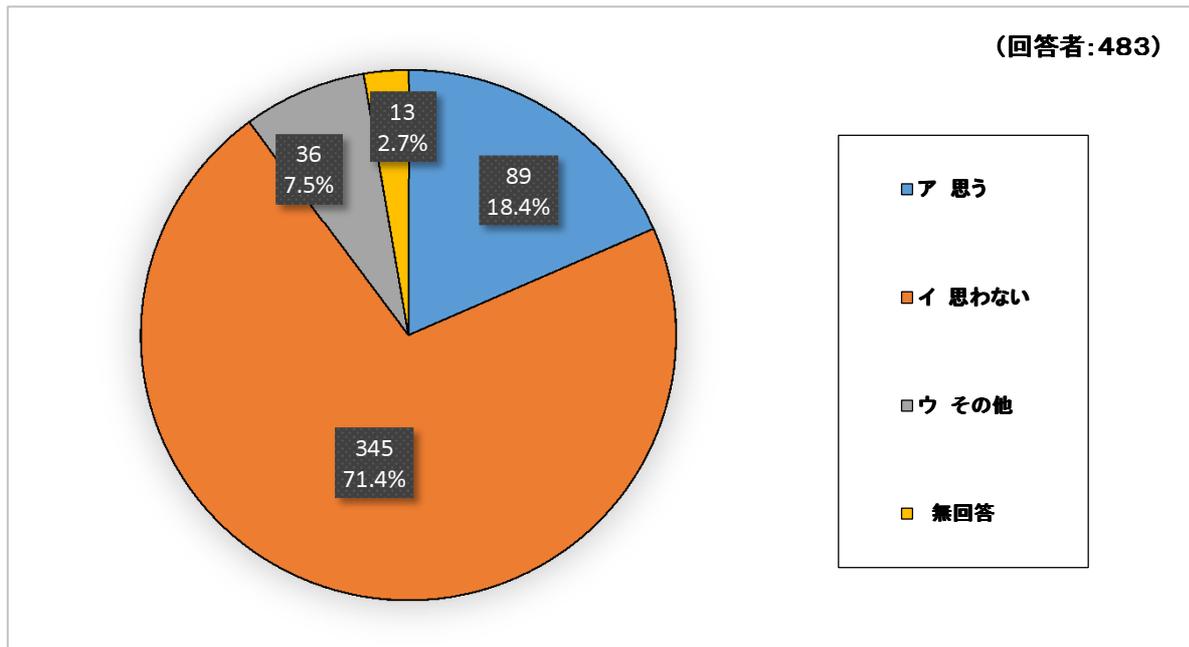
問15 貴社は、現行制度において、一部の介護サービスについて、介護報酬より低い料金で当該サービスを提供することが可能であることを知っていますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問16 現在、貴社が設定している介護サービスの料金は、介護報酬と比べてどの水準にありますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



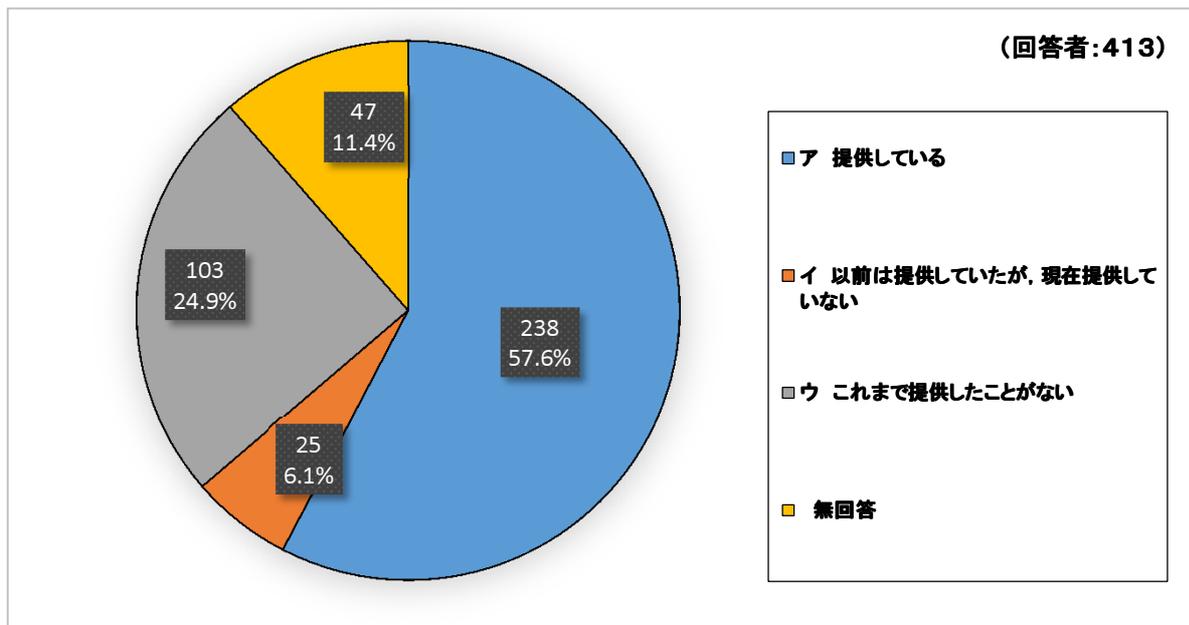
問17 仮に、介護報酬に占める個人負担の割合が、現在よりも大きくなった場合に、介護報酬を下回る料金での提供を検討する、又は値引き幅を拡大することを検討しようと思いませんか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



<保険外サービスについて>

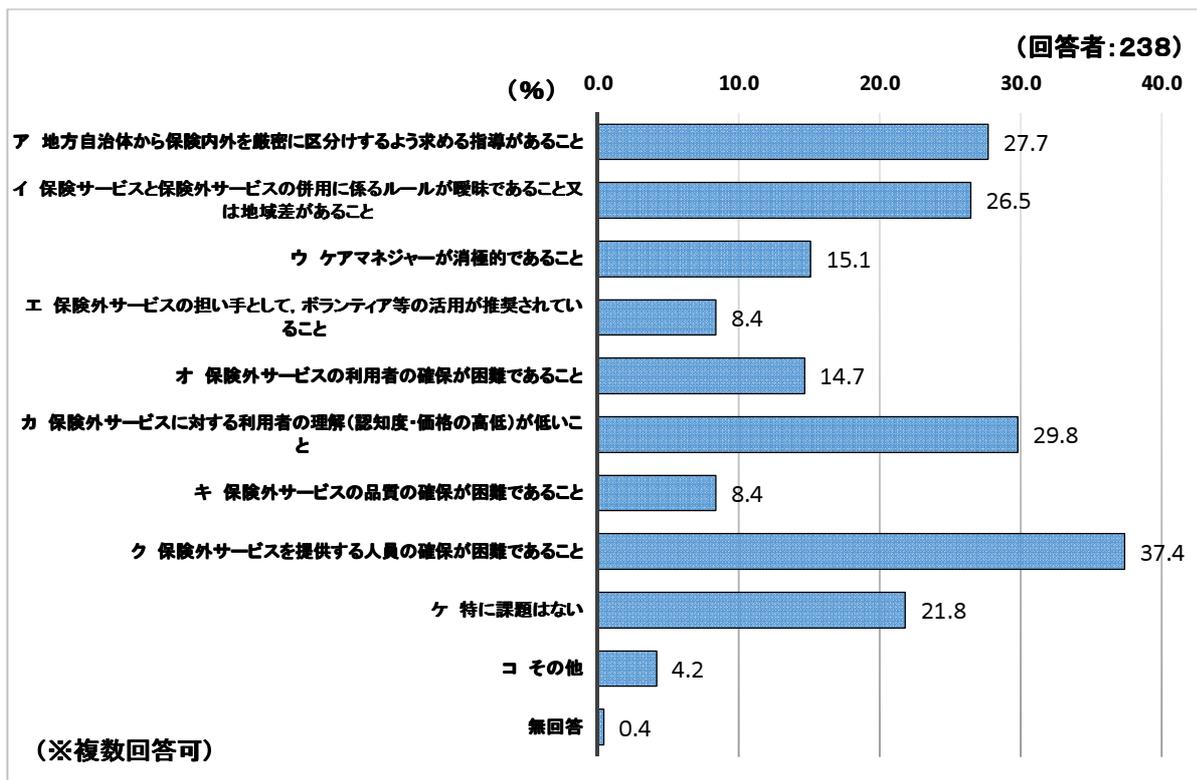
問18 貴社は、要介護者等を対象とした保険外サービスを提供していますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

※問18は居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く。)を提供している者(413)に対する質問



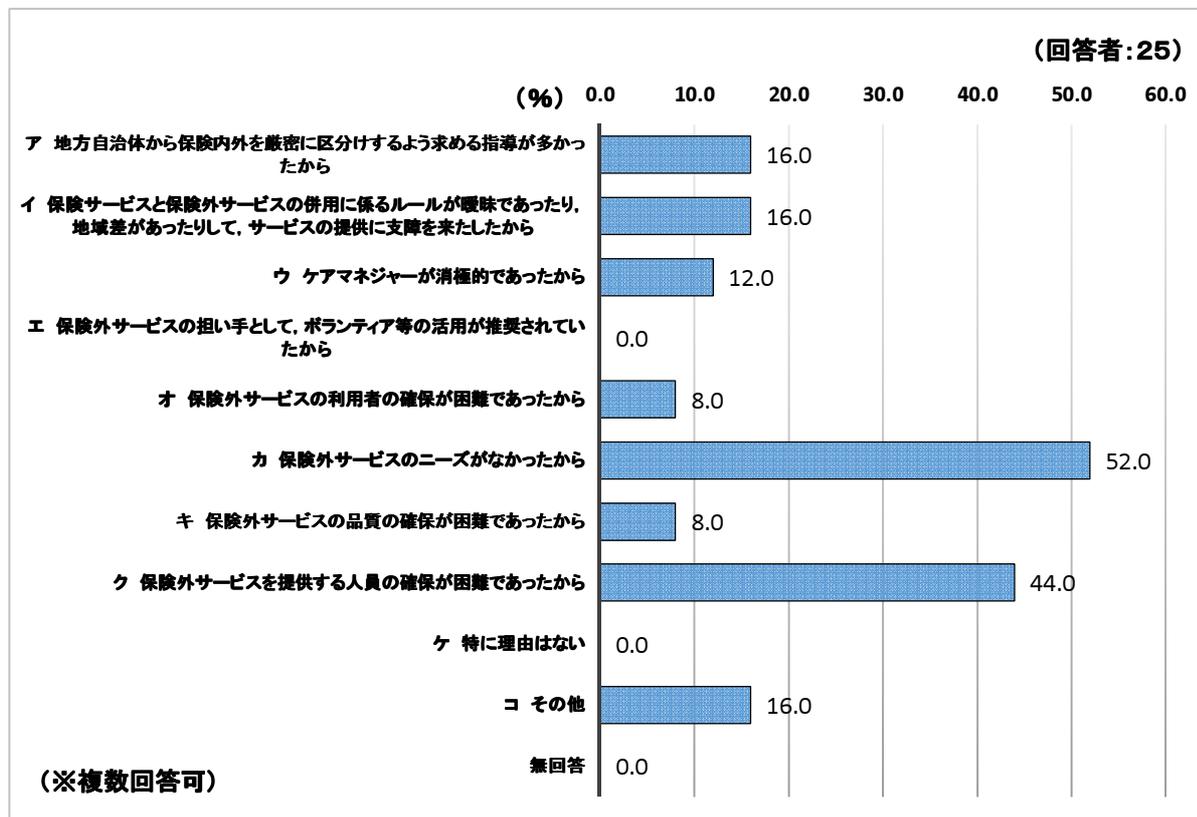
問19 問18でアと回答した方に伺います。貴社が保険外サービスを提供するに当たり、課題となっていることはありますか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問19は問18で「ア 提供している」を選択した者(238)に対する質問



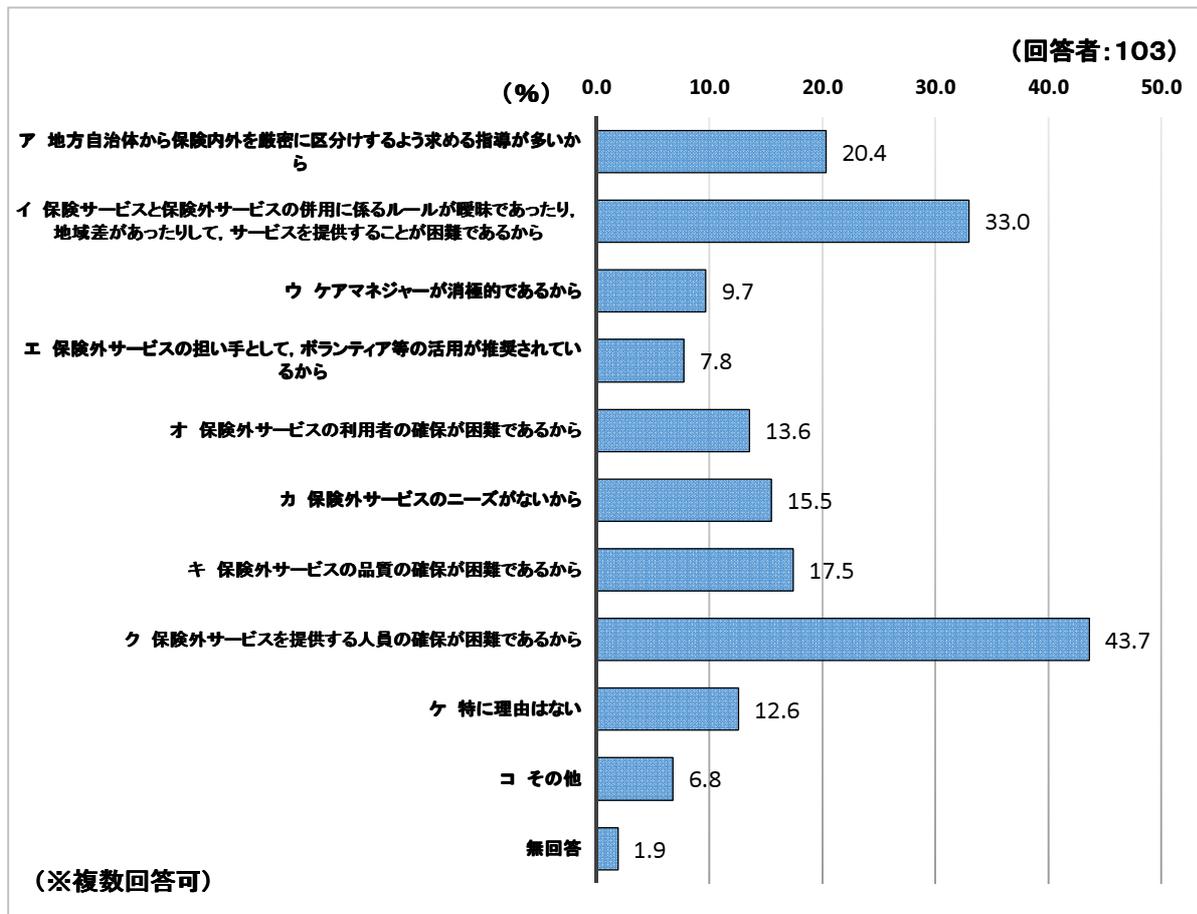
問20 問18でイと回答した方に伺います。貴社が保険外サービスの提供をやめたのはなぜですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問20は問18で「イ 以前は提供していたが、現在提供していない」を選択した者(25)に対する質問



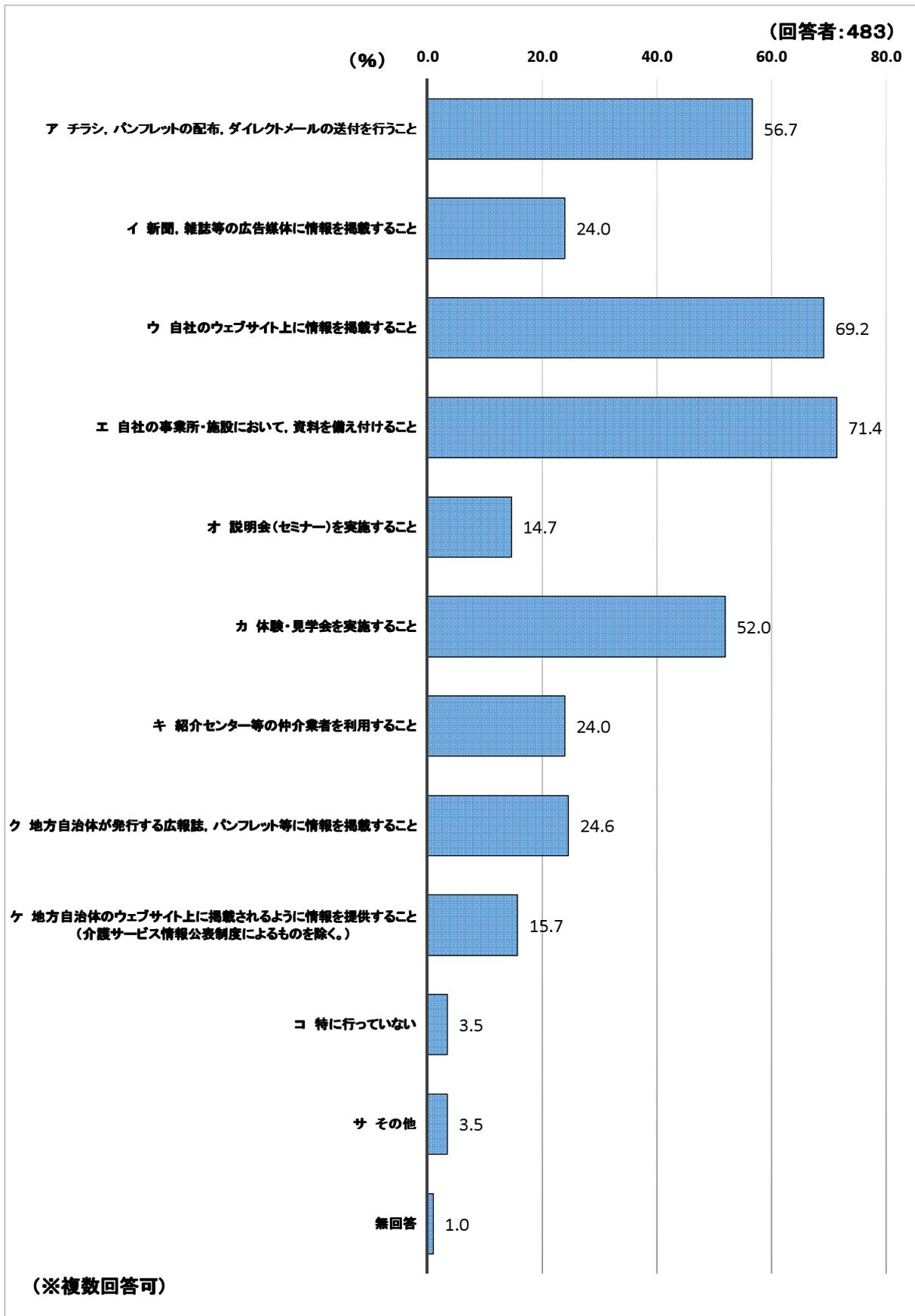
問21 問18でウと回答した方に伺います。貴社が保険外サービスを提供しないのはなぜですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問21は問18で「ウ これまで提供したことがない」を選択した者(103)に対する質問

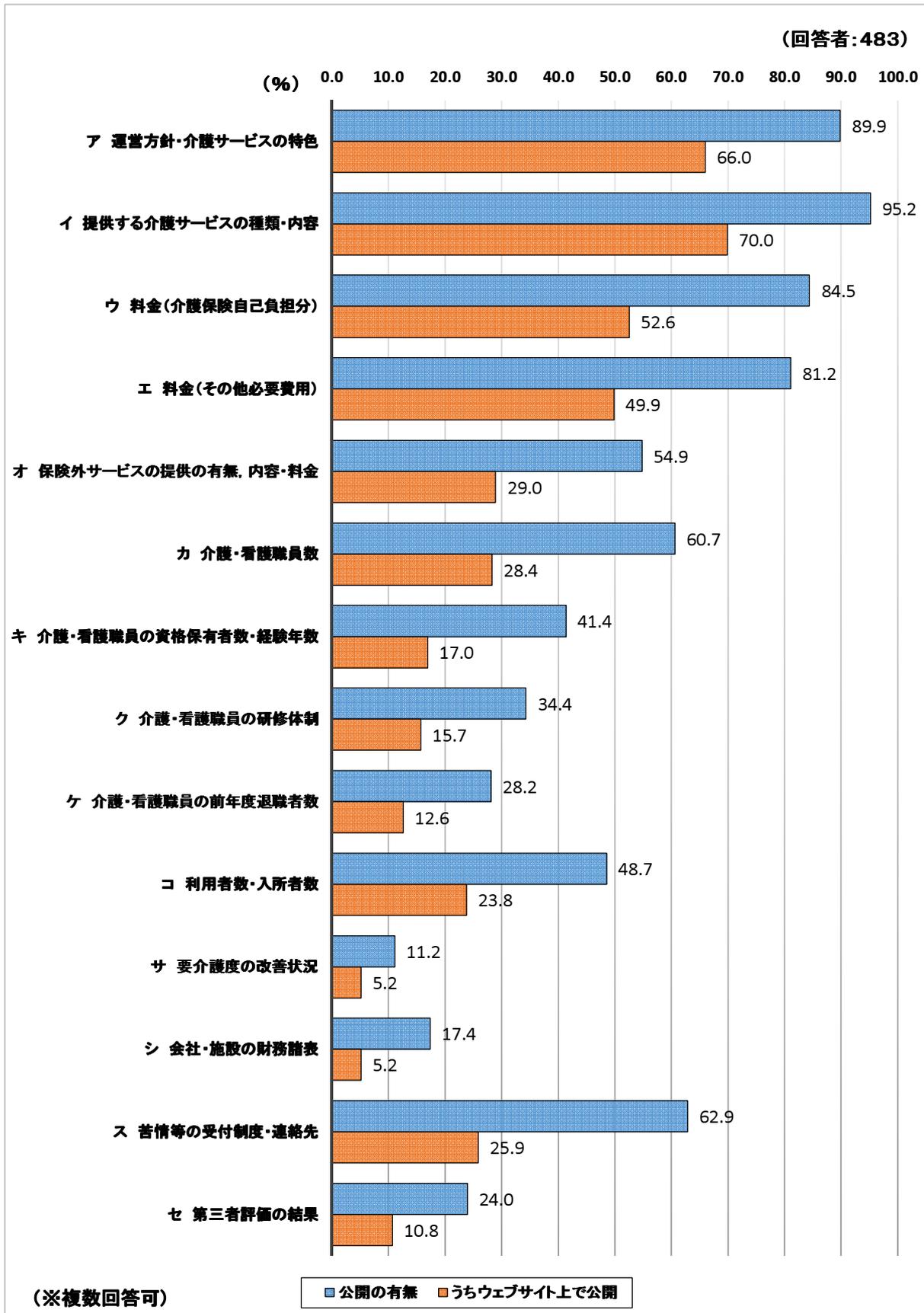


<情報公開について>

問22 介護サービスの提供に当たって、貴社はどのような方法で情報公開を行っていますか。
(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)



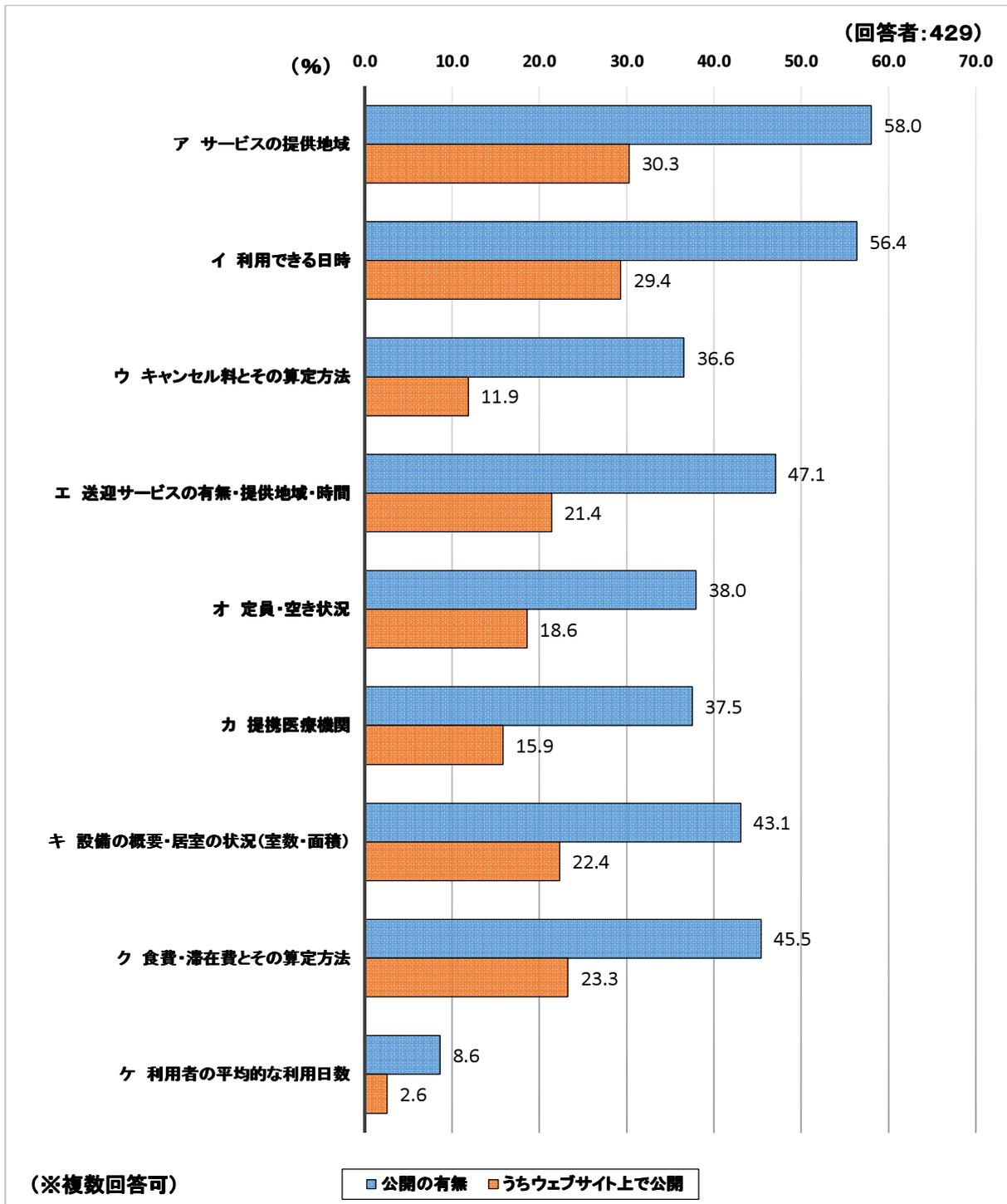
問23 貴社が提供する介護サービスについて、どのような内容の情報を公開していますか。次の一覧表に記載の情報内容について、貴社が公開している場合は「公開の有無」欄に○印を付けてください。また、公開している情報のうちウェブサイト上で公開している場合は「うちウェブサイト上で公開」欄にも○印を付けてください。



問24 居宅サービス又は地域密着型サービス(注)を提供している方に伺います。貴社が提供する介護サービスについて、どのような内容の情報を公開していますか。次の一覧表に記載の情報内容について、貴社が公開している場合は「公開の有無」欄に○印を付けてください。また、公開している情報のうちウェブサイト上で公開している場合は「うちウェブサイト上で公開」欄にも○印を付けてください。

※問24は居宅サービス又は地域密着型サービス(注)を提供している者(429)に対する質問

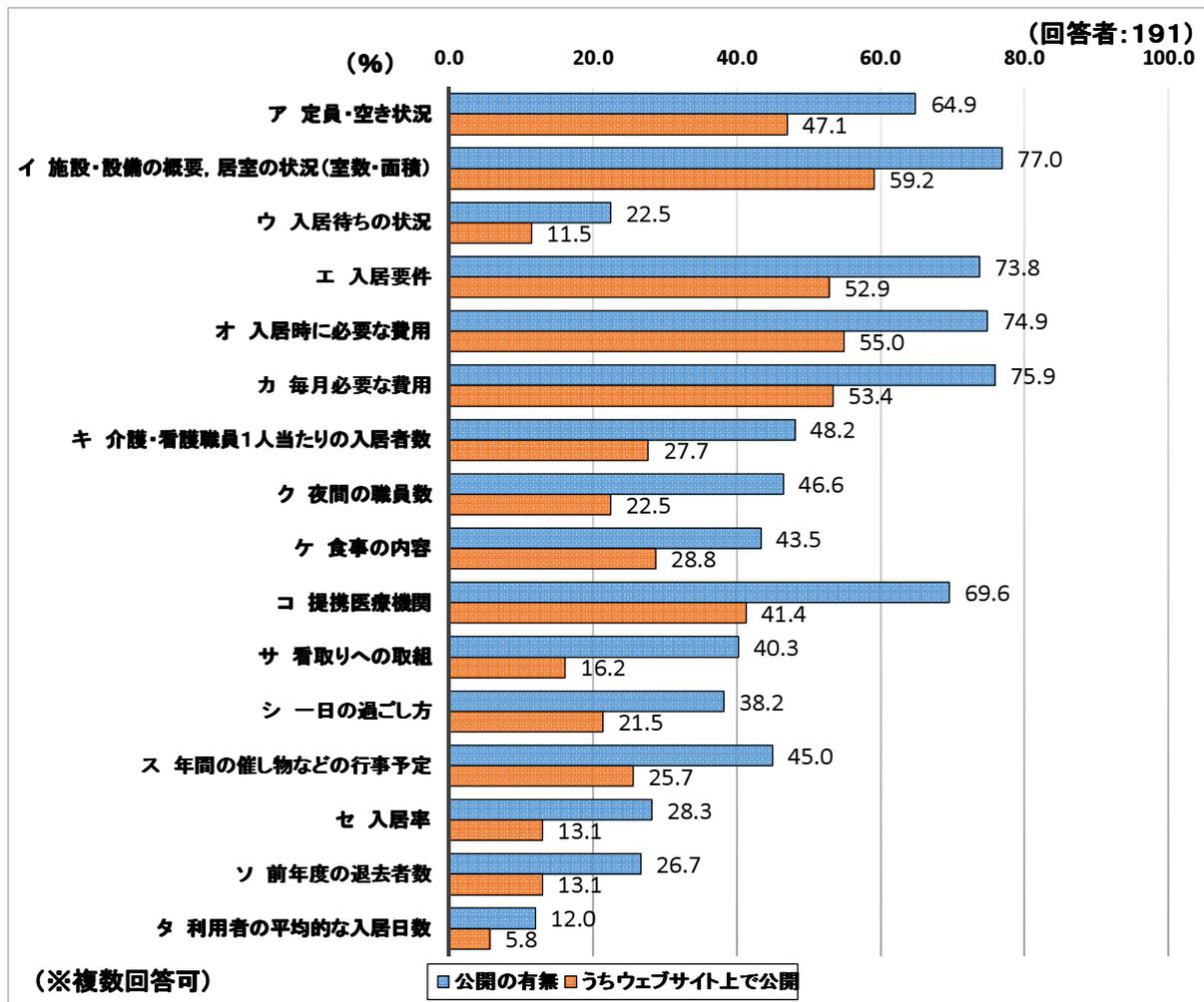
(注) 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除きます。



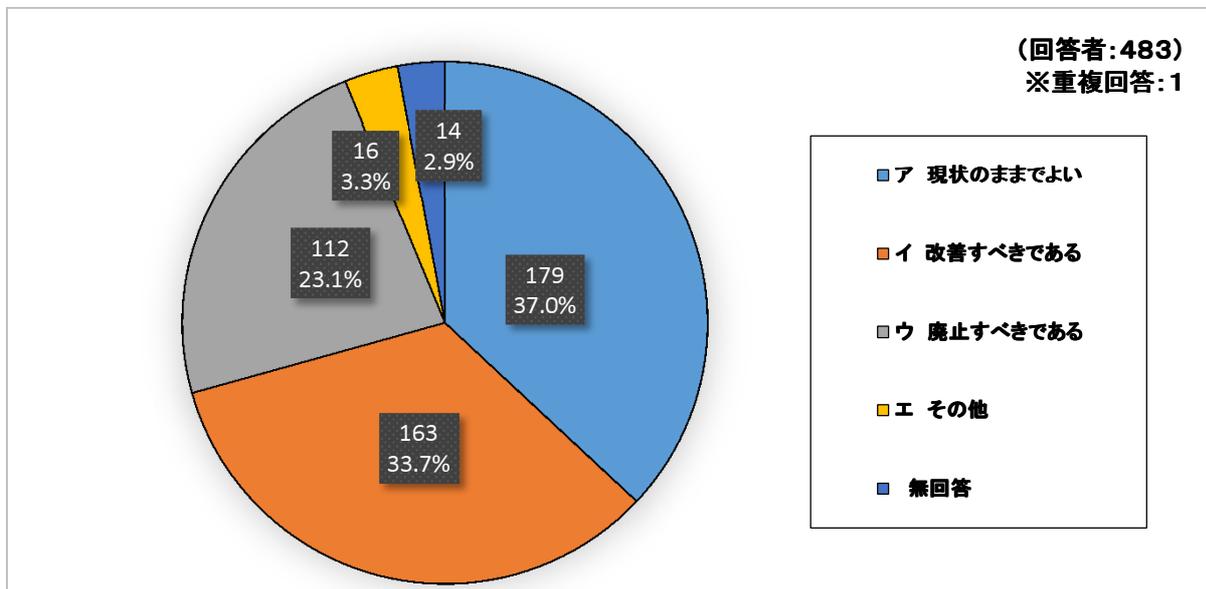
問25 居宅扱い施設介護(注)を提供している方に伺います。貴社が提供する介護サービスについて、どのような内容の情報を公開していますか。次の一覧表に記載の情報内容について、貴社が公開している場合は「公開の有無」欄に○印を付けてください。また、公開している情報のうちウェブサイト上で公開している場合は「うちウェブサイト上で公開」欄にも○印を付けてください。

※問25は居宅扱い施設介護(注)を提供している者(191)に対する質問

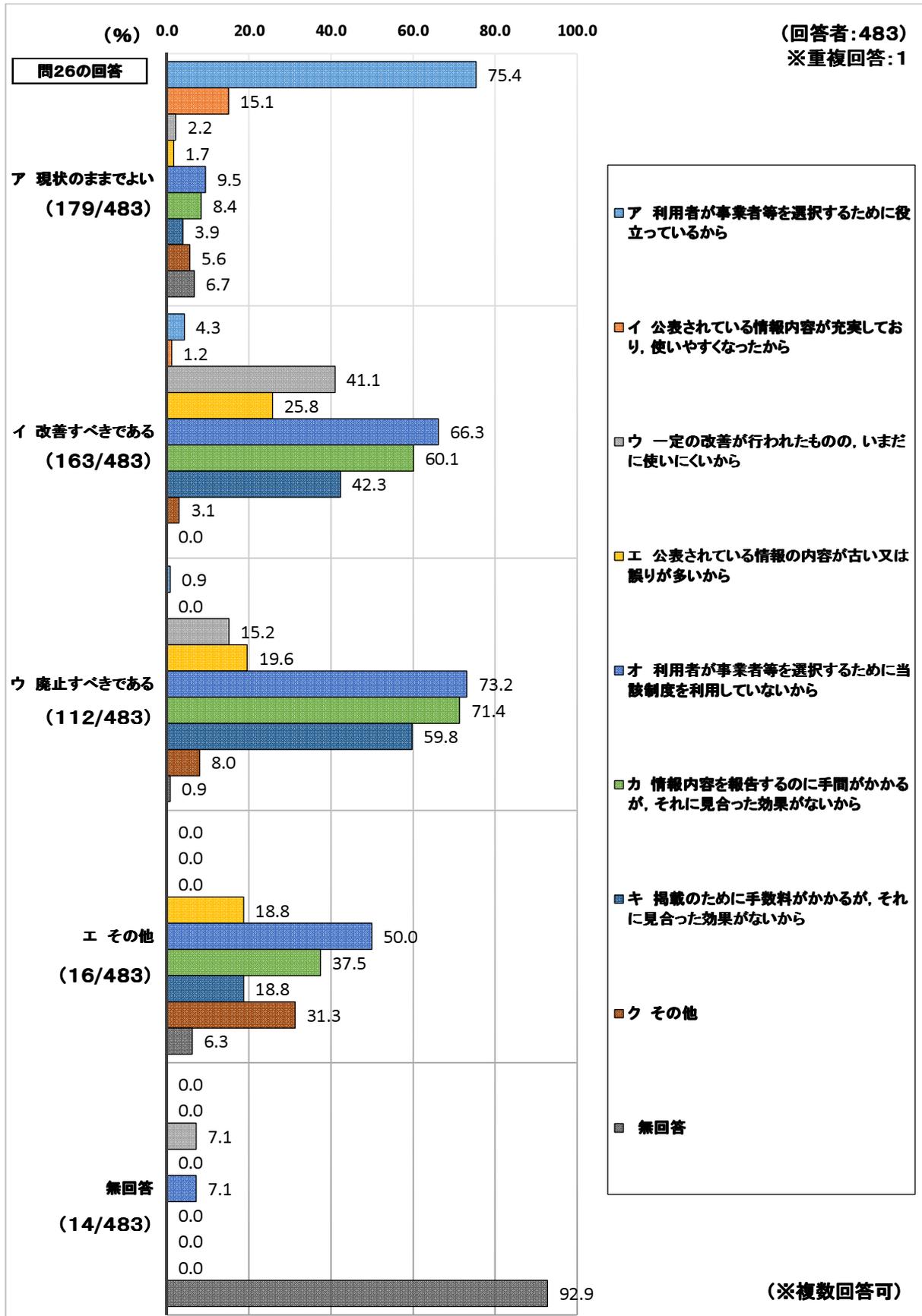
(注) 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のことをいいます。



問26 介護サービス情報公表制度について、貴社はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問27 問26の回答の理由について教えてください。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)また、当該制度について御意見等があれば記載してください。



◎ 介護サービス情報公表制度に係る意見等(回答者:57)

(注) 回答者から寄せられた意見を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【現状のままでよい】(回答者:8)

- ・同一基準で同じ種類の介護サービスを比較できるメリットがある。

【改善すべきである】(回答者:23)

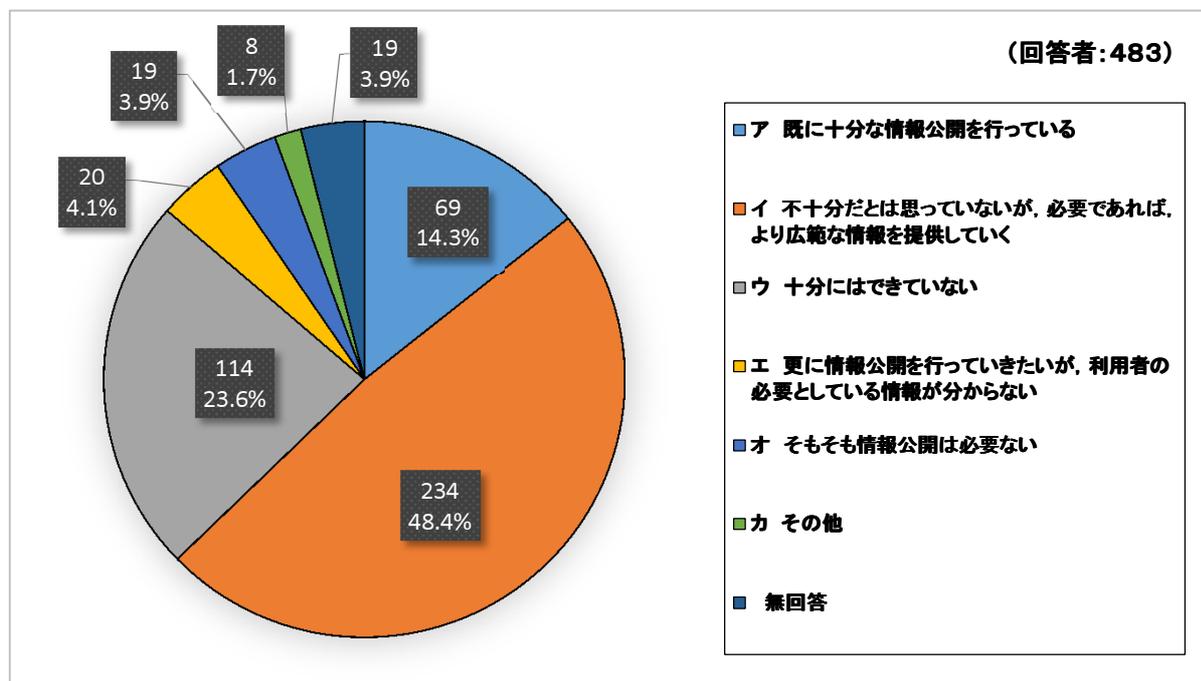
- ・利用者が必要としている情報は、事業者がどれだけ良質のサービスを提供しているのかという情報であるため、利用者の声や地域の評判など利用者にとって分かりやすい項目を増やすなどの改善してほしい。
- ・情報公表システムを見て事業所を選択する利用者は少ないと思う。利用者、家族等に向けて利用を促し、利用者の選択に結びつくような項目を設けてほしい。
- ・施設の概観、施設内の様子、職員等の写真を掲載した方がよい。
- ・利用者のサービス選択ツールというよりも事業者間での情報収集ツールになっている。
- ・誤った情報が掲載されていてもそのままになっている。
- ・公表等に係る手数料を事業者が支払わなければならないが、手数料は行政で負担してほしい。

【廃止すべきである】(回答者:22)

- ・義務化する必要はない。利用したい事業者が利用すればよいのではないか。
- ・利用者がほぼ利用していないにもかかわらず、費用負担と手間を事業者に押し付けるものであるため廃止すべきである。
- ・利用者はおそらく利用しておらず、古い情報を掲載しているため制度に疑問を感じる。
- ・費用負担が大きすぎる。

【その他/無回答】(回答者:4)

問28 現在の自社の情報公開の程度について、貴社はどのような認識をお持ちですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



<第三者評価について>

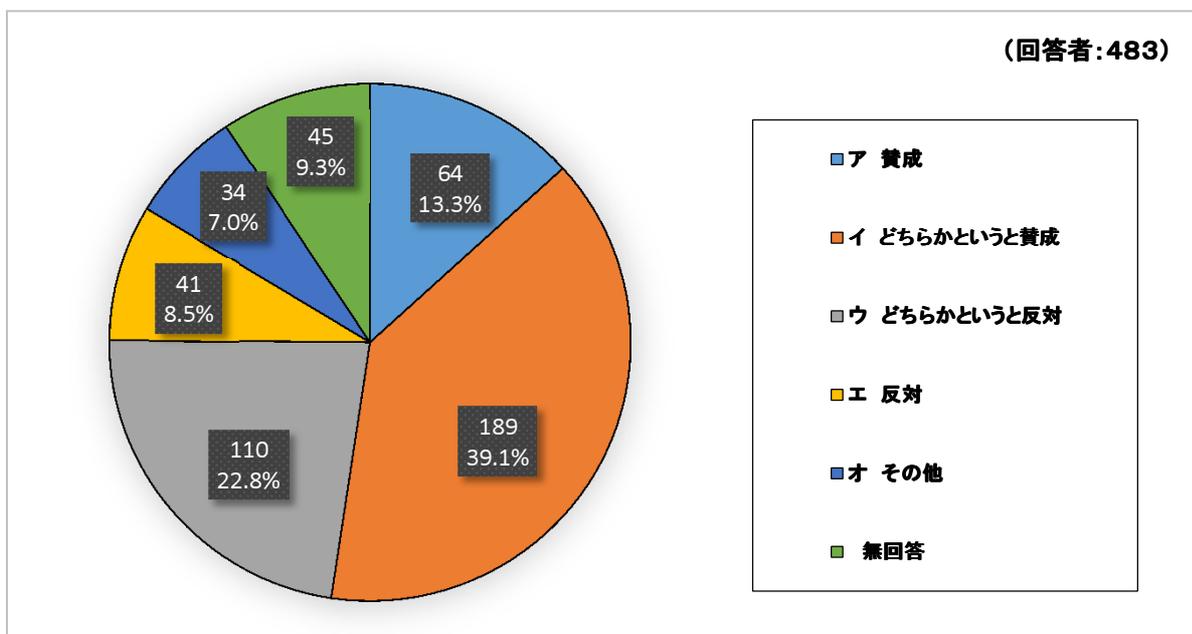
問29 平成25年度から平成27年度までの各年度末時点(平成27年度については平成27年12月末時点)における貴社の第三者評価の受審実績について、下表に記載してください。

◎第三者評価を受審した事業者数(回答者:483)

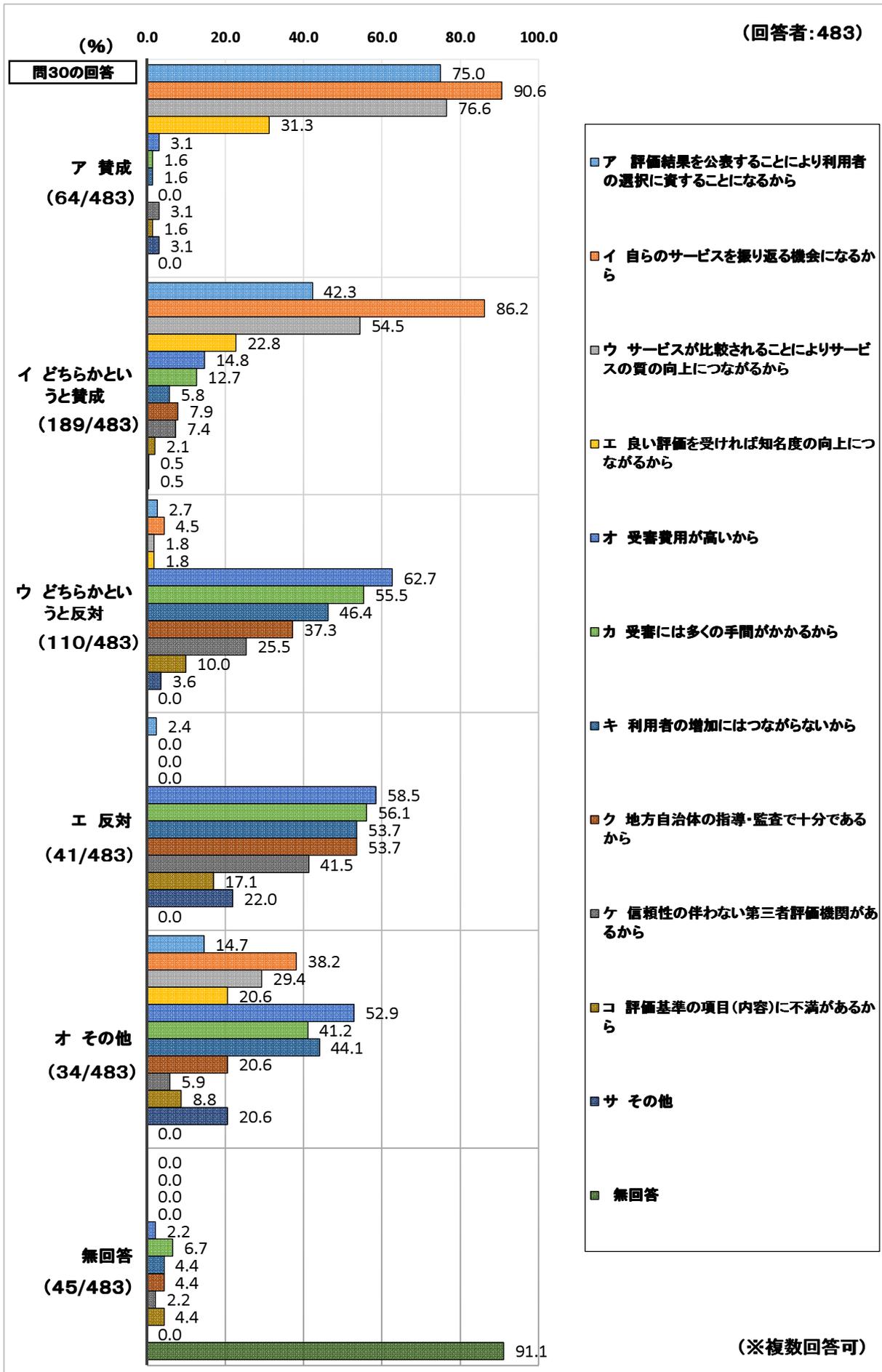
	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (12月まで)
居宅サービス	172件/71社	179件/75社	176件/72社
うち介護付き 有料老人ホーム	46件/22社	31件/19社	30件/17社

(注) 地域密着型サービスの受審数は含みません。

問30 介護サービスに対する第三者評価の受審を推進することについて、貴社はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



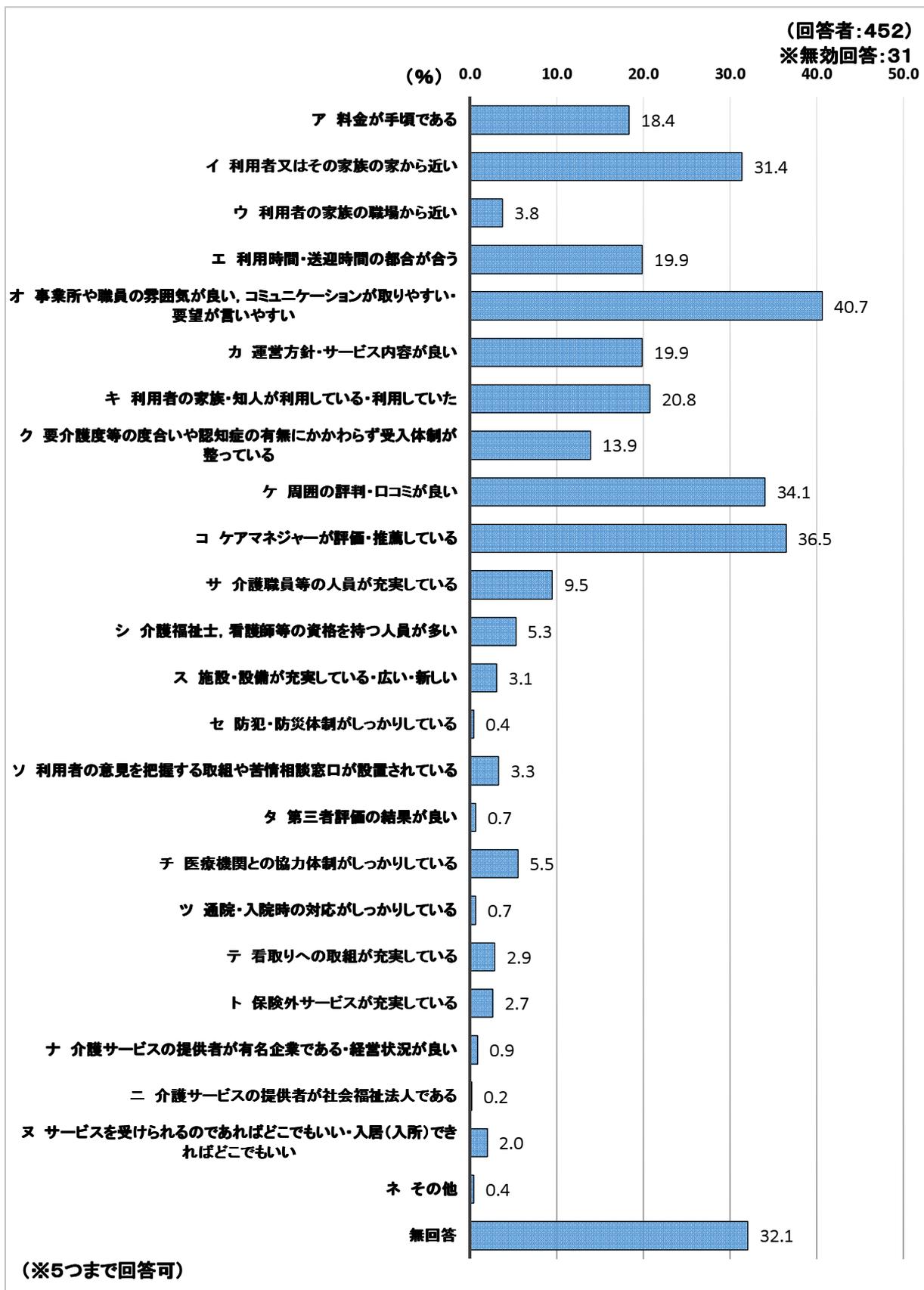
問31 問30の回答の理由について教えてください。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)



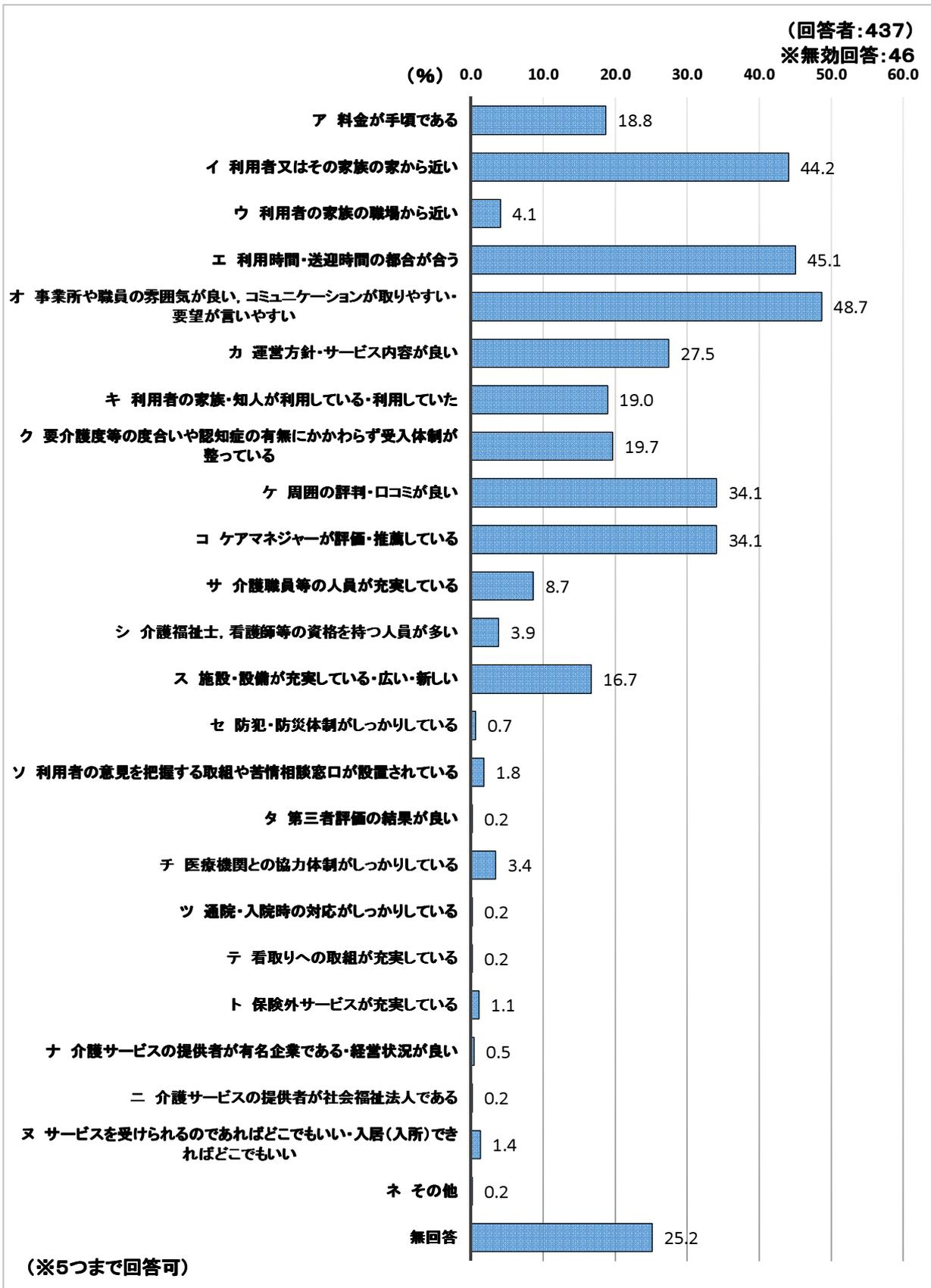
<利用者の介護サービス事業者の選択について>

問32 貴社は、利用者は介護サービス事業者の選択に当たってどのような条件を重視しているとお考えですか。(下表の介護サービスの種別ごとに、特に重視していると考えられる条件を以下の記号の中から5つ選択して回答欄に記載してください。5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)

【訪問系】

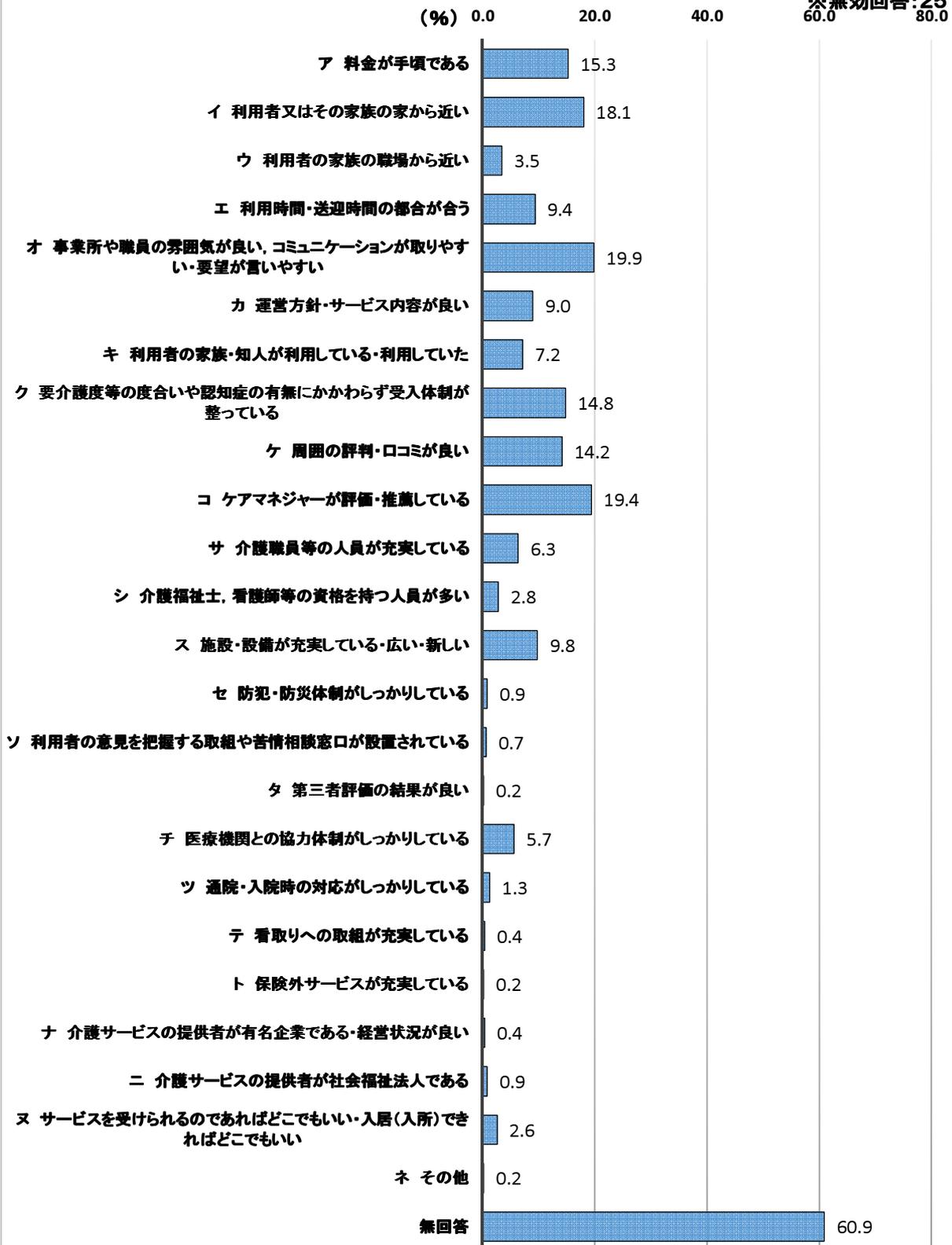


【通所系】



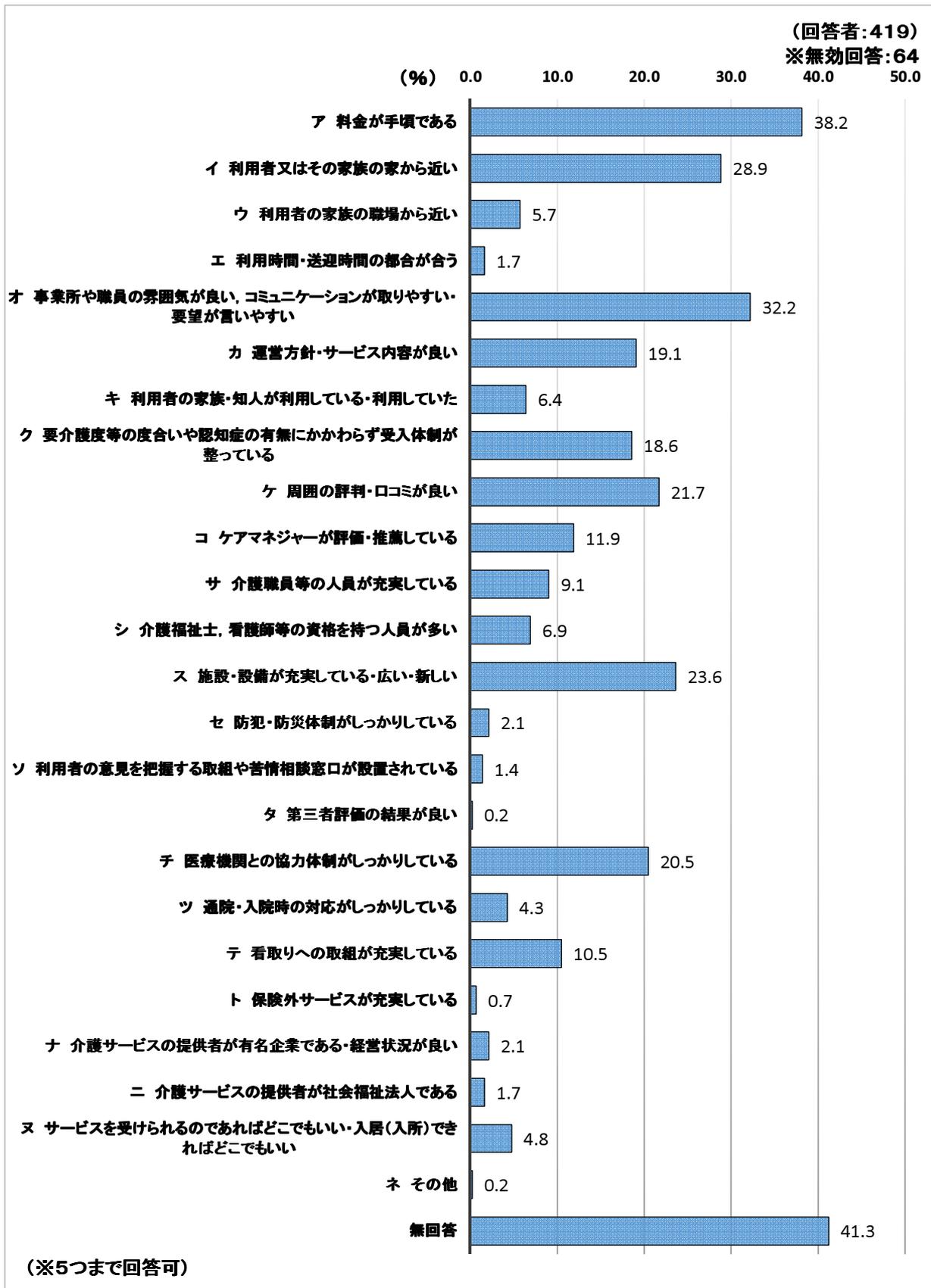
【短期滞在系】

(回答者:458)
 ※無効回答:25
 60.0 80.0

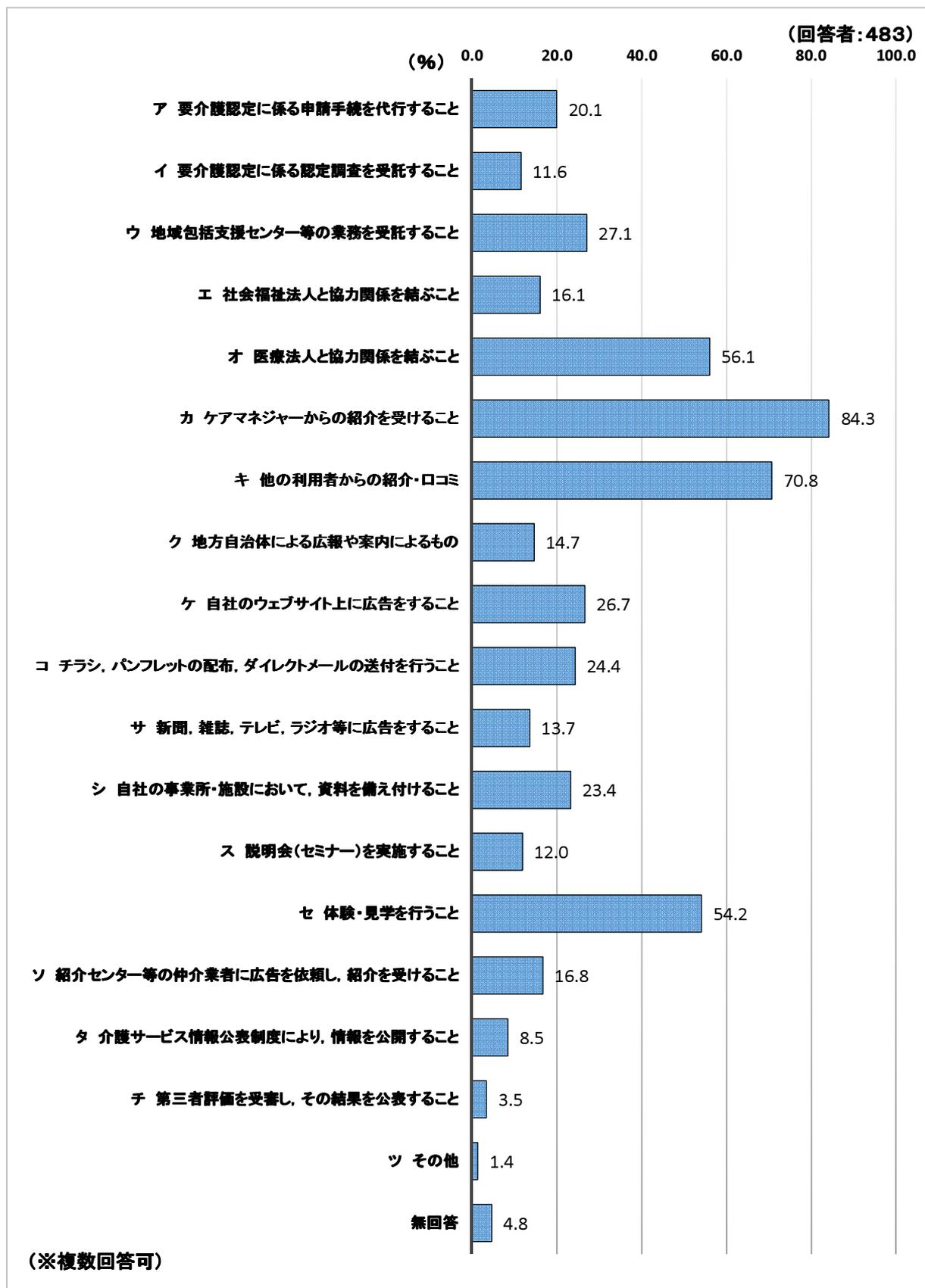


(※5つまで回答可)

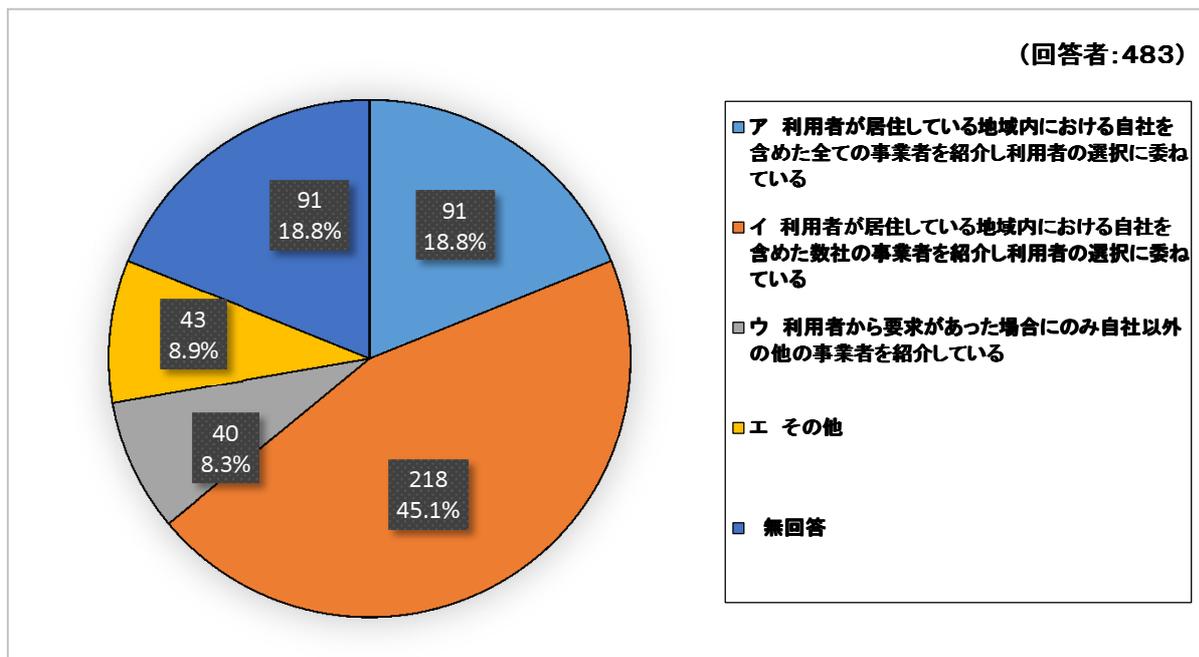
【居住系(施設系を含む。)】



問33 貴社が利用者を獲得するに当たって、効果的な手段であると考える手段はどのようなものですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

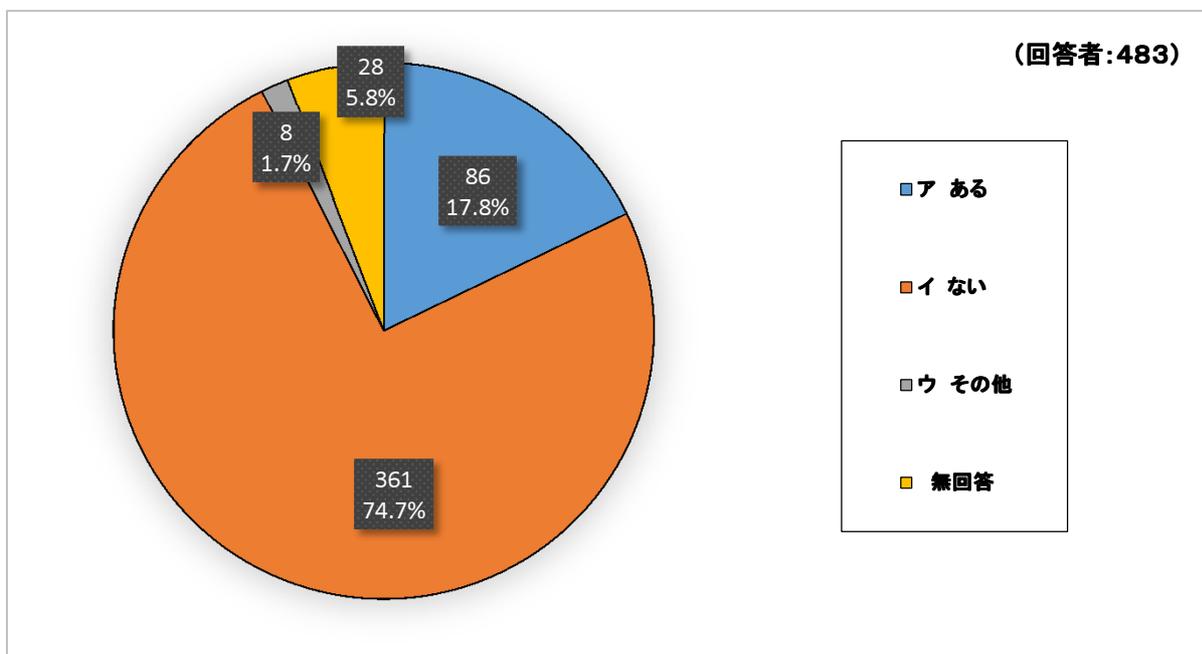


問34 居宅サービス計画(ケアプラン)作成に当たって、貴社のケアマネジャーは、利用者に対して、利用者の居住地において介護サービスを提供している事業者の情報をどのような形で紹介していますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



<利用者の株式会社等に対する認識について>

問35 一部の利用者から、社会福祉法人が提供する介護サービスの方がサービスの質が良く、安心感があるという声を聞きますが、貴社が介護サービスを提供するに当たって、このような利用者の認識を感じることはありますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)また、「ア」を選択した場合に、利用者の認識を変えるための対策を講じていれば、その内容を記載してください。



◎ 利用者の認識を変えるための対策(回答者:45)

(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

- ・社会福祉法人では提供していないサービスを提供したり、高い質のサービスを提供したりするよう努力し、差別化を図っている。
- ・営利法人ならではの高い質のサービスをアピールしている。
- ・サービスの質を高めて顧客満足度を上げることにより、口コミで好評を伝えてもらうようにし、それにより、作られた社会福祉法人のイメージに対抗するようにしている。
- ・社会福祉法人が受入れを控える方も積極的に受け入れるようにしている。
- ・特別養護老人ホームへの入所を断られた認知症高齢者を積極的に受け入れて、ターミナルケアを実施している。
- ・医療法人グループであることを広報し、安心感を得る努力をしている。

<特別養護老人ホームの待機者問題について>

問36 特別養護老人ホームへの入所を待つ待機者数(入所申込者数)は、約52万人にも上っている(平成26年3月集計時点)とのことですが、このように数多くの待機者が発生する要因について、どのようにお考えでしょうか。

◎ 特別養護老人ホームへの入所を待つ待機者が発生する要因(回答者:320, 複数回答可)

(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

・ 特別養護老人ホームの利用料金が他の施設と比べて低い(補足給付が利用できることを含む。)	138
・ 特別養護老人ホームの不足	57
・ 介護人材の不足	31
・ 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加	30
・ 核家族化の進展, 高齢者夫婦世帯や独居高齢者の増加に伴う家族介護力の低下	27
・ 在宅生活を維持するためのサービス(地域密着型サービス等)や支援体制の不足	24
・ 代替施設の不足(料金が低いことを含む。)	23
・ 在宅生活を継続するための費用や労力が過大	15
・ 特別養護老人ホームの認知度が他の介護サービスと比べて高い	15
・ 社会福祉法人が運営しているという安心感(固定観念を含む。)がある	13
・ ケアマネジャーや医療機関による安直な特別養護老人ホームの紹介	11
・ 特別養護老人ホームは、「終の棲家」として認識されている	8
・ 特別養護老人ホームの設置主体の規制	8
・ 都市部への人口集中	6
・ 地方自治体の財政的な制約	6
・ 利用者の家族が施設への入所を希望	5
・ 都市部の土地不足・地価高騰	5
・ 正しい情報提供がなされていない(特別養護老人ホーム以外の施設は料金が低いなど)	5

※上記のほか、次のとおりそもそも待機者数約52万人という数字に信憑性がないという意見があった。

・ 複数の特別養護老人ホームに重複して申し込む人がいる	33
・ 入所の必要性が低いにもかかわらず、取りあえず申込みをしただけの人がある	24
・ 待機者数については地域差があり、ほとんどいない地域もある	12
・ 別の特別養護老人ホームに入所したり、入院したり、死亡したりしても待機者として計上されたままになっている	5

<介護離職問題について>

問37 現在、介護離職の問題が社会的に大きく取り上げられていますが、この問題を解決していくために、どのような取組が有効であるとお考えでしょうか。

◎ 介護離職の解決のための有効な取組(回答者:337, 複数回答可)

(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

①家族介護者の離職対策	
・ 居宅サービス・地域密着型サービスの充実・積極的な利用	28
・ 施設サービスの充実・積極的な利用	23
・ フレックスタイム制等を利用した働き方の多様化や長時間労働の是正	11
・ 介護休暇の取得や復職がしやすい職場環境の醸成	11
・ 利用限度額の引上げ等による介護サービスの利便性の向上	11
・ 相談窓口(地域包括支援センター等)の充実・周知	9
・ 地域コミュニティにおける支え合い	9
・ 各種介護サービスの内容、利用方法等の周知	7
・ 離職対策を講じる企業への支援・助成	7
・ 介護保険制度、介護休暇制度等の周知	7
・ 介護保険制度の簡略化や参入規制の撤廃といった制度の見直し	7
・ 地域包括ケアシステムの推進	5
・ 企業における従業員への研修等による介護休暇制度等の啓蒙・啓発	5
・ 国の公費投入による財源の確保	5
②介護職員の離職対策	
・ 介護職員の処遇改善	159
・ 介護報酬や加算制度の見直しによる介護サービス事業者の経営安定	95
・ マスコミによる正しい報道やイメージアップによる介護職の地位向上	43
・ 介護職員の労働環境の改善(人員配置基準の見直しを含む。)	38
・ 介護職員への研修の充実・キャリアアップ	23
・ 外国人(介護人材)の積極的な就労	17
・ 若年層(将来の介護職員候補)への教育・支援	13
・ 介護ロボットの導入や普及に向けた助成	9
・ 労使間・職場内での密なコミュニケーション	8
・ 高齢者の積極的な活用	6
・ 国による補助金の交付等の支援	6
・ 書類対応等の事務の簡素化による労働力の確保	4

<その他>

問38 介護分野における規制や取引慣行等についての御意見・改善要望等がありましたら、御自由にお書きください。

◎ 介護分野に係る御意見・改善要望等(回答者:118, 複数回答可)

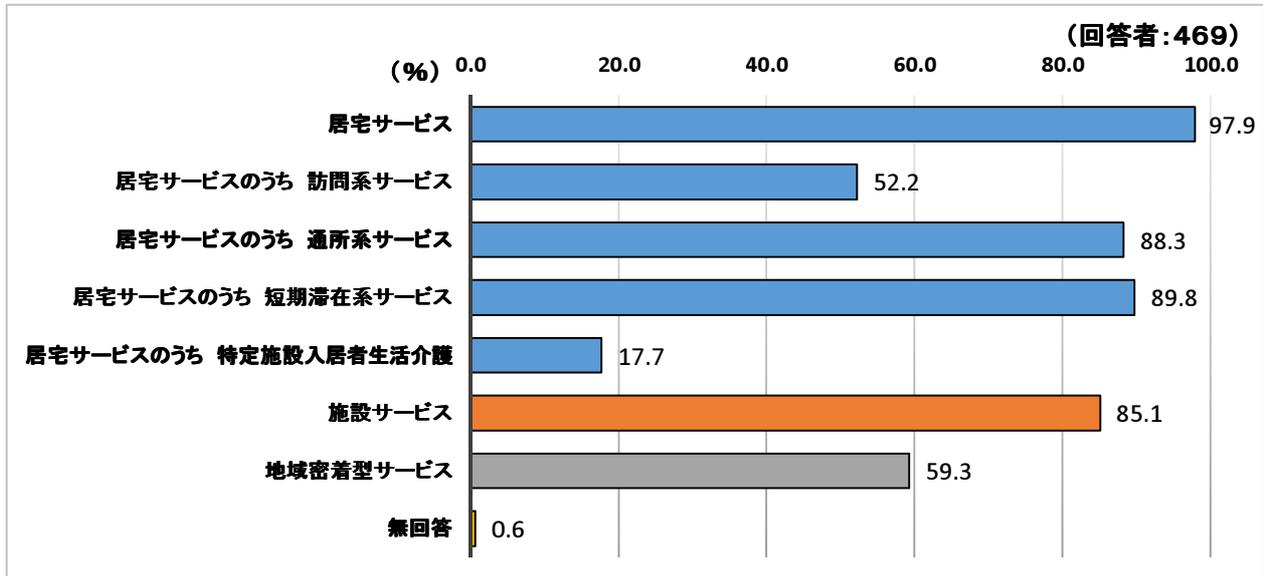
(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

・ 介護報酬や加算制度の改善	21
・ 介護職員の処遇改善	19
・ 事業運営に支障を来たす行き過ぎたローカルルールの改善	13
・ 指定基準(人員配置基準等)の緩和	11
・ 書類対応等の事務の簡素化による労働力の確保	11
・ 介護報酬や加算制度の見直しによる介護サービス事業者の経営安定	10
・ 税制における社会福祉法人との公平性の確保	10
・ ケアマネジャーが独立・中立の立場で仕事ができる制度の構築	6
・ 介護保険制度・基準等の単純化・簡略化	5
・ 保険外サービスの充実	5
・ 補助制度における社会福祉法人との公平性の確保	4
・ 財源の確保	4

アンケート結果【社会福祉法人】

＜回答者の属性＞

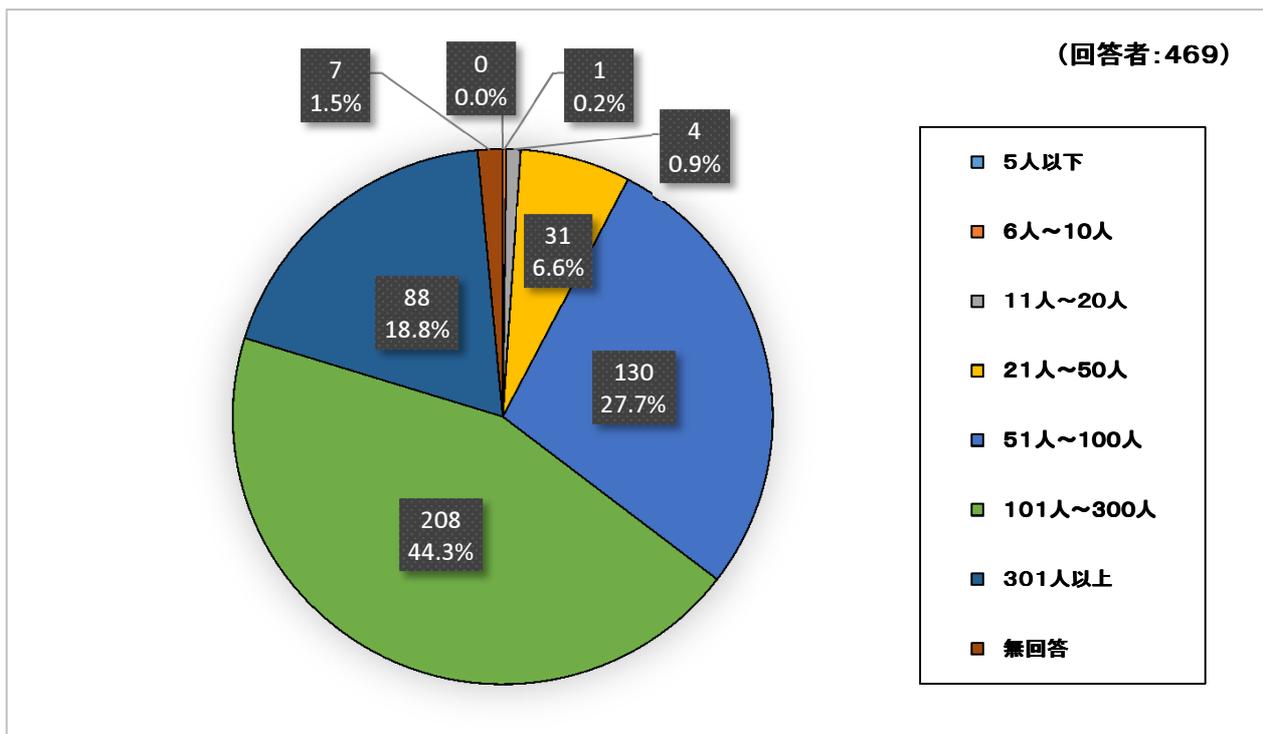
【実施している介護サービス】



※各サービスの定義は下表のとおり。

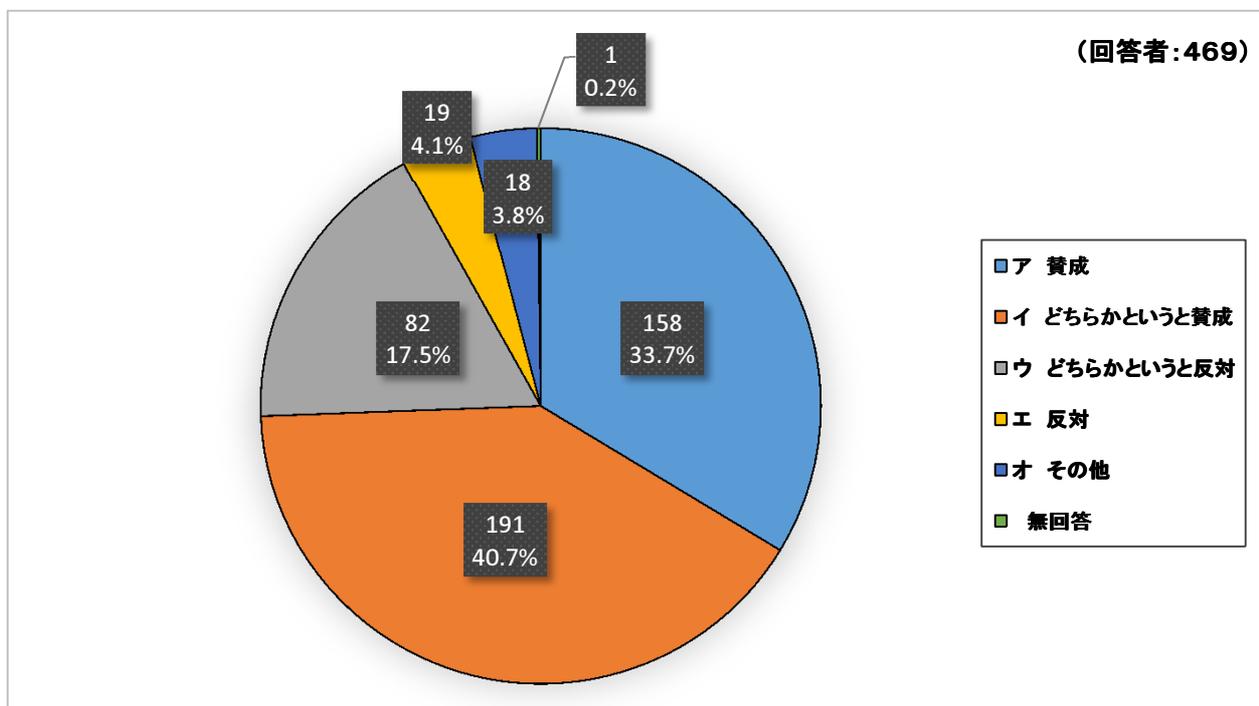
名称	定義
訪問系サービス	居宅サービスのうち訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導をいう。
通所系サービス	居宅サービスのうち通所介護及び通所リハビリテーションをいう。
短期滞在系サービス	居宅サービスのうち短期入所生活介護及び短期入所療養介護をいう。

【従業員数の内訳】

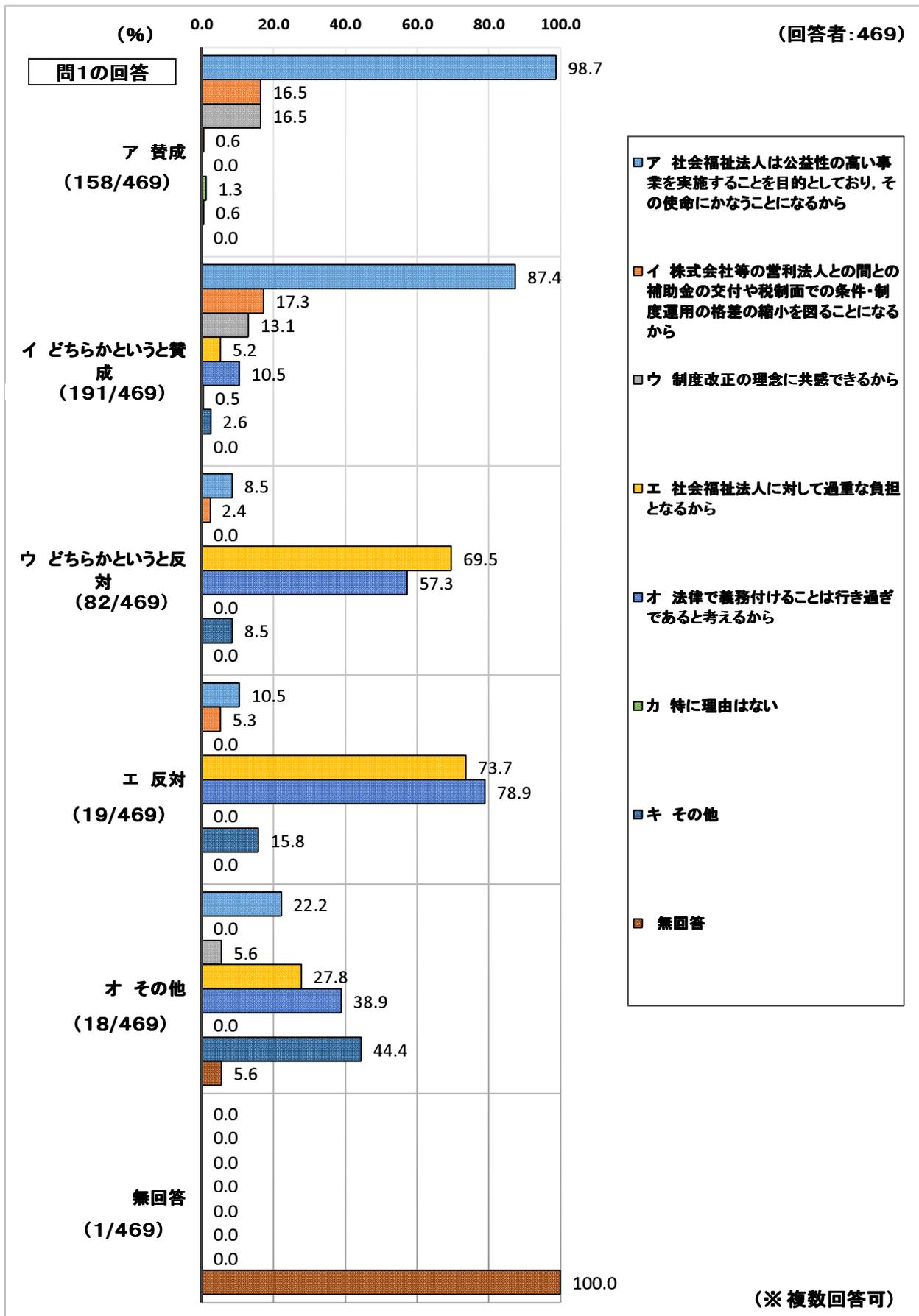


＜社会福祉法人と株式会社等との制度上の取扱いの差異について＞

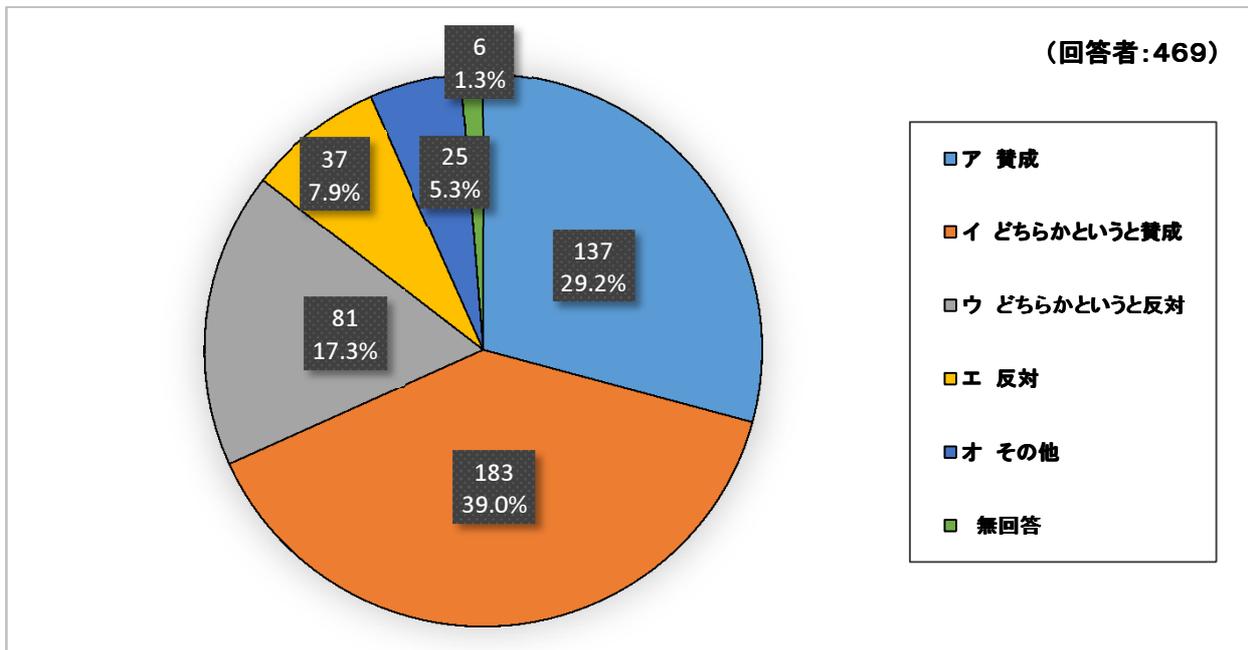
問1 今般の社会福祉法人の制度改革により、社会福祉法人は、公益的な取組を実施する責務を負うなど、社会貢献義務が課せられることとなる可能性があります。これについて貴法人はどのようにお考えですか。（該当する選択肢1つに○印を付けてください。）



問2 問1の回答の理由について教えてください。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)



問3 特別養護老人ホームと株式会社等の営利法人(以下「株式会社等」という。)が設置する有料老人ホーム等との役割分担をより明確化し、利用者のすみ分けを図る方が望ましいという意見がありますが、この意見について、貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)また、その理由を記載してください。



◎ 理由の具体例(回答者:275)

(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【賛成／どちらかという賛成】(回答者:176)

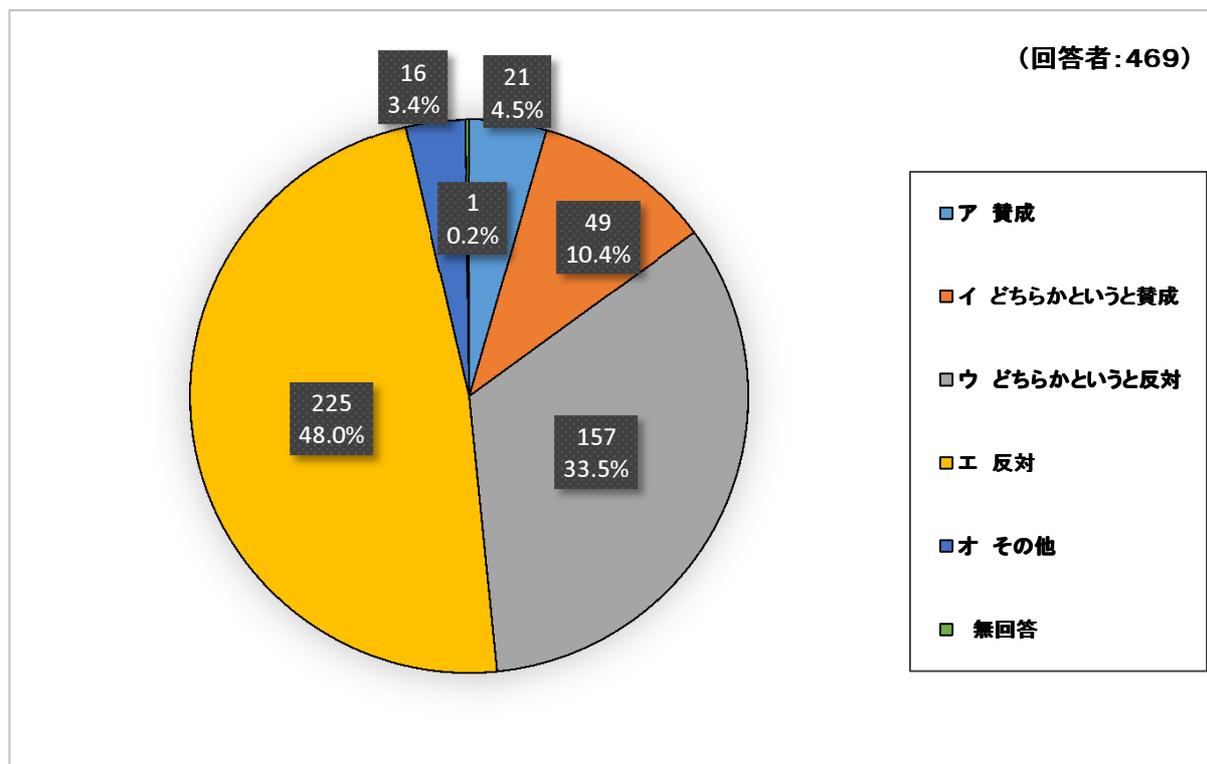
- ・特別養護老人ホームは処遇困難ケースを、有料老人ホームはそうでないケースを受け入れて相互補完体制を取るべきである。
- ・特別養護老人ホームは社会福祉事業であり、営利追求型の事業とは明確に区分すべきである。
- ・特別養護老人ホームと有料老人ホームでは、費用の自己負担額に格段の差があるため、利用者の経済状況により利用できる施設がはっきりと分かれていた方がよい。
- ・利用者の所得によりすみ分けて、特別養護老人ホームで低所得者を受け入れた方がよい。
- ・利用者の所得・資産・地域性によりすみ分けを図る方がよい。

【反対／どちらかという反対】(回答者:86)

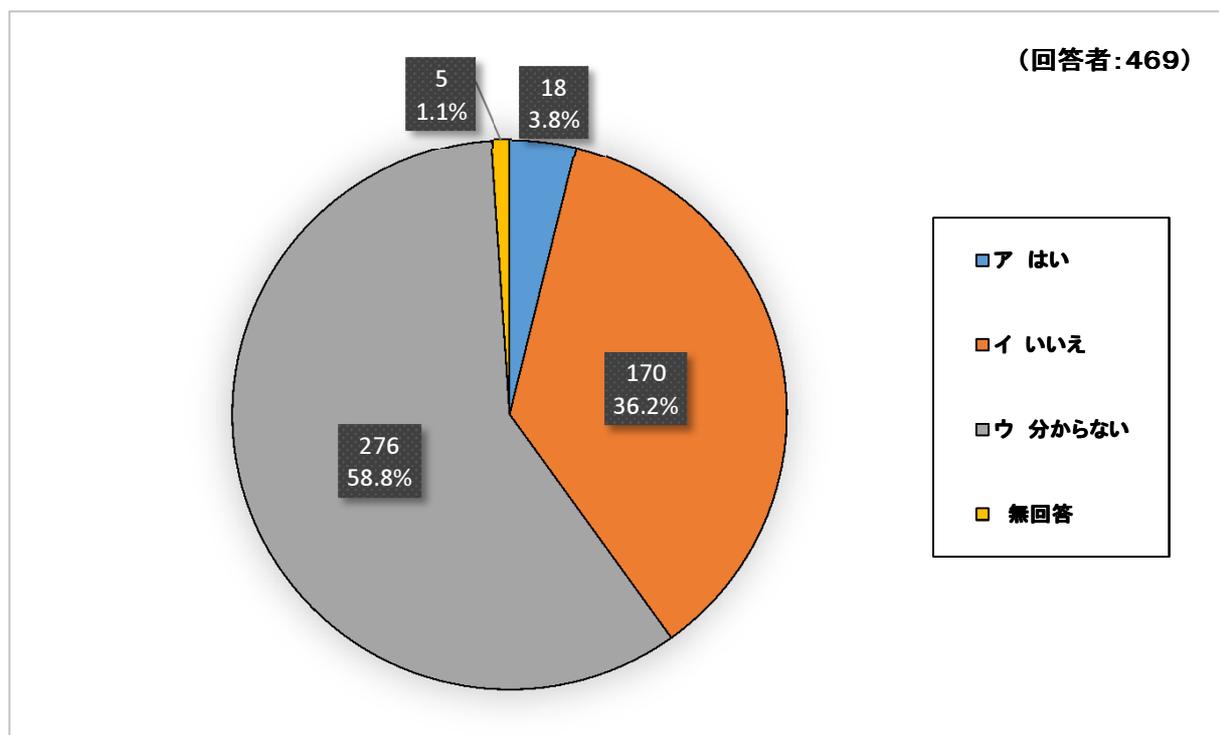
- ・利用者の自由な選択の権利が損なわれるおそれがある。
- ・特別養護老人ホームと有料老人ホームでは元々機能が異なるので、役割分担を明確化しなくとも自然にすみ分けができてくると思う。
- ・現行制度においても十分すみ分けができています。
- ・具体的なすみ分け方法が分からないため反対である。
- ・利用者の所得によりすみ分けるのは危険な考えであり、差別につながる。
- ・競争すべきであり、すみ分けには反対である。

【その他／無回答】(回答者:13)

問4 株式会社等による特別養護老人ホームへの参入に関して、貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問6 地方自治体が独自に行う介護サービス事業に係る補助制度・融資制度等において、同一の介護サービスであるにもかかわらず、株式会社等と比べて、社会福祉法人が有利になっていると考えられるものはありますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)また、「ア」を選択した場合は、そのような差異を設けている自治体名・制度の概要を記載してください。

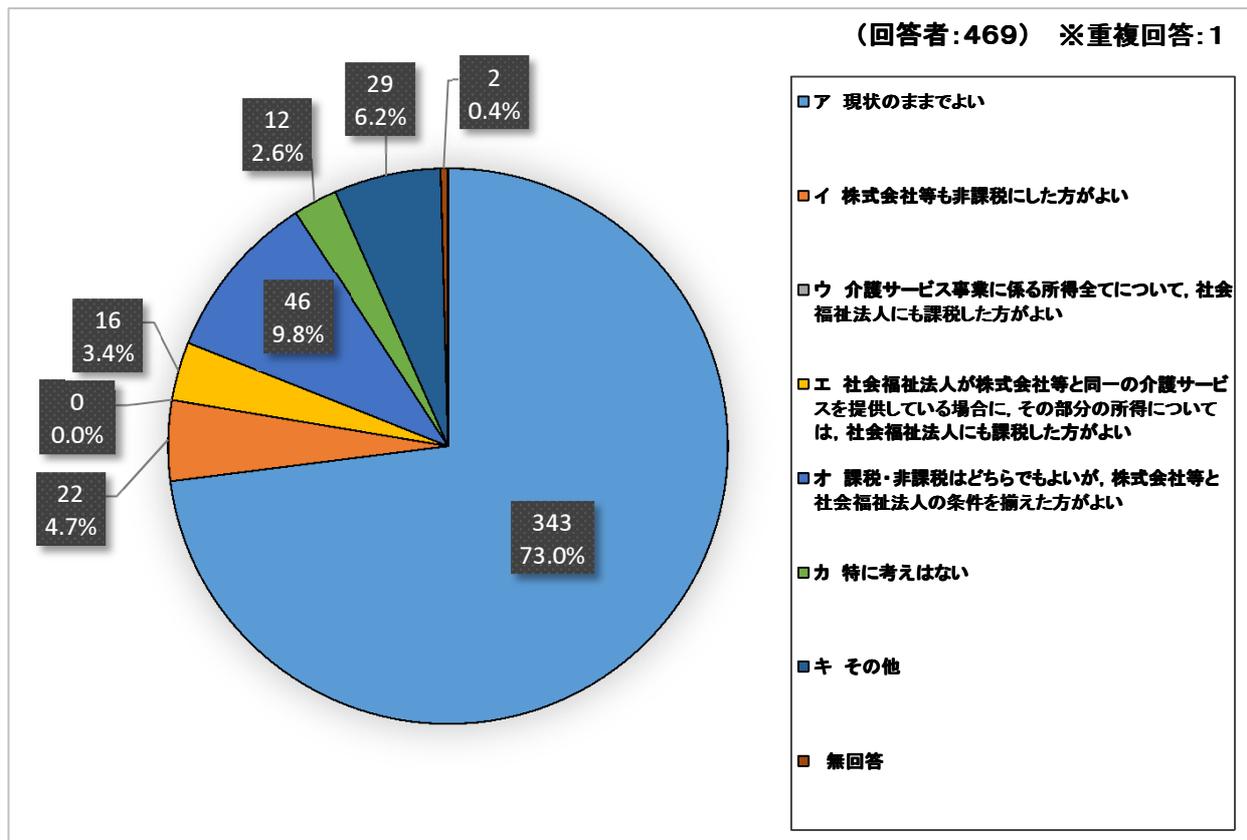


◎ 差異が設けられている制度の概要(回答者: 12)

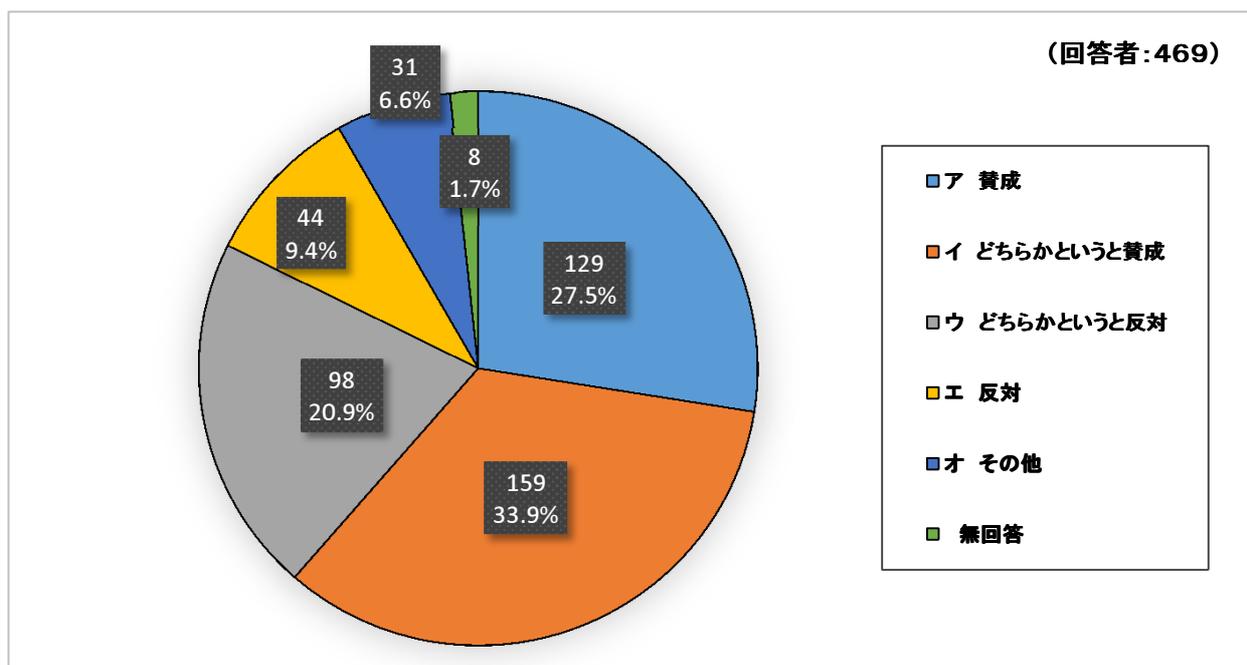
(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。
 なお、自治体名については掲載していない。

- ・地域密着型サービス等に係る開設支援補助金が社会福祉法人に対して助成される。
- ・社会福祉法人は、独立行政法人医療福祉機構の貸付事業が利用できる。
- ・独立行政法人医療福祉機構や民間金融機関からの借入れへの利子補給制度がある。
- ・代替職員を採用するための補助制度がある。
- ・老人介護支援センター等の運営委託先が社会福祉法人に限定されている。

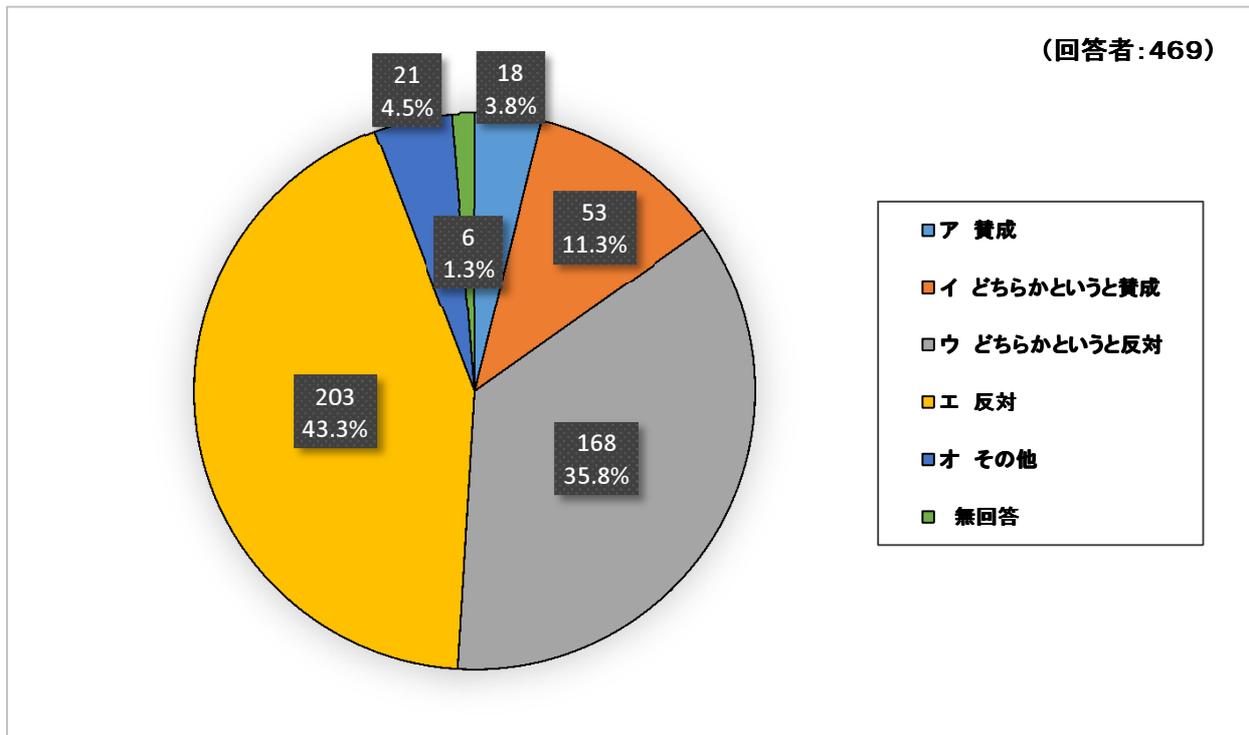
問7 社会福祉法人は、介護サービス事業に係る法人税等が非課税とされていますが、一方で、株式会社等には法人税等が課税されることについて、貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問8 一部の地方自治体では既に導入されていますが、株式会社等が社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業(いわゆる社福軽減事業)の提供者となることについて、貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

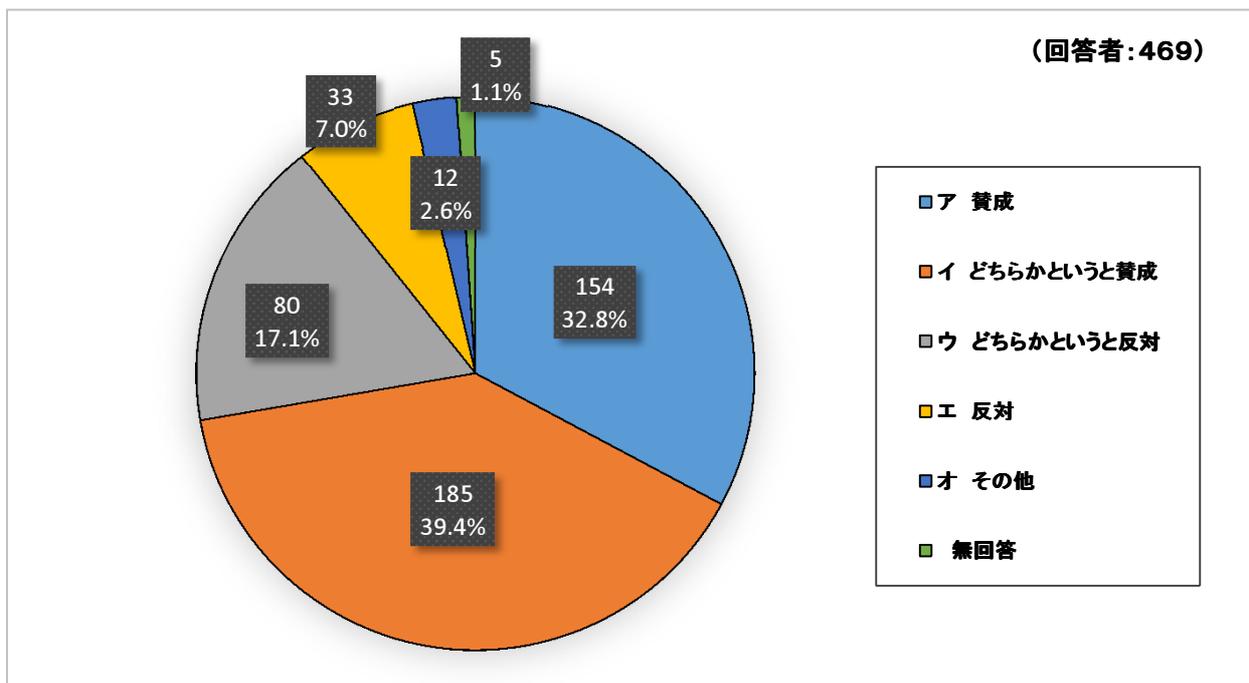


問9 株式会社等と社会福祉法人との間に補助金の交付や税制面での条件・制度運用に格差があることについて、これを平等にすべきだという意見もありますが、この意見について、貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

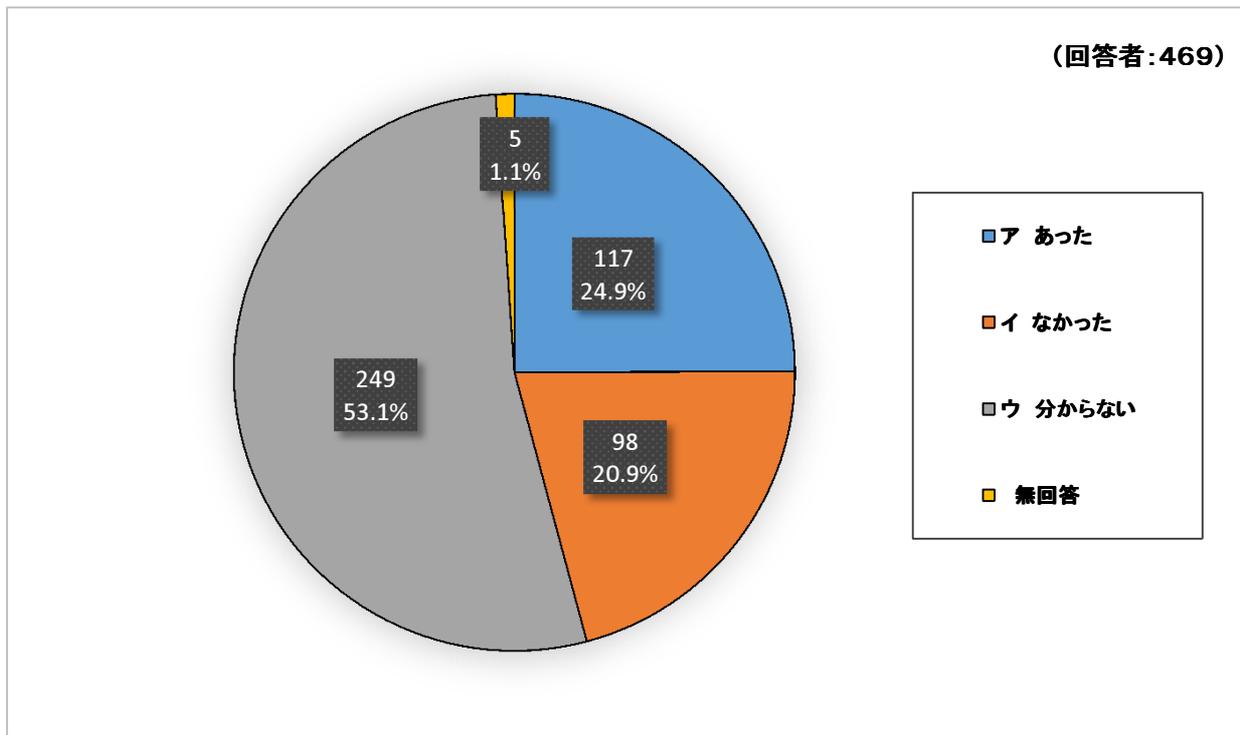


<介護サービス事業者の指定について>

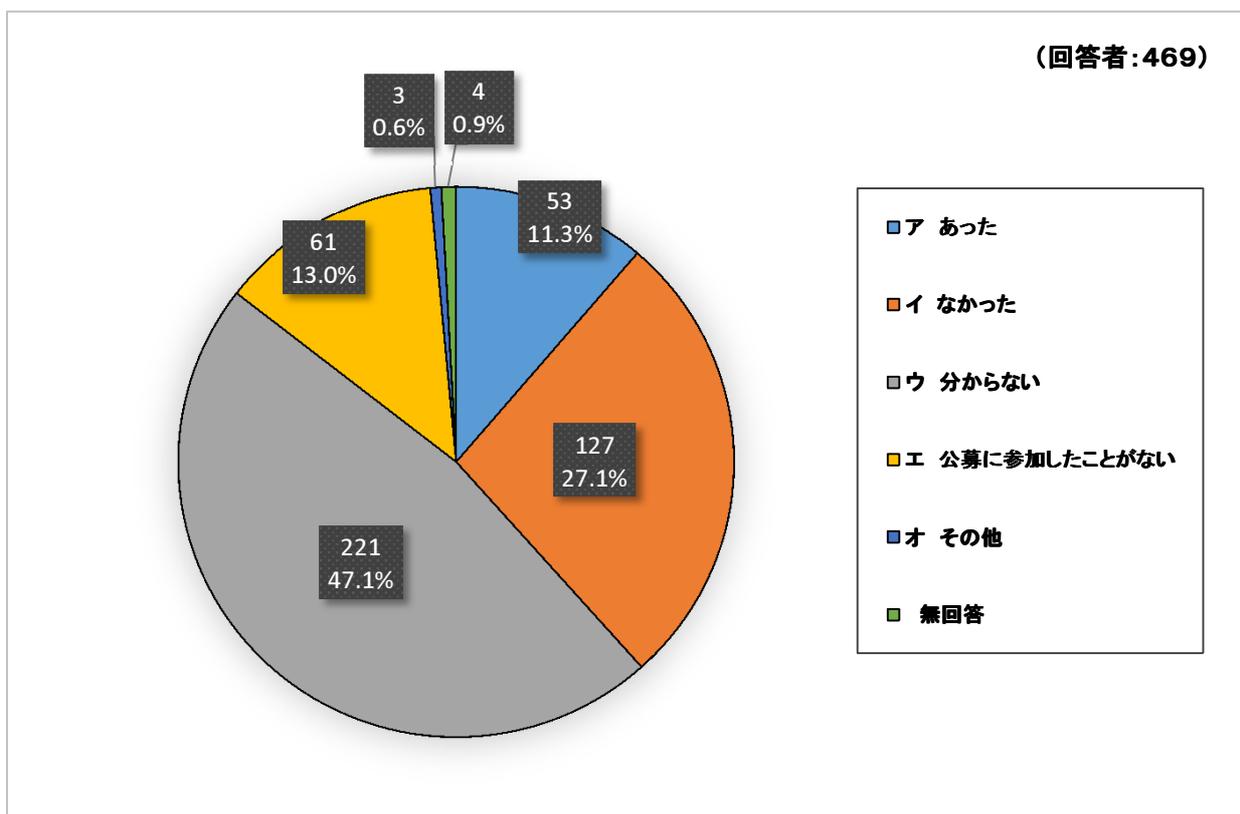
問10 介護サービス事業を行う事業所の指定に関して、介護保険事業計画等に定めた定員数を超えることになるなどの場合には、都道府県知事等はこれを行わないこと(いわゆる総量規制)ができるとされております。これについて貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問11 地方自治体等が第6期(平成27年度から平成29年度)の介護保険事業計画等の策定に当たって、地域の事情に即して適切な介護のサービス量を見込んでいないと考えられる事例はありましたか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

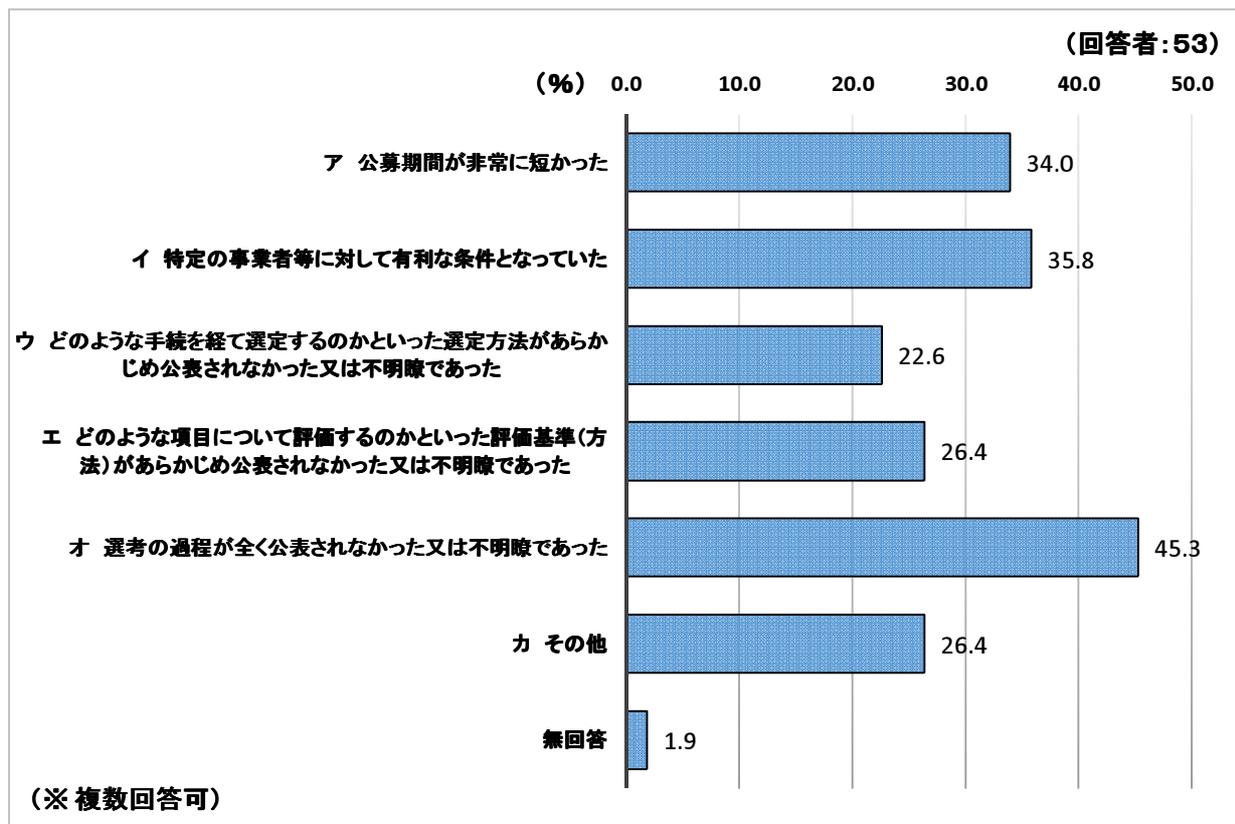


問12 地方自治体等が実施する介護サービス事業者の選定のための公募について、公正な方法で選考が行われていないと考えられる不適切な事例はありましたか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問13 問12でアと回答した方に伺います。貴法人が不適切であると考える事例はどのような事例でしたか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

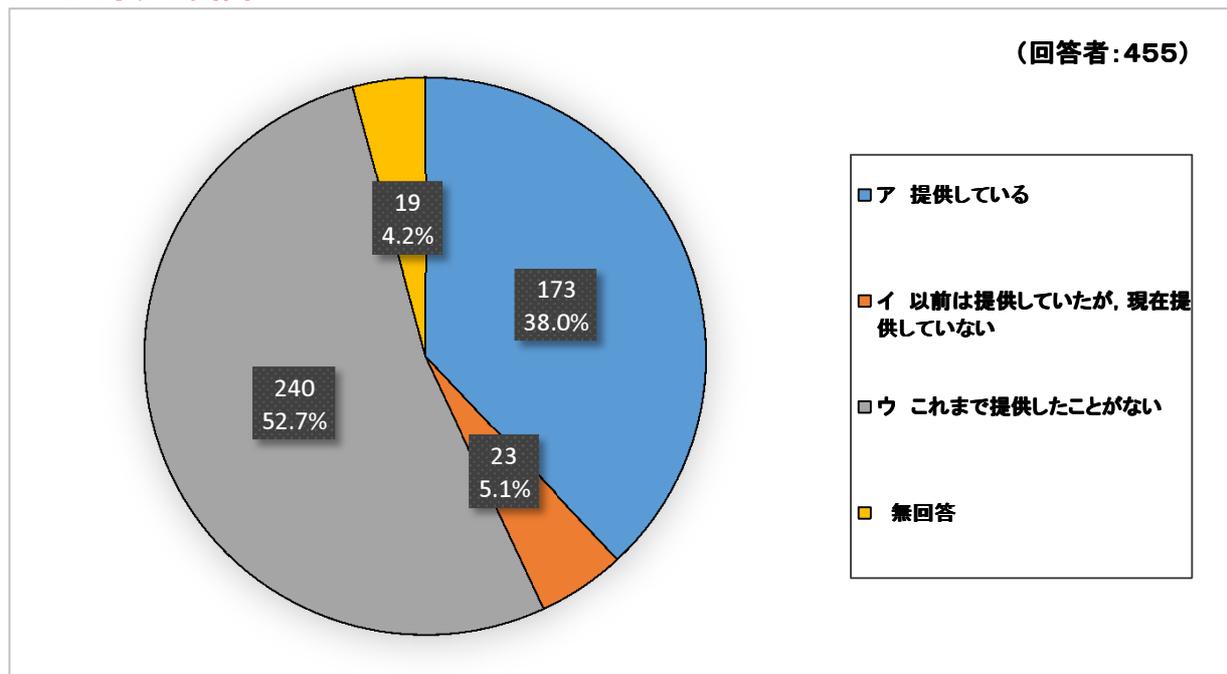
※問13は問12で「ア あった」を選択した者(53)に対する質問



<保険外サービスについて>

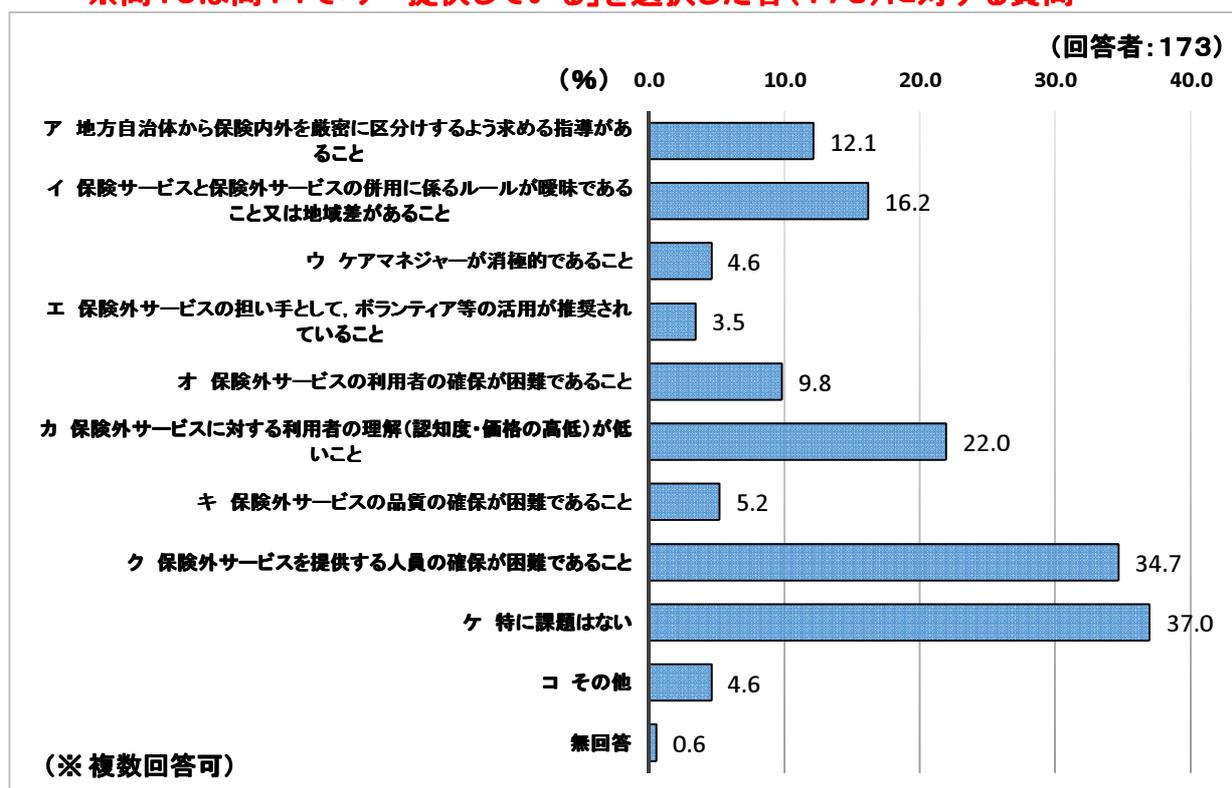
問14 貴法人は、要介護者等を対象とした保険外サービスを提供していますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

※問14は居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く。)を提供している者(455)に対する質問



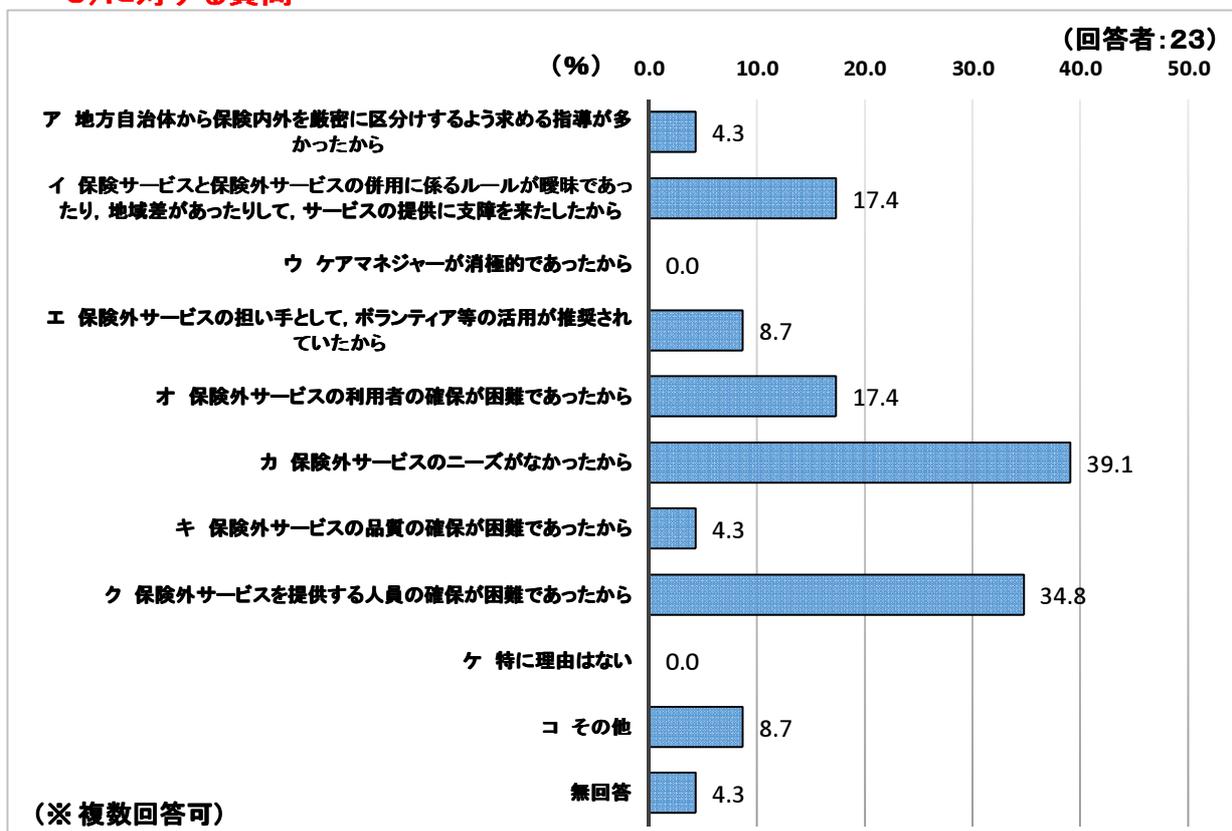
問15 問14でアと回答した方に伺います。貴法人が保険外サービスを提供するに当たり、課題となっていることはありますか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問15は問14で「ア 提供している」を選択した者(173)に対する質問



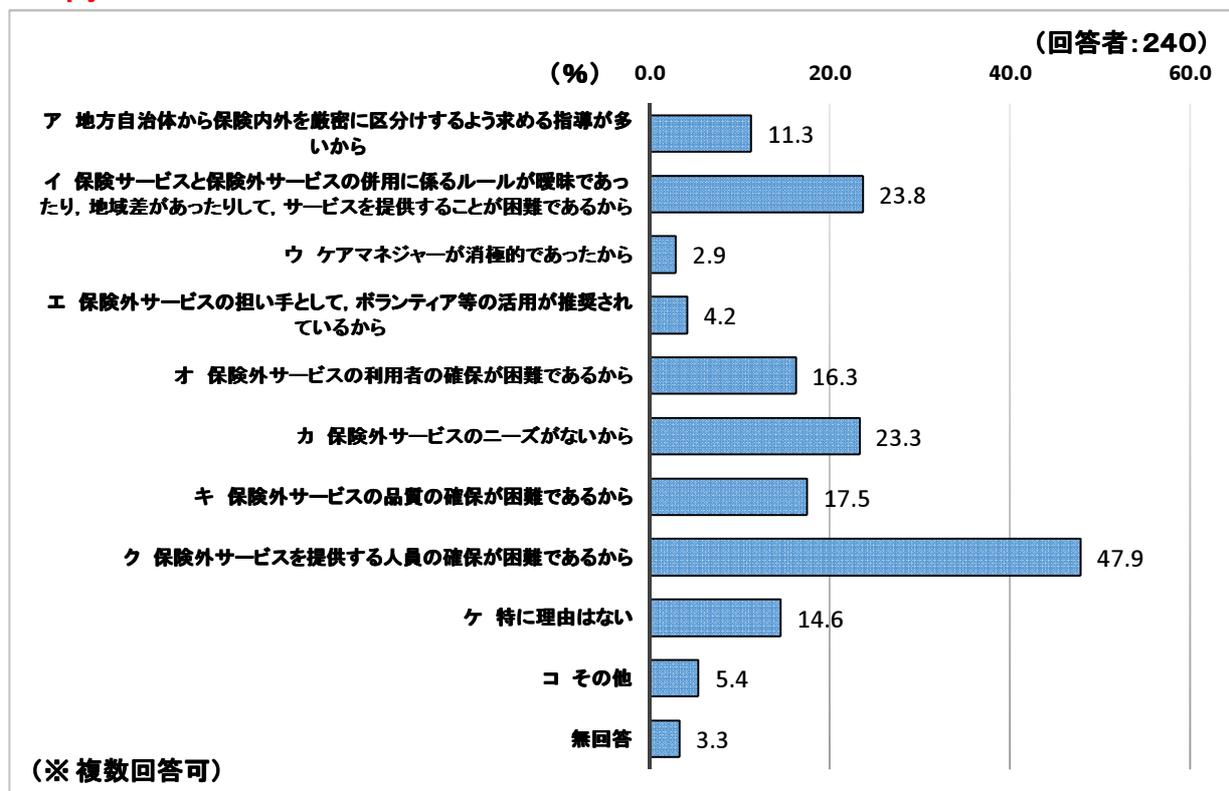
問16 問14でイと回答した方に伺います。貴法人が保険外サービスの提供をやめたのはなぜですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問16は問14で「イ 以前は提供していたが、現在提供していない」を選択した者(23)に対する質問



問17 問14でウと回答した方に伺います。貴法人が保険外サービスを提供しないのはなぜですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

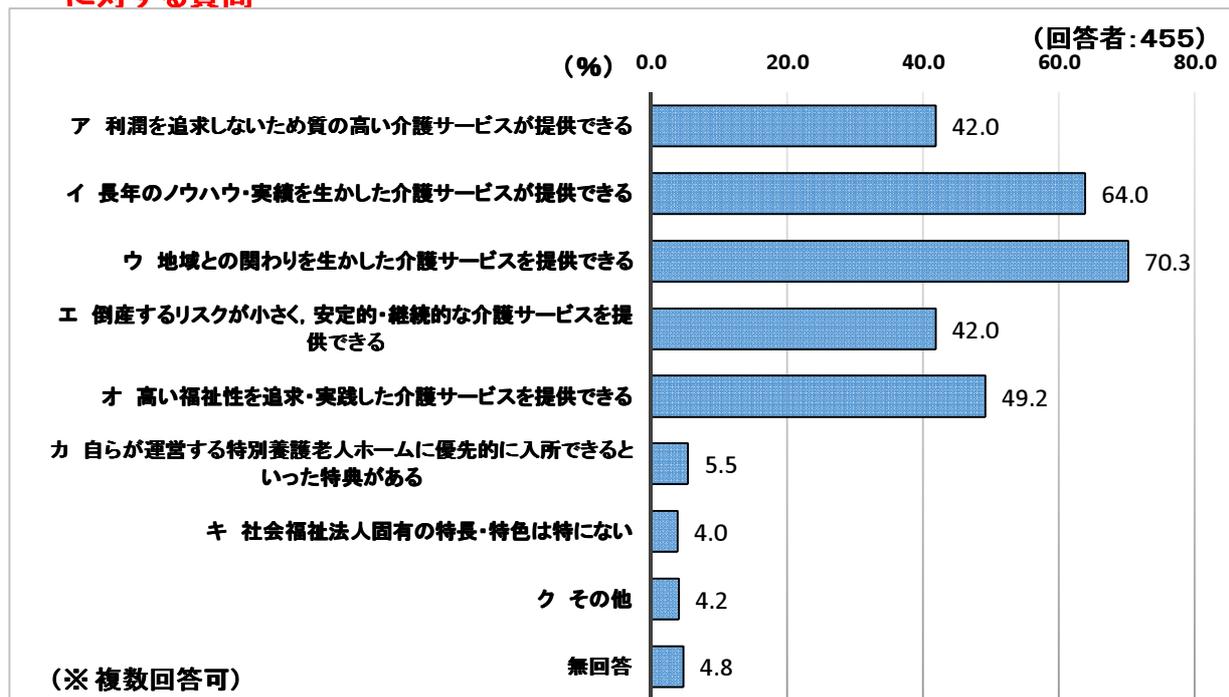
※問17は問14で「ウ これまで提供したことがない」を選択した者(240)に対する質問



<社会福祉法人が提供する居宅サービスの特長・特色について>

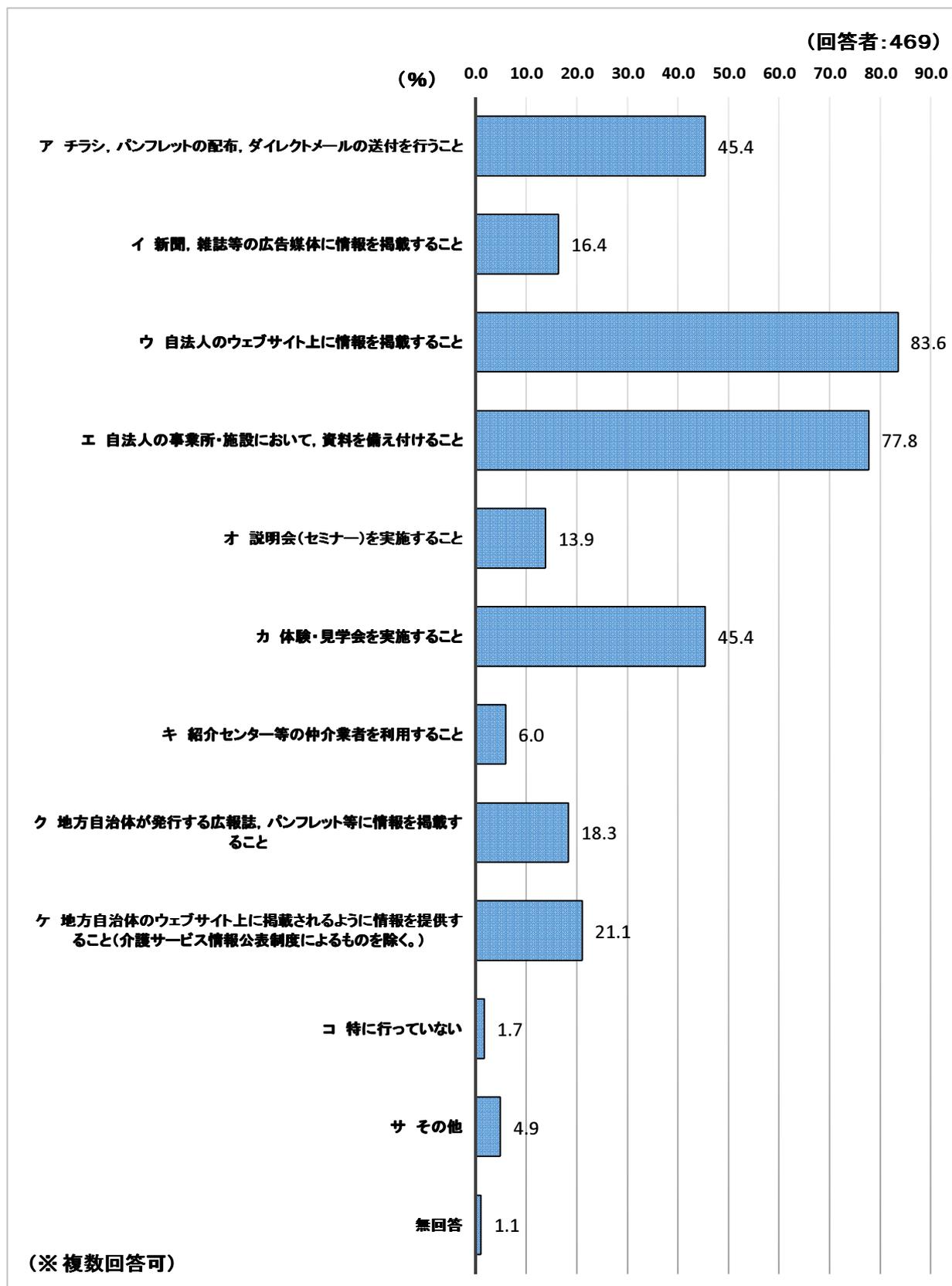
問18 貴法人が提供する居宅サービスに関して、社会福祉法人ならではの特長・特色としてどのようなものがあるとお考えでしょうか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問18は居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く。)を提供している者(455)に対する質問

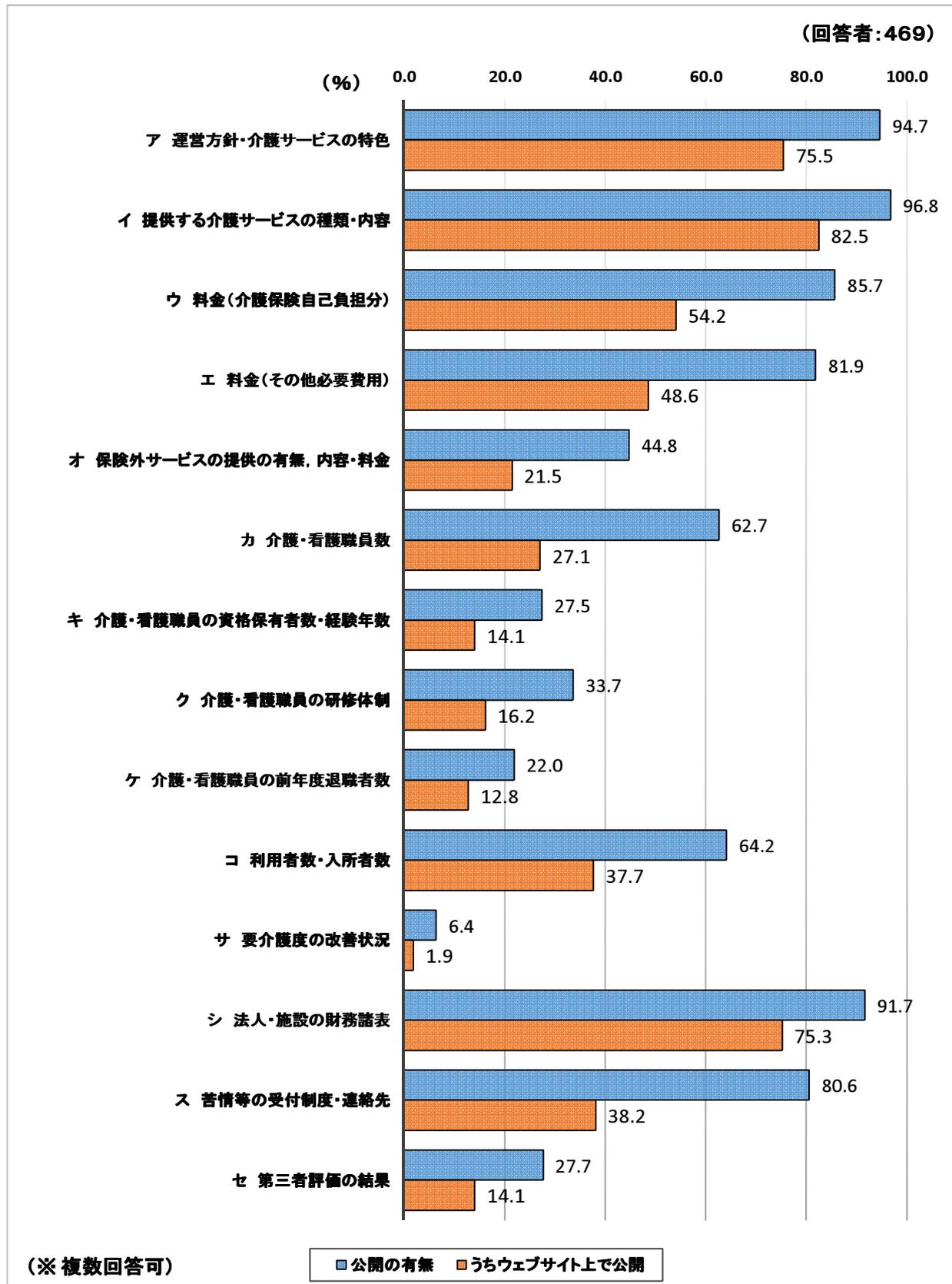


<情報公開について>

問19 介護サービスの提供に当たって、貴法人はどのような方法で情報公開を行っていますか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)



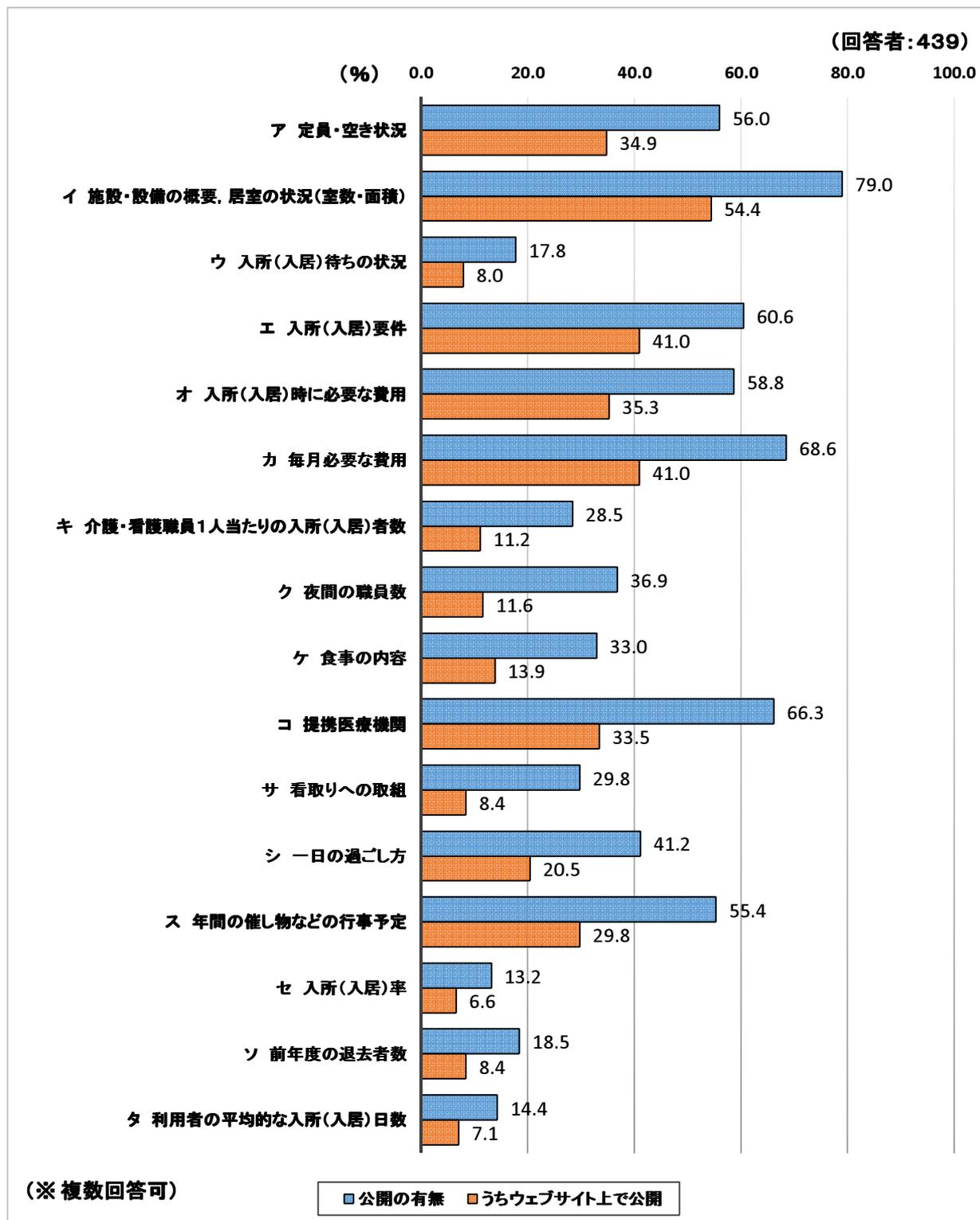
問20 貴法人が提供する介護サービスについて、どのような内容の情報を公開していますか。次の一覧表に記載の情報内容について、貴法人が公開している場合は「公開の有無」欄に○印を付けてください。また、公開している情報のうちウェブサイト上で公開している場合は「うちウェブサイト上で公開」欄にも○印を付けてください。



問21 施設サービス又は居宅扱い施設介護(注)を提供している方に伺います。貴法人が提供する介護サービスについて、どのような内容の情報を公開していますか。次の一覧表に記載の情報内容について、貴法人が公開している場合は「公開の有無」欄に○印を付けてください。また、公開している情報のうちウェブサイト上で公開している場合は「うちウェブサイト上で公開」欄にも○印を付けてください。

※問21は施設サービス又は居宅扱い施設介護(注)を提供している者(439)に対する質問

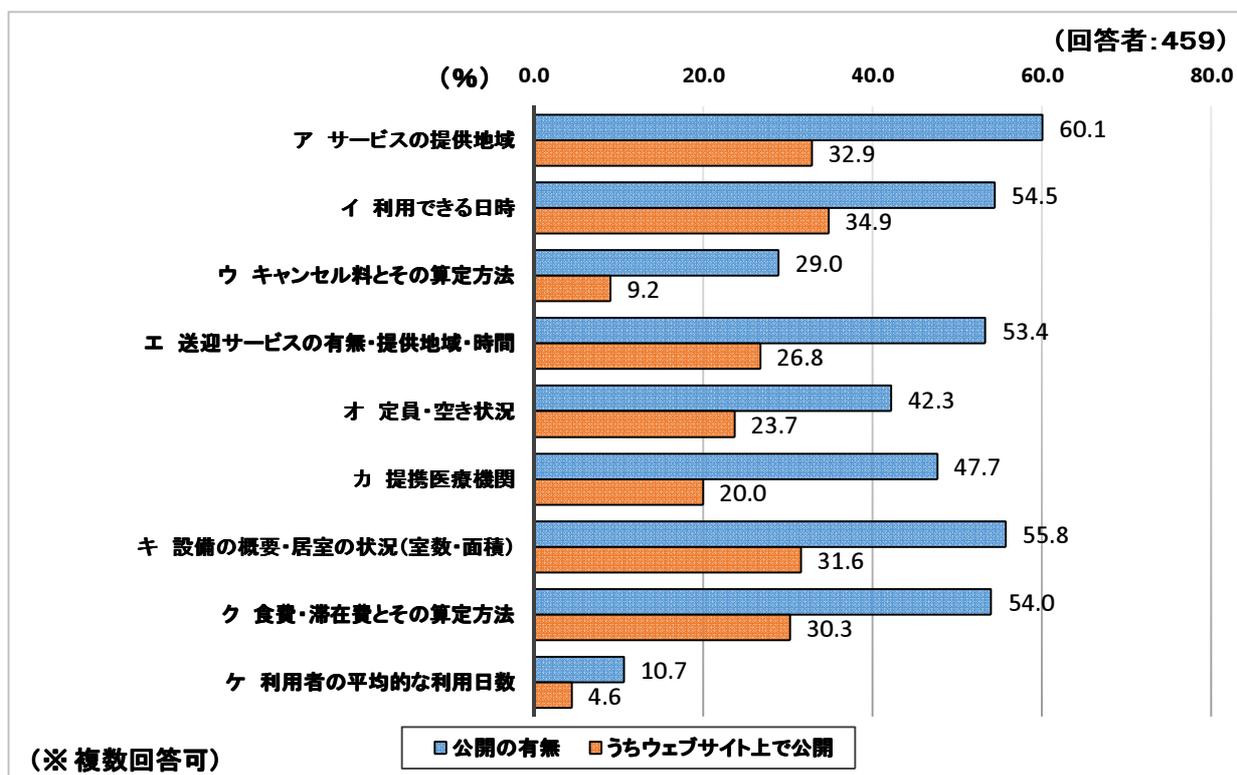
(注) 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のことをいう。



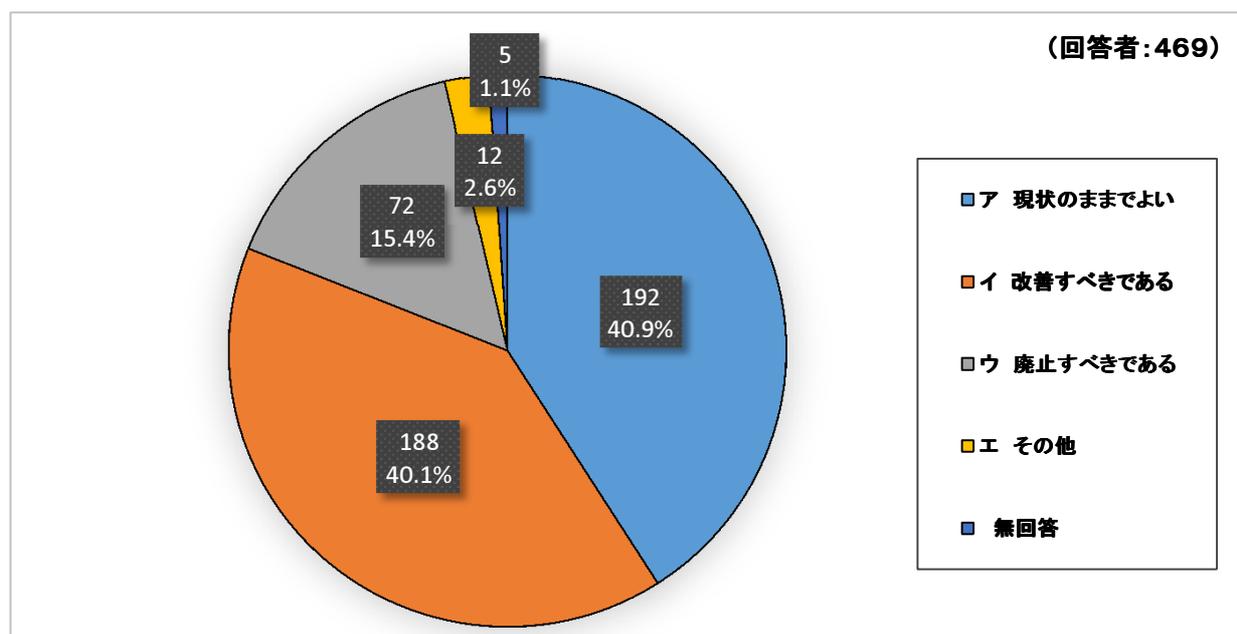
問22 居宅サービス又は地域密着型サービス(注)を提供している方に伺います。貴法人が提供する介護サービスについて、どのような内容の情報を公開していますか。次の一覧表に記載の情報内容について、貴法人が公開している場合は「公開の有無」欄に○印を付けてください。また、公開している情報のうちウェブサイト上で公開している場合は「うちウェブサイト上で公開」欄にも○印を付けてください。

※問22は居宅サービス又は地域密着型サービス(注)を提供している者(459)に対する質問

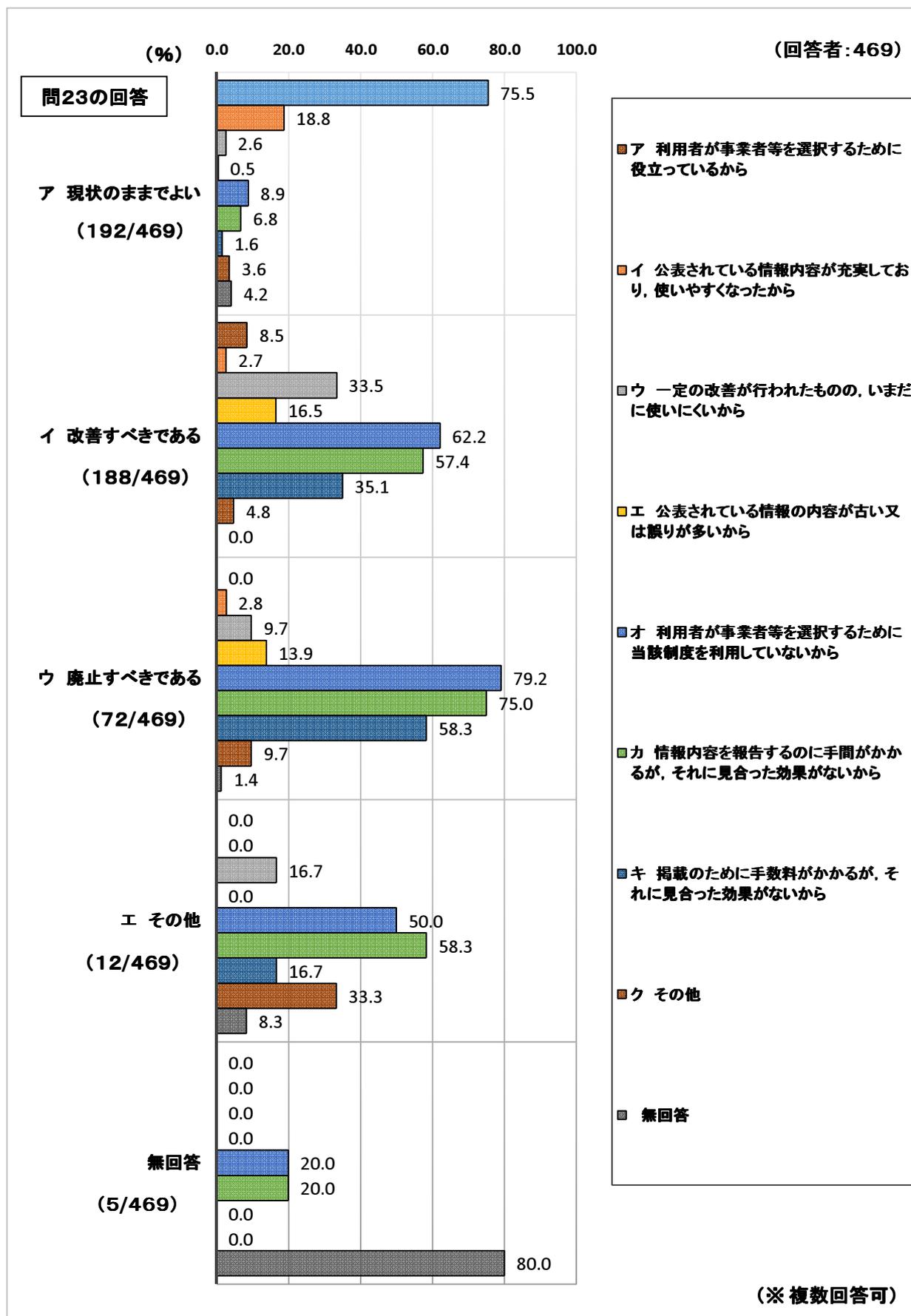
(注) 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。



問23 介護サービス情報公表制度について、貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問24 問23の回答の理由について教えてください。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)また、当該制度について御意見等があれば記載してください。



◎ 介護サービス情報公表制度に係る意見等(回答者:63)

(注) 回答者から寄せられた意見を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【現状のままでよい】(回答者:11)

- ・第三者評価と重複するところがある。
- ・利用者がこの制度を利用して事業所を選択しているのかわからない。

【改善すべきである】(回答者:30)

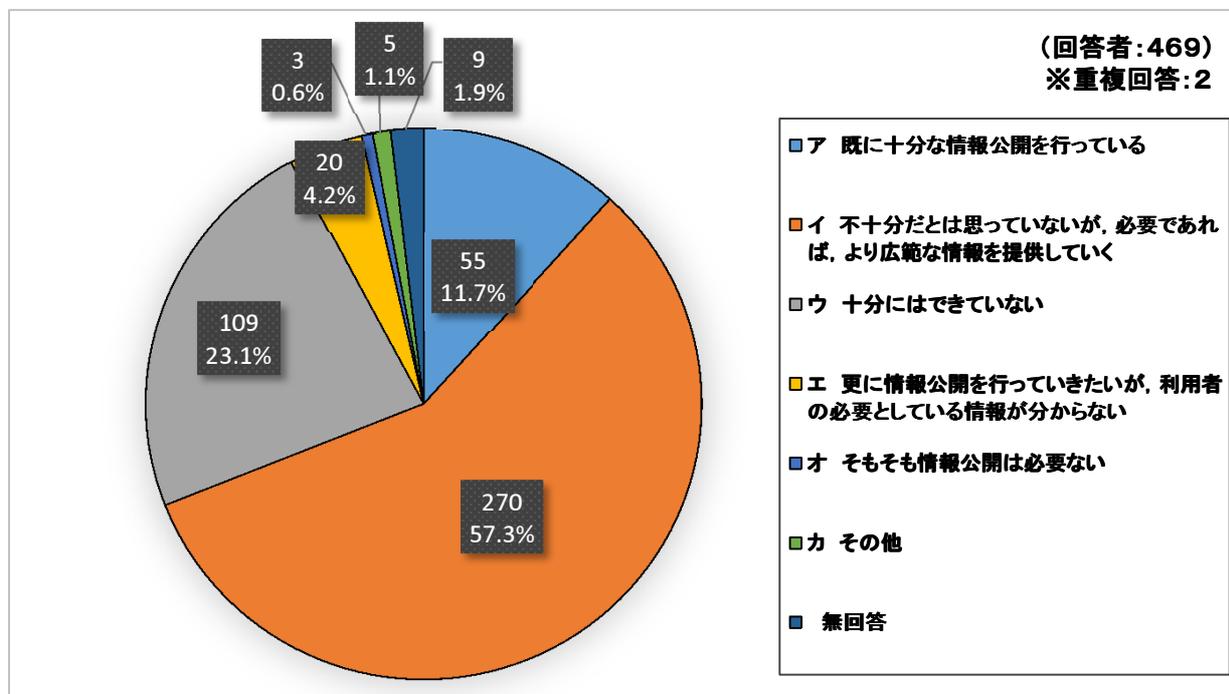
- ・どれほどの人がこの制度を知っているのか疑問である。ただ公表するのではなく、より多くの人に制度自体を知ってもらうことが必要ではないか。
- ・掲載されている項目が運営基準等に沿ったものになっているため、利用者や家族には分かりにくい内容になっている。
- ・掲載情報が多すぎて比較検討できない。
- ・施設の写真を掲載するなど視覚的要素が必要である。
- ・利用者や家族の視点で閲覧しやすい内容に変更すべきである。

【廃止すべきである】(回答者:20)

- ・わざわざ制度化しなくとも情報公開は進んでいる。情報公開しなければ淘汰される。
- ・情報公開は各事業者の責務として、各事業者が情報を公開するように法制化すればよい。
- ・各都道府県が実施している実地指導・指導監査の情報を公表すればよい。
- ・この制度を活用している国民はほとんどいない状況であり、介護報酬が減額される中で、効果が望めない制度は必要ない。

【その他／無回答】(回答者:2)

問25 現在の自らの情報公開の程度について、貴法人はどのような認識をお持ちですか。
(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



<第三者評価について>

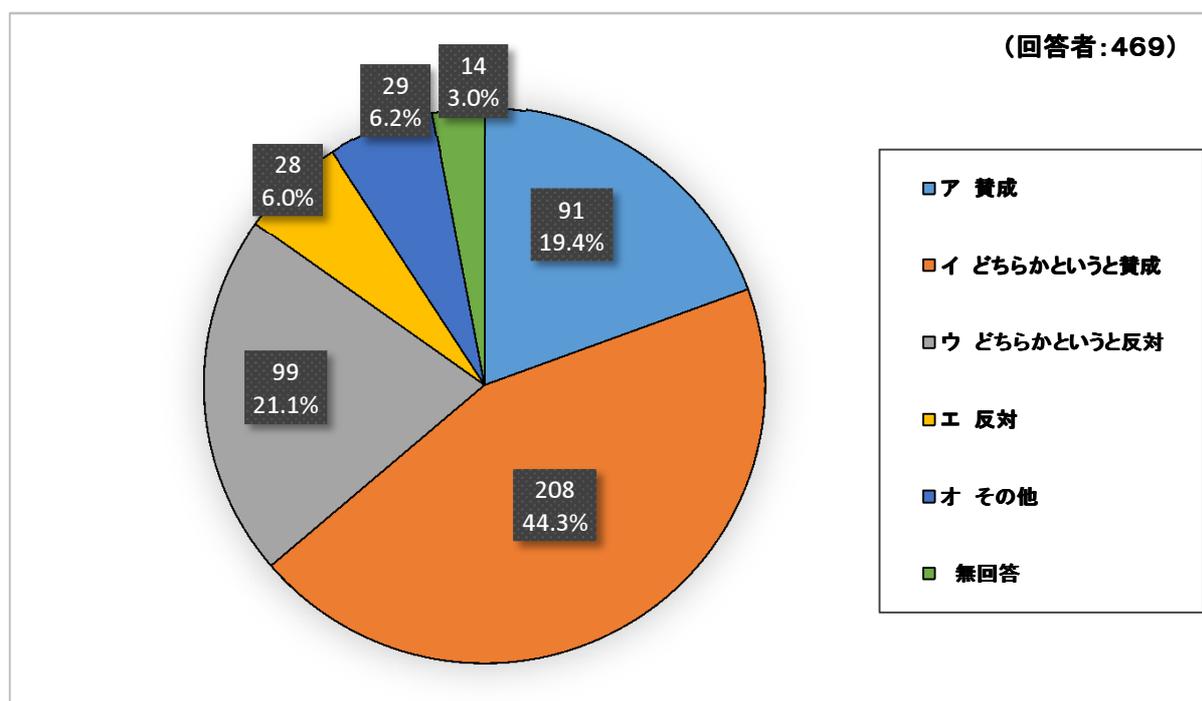
問26 平成25年度から平成27年度までの各年度末時点(平成27年度については平成27年12月末日時点)における貴法人の第三者評価の受審実績について、下表に記載してください。

◎第三者評価を受審した事業者数(回答者:469)

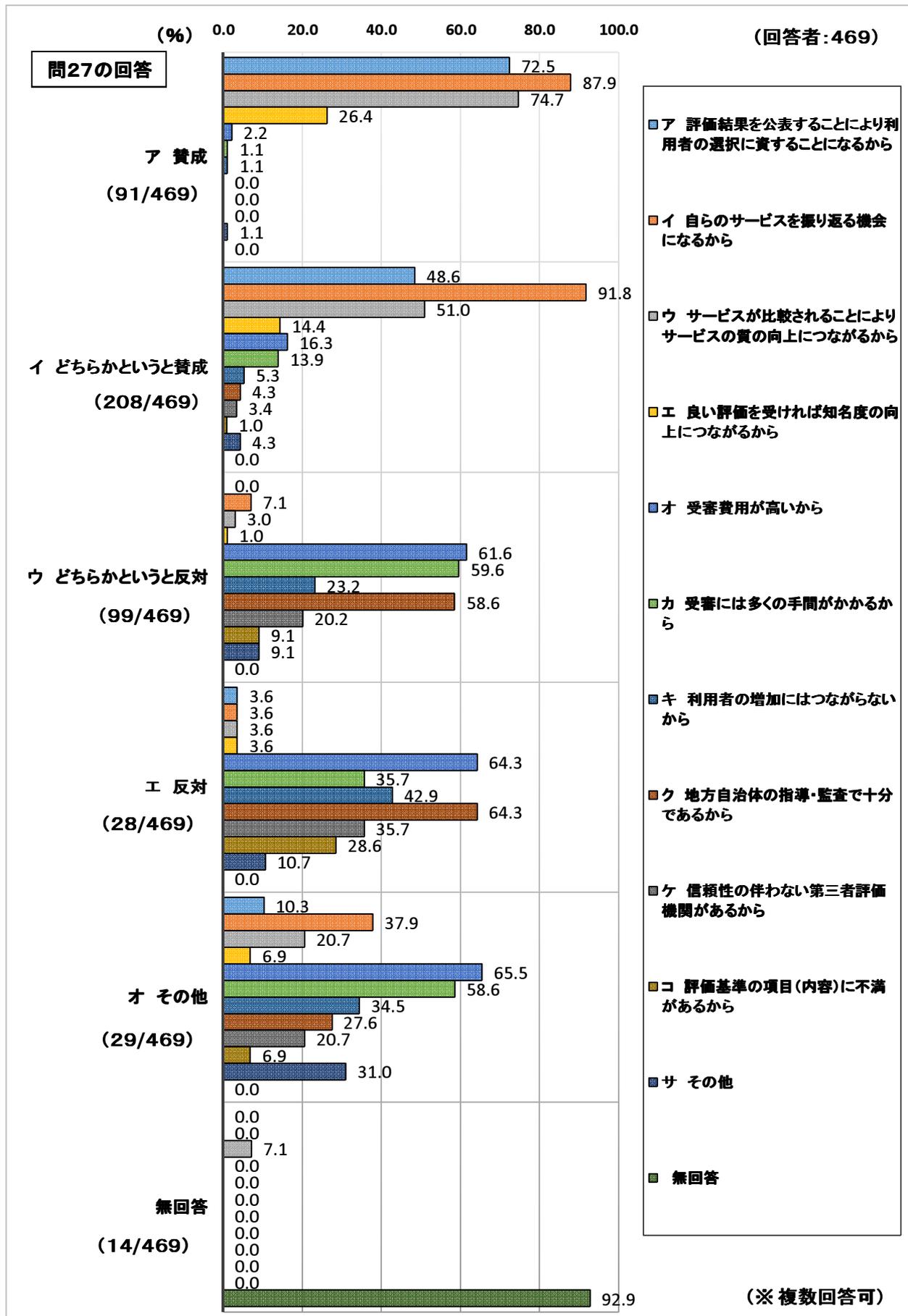
	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (12月まで)
居宅サービス	113件/57法人	121件/55法人	126件/56法人
うち介護付き 有料老人ホーム	0件/0法人	0件/0法人	0件/0法人
施設サービス	58件/42法人	69件/48法人	77件/51法人

(注) 地域密着型サービスの受審数は含みません。

問27 介護サービスに対する第三者評価の受審を推進することについて、貴法人はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



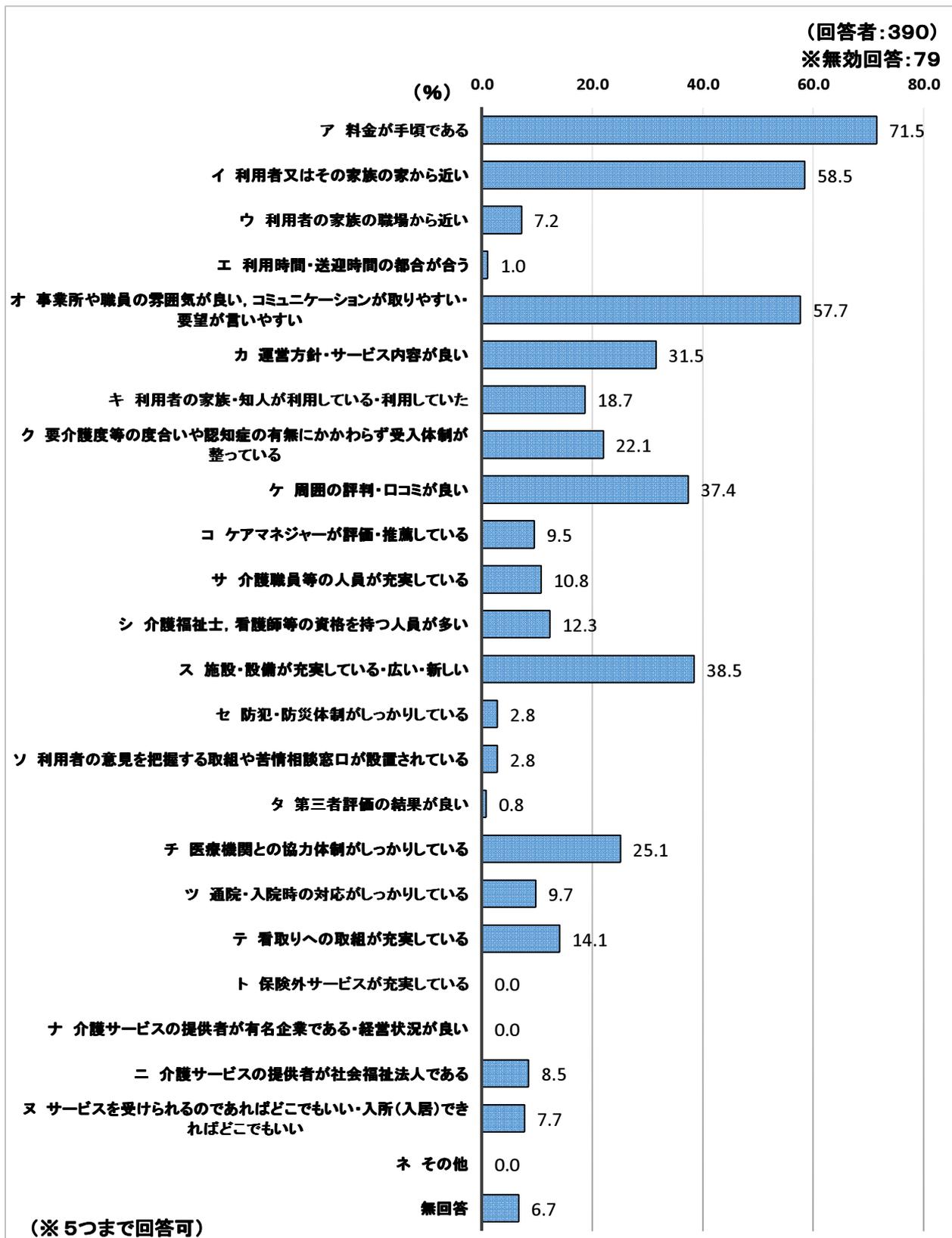
問28 問27の回答の理由について教えてください。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)



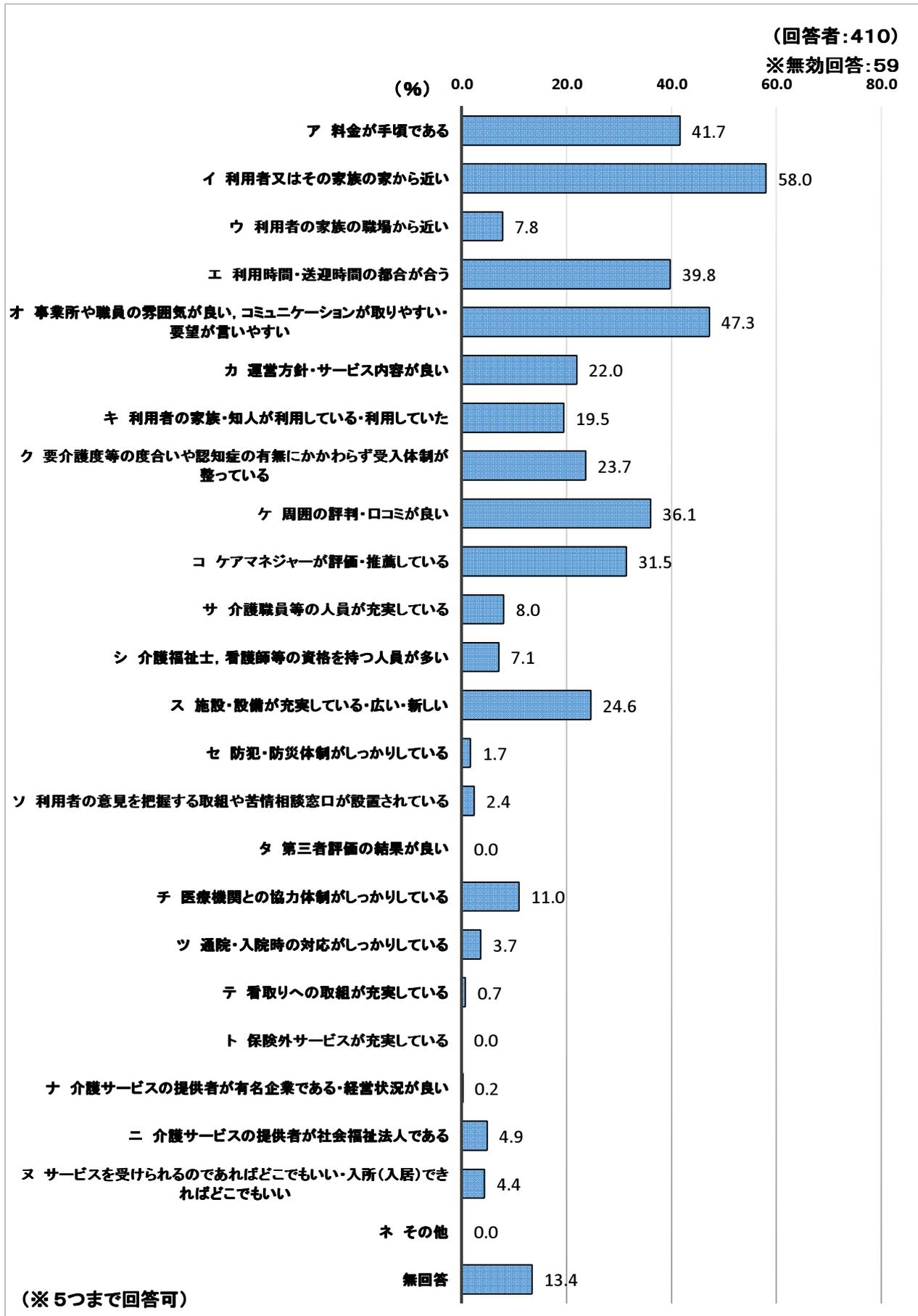
<利用者の介護サービス事業者の選択について>

問29 貴法人は、利用者は介護サービス事業者の選択に当たってどのような条件を重視しているとお考えですか。(下表の介護サービスの種別ごとに、特に重視していると考えられる条件を以下の記号の中から5つ選択して回答欄に記載してください。5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)

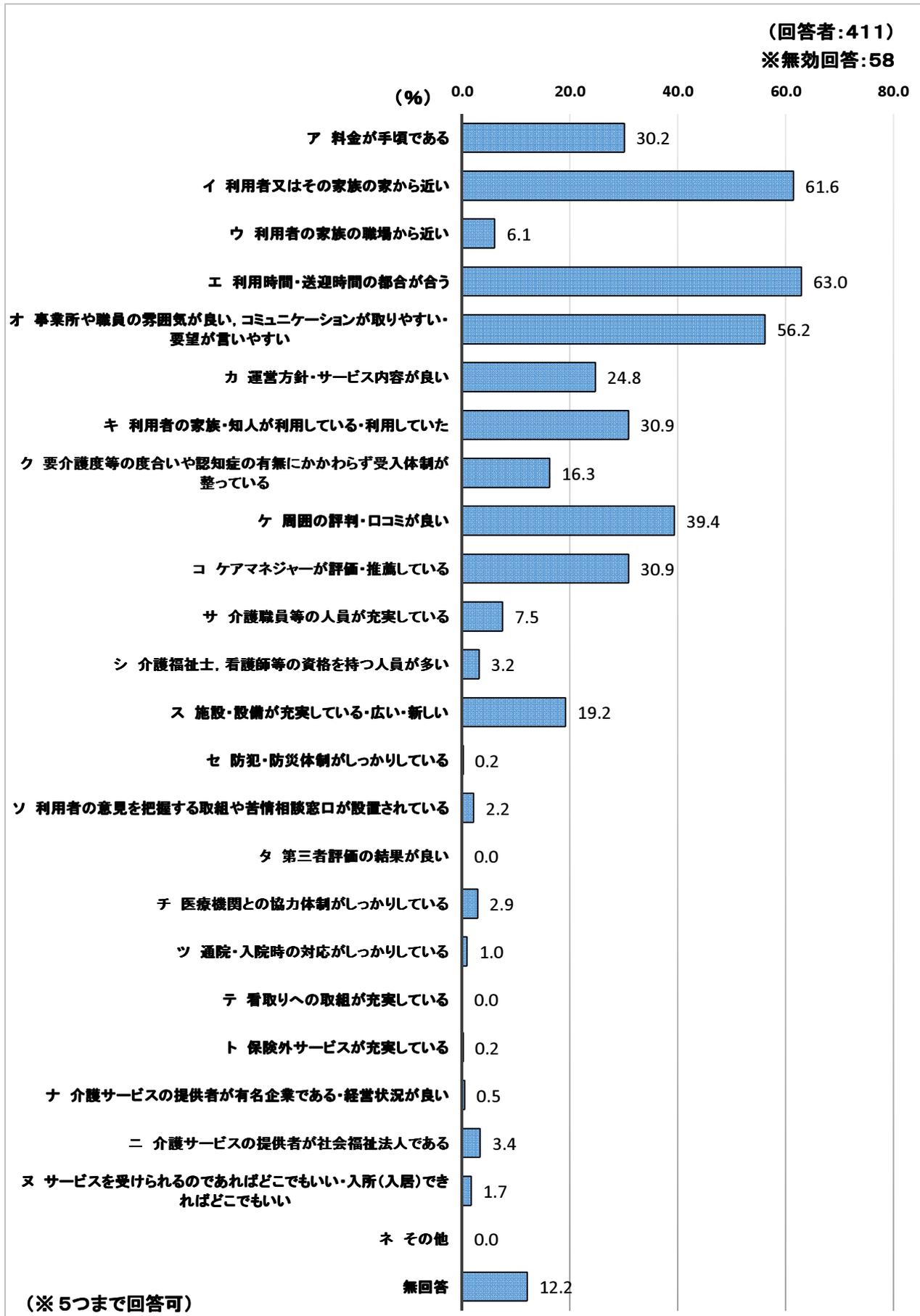
【施設系(居住系を含む。)]



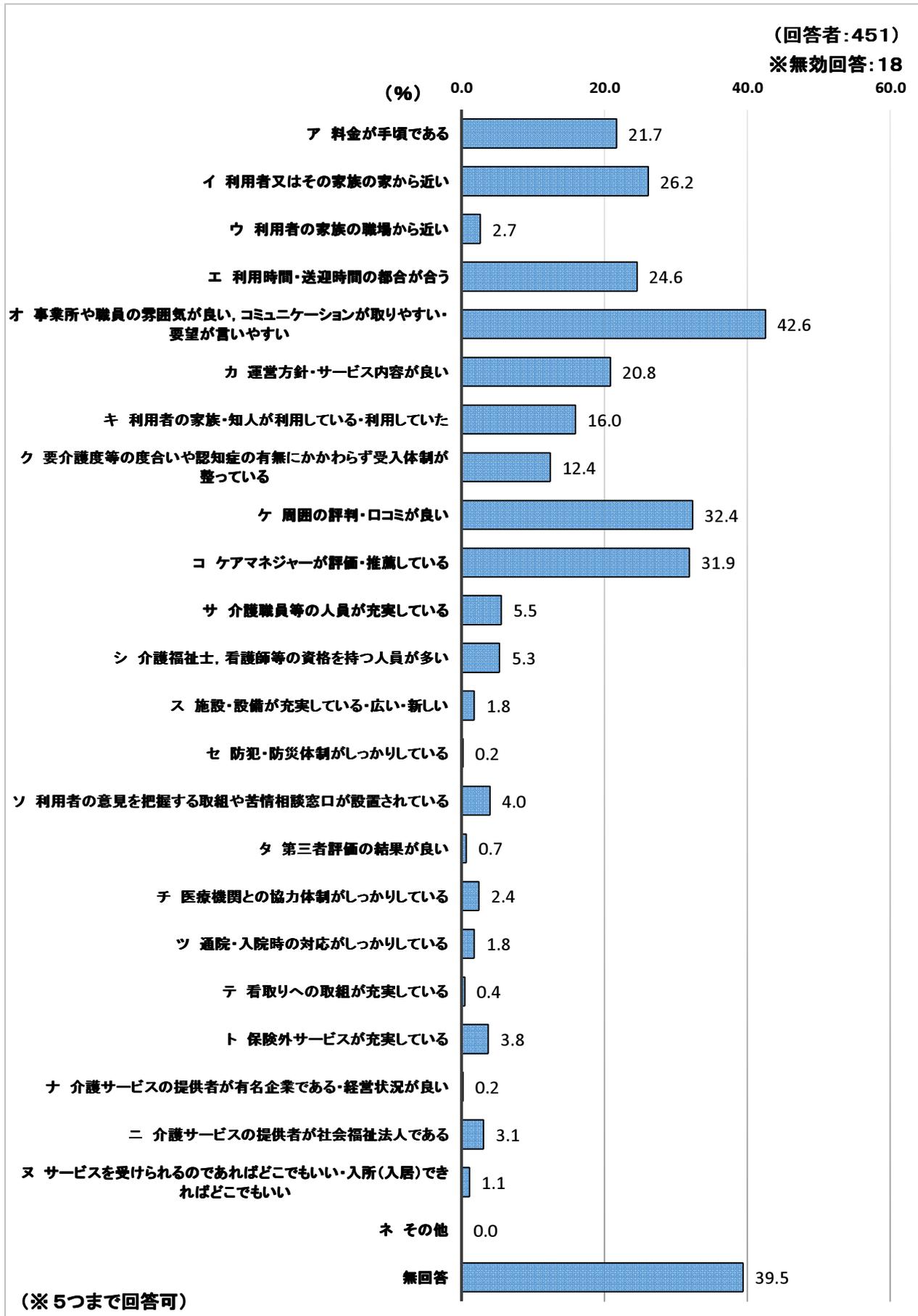
【短期滞在系】



【通所系】



【訪問系】



<特別養護老人ホームの待機者問題について>

問30 特別養護老人ホームへの入所を待つ待機者数(入所申込者数)は、約52万人にも上っている(平成26年3月集計時点)とのことですが、このように数多くの待機者が発生する要因について、どのようにお考えでしょうか。

◎ 特別養護老人ホームへの入所を待つ待機者が発生する要因(回答者:371, 複数回答可)

(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

・ 特別養護老人ホームの不足	86
・ 核家族化の進展, 高齢者夫婦世帯や独居高齢者の増加に伴う家族介護力の低下	78
・ 介護人材の不足	66
・ 特別養護老人ホームの利用料金が他の施設と比べて低い(補足給付が利用できることを含む。)	58
・ 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加	41
・ 在宅生活を継続するための費用や労力が過大	24
・ 在宅生活を維持するためのサービス(地域密着型サービス等)や支援体制の不足	22
・ 多床室の禁止に伴う低料金の特別養護老人ホームの減少	15
・ 都市部への人口集中	14
・ 特別養護老人ホーム側の入所者の選別	12
・ 代替施設の不足(料金が高いことを含む。)	11
・ 社会福祉法人が運営しているという安心感がある	11
・ 特別養護老人ホームは、「終の棲家」として認識されている	9
・ 認知症高齢者の増加, 要介護高齢者の介護度の重症化による対応困難	8
・ 地域コミュニティの希薄化による支え合い機能の低下	7
・ 利用者の家族が施設への入所を希望	7
・ 特別養護老人ホームの入所期間の長期化	6
・ 介護保険制度の浸透による介護保険の利用者数の増加	5

※上記のほか、次のとおりそもそも待機者数約52万人という数字に信憑性がないという意見があった。

・ 複数の特別養護老人ホームに重複して申し込む人がいる	62
・ 入所の必要性が低いにもかかわらず、取りあえず申込みをしただけの人がある	49
・ 待機者数については地域差があり、ほとんどいない地域もある	48
・ 別の特別養護老人ホームに入所したり、入院したり、死亡したりしても待機者として計上されたままになっている	21

<介護離職問題について>

問31 現在、介護離職の問題が社会的に大きく取り上げられていますが、この問題を解決していくために、どのような取組が有効であるとお考えでしょうか。

◎ 介護離職の解決のための有効な取組(回答者:245, 複数回答可)

(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

①家族介護者の離職対策	
・ 施設サービスの充実・積極的な利用	43
・ 居宅サービス・地域密着型サービスの充実・積極的な利用	31
・ 介護休暇制度の更なる拡大・改善(休業時の所得保障等を含む。)	25
・ 介護休暇の取得や復職がしやすい職場環境の醸成	22
・ フレックスタイム制等を利用した働き方の多様化や長時間労働の是正	17
・ 相談窓口(地域包括支援センター等)の充実・周知	14
・ 各種介護サービスの内容, 利用方法等の周知	13
・ 地域コミュニティにおける支え合い	11
・ 利用限度額の引上げ等による介護サービスの利便性の向上	7
・ 利用者の状態等に応じた適切な介護サービスへの誘導	6
・ 企業における従業員への研修等による介護休暇制度等の啓蒙・啓発	5
・ 国による企業への介護休暇制度等の積極的な啓蒙・啓発	5
・ 介護保険制度, 介護休暇制度等の周知	5
②介護職員の離職対策	
・ 介護職員の処遇改善	138
・ 介護報酬や加算制度の見直しによる介護サービス事業者の経営安定	52
・ マスコミによる正しい報道やイメージアップによる介護職の地位向上	52
・ 介護職員の労働環境の改善(人員配置基準の見直しを含む。)	40
・ 介護職員への研修の充実・キャリアアップ	35
・ 若年層(将来の介護職員候補)への教育・支援	14
・ 介護ロボットの導入や普及に向けた助成	10
・ 介護職員を含む事業所職員全体の処遇改善	9
・ 国による補助金の交付等の支援	9
・ 労使間・職場内での密なコミュニケーション	9
・ 外国人(介護人材)の積極的な就労	9
・ 高齢者の積極的な活用	6

<その他>

問32 介護分野における規制や取引慣行等についての御意見・改善要望等がありましたら、御自由にお書きください。

◎ 介護分野に係る御意見・改善要望等(回答者:115, 複数回答可)

(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

・ 介護報酬や加算制度の改善	15
・ 介護職員の処遇改善	11
・ 社会福祉法人と株式会社等とは役割が異なるため、イコールフットイングの必要なし	10
・ 指定基準(人員配置基準等)の緩和	10
・ 書類対応等の事務の簡素化による労働力の確保	6
・ 介護保険制度・基準等の単純化・簡略化	5
・ 事業運営に支障を来たす行き過ぎたローカルルールの改善	5
・ 自治体の監査・指導基準等の統一	5
・ そもそも株式会社等が介護分野に参入すること自体反対	5
・ 介護報酬や加算制度の見直しによる介護サービス事業者の経営安定	5

アンケート結果【自治体】

<回答者の属性>

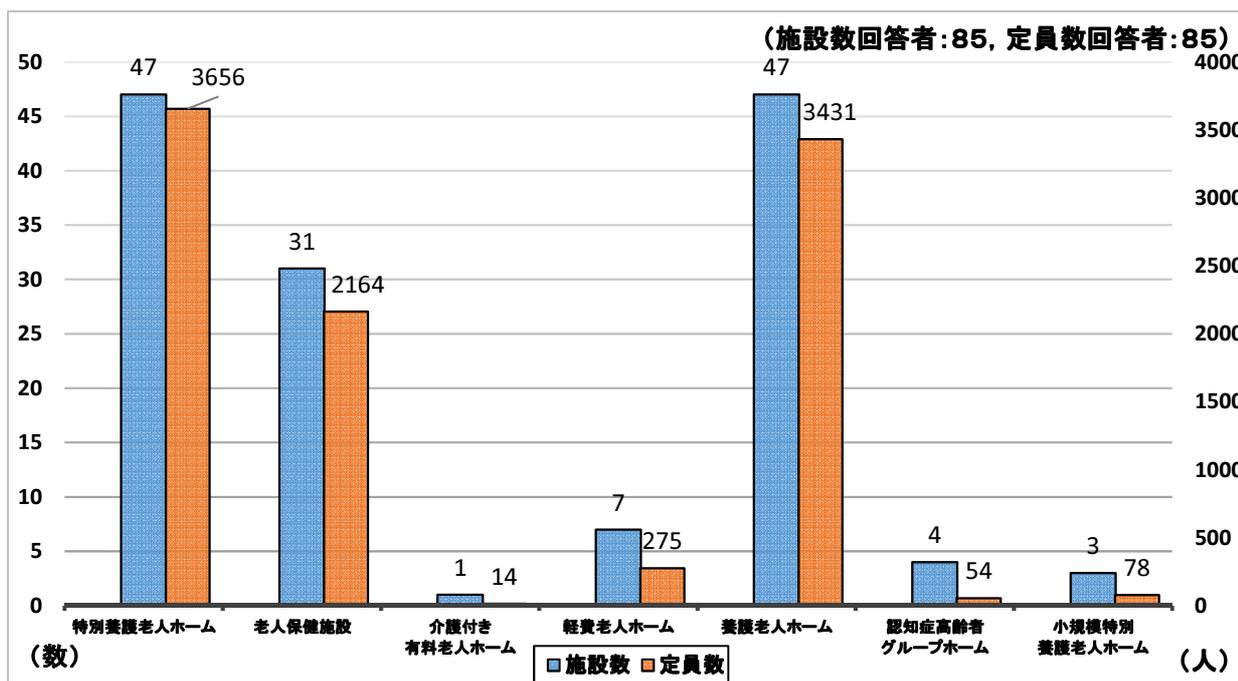
	送付数(通)	有効回答数(通)	有効回収率(%)
政令指定都市	20	19	95.0%
中核市	45	42	93.3%
特別区	23	22	95.7%
その他市町村	512	337	65.8%
合計	600	420	70.0%

<貴自治体の高齢者向け施設の概要について>

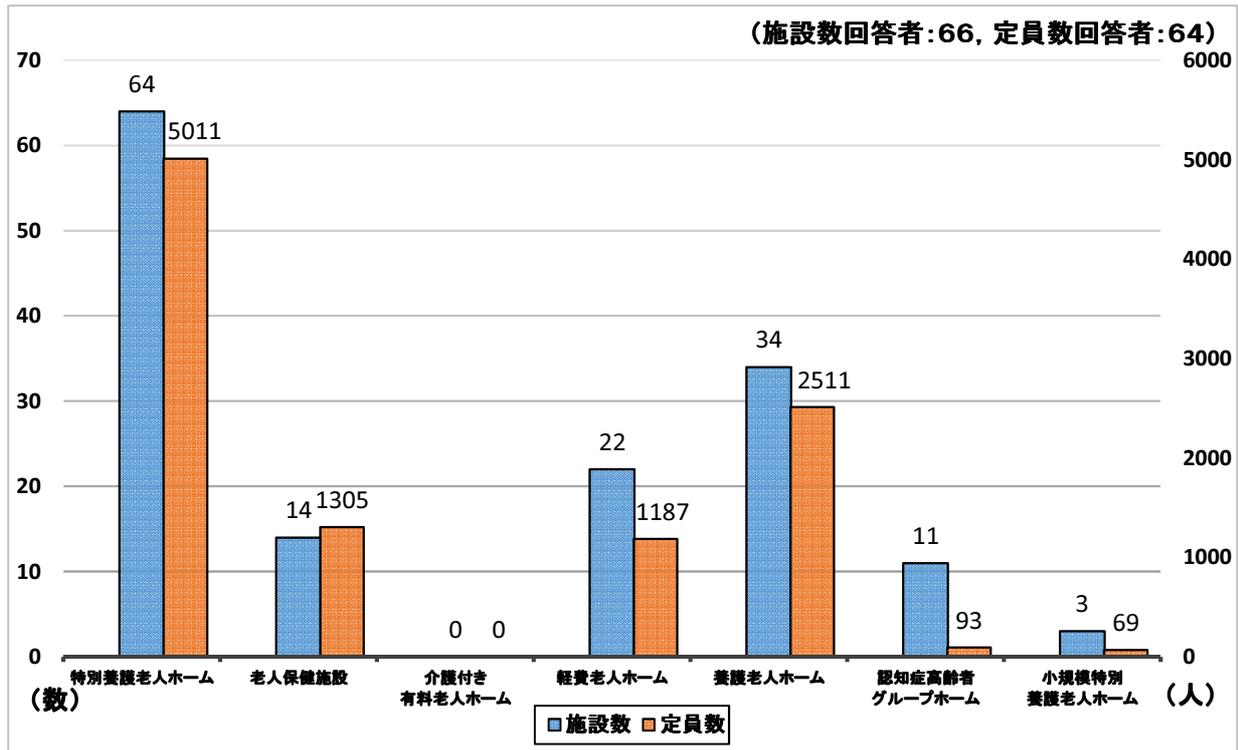
問1 平成27年3月31日時点の貴自治体の高齢者向け施設について、設置・運営主体別の施設数及び合計定員数を記載してください。

(注) 項目によって無回答の自治体があるため、合計が一致しない場合がある。

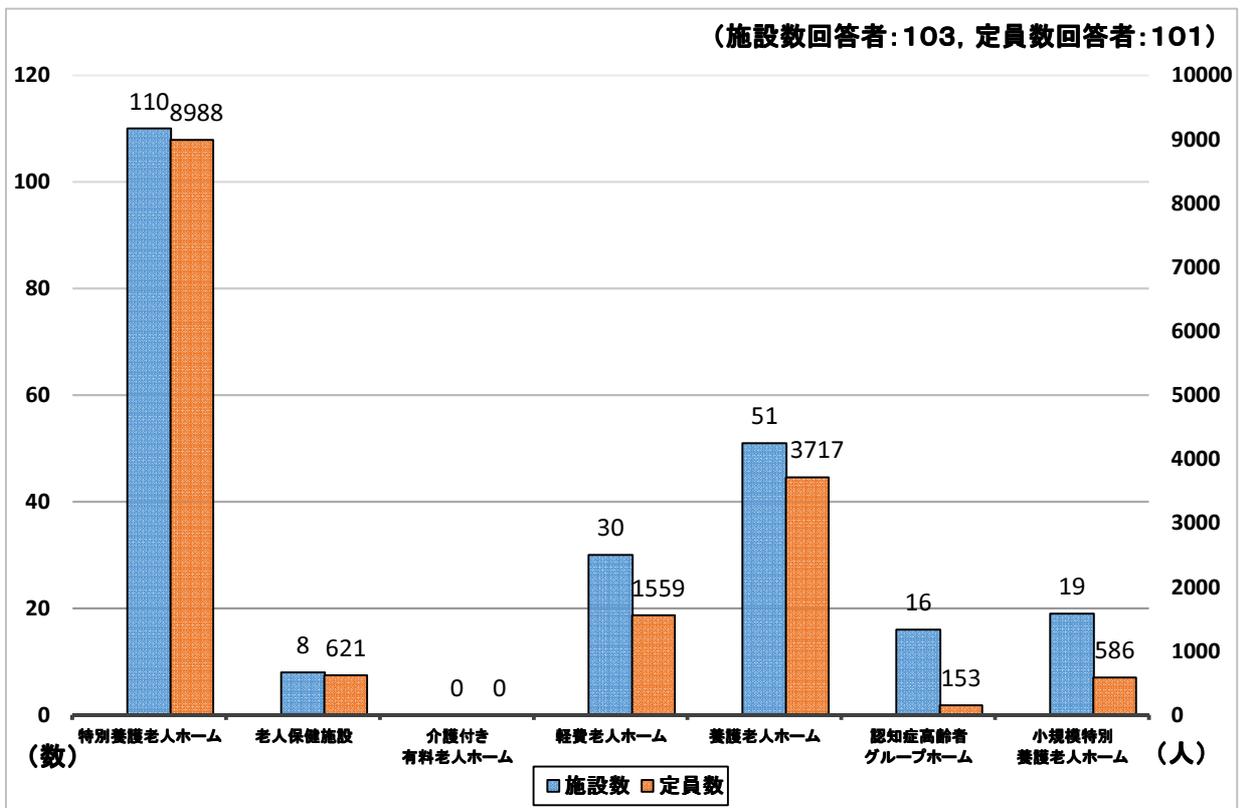
【自治体(公立公営)】



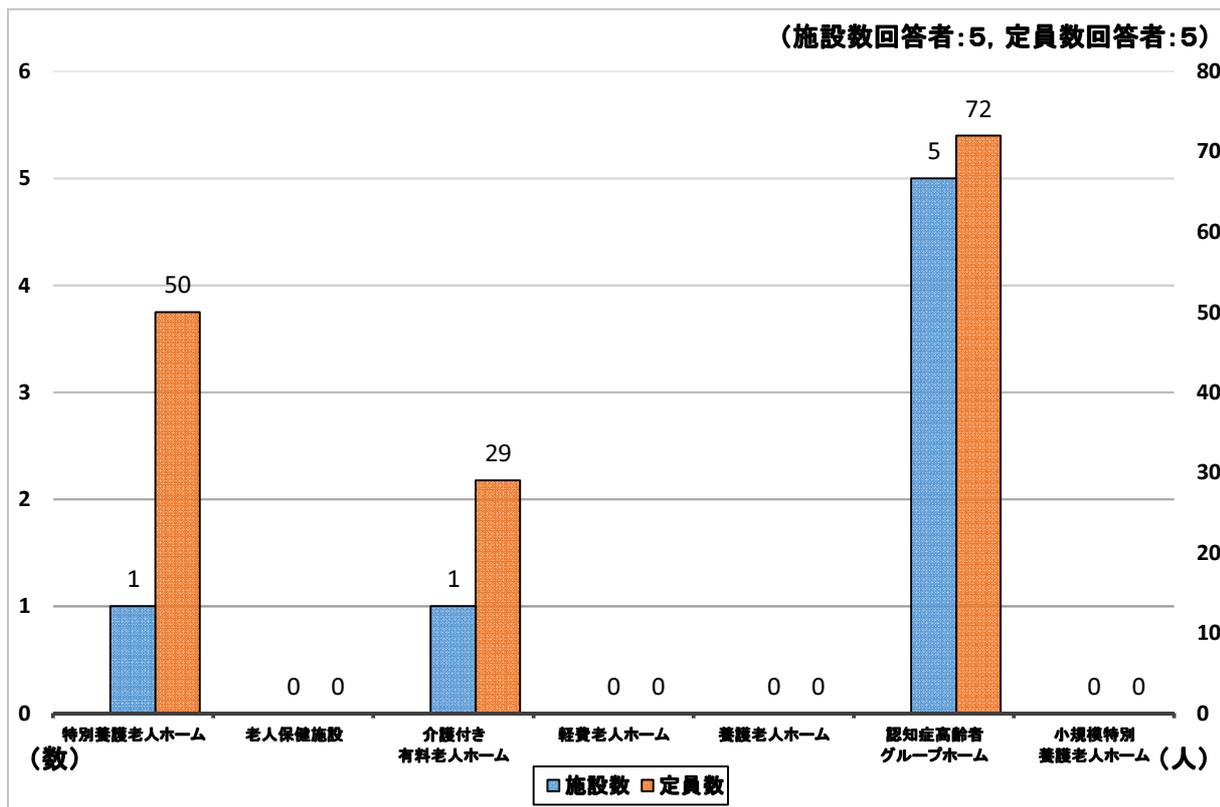
【自治体(公立民営)】



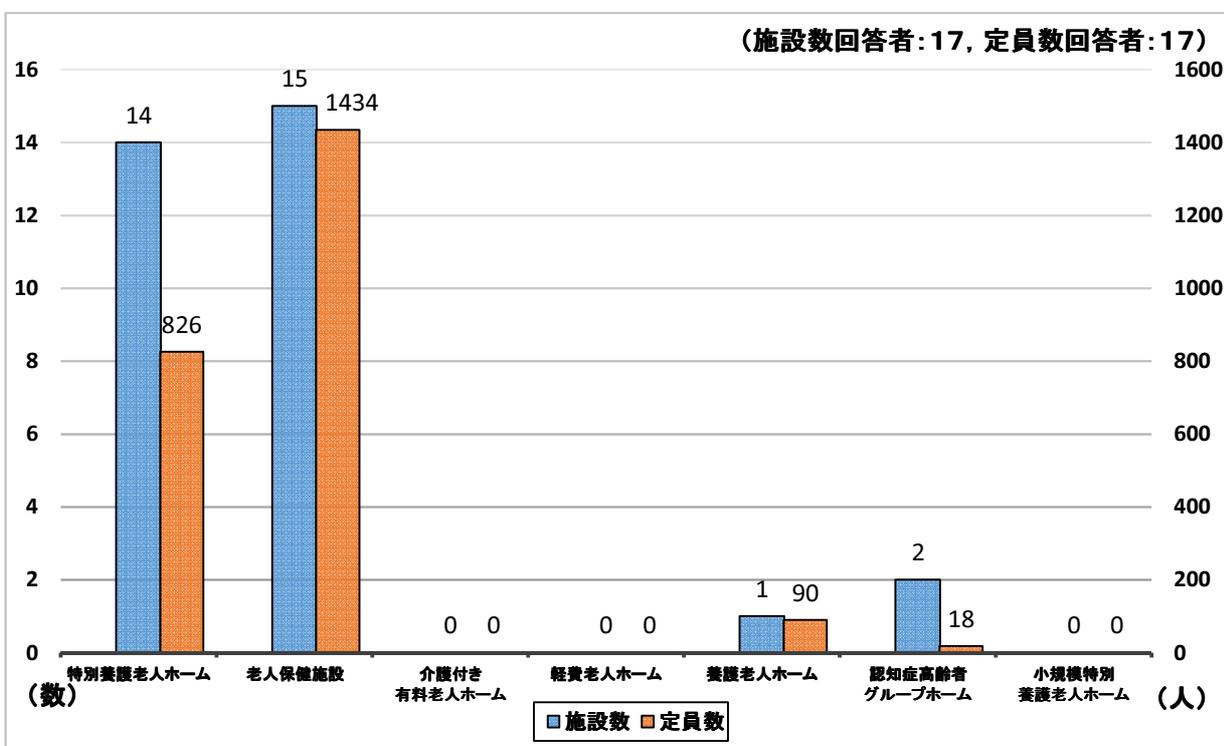
【自治体(公立民営)うち、社会福祉法人運営】



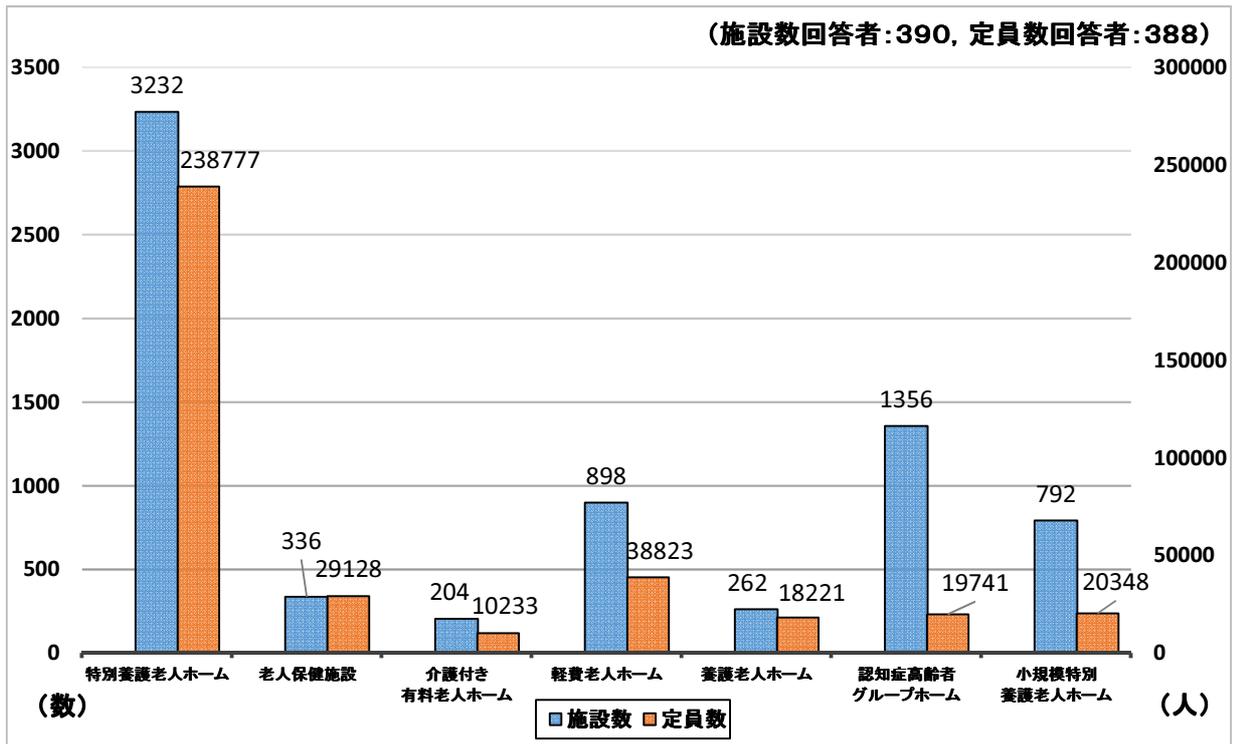
【自治体(公立民営)うち, 株式会社等運営】



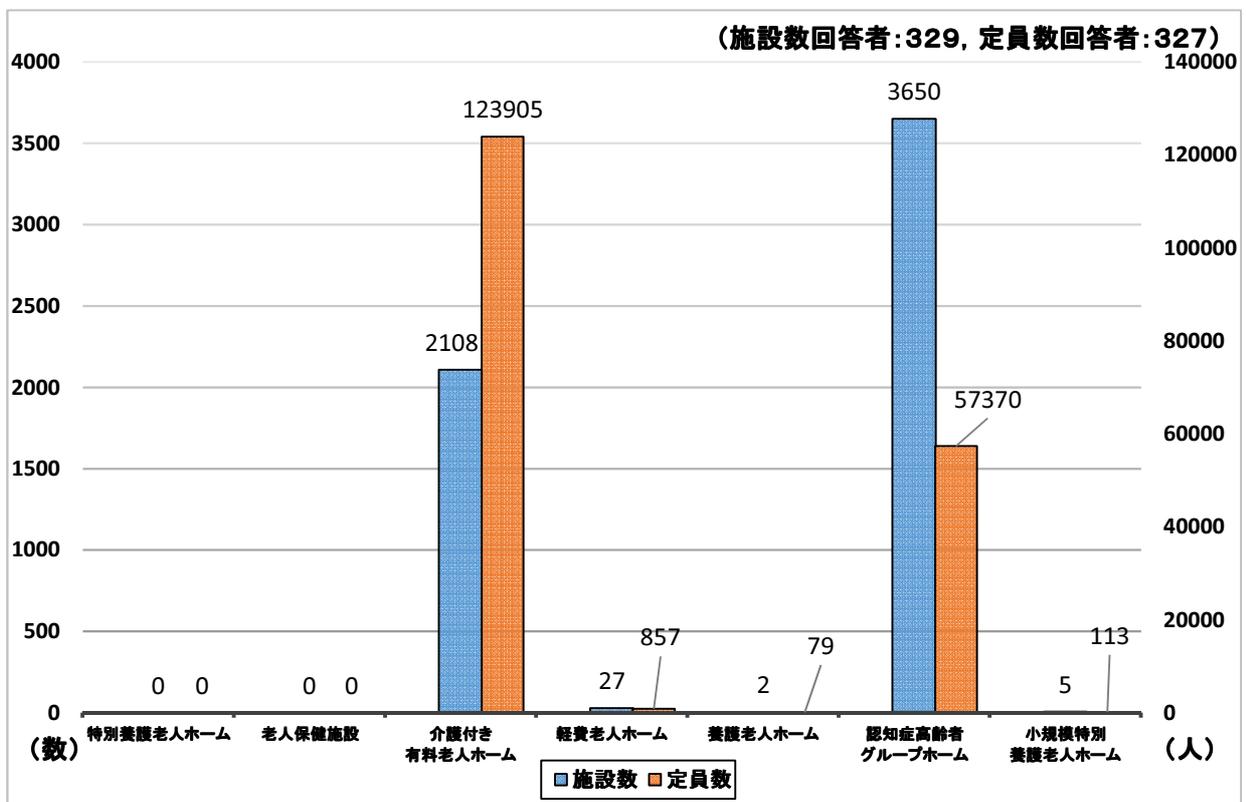
【自治体(公立民営)うち, 医療法人運営】



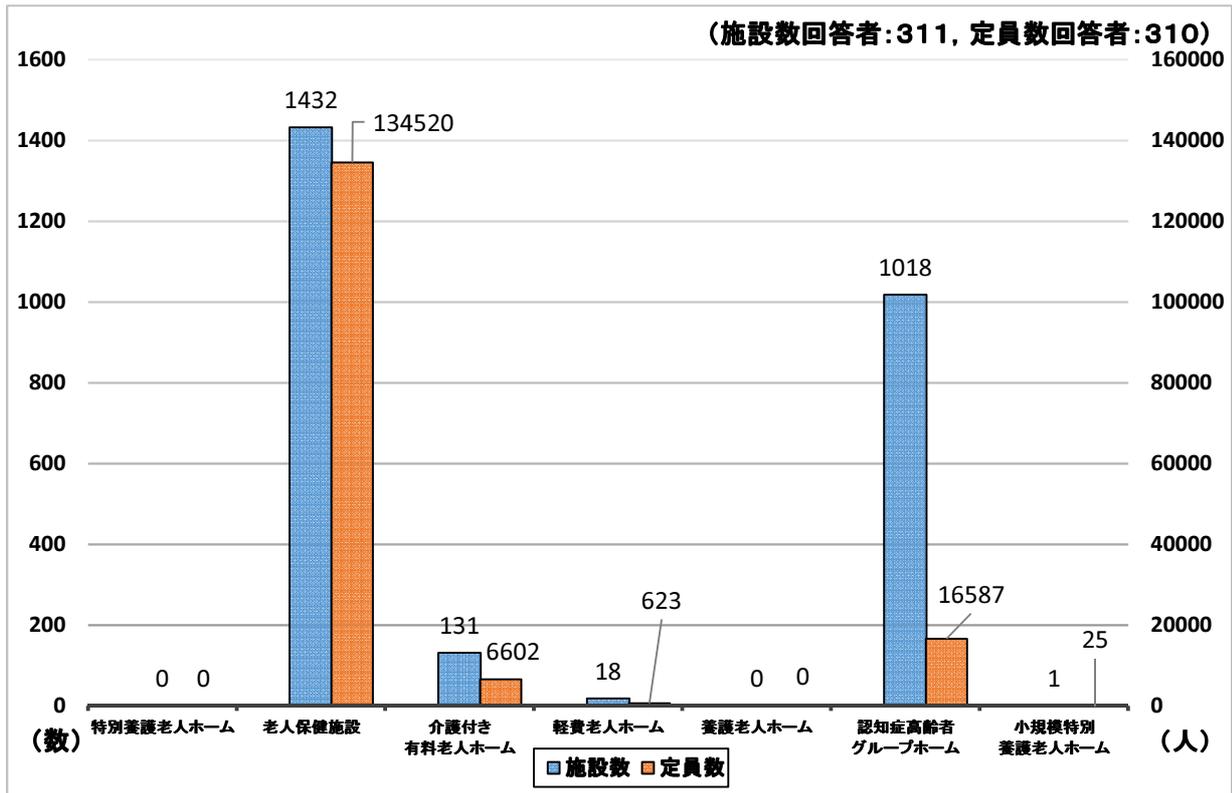
【社会福祉法人立】



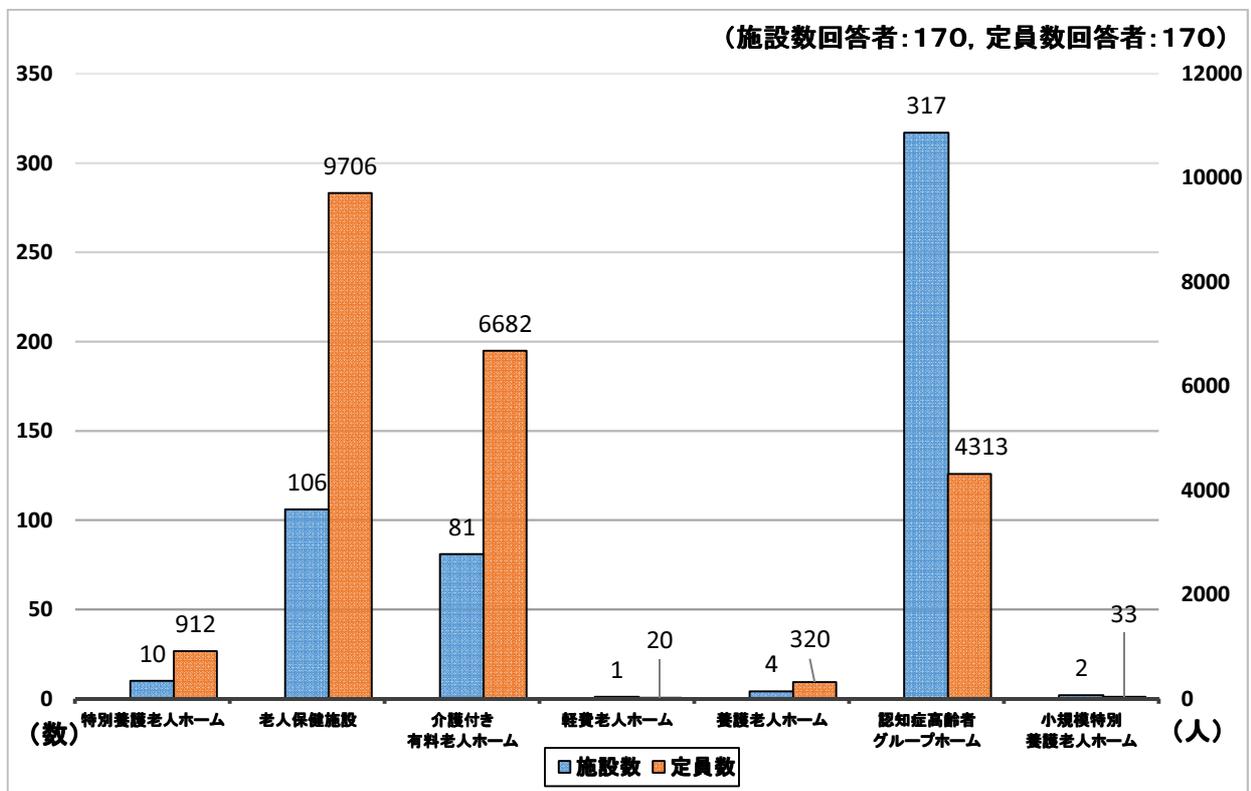
【株式会社等立】



【医療法人立】



【その他】



問2 平成22年度から平成26年度までの間の各年度末日時点における貴自治体の特別養護老人ホームの定員数, 入所者数及び要介護度別入所申込者数(入所待機者数)について, 記載してください。

(注) 項目によって無回答の自治体がある。また, 自治体によっては, 年度末以外の時点での人数を回答している場合があるが, その場合も該当年度の集計対象としている。

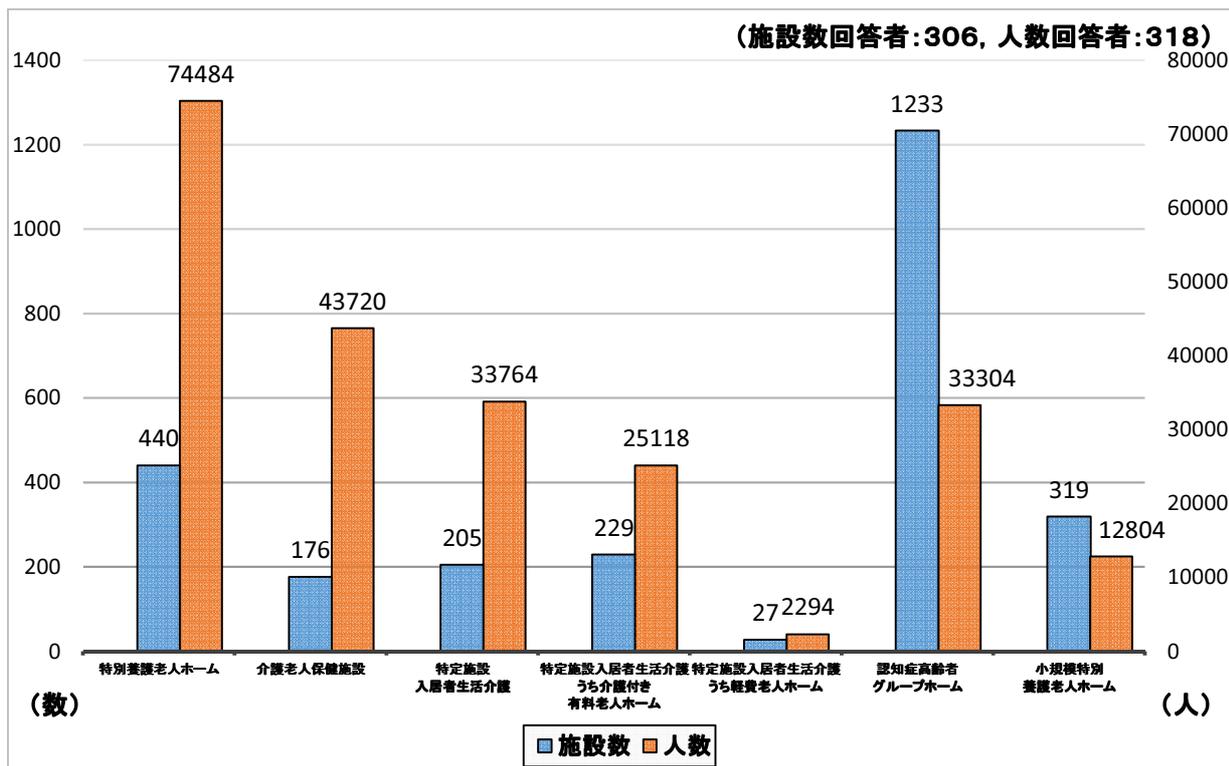
(回答者:400, 単位:人)

項目 \ 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
定員数	214,409	228,960	241,039	252,467	263,556
入所者数	190,286	201,400	222,267	231,307	246,777
入所申込者数	184,528	193,198	196,868	207,387	189,470
要介護1	22,459	22,975	22,850	25,480	22,202
要介護2	34,207	36,866	37,412	40,402	34,249
要介護3	44,191	46,514	47,686	49,735	48,362
要介護4	44,603	46,854	48,102	50,625	47,674
要介護5	39,068	39,989	40,818	41,145	36,983

<介護サービスの必要見込量及び施設整備について>

- 問3 ① 貴自治体における第5期介護保険事業計画等で定めた介護サービスの必要数量に基づく、高齢者向け施設の整備目標数及び人数(複数施設がある場合はその合計人数)について、下表の高齢者向け施設別に記載してください。
- ② また、当該数量に係る施設の整備が達成できた場合には、「達成状況」欄に○印を、達成できなかった場合には、同欄に×印を記載してください。
- ③ さらに、達成できなかった場合については、その理由について、以下の記号の中から該当する記号を選択して「未達の理由」欄に記載してください。

① 高齢者向け施設の整備目標数及び人数



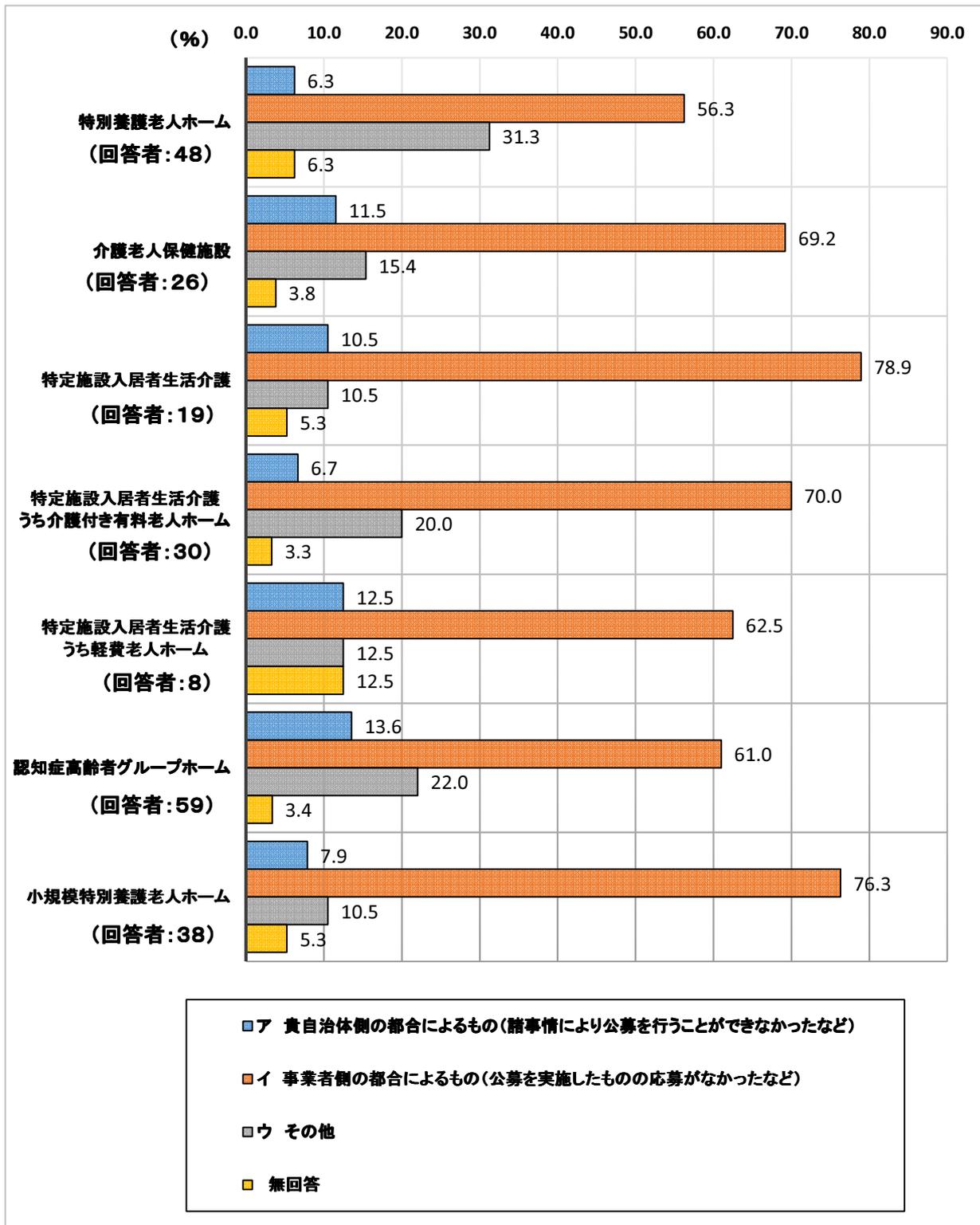
② 整備目標数及び人数の達成状況

(回答者:420)

自治体	目標達成の自治体数	目標未達の自治体数	無回答
高齢者向け施設			
特別養護老人ホーム	172	48	200
介護老人保健施設	98	26	296
特定施設入居者生活介護	82	19	319
介護付き有料老人ホーム	92	30	298
軽費老人ホーム	59	8	353
認知症高齢者グループホーム	195	59	166
小規模特別養護老人ホーム	145	38	237

※特定施設入居者生活介護の自治体数が、介護付き有料老人ホームと軽費老人ホームの合計自治体数より少ない数になっているのは、本欄について未回答の自治体があったからである。

③ 目標未達の理由



◎ 「ウ その他」の具体例

(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【特別養護老人ホーム】(回答者:13)

- ・東日本大震災の影響で整備事業者が撤退したため。
- ・既存建物の解体や地中障害への対応、地域対応のほか、予想を上回る建築資材や人件費の高騰による工法、資材の積算の見直し等により、整備に遅れが生じたため。
- ・地域密着型サービス事業へ移行したため。

【介護老人保健施設】(回答者:2)

- ・総定員の1割程度が空床である状況が続き、公募を中止した。

【特定施設入居者生活介護】(回答者:5)

- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備や増設が進んだため整備を取りやめた。

【認知症高齢者グループホーム】(回答者:11)

- ・整備予定地の近隣住民の理解が得られなかったため。
- ・入札不調等の影響で計画期間中に整備が完了しなかった。

問4 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)(下記参照)に基づく厚生労働省からの通知を受けて、貴自治体において、第6期の介護保険事業計画等を策定するに当たって、改めて、適切なサービス量を見込めるように算出方法等の見直しを行いましたか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)】

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

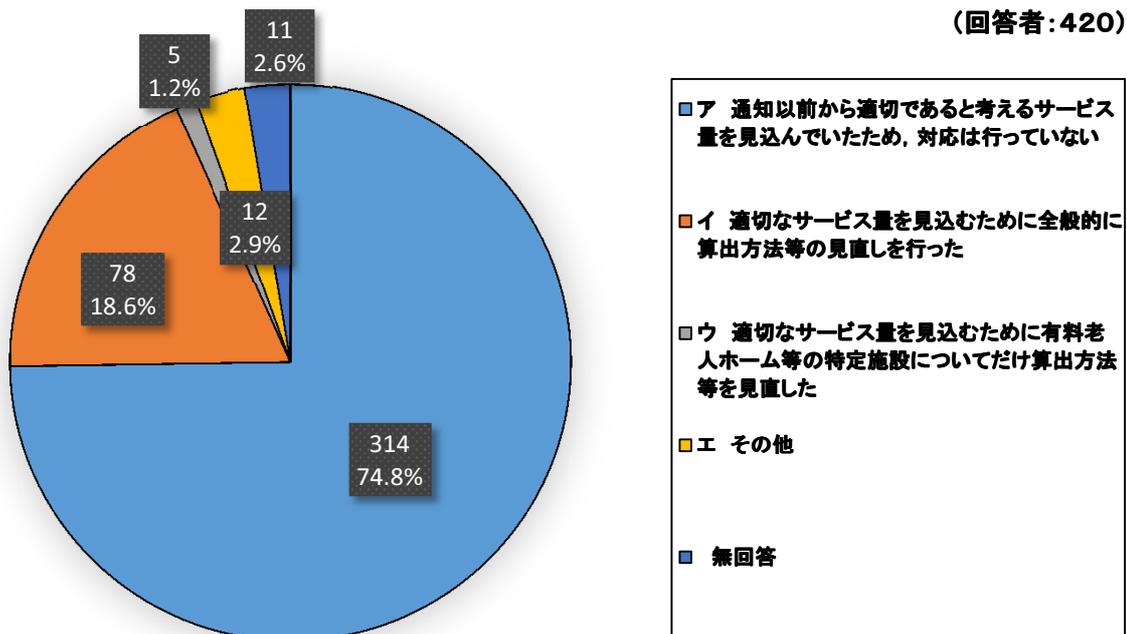
② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立

No. 17 多様な経営主体によるサービスの提供

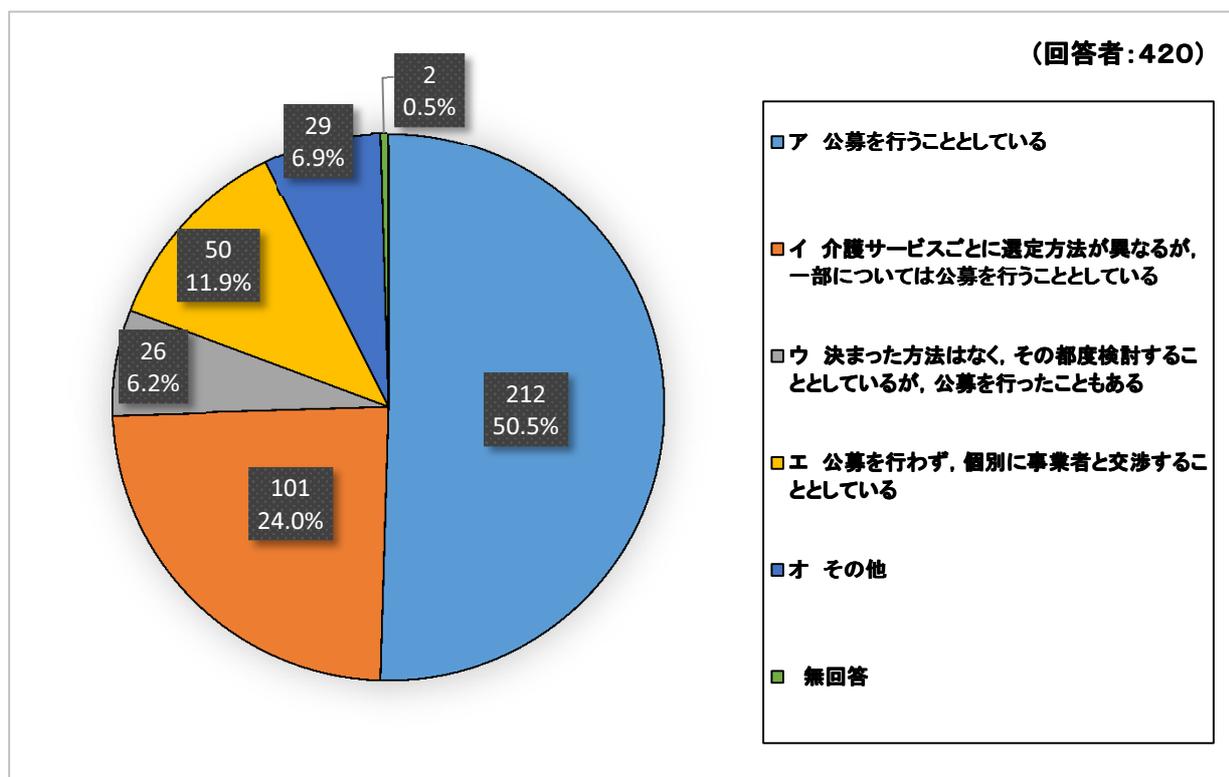
「厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。」

(下線は公正取引委員会が付したもの)

(回答者:420)

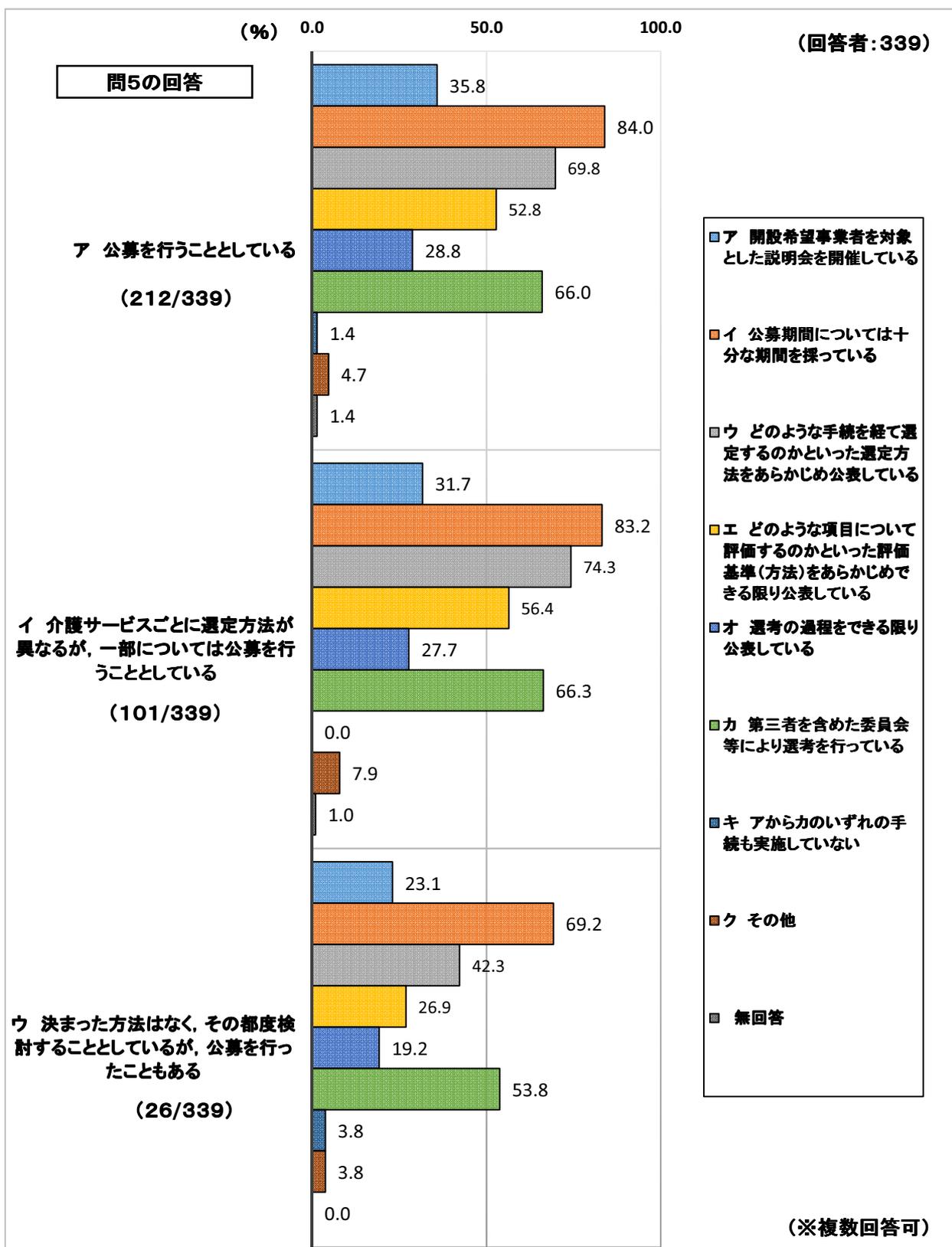


問5 貴自治体が新規に介護サービスに係る施設を整備する事業者を選定する場合に、どのような方法により選定していますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



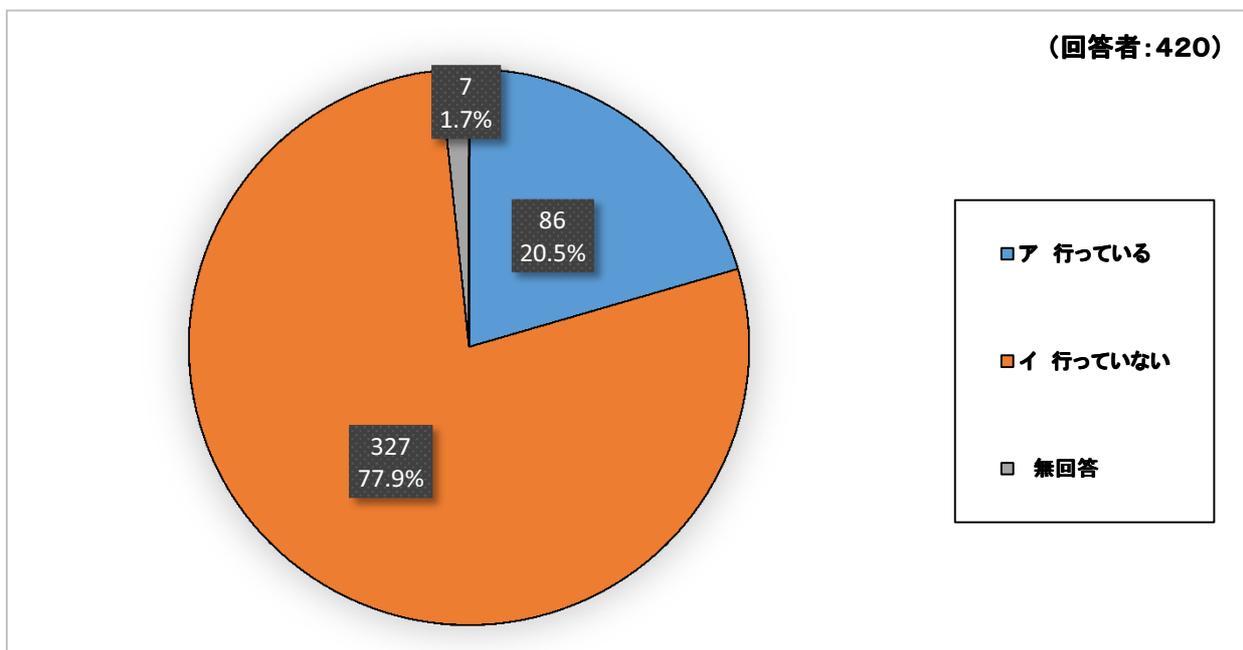
問6 問5でアからウと回答した方に伺います。貴自治体が公募に当たって実施している手続はどのような手続ですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問6は問5で、介護サービスに係る施設を整備する事業者を選定するに当たり、公募を行ったことがあると回答した自治体(339)に対する質問



<介護サービス事業者等への補助について>

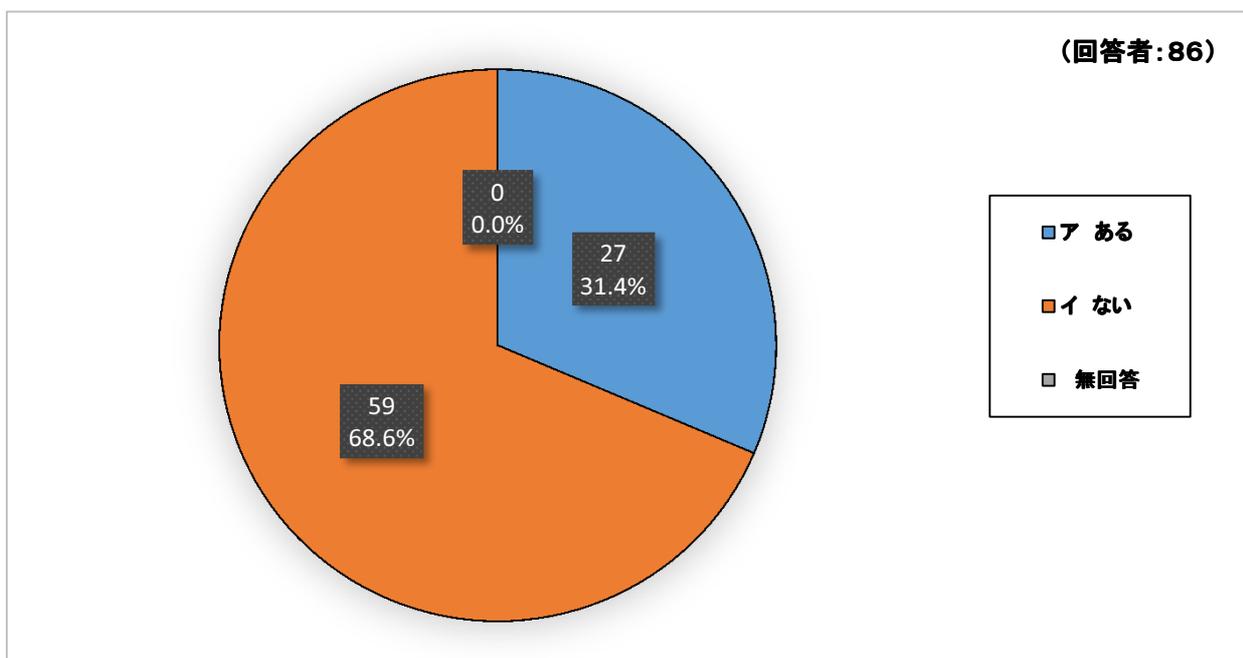
問7 貴自治体は、平成27年度において、介護サービス事業者又は土地所有者に対して補助金の交付(貴自治体の財源で行う地方単独事業に限ります。なお、国又は都道府県が行う補助事業への上乗せ分を含みます。)を行っていますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問8 貴自治体が現在実施している補助事業について、補助対象を社会福祉法人に限定するなど特定の法人に限定していたり、社会福祉法人とそれ以外の法人とで金額や交付条件等に差を設けていたりするものはありますか(注)。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)また、「ア」を選択した場合は、そのような差異を設けている事業名、補助対象者及び事業概要(3事業以上ある場合には、予算額の多い上位3事業)を記載してください。

※問8は問7で「ア 行っている」を選択した自治体(86)に対する質問

(注) 土地所有者に対する補助については、運営事業者の法人形態により差を設けている場合をいいます。



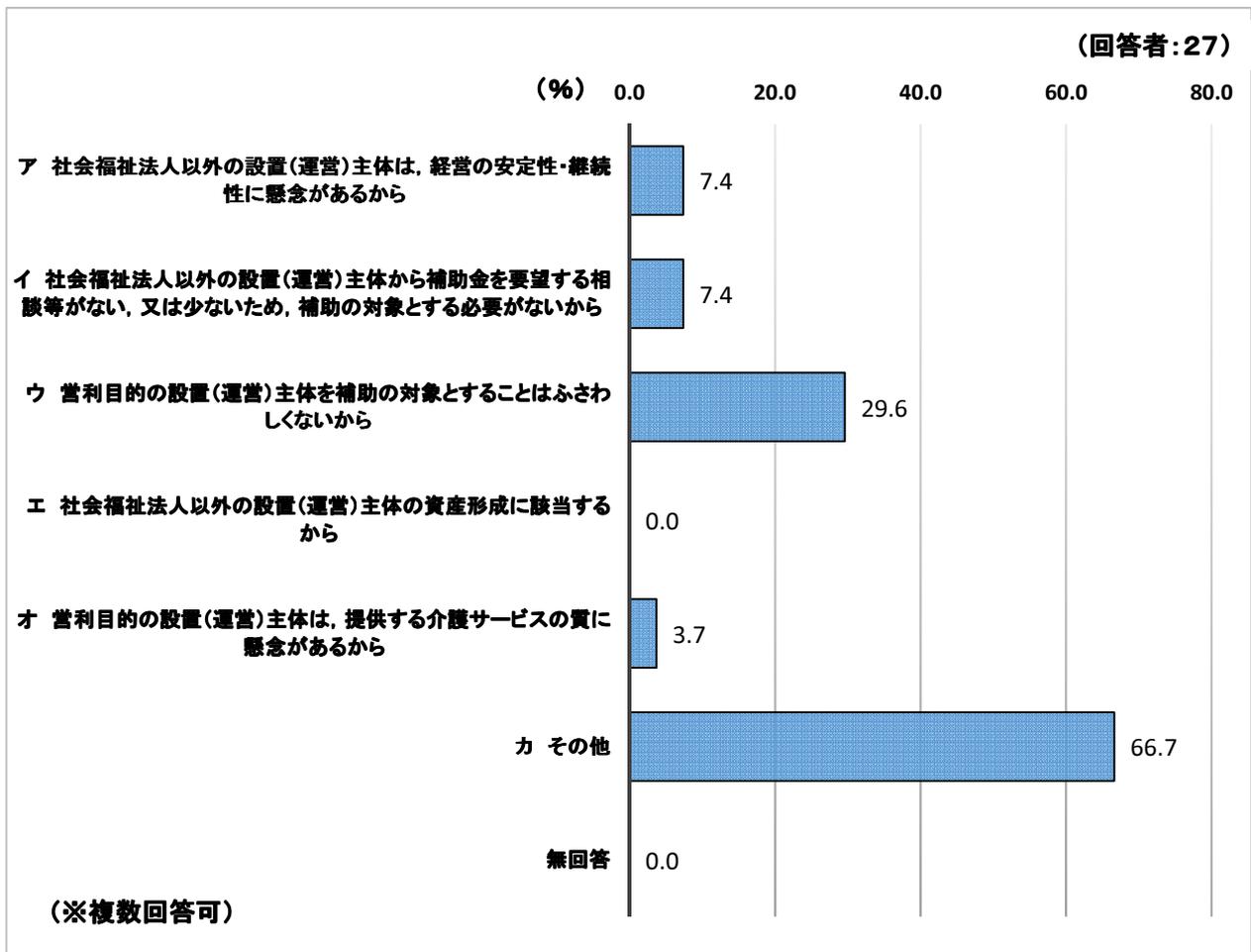
◎ 補助の具体例(回答者:27)

(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

- ・地域密着型サービスの施設整備に係る工事費の補助(社会福祉法人、医療法人等が対象)
- ・老人福祉法に定めるデイサービスセンター等の事業に係る経費の補助(社会福祉法人が対象)
- ・特別養護老人ホームに併設するショートステイを整備に係る費用の補助(社会福祉法人が対象)
- ・「地域交流サロン」の運営に係る費用の補助(社会福祉法人が対象)
- ・認知症高齢者グループホームの施設整備費に係る補助(社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が対象)
- ・小規模多機能型居宅介護の施設整備費に係る補助(社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が対象)
- ・移送サービス事業者へ委託することで自宅と施設間を寝台車で送迎している短期入所事業所へ送迎委託費を補助(社会福祉法人が対象)

問9 問8でアと回答した方に伺います。法人形態による差を設けている理由はどのような理由からですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※問9は問8で「ア ある」を選択した自治体(27)に対する質問



※ 「カ その他」には、国庫補助金の上乗せ単独補助であるため、国の制度に準じているという回答などがあつた。

問10 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)(下記参照)を受けて、貴自治体において、交付対象や交付条件を変更する予定はありますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

※問10は問7で「ア 行っている」を選択した自治体(86)に対する質問

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)】

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

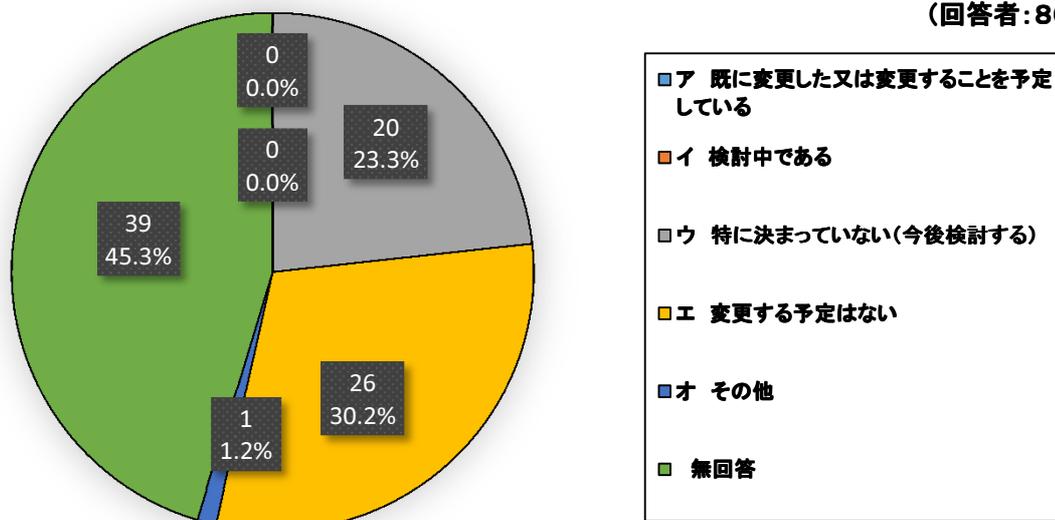
② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立

No. 6 補助金等の情報開示

「厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。」

(下線は公正取引委員会が付したもの)

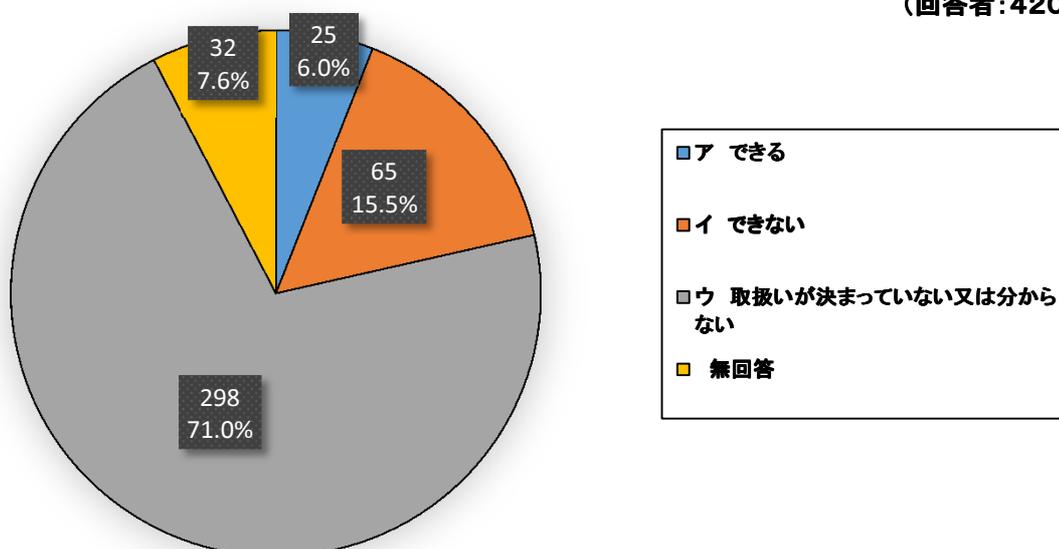
(回答者:86)



<指定管理者制度の取扱いについて>

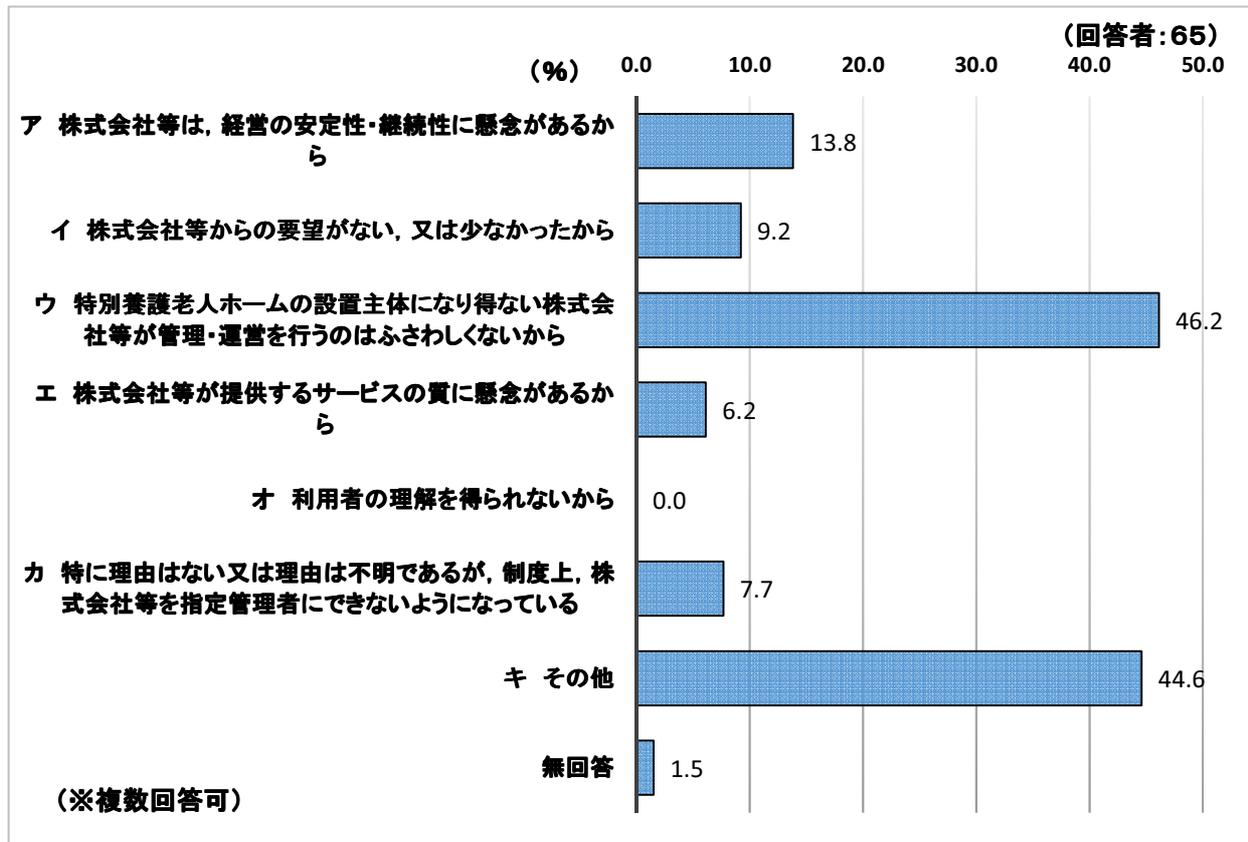
問11 貴自治体が設置する特別養護老人ホームにおいて、株式会社等は指定管理者になることはできますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

(回答者:420)



問12 問11でイと回答した方に伺います。特別養護老人ホームの指定管理者として株式会社等を指定しない理由はどのような理由からですか。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

※ 問12は問11で「イ できない」を選択した自治体(65)に対する質問



※ 「キ その他」には、公設の特別養護老人ホームが存在しないという回答などがあつた。

問13 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)(下記参照)に基づく厚生労働省からの通知を受けて、貴自治体において、指定管理者制度の運用等を見直す予定はありますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

※ 問13は問11で「イ できない」を選択した自治体(65)に対する質問

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)】

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

(2) 個別措置事項

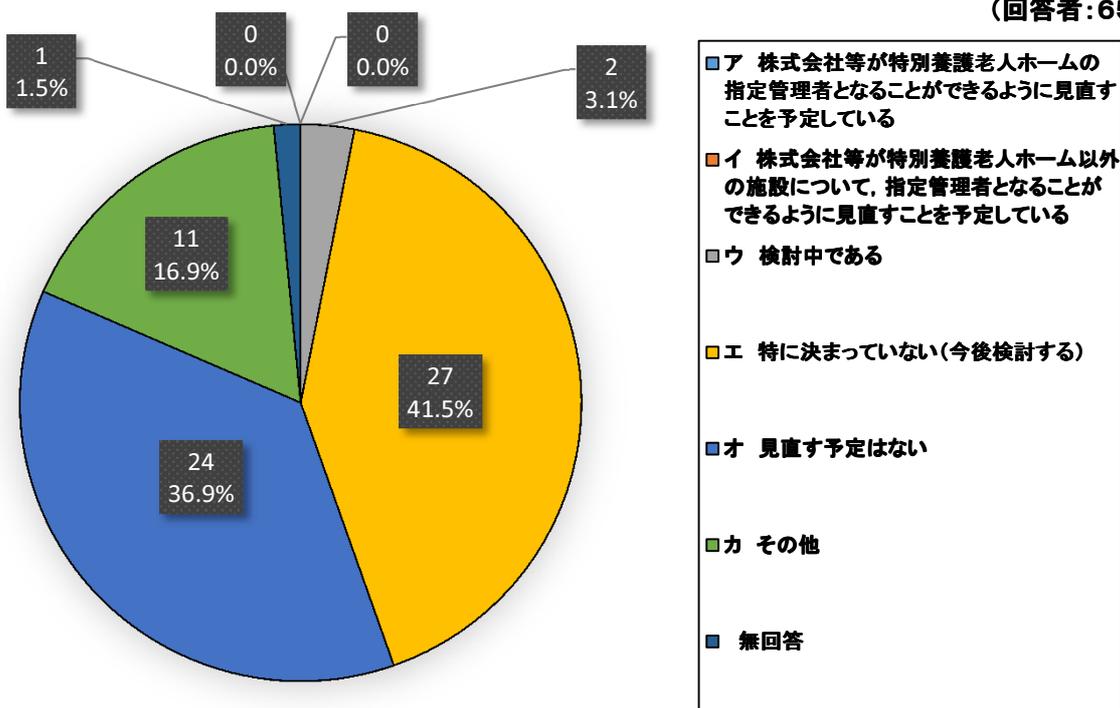
② 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立

No. 18 福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

「厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。」

(下線は公正取引委員会が付したもの)

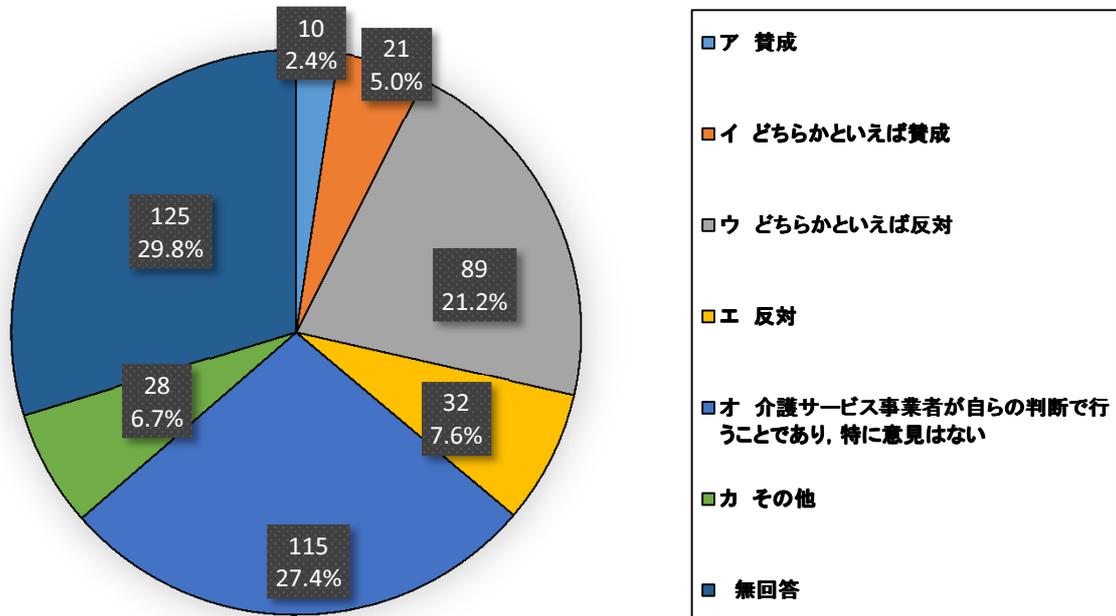
(回答者:65)



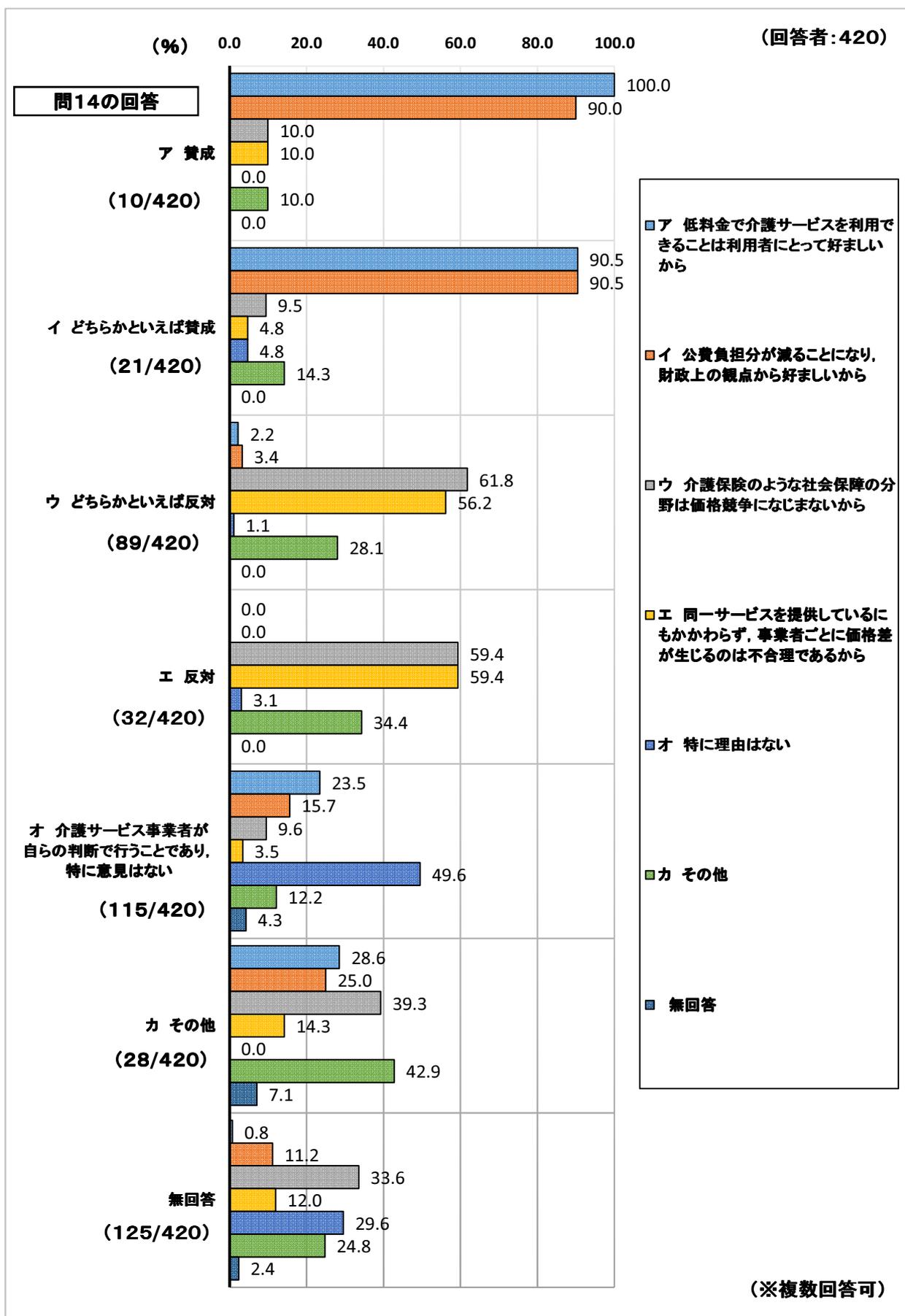
<介護サービス料金について>

問14 介護サービス事業者が介護報酬より低い料金で介護サービスを提供することについて、貴自治体はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

(回答者:420)



問15 問14の回答の理由について教えてください。(該当する選択肢全てに○印を付けてください。)

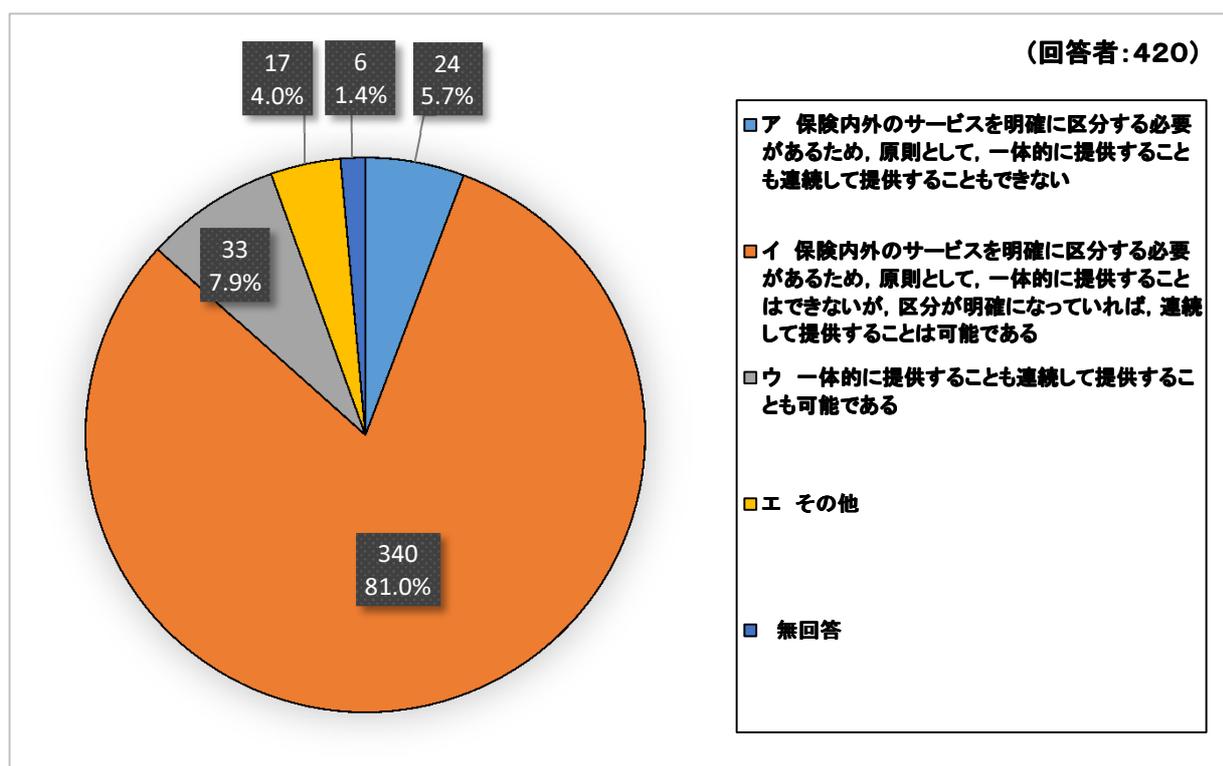


問16及び問17は、居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く。)に関する質問です。

<保険外サービスについて>

問16 貴自治体において、介護サービス事業者が保険サービスと保険外サービスを一体的に提供することや連続して提供することについて、どのようにお考えでしょうか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

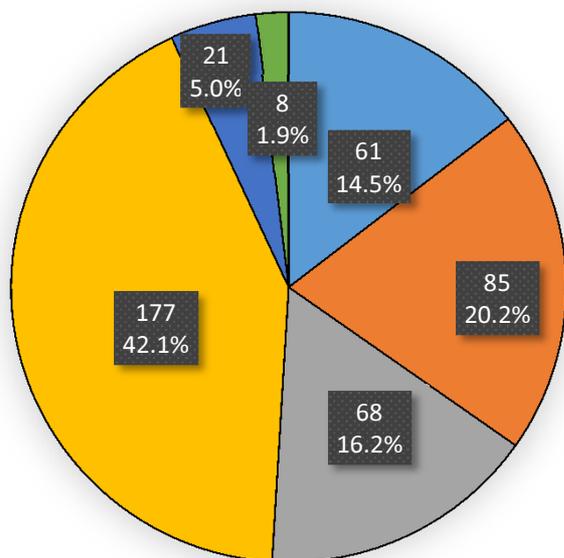
(注) 厚生労働省の通知又はQ&Aにおいて、保険サービスと保険外サービスの取扱いが明らかになっているもの(院内介助の取扱い等)は除きます。



- 「一体的」とは、介護サービスの実施に合わせて、同時に保険外サービスを実施することをいいます。
- 「連続して」とは、介護サービスの提供の前後に、時間を空けずに保険外サービスを実施することをいいます。

問17 介護サービス事業者が要介護者等の支給限度額を超えて提供する全額自己負担の保険外サービス(いわゆる上乘せサービス)の料金について、貴自治体では、どのような運用を行っていますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

(回答者:420)

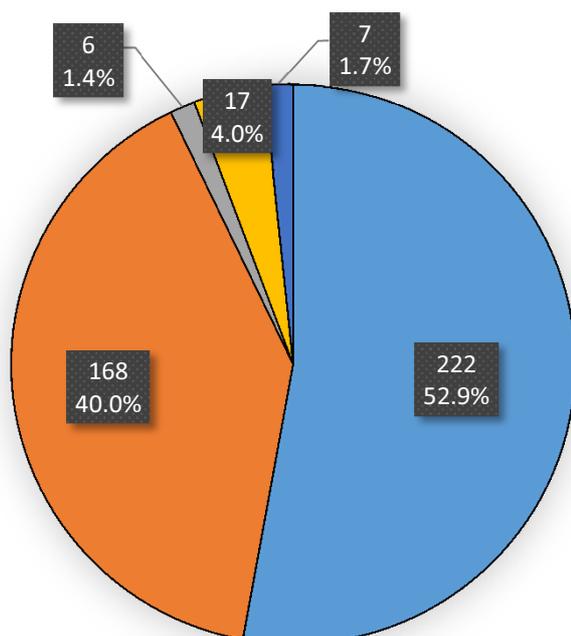


- ア 支給限度額を超える保険外サービスの料金については、当該保険外サービスと同一の介護サービスとの間に不合理な料金差がない限り、介護サービス事業者が自由な料金で提供できる
- イ 支給限度額を超える保険外サービスの料金については、当該保険外サービスと同一の介護サービスとの間に料金差があること自体が不合理であるため、公定価格(介護報酬と同一金額とすること。)で提供しなければならない
- ウ 支給限度額を超えた部分が特定のサービスの一部(超過部分の単位数が端数)であった場合、その部分については、公定価格の全額自己負担で提供しなければならないが、そうでない場合は、当該保険外サービスと同一の介護サービスとの間に不合理な料金差がない限り、介護サービス事業者が自由な料金で提供できる
- エ 介護サービス事業者等から相談・確認を受けたことがなく、また事例もないので、運用は決まっていない
- オ その他
- 無回答

<情報公開について>

問18 介護サービス情報公表制度について、貴自治体はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

(回答者:420)



- ア 現状のままでよい
- イ 改善すべきである
- ウ 廃止すべきである
- エ その他
- 無回答

◎ 介護サービス情報公表制度に係る意見等(回答者:34)

(注) 回答者から寄せられた意見を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

【現状のままでよい】(回答者:9)

- ・エクセルやCSV形式等のデータ加工がしやすいファイル形式で出力できるようになれば、市の業務で利用しやすい。
- ・情報内容は古いが役に立っている。

【改善すべきである】(回答者:22)

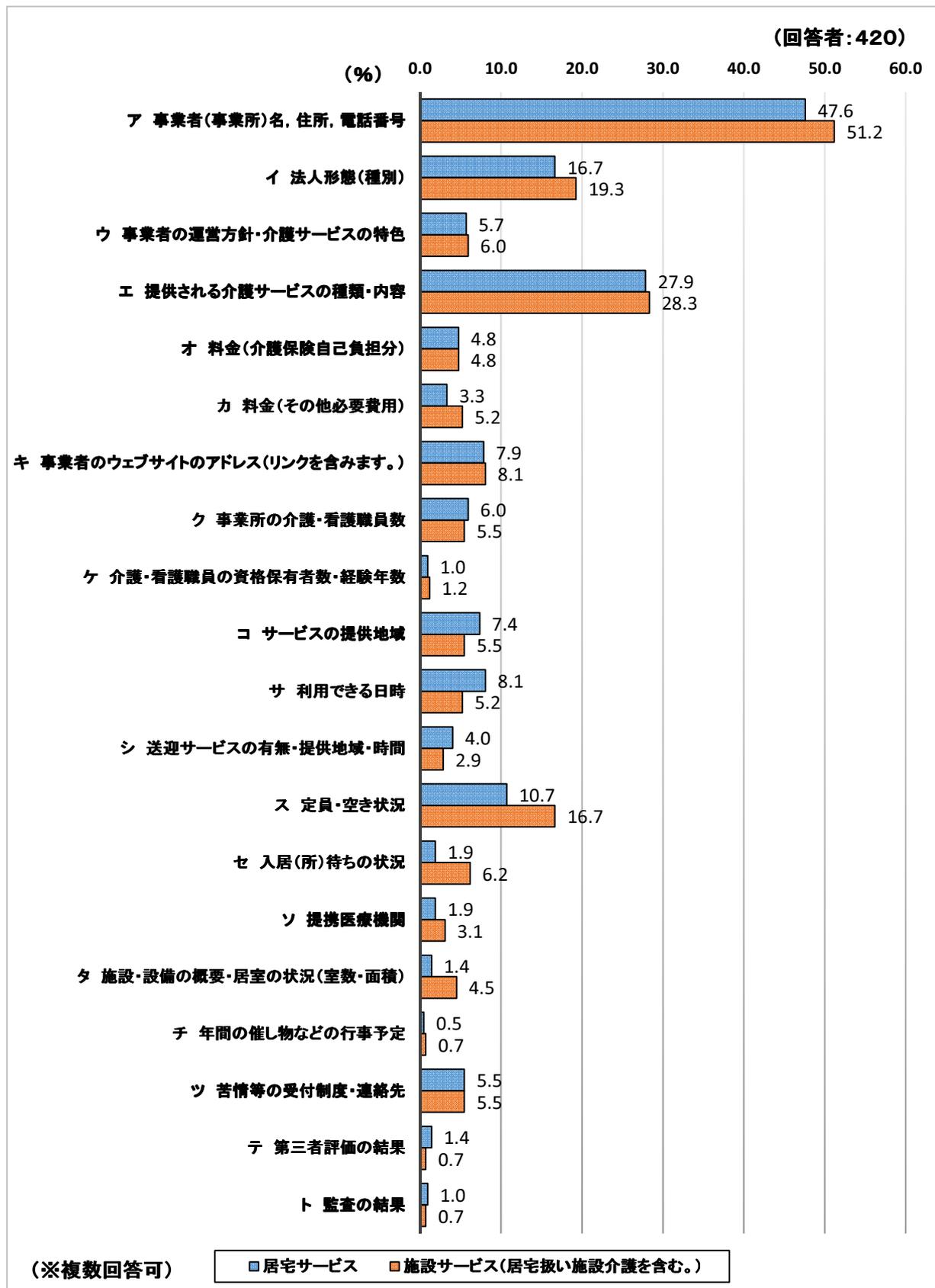
- ・周知されていないため利用されていない。せっかくの情報ツールなのでもっと周知を図るべき。
- ・利用者目線の情報(事業所のソフト面の情報)の充実を図るべき。
- ・地区別・サービス別に一覧表の印刷ができる機能があればよい。
- ・情報がすぐ古くなってしまうので、事業所が随時更新できるとよい。
- ・写真等を利用し、よりイメージしやすくした方がよい。
- ・他県の情報が分かるので便利である。
- ・「介護保険指定機関等管理システム」と連携するなどし、正確な情報を公表できるよう工夫がされるとよい。

【廃止すべきである】(回答者:1)

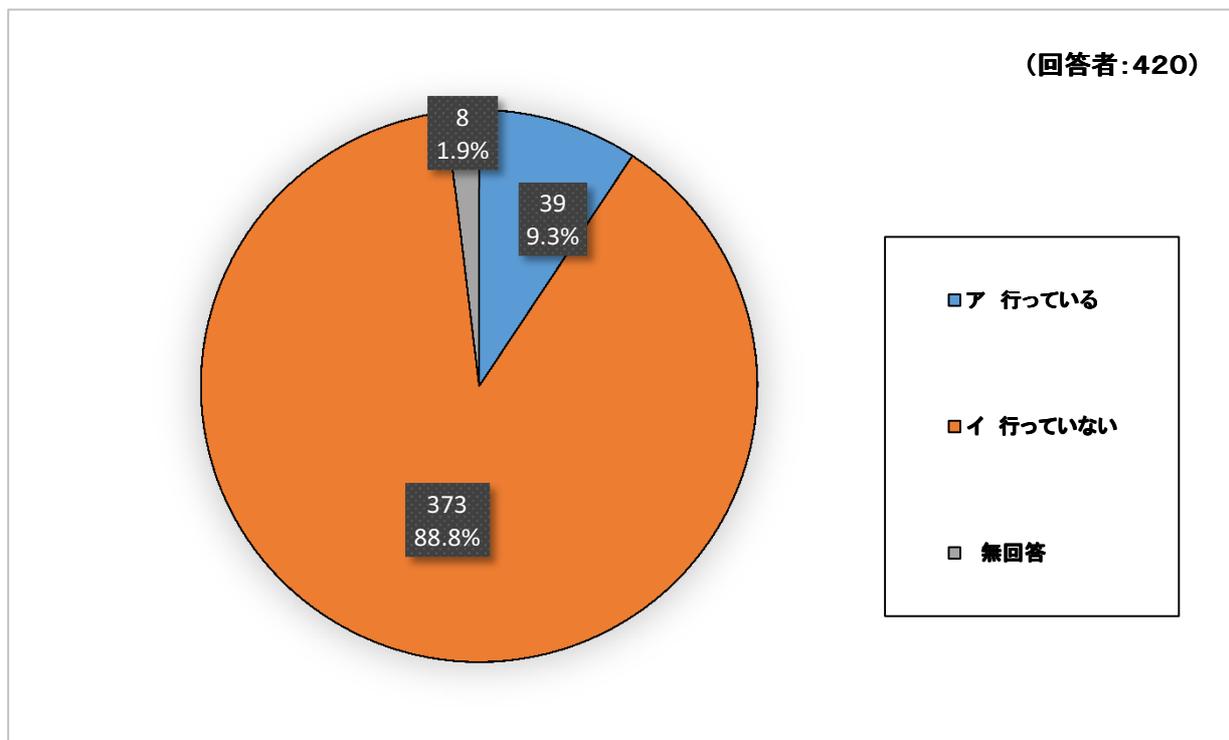
- ・公表情報が更新されておらず使いづらい。情報を定期的に更新しなければならない仕組み作りが必要である。

【その他／無回答】(回答者:2)

問20 次の一覧表に記載の情報内容のうち、介護サービス情報公表制度以外で、貴自治体のウェブサイトにおいて提供している情報があれば、居宅サービスと施設サービス(居宅扱い施設介護(注))を含みます。)それぞれの欄全てに○印を付けてください。
 (注) 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のことをいいます。



問21 貴自治体では、介護サービスに関して利用者が求める情報がどのような項目・内容であるのかを把握するための取組を行っていますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)また、「ア」を選択した場合は、具体的な取組の内容についても記載してください。



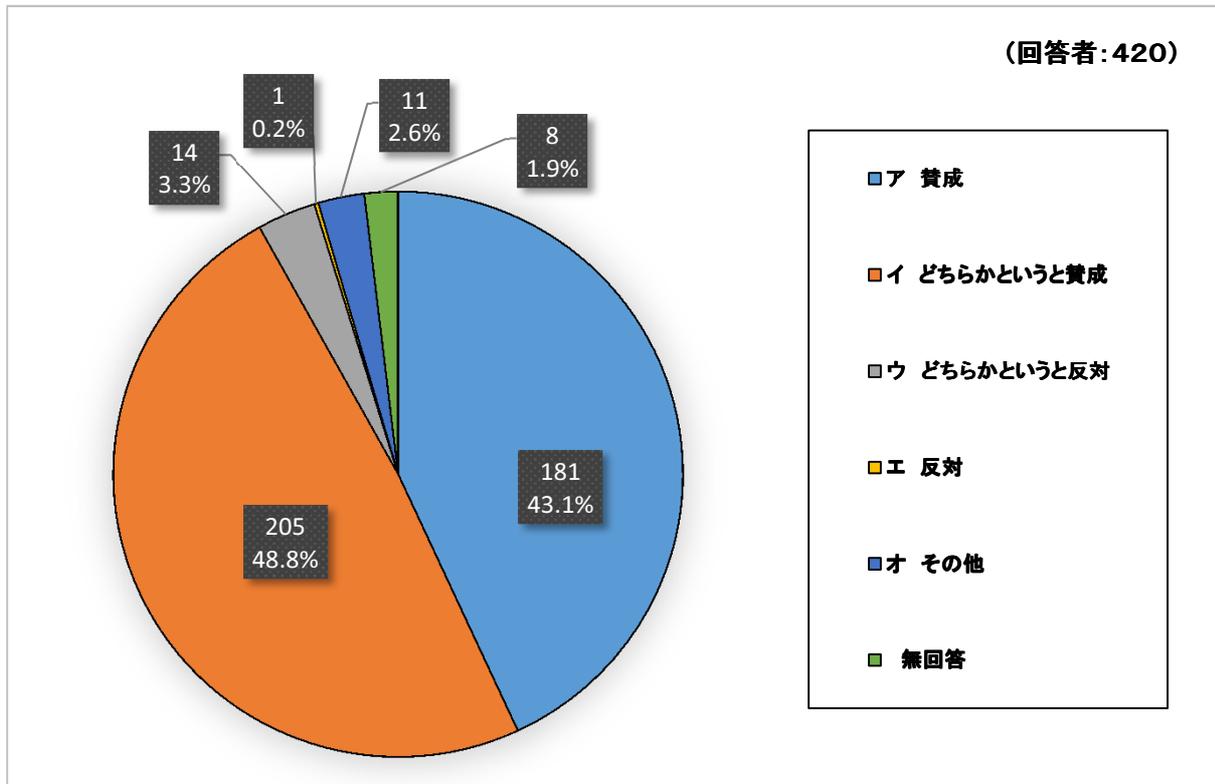
◎ 取組の具体例(回答者:29)

(注) 回答者から寄せられた回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

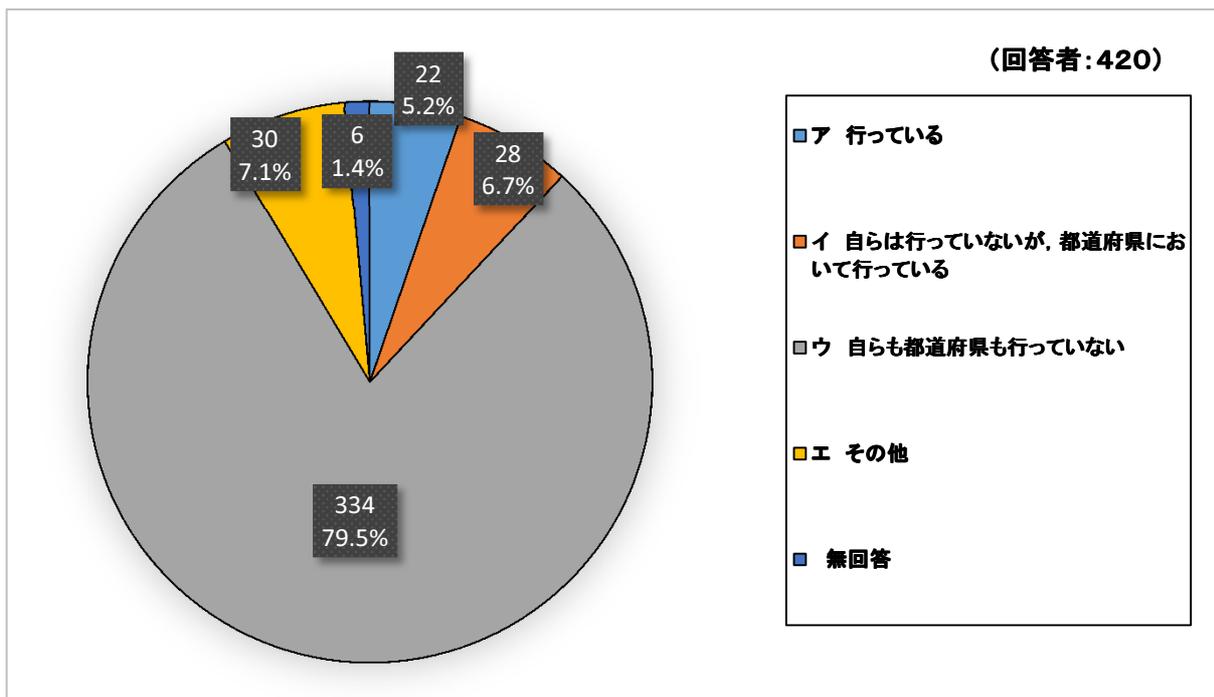
- ・介護保険事業計画等の策定期間に行う実態調査(日常生活圏域内ニーズ調査)において、独自の調査項目を設けるなどして、利用者が求める情報を把握し、高齢者保健福祉施策に反映させるようにしている。
- ・地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において、介護サービス事業者等から利用者の要望等を発表してもらい、それを共有している。
- ・各種申請手続きに当たり、窓口において、利用者の要望を把握している。

<第三者評価について>

問22 介護サービスに対する第三者評価の受審を推進することについて、貴自治体はどのようにお考えですか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)



問23 貴自治体では、第三者評価を受審する介護サービス事業者に対して受審費用の補助(事業所に対する補助を含みます。)を行っていますか。(該当する選択肢1つに○印を付けてください。)

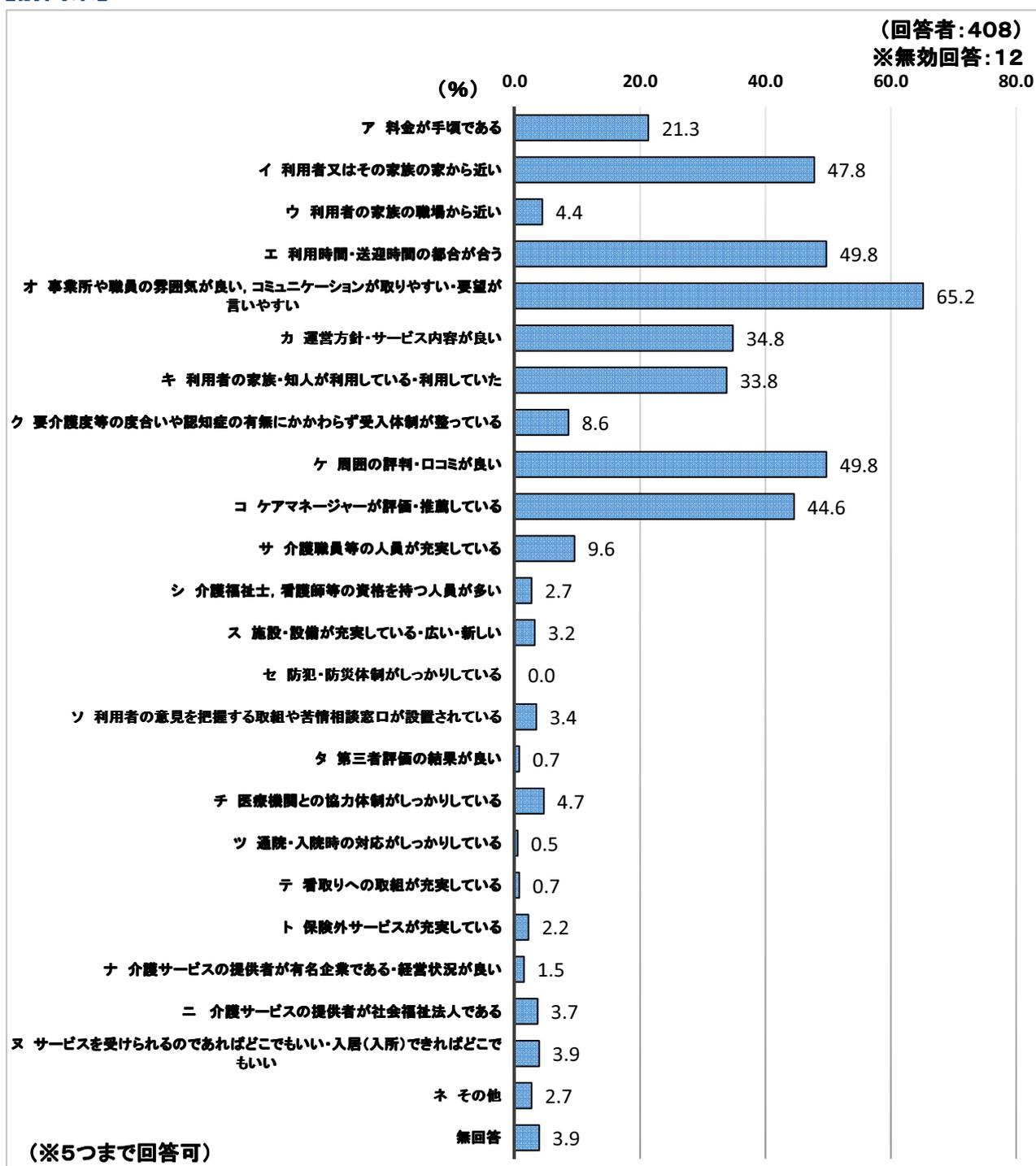


<利用者の介護サービス事業者の選択について>

問24 貴自治体では、利用者は介護サービス事業者の選択に当たってどのような条件を重視しているとお考えですか。(下表の介護サービスの種別ごとに、特に重視していると考えられる条件を以下の記号の中から5つ選択して回答欄に記載してください。5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。)

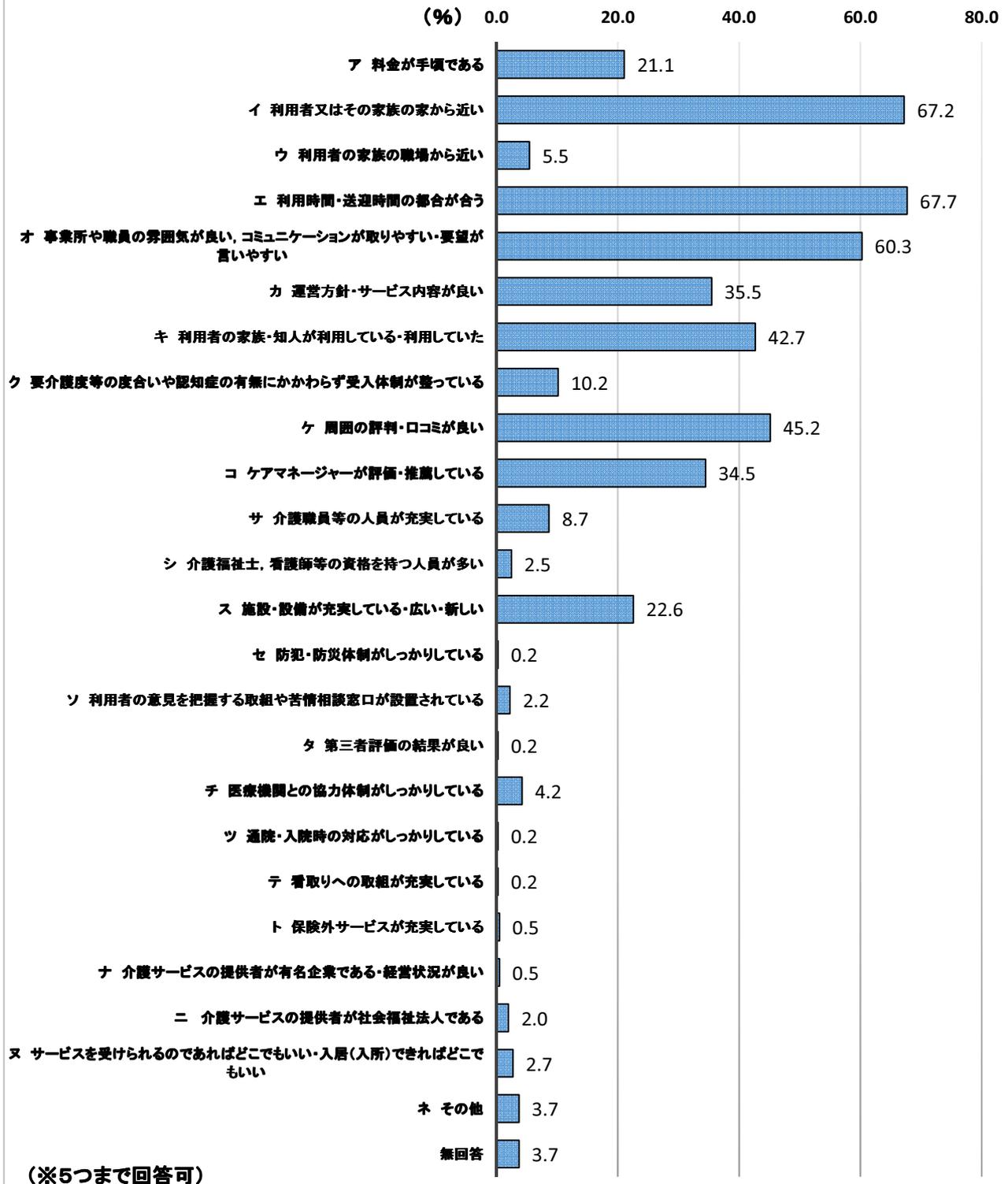
- 【訪問系】 ○訪問介護, ○訪問入浴介護, ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ほか
 【通所系】 ○通所介護, ○通所リハビリテーション ほか
 【短期滞在系】 ○短期入所生活介護 ほか
 【居住系】 ○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等),
 ○認知症共同生活介護(グループホーム) ほか
 【施設系】 ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム), ○介護老人保健施設 ほか

【訪問系】

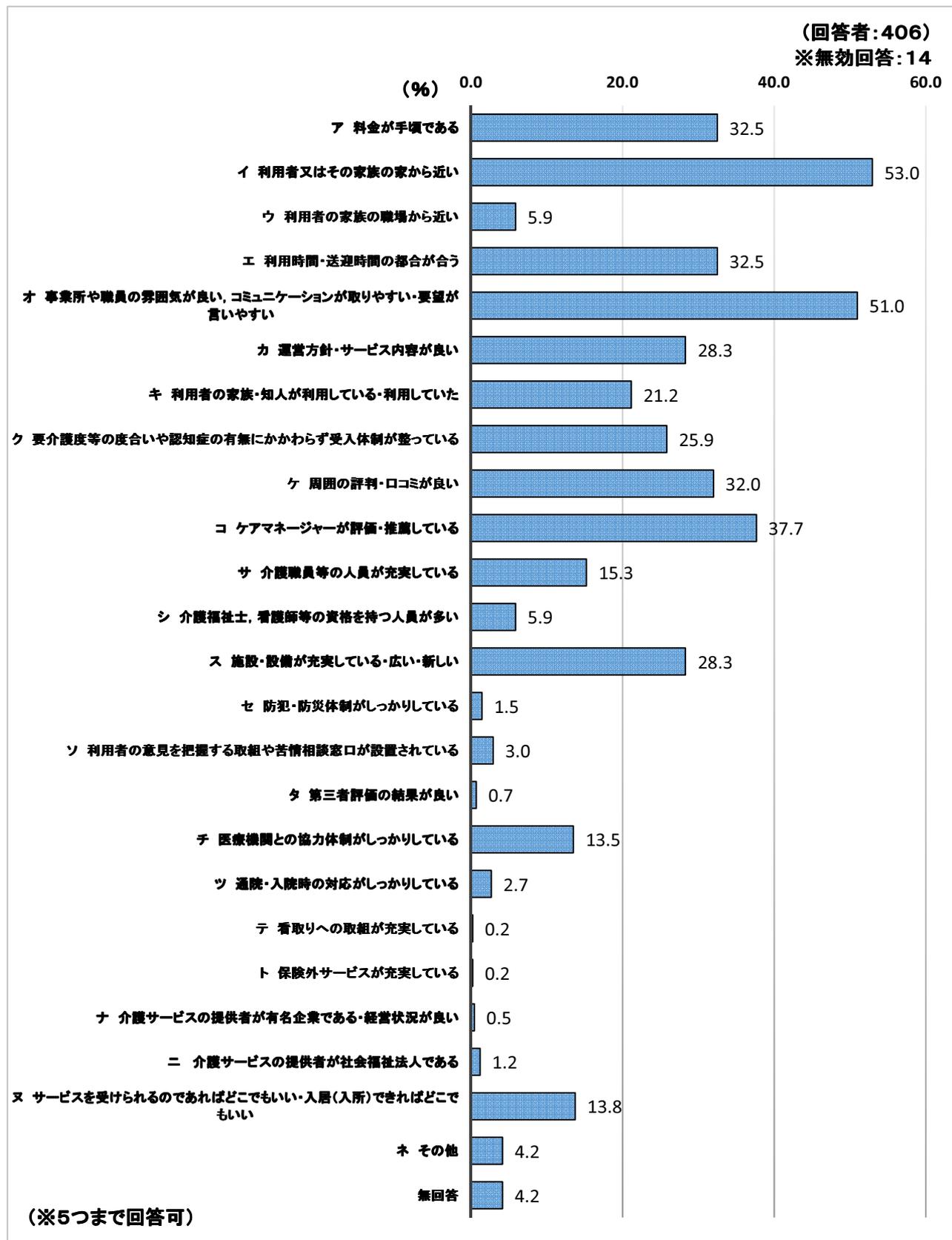


【通所系】

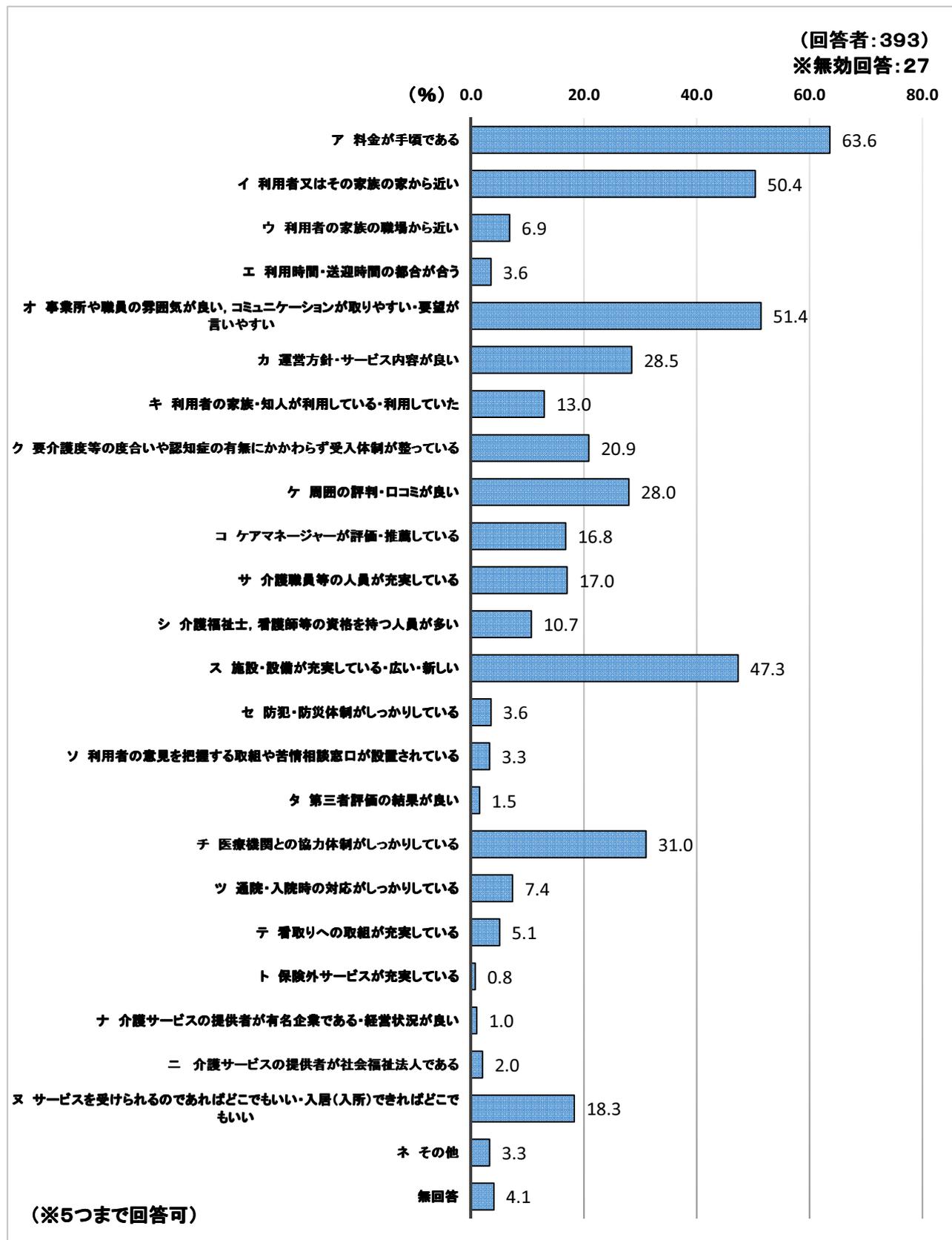
(回答者:403)
※無効回答:17



【短期滞在系】



【居住系(施設系を含む。)】



<特別養護老人ホームの待機者問題について>

問25 特別養護老人ホームへの入所を待つ待機者数(入所申込者数)は、約52万人にも上っている(平成26年3月集計時点)とのことですが、このように数多くの待機者が発生する要因について、どのようにお考えでしょうか。

◎ 特別養護老人ホームへの入所を待つ待機者が発生する要因(回答者:359, 複数回答可)

(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

・ 核家族化の進展, 高齢者夫婦世帯や独居高齢者の増加に伴う家族介護力の低下	149
・ 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加	110
・ 特別養護老人ホームやその代替となる施設(介護付き有料老人ホーム等)の不足	107
・ 特別養護老人ホームの利用料金が他の施設と比べて低い	88
・ 在宅生活を継続するための費用や労力が過大	79
・ 在宅生活を維持するためのサービス(地域密着型サービス等)や支援体制の不足	50
・ 利用者の家族が施設への入所を希望	40
・ 介護人材の不足	39
・ 認知症高齢者の増加, 要介護高齢者の介護度の重症化により在宅介護が困難	31
・ 施設整備による介護保険料の上昇や, 財政負担増加に対する懸念からの整備の遅れ	29
・ 利用者本人が施設への入所を希望(家族に迷惑をかけたくないという理由を含む。)	29
・ 特別養護老人ホームは、「終の棲家」として認識されている	17
・ 都市部の土地不足・地価高騰	16
・ 都市部への人口集中	15
・ 社会福祉法人が運営しているという安心感がある	14
・ 医療との連携不足	14
・ 介護保険制度の浸透による介護保険の利用者数の増加	6
・ 特別養護老人ホームの認知度が他の介護サービスと比べて高い	6

※上記のほか、次のとおりそもそも待機者数約52万人という数字に信憑性がないという意見があった。

・入所の必要性が低いにもかかわらず、取りあえず申込みをしただけの人がいる	87
・複数の特別養護老人ホームに重複して申し込む人がある	28
・別の特別養護老人ホームに入所したり、入院したり、死亡したりしても待機者として計上されたままになっている	10

<介護離職問題について>

問26 現在、介護離職の問題が社会的に大きく取り上げられています。この問題を解決していくために、どのような取組が有効であるとお考えでしょうか。

◎ 介護離職の解決のための有効な取組(回答者:321, 複数回答可)

(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

①家族介護者の離職対策

・ 介護休暇の取得や復職がしやすい職場環境の醸成	79
・ 介護休暇制度の更なる拡大・改善	77
・ 施設サービスの充実・積極的な利用	76
・ 居宅サービス・地域密着型サービスの充実・積極的な利用	65
・ フレックスタイム制等を利用した働き方の多様化や長時間労働の是正	32
・ 介護保険制度, 介護休暇制度等の周知	27
・ 地域包括ケアシステムの推進	26
・ 地域コミュニティにおける支え合い	22
・ 相談窓口等の充実・周知	22
・ 企業における従業員への研修等による介護休暇制度等の啓蒙・啓発	20
・ 国による企業への介護休暇制度等の積極的な啓蒙・啓発	16
・ 各種介護サービスの内容, 利用方法等の周知	12
・ 離職対策を講じる企業への支援・助成	11

②介護職員の離職対策

・ 介護職員の処遇改善	119
・ 介護職員の労働環境の改善	50
・ 介護職員への研修の充実・キャリアアップ	31
・ 介護職の地位・イメージの向上	22
・ 介護報酬の改善	17
・ 若年層(将来の介護職員候補)への教育・支援	15
・ 介護ロボットの導入や普及に向けた助成	11
・ 高齢者の積極的な活用	5

<その他>

問27 介護分野における規制や取引慣行等についての御意見・改善要望等がありましたら、御自由にお書きください。

◎ 介護分野に係る御意見・改善要望等(回答者:37, 複数回答可)

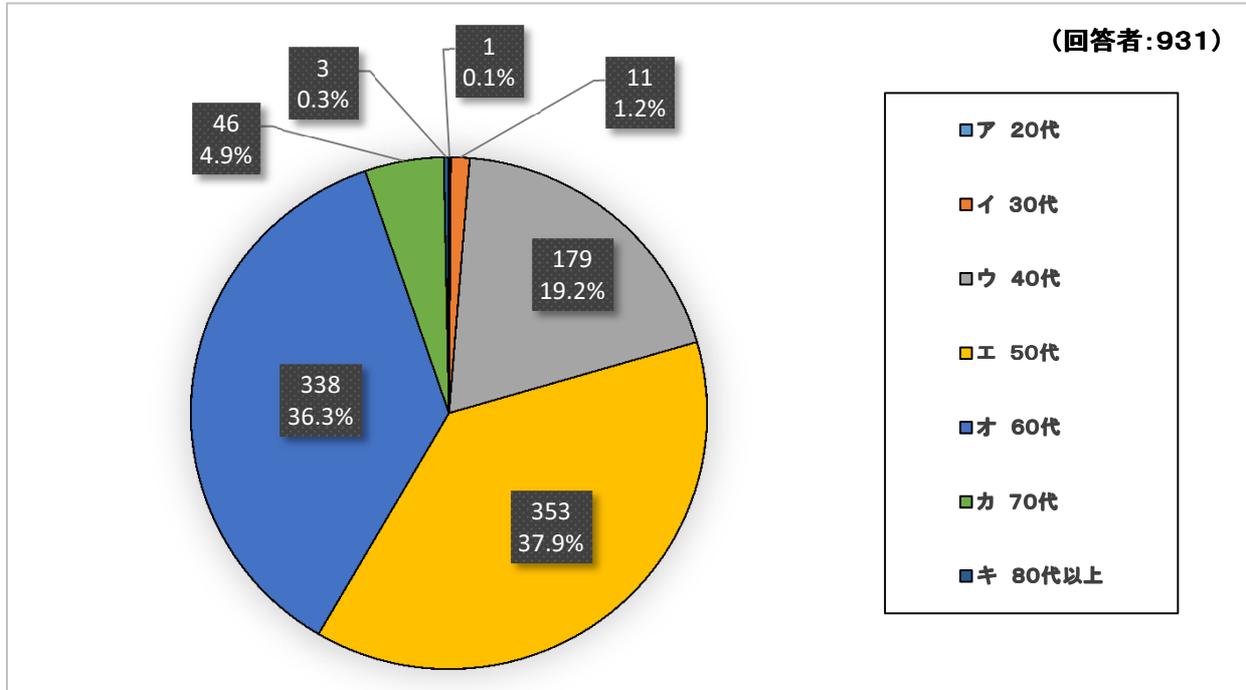
(注) 回答者から寄せられた主な回答を、文意を変えない範囲で抜粋し、記載している。

・ 介護報酬や加算制度の改善	8
・ 介護人材の確保のための取組の推進	7
・ 介護職員の負担軽減・処遇改善	6
・ 適切な介護サービスの質の確保や介護サービス事業者のコンプライアンスの確立	5
・ 人員配置基準の緩和	4
・ 介護保険制度・基準等の単純化・簡略化	3
・ 福祉用具に関する介護サービスの公定価格化(適正価格化)	3
・ 低所得者対策の充実	3
・ 利用者の困り込みや貧困ビジネス問題への対応	3
・ 介護業務等の資格要件の維持・緩和	2
・ 行政区をまたがる介護サービスの利用の弾力的な運用	2

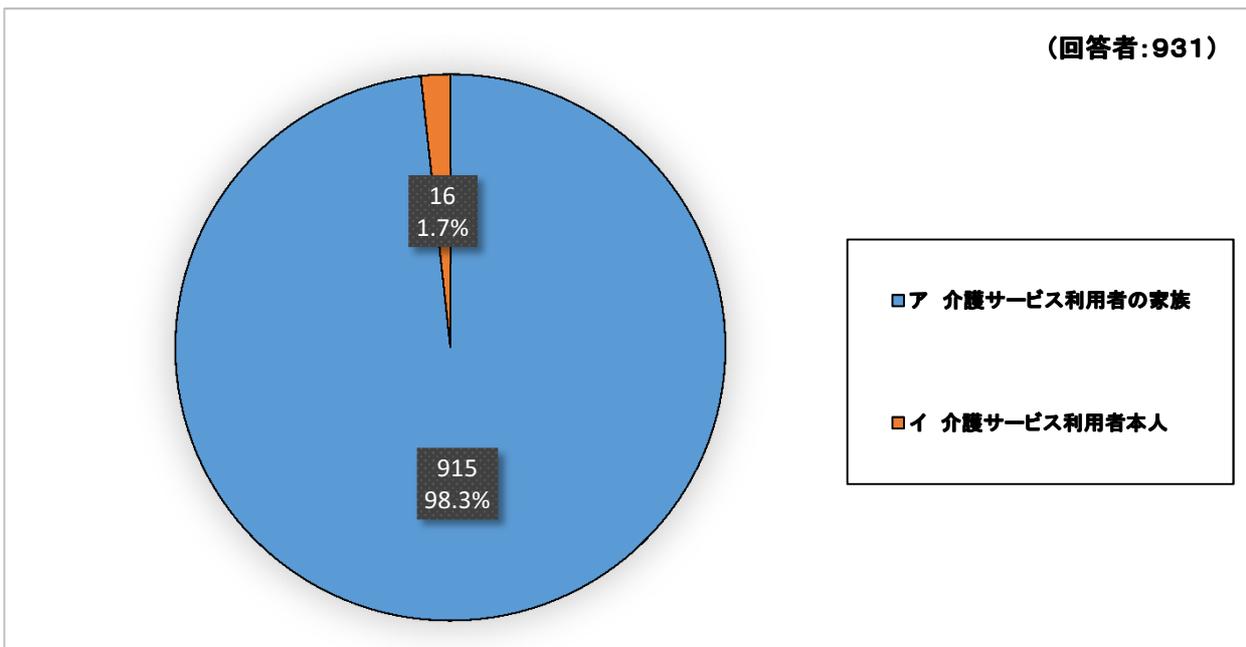
アンケート結果【介護サービス利用者及びその家族】

<回答者の属性>

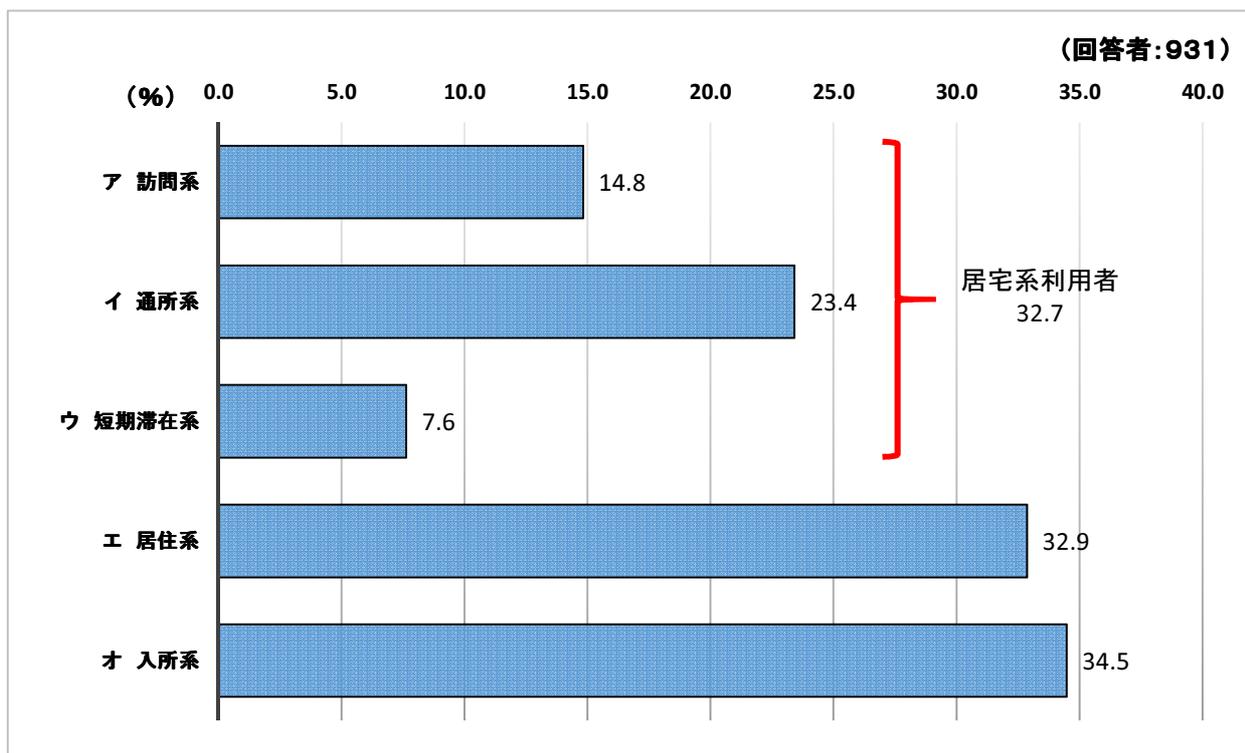
【年齢】



【回答者の立場】



【現在利用している介護サービス】



※ 「訪問系」、「通所系」及び「短期滞在系」サービスは、重複利用が可能であることから、一人で複数サービスを利用している場合がある。

【訪問系】

○訪問介護(ホームヘルプ), ○訪問入浴介護, ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ほか

【通所系】

○通所介護(デイサービス), ○通所リハビリテーション ほか

【短期滞在系】

○短期入所生活介護(ショートステイ) ほか

【居住系】

○特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等),
○認知症共同生活介護(グループホーム) ほか

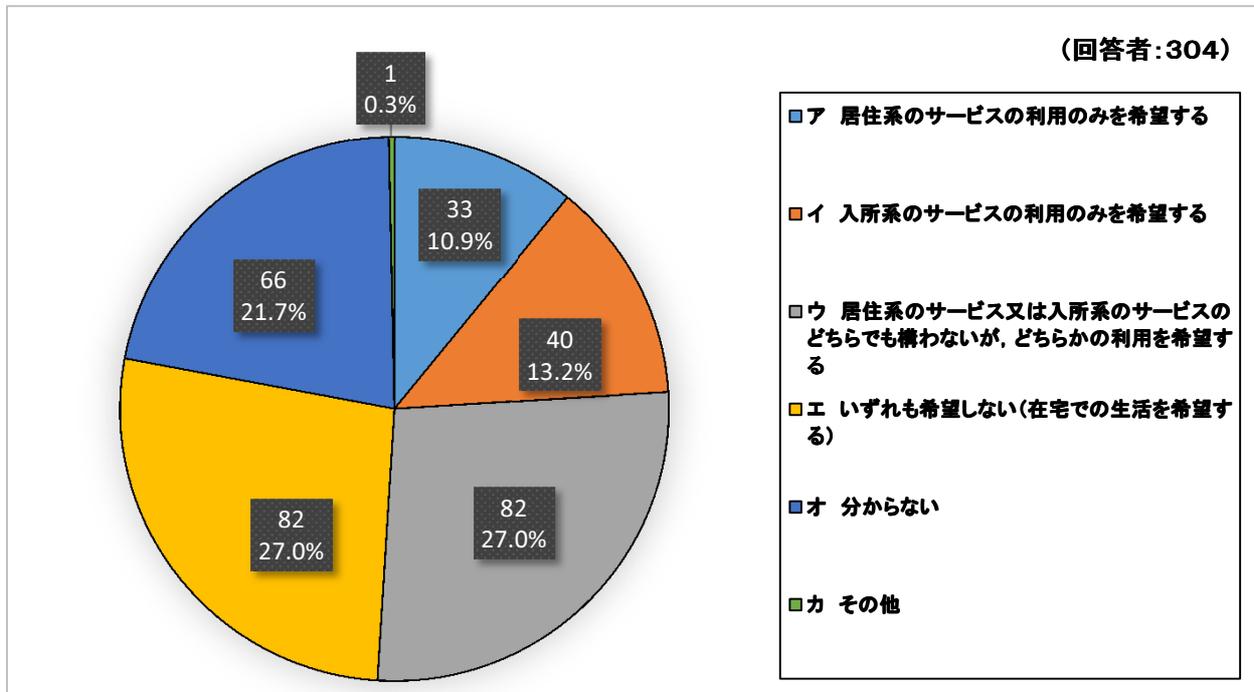
【入所系】

○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム), ○介護老人保健施設 ほか

<利用介護サービス等について>

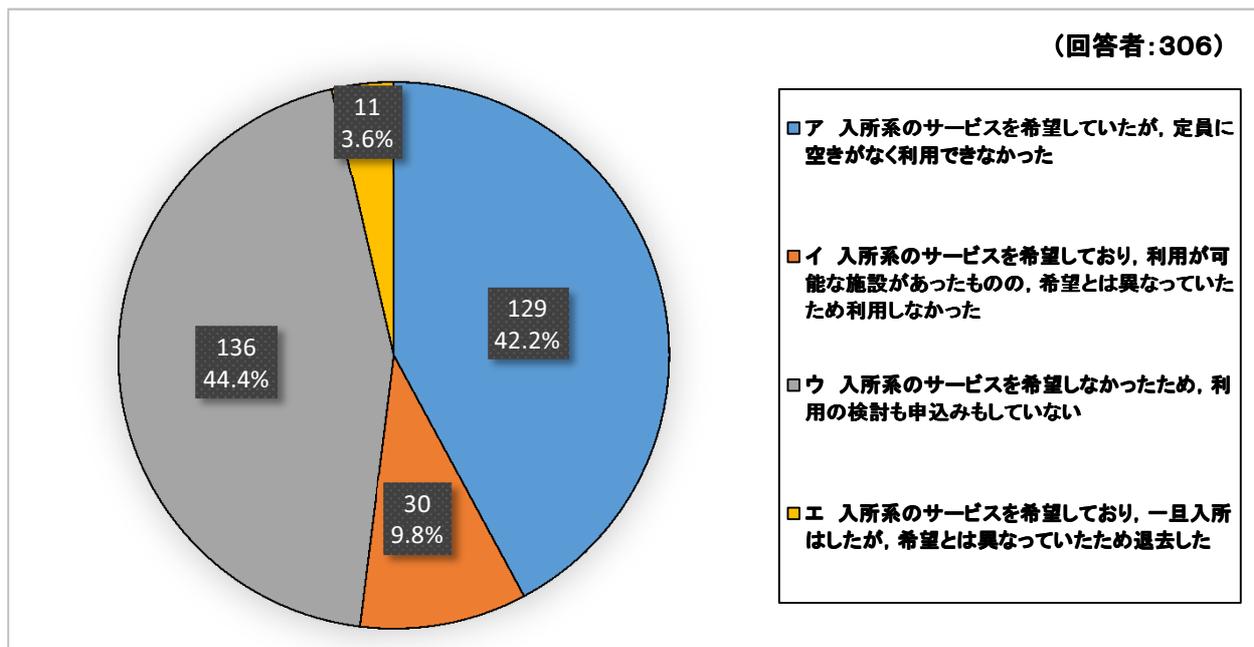
問1 現在、あなた又はご家族が「訪問系」「通所系」「短期滞在系」いずれかの介護サービスを利用している方にお伺いします。現在又は近い将来、居住系のサービス(有料老人ホーム等)又は入所系のサービス(特別養護老人ホーム等)の利用を希望しますか。

※問1は「訪問系」、「通所系」又は「短期滞在系」サービスの利用者等(304)に対する質問



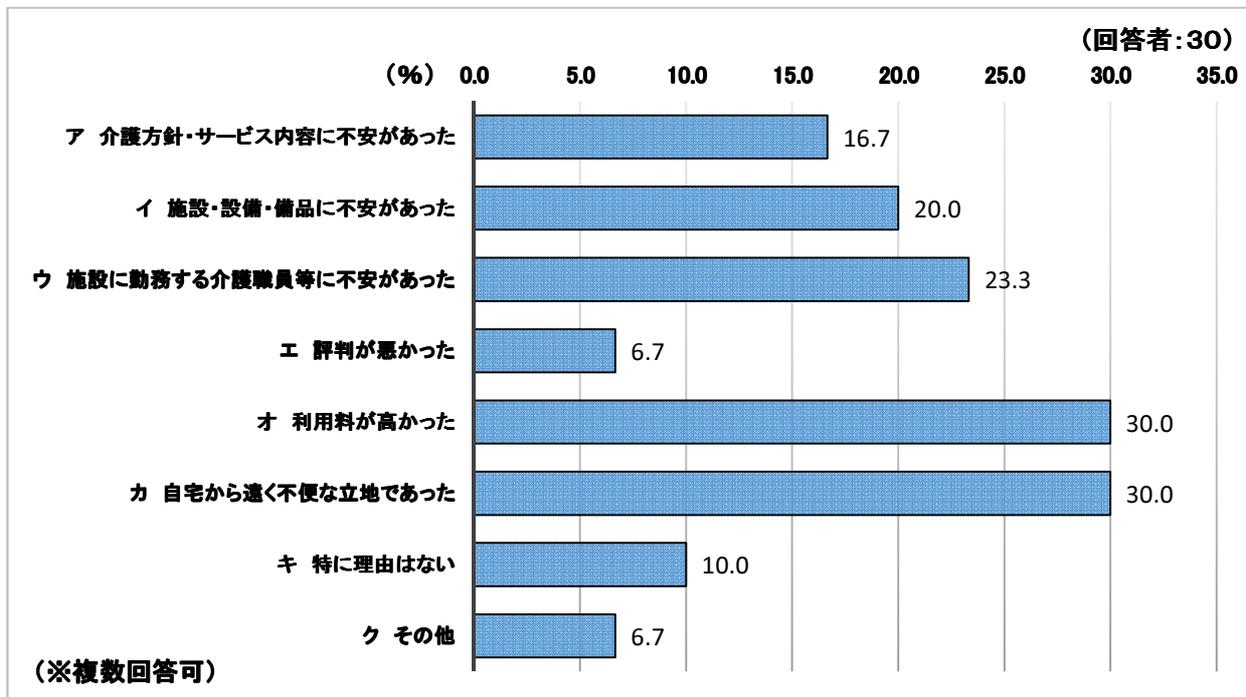
問2 現在、あなた又はご家族が「居住系」の介護サービスを利用している方にお伺いします。居住系のサービス(有料老人ホーム等)の利用を始める以前に、入所系のサービス(特別養護老人ホーム等)の利用を申込み又は検討を行いましたか。

※問2は「居住系」サービスの利用者等(306)に対する質問



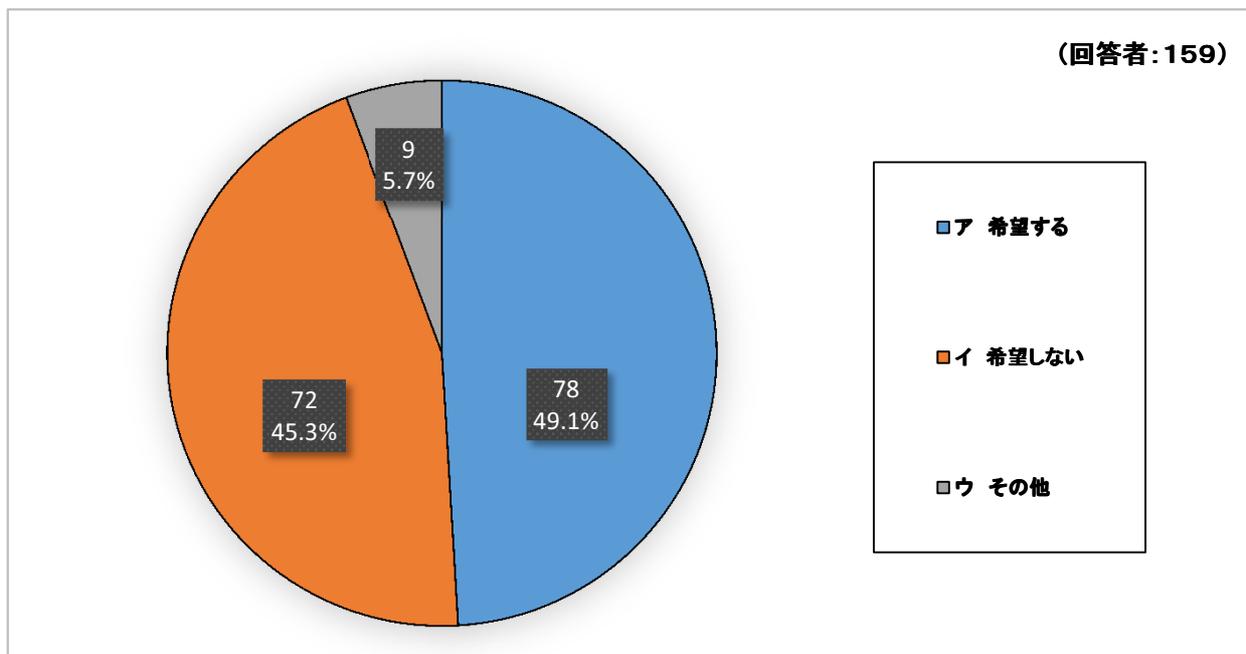
問3 「入所系のサービスを希望しており、利用が可能な施設があったものの、希望とは異なっていたため利用しなかった」方にお伺いします。利用が可能であった施設が希望と異なっていた理由は何ですか。

※問3は問2で「イ 入所系のサービスを希望しており、利用が可能な施設があったものの、希望とは異なっていたため利用しなかった」を選択した者(30)に対する質問

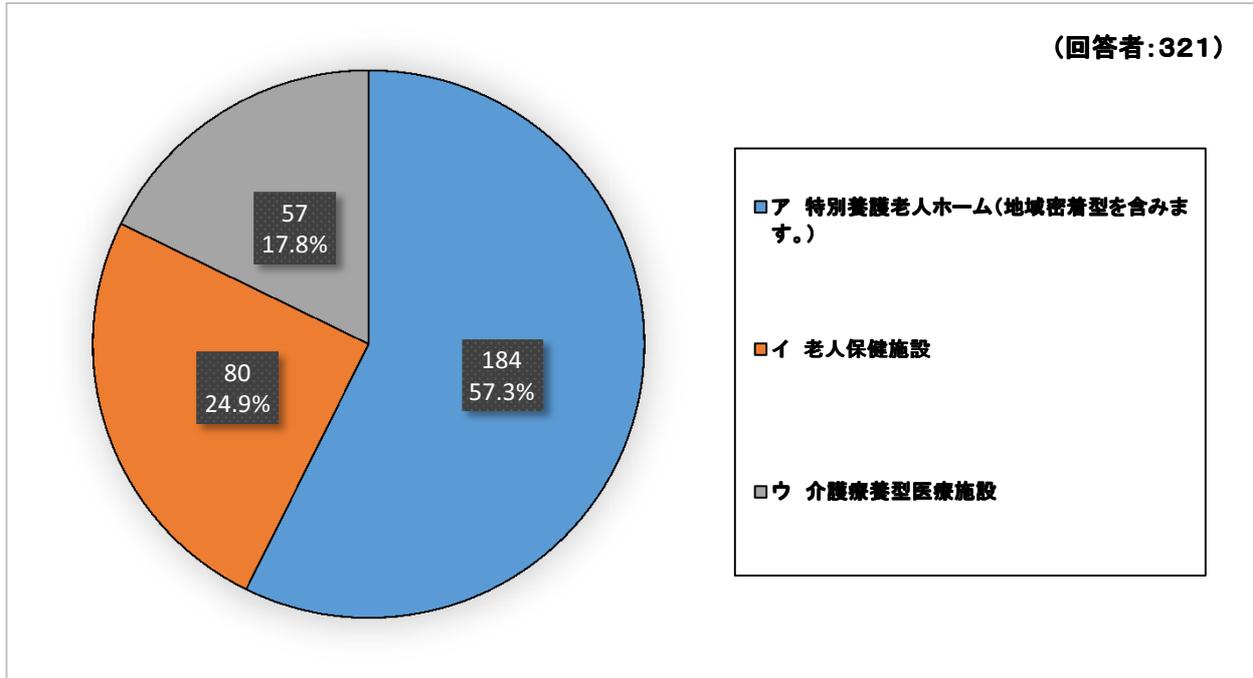


問4 「入所系のサービスを希望していたが、定員に空きがなく利用できなかった」方、「入所系のサービスを希望しており、利用が可能な施設があったものの、希望とは異なっていたため利用しなかった」方にお伺いします。希望する施設の定員に現在空きがあれば、入所(住み替え)を希望しますか。

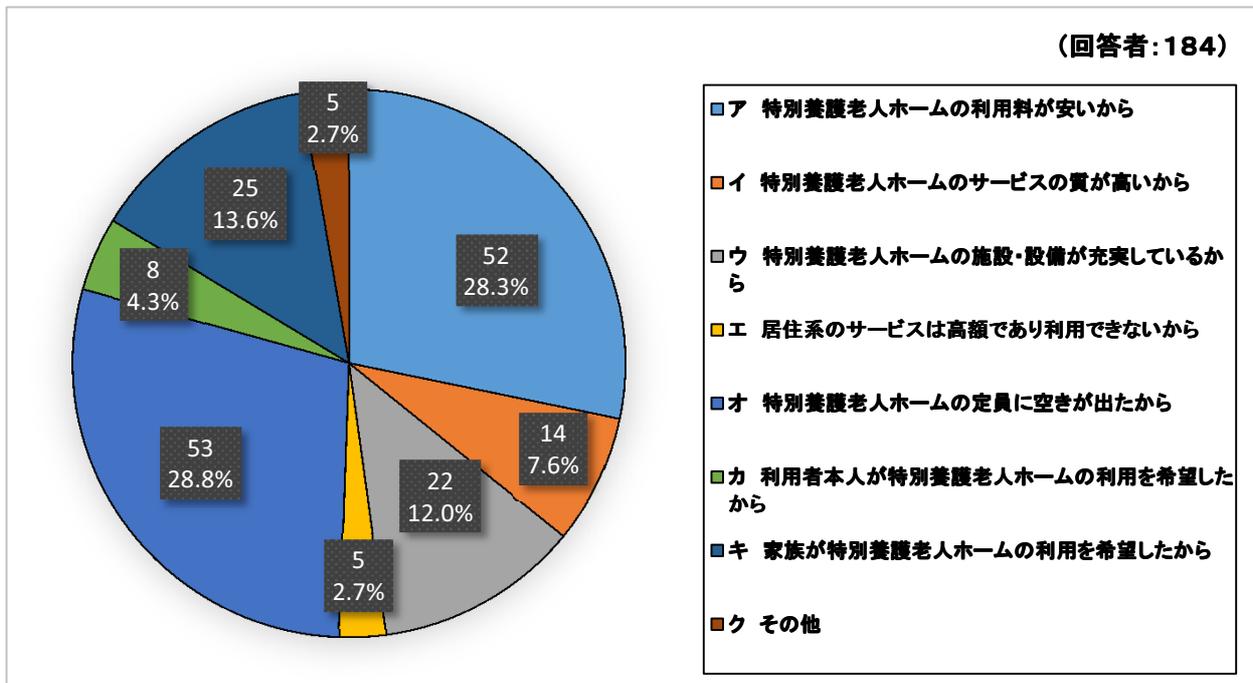
※問4は問2で「ア 入所系のサービスを希望していたが、定員に空きがなく利用できなかった」又は「イ 入所系のサービスを希望しており、利用が可能な施設があったものの、希望とは異なっていたため利用しなかった」を選択した者(159)に対する質問



問5 現在、あなた又はご家族が「入所系」の介護サービスを利用している方にお伺いします。あなた又は家族が利用している施設はどの施設ですか。
 ※問5は「入所系」サービスの利用者等(321)に対する質問

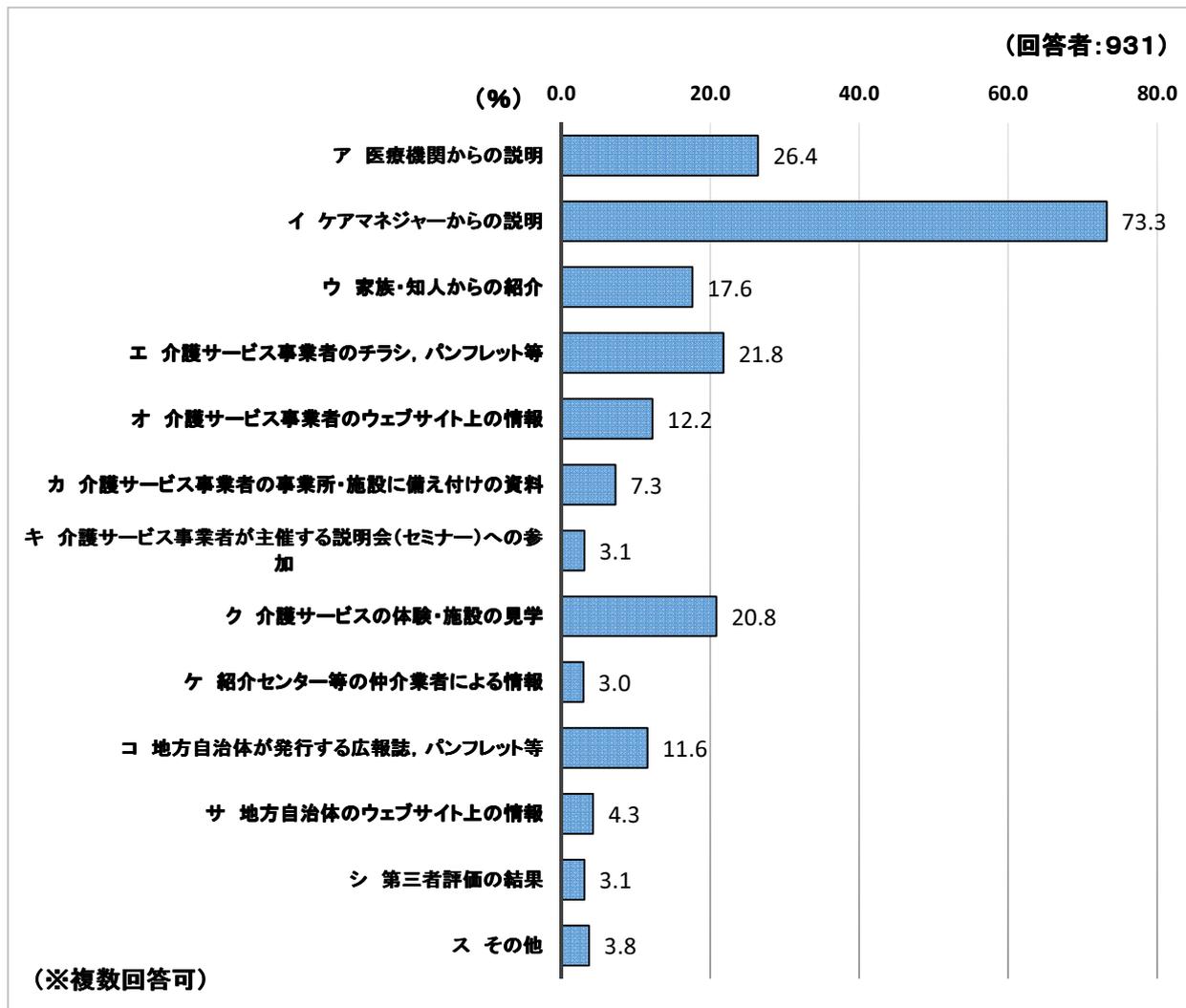


問6 あなた又はご家族が「特別養護老人ホーム(地域密着型を含みます。)」を利用している方にお伺いします。他の施設ではなく特別養護老人ホームを選択した最も大きな理由は何ですか。
 ※問6は問5で「ア 特別養護老人ホーム(地域密着型を含みます。)」を選択した者(184)に対する質問



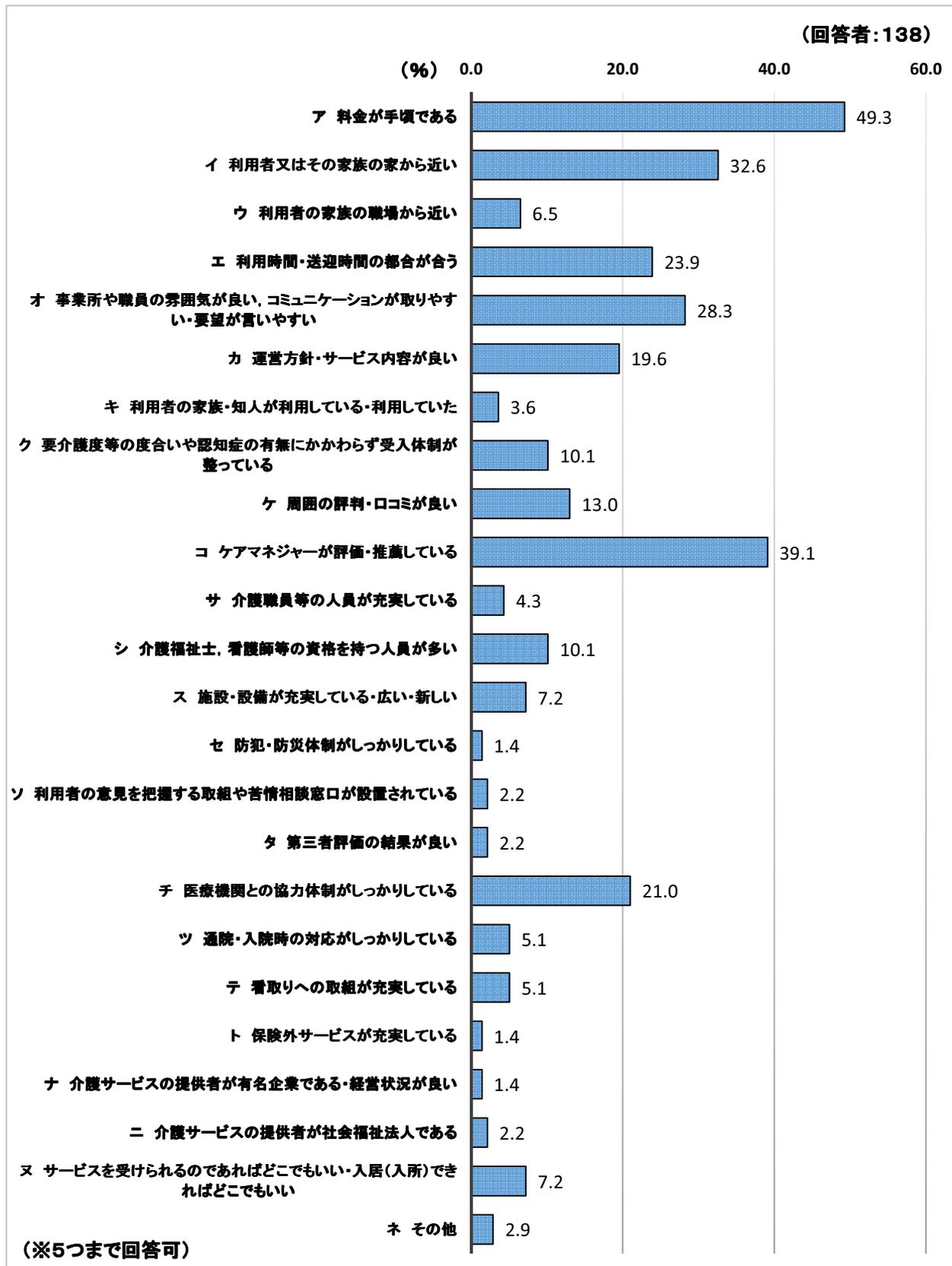
<介護サービス事業者の選択について>

問7 介護サービス事業者の利用を検討するに当たって、どのようにして情報を入手しましたか。

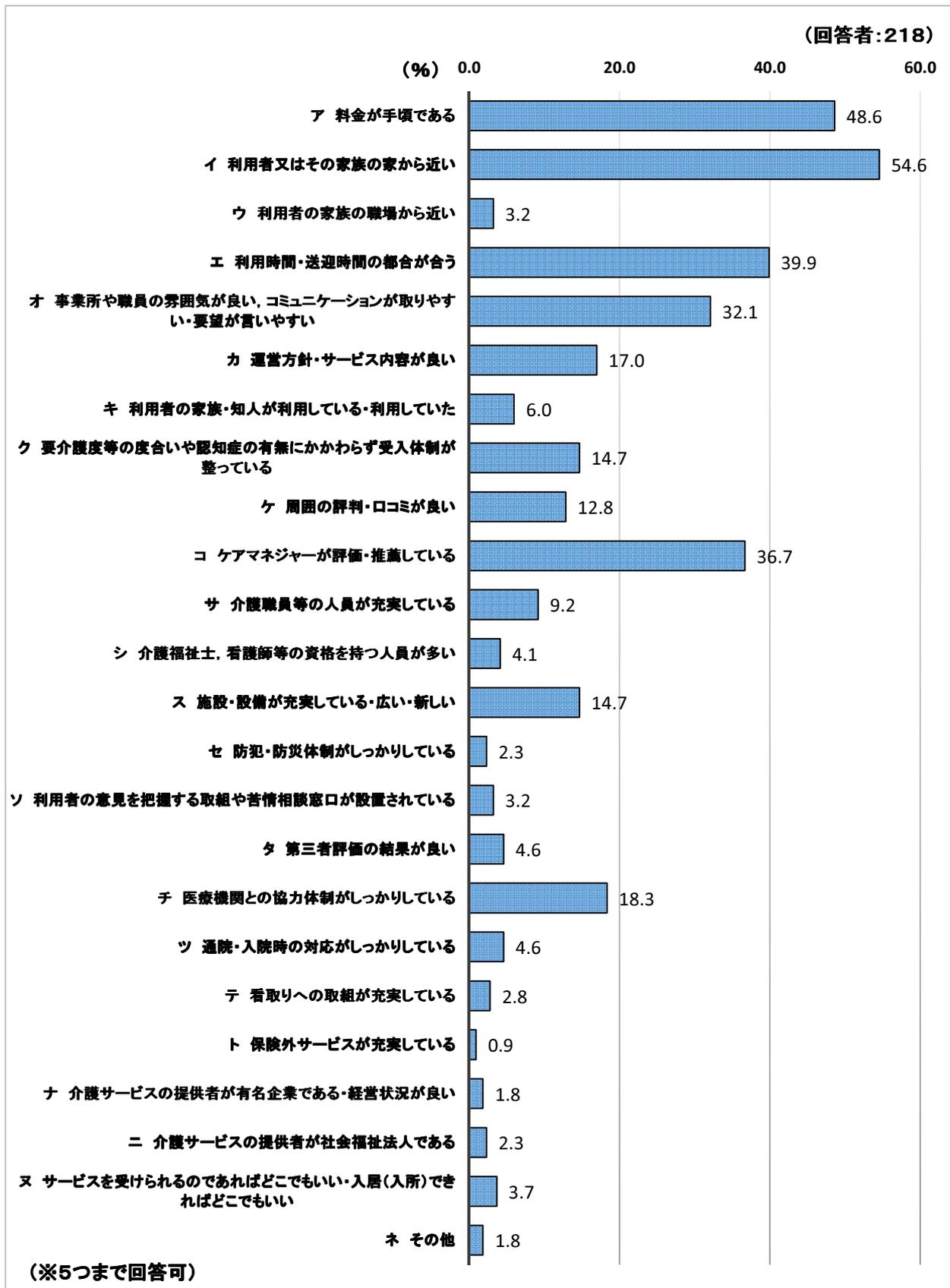


問8 介護サービス事業者を選択する際に、特に重視した点を以下の選択肢の中から5つ選んでください。現在、あなた又はご家族が利用している介護サービス全てについて、お答えください。なお、5つに満たない場合は、5つ全てを選択する必要はありません。

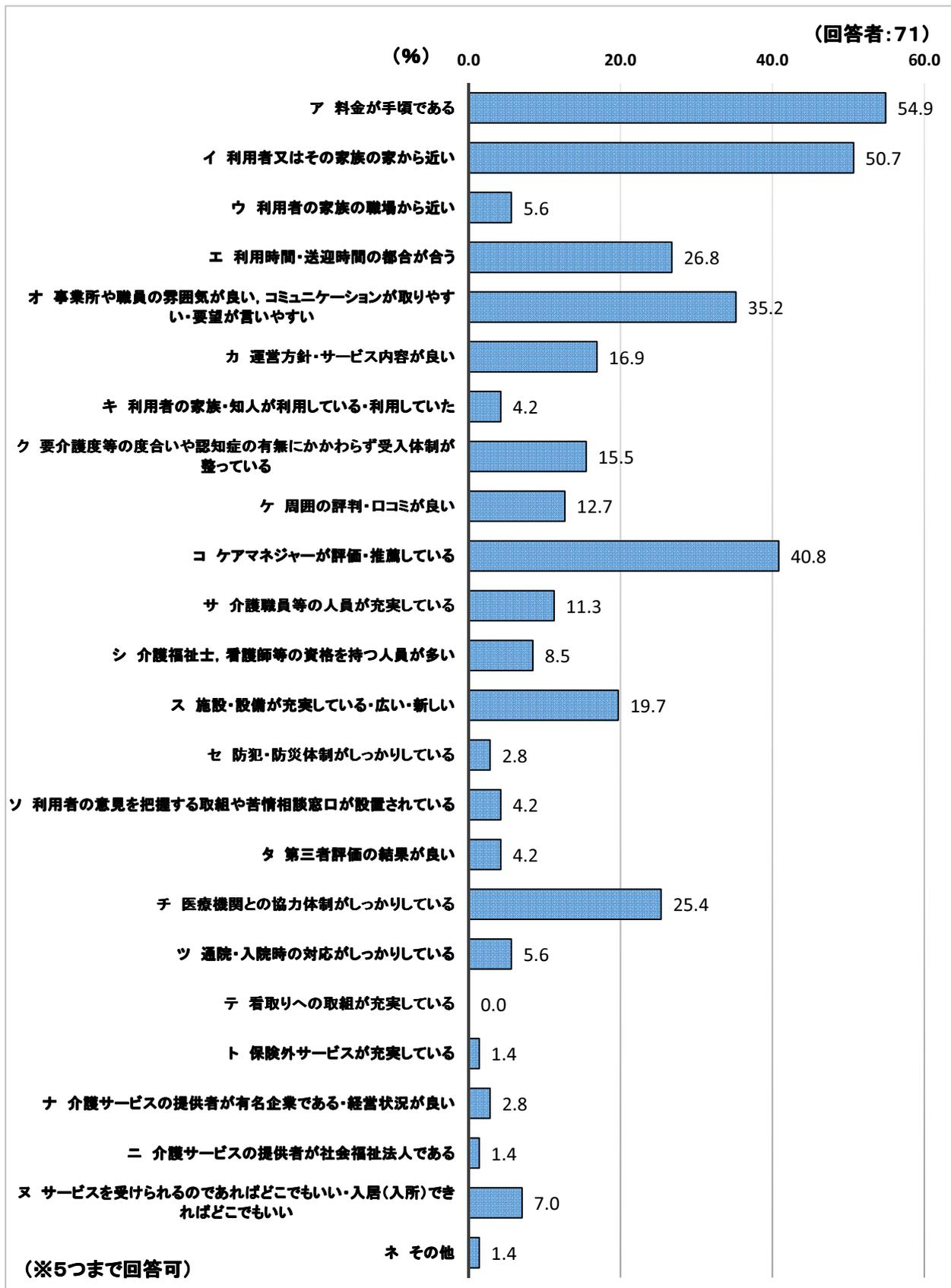
【訪問系】



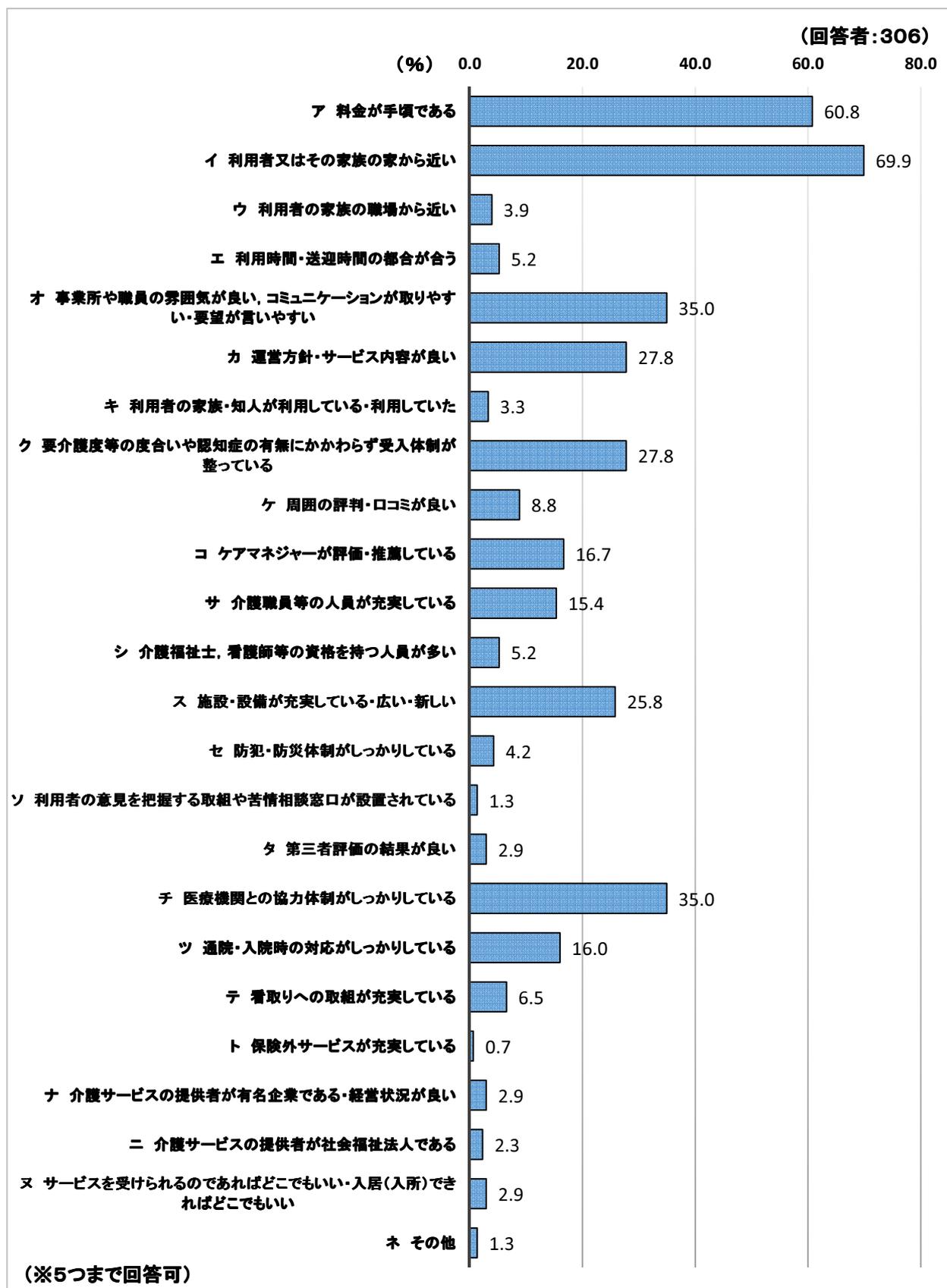
【通所系】



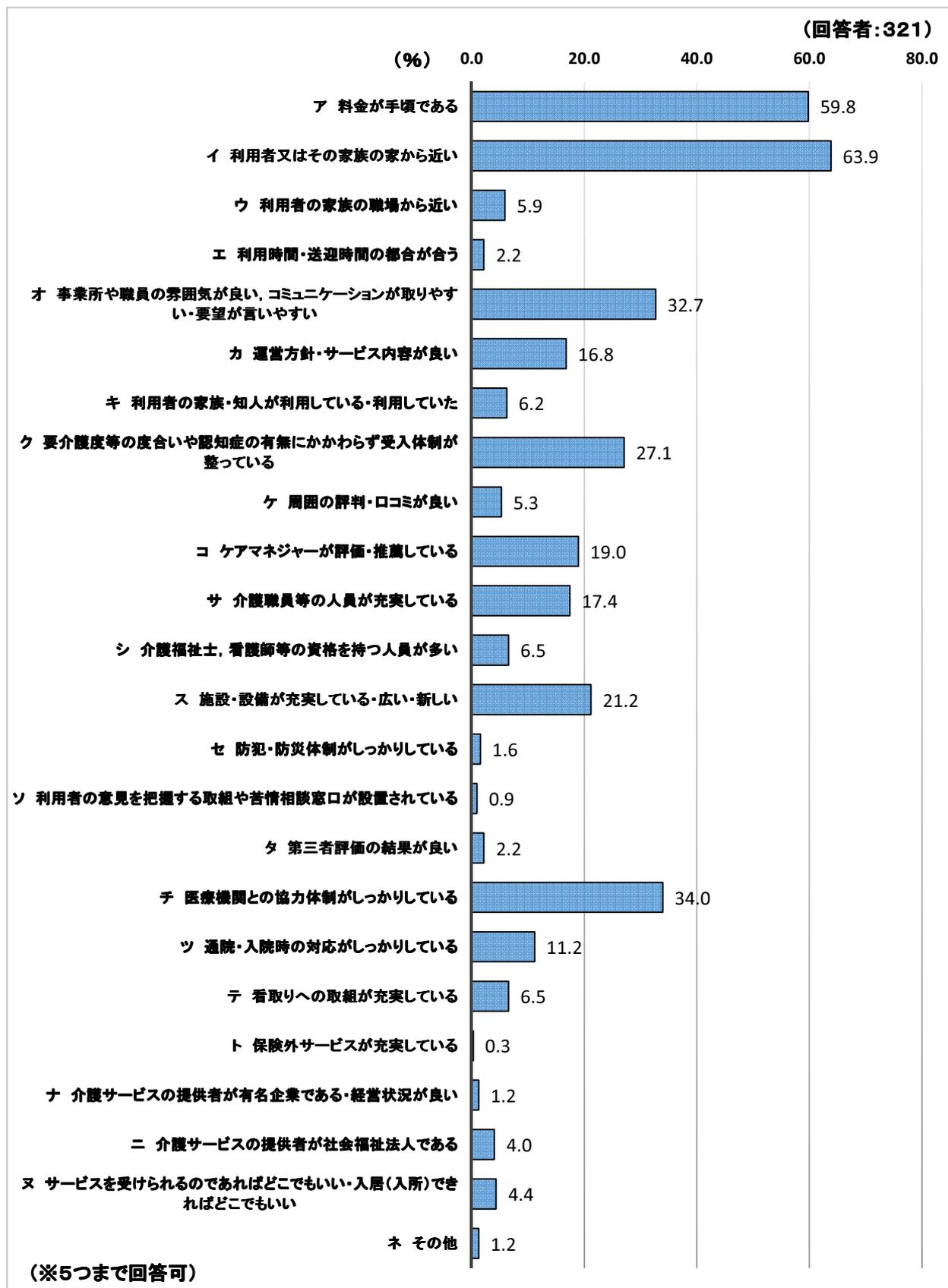
【短期滞在系】



【居住系】

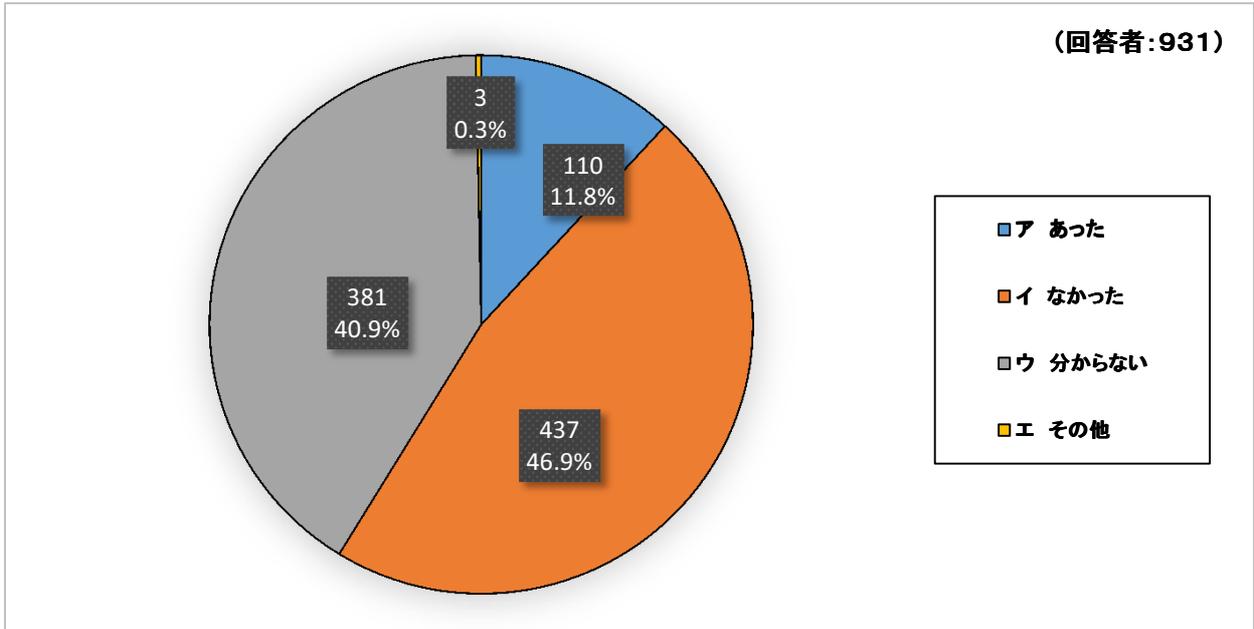


【入所系】



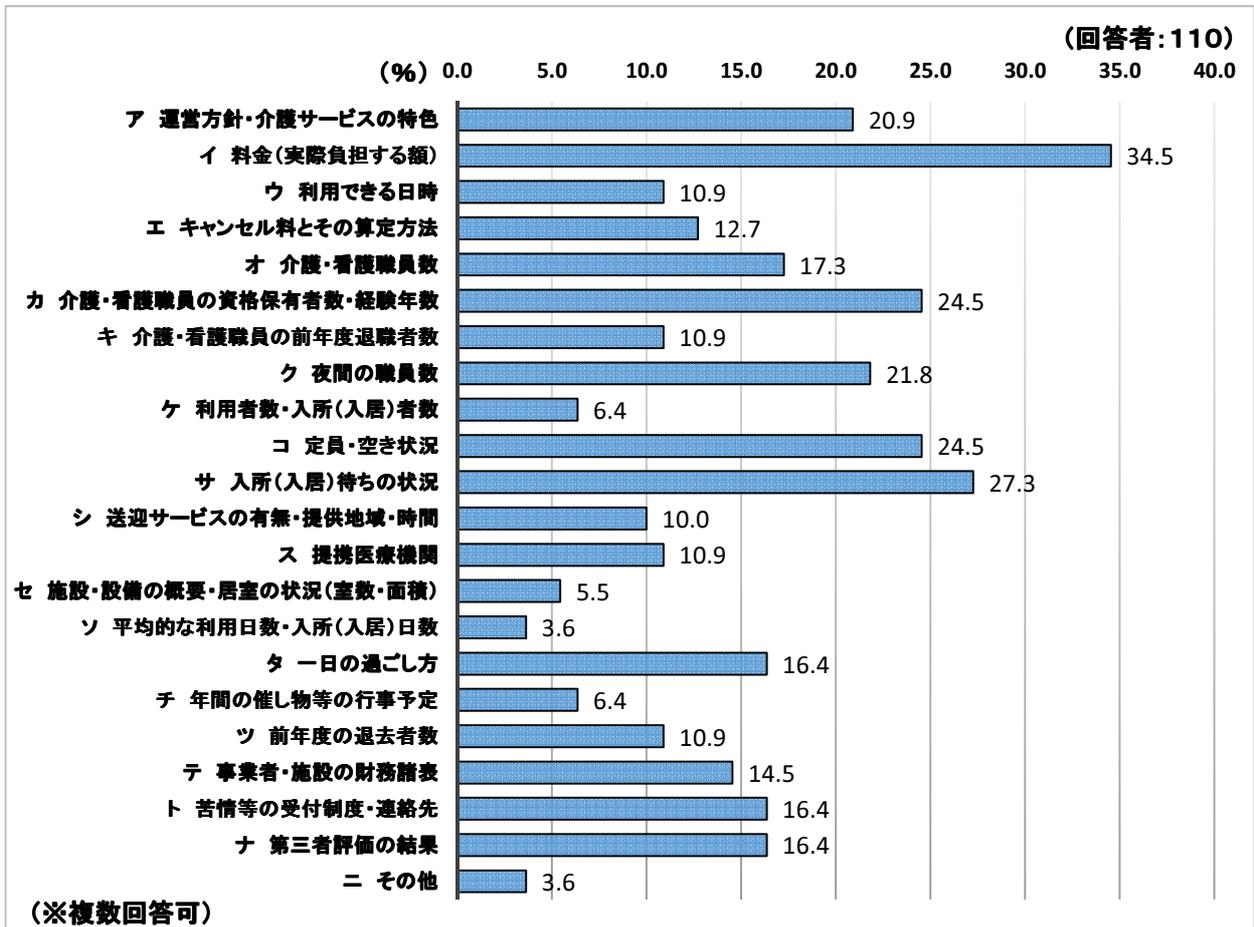
<情報の入手について>

問9 事前に知りたかったにもかかわらず、入手することが難しかった介護サービス情報はありましたか。

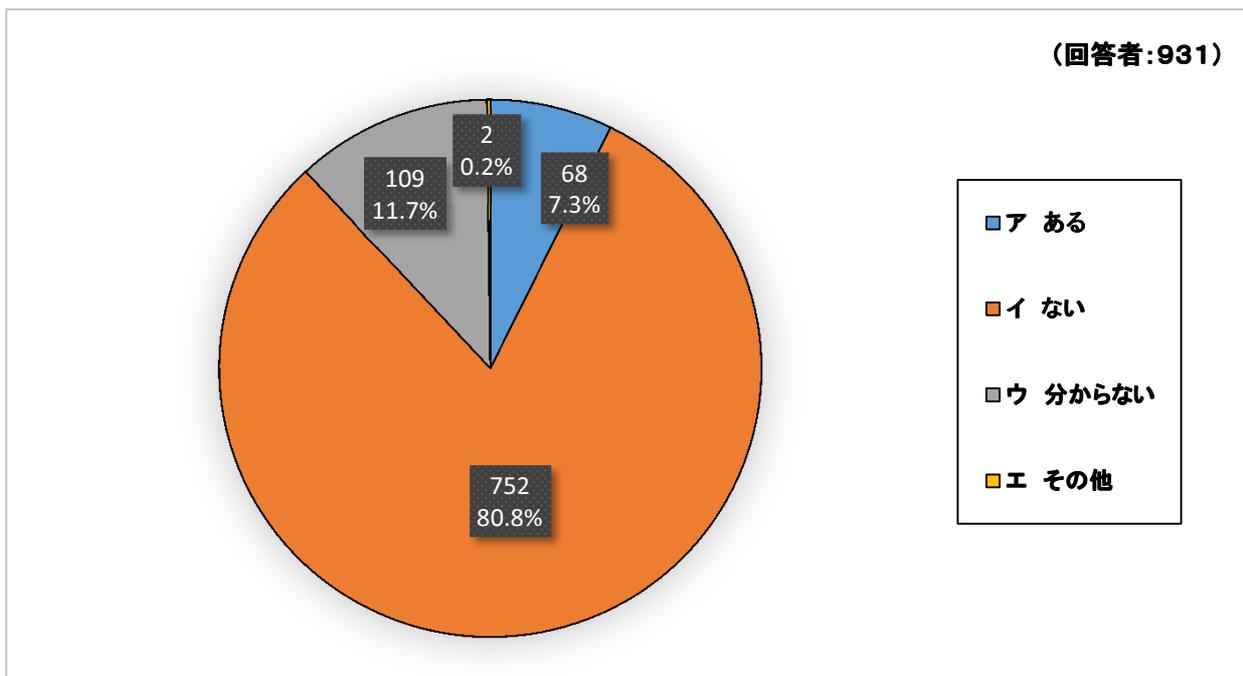


問10 事前に知りたかったにもかかわらず、入手することが難しかった介護サービス情報があった方にお伺いします。入手が難しかった情報の内容について、該当する記号全てに○印をつけてください。

※問10は問9で「ア あった」を選択した者(110)に対する質問

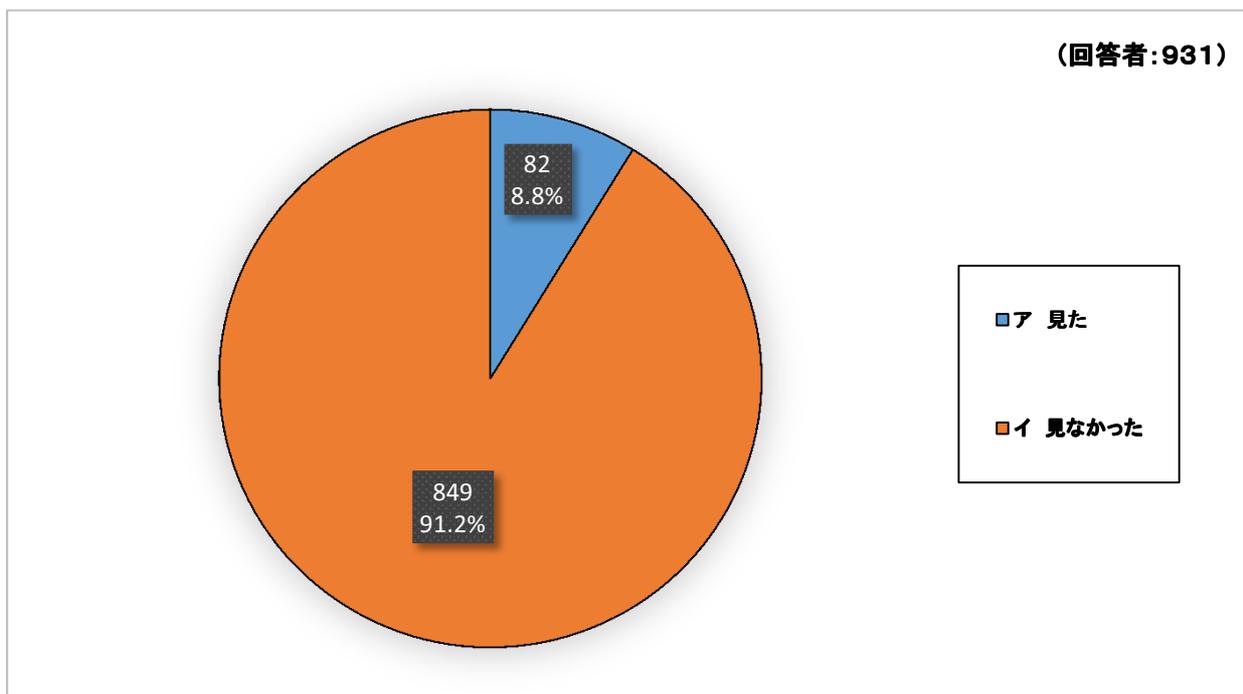


問11 介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.jp/> 介護事業所・生活関連情報検索)を利用したことはありますか。

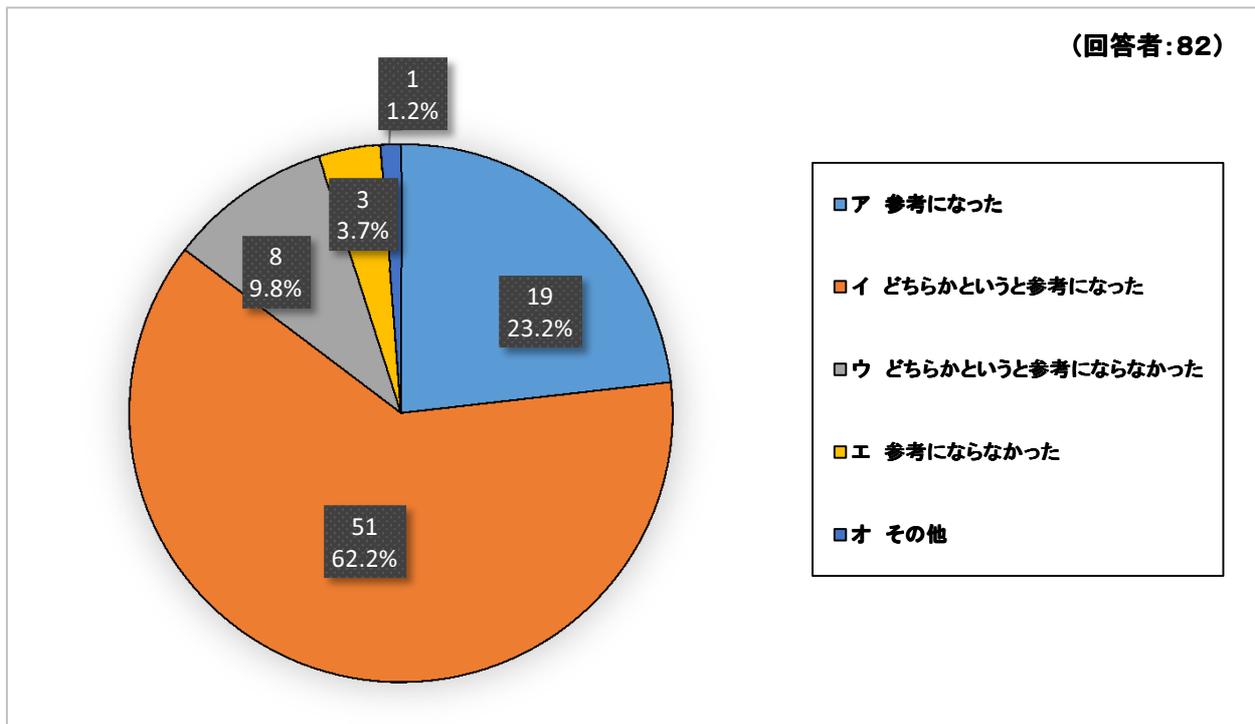


<第三者評価について>

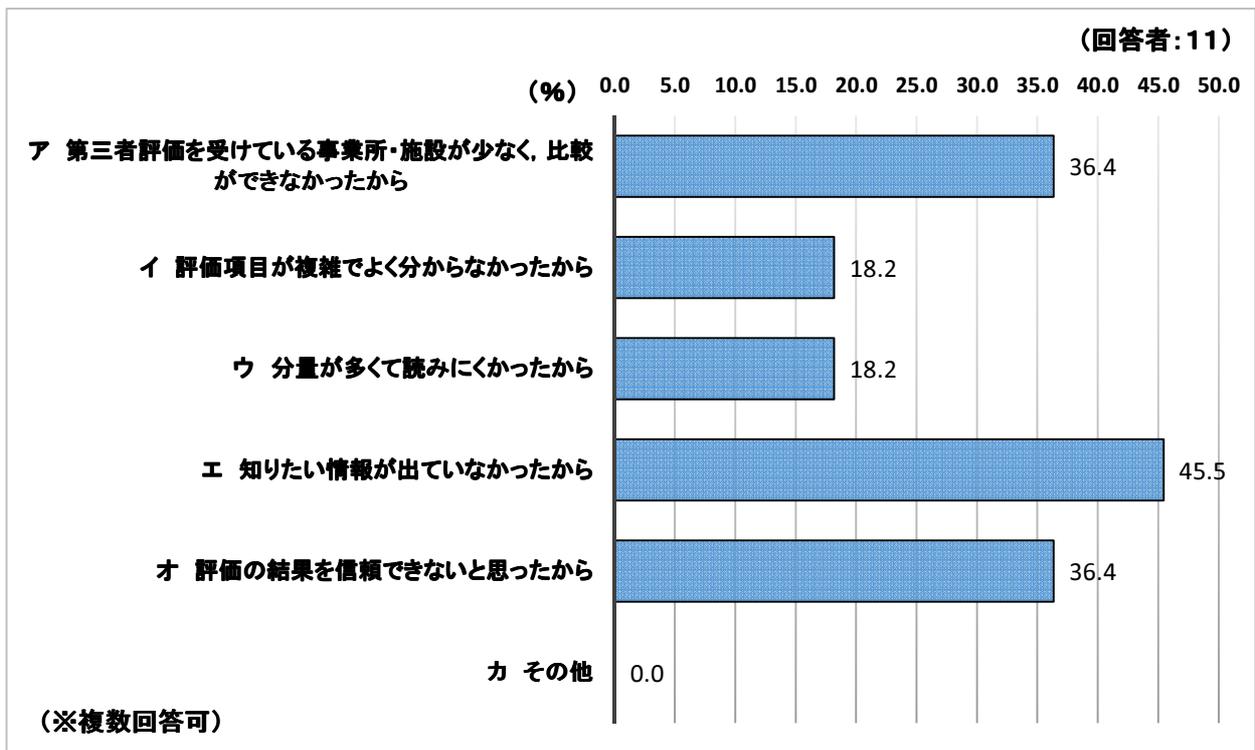
問12 一部の介護サービス事業所・施設については、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関から評価を受けています(第三者評価制度)。あなた又はご家族が介護サービス事業者を選択するに当たって、この第三者評価の結果を見ましたか。



問13 第三者評価の結果を見た方にお伺いします。第三者評価の結果は参考になりましたか。
 ※問13は問12で「ア 見た」を選択した者(82)に対する質問

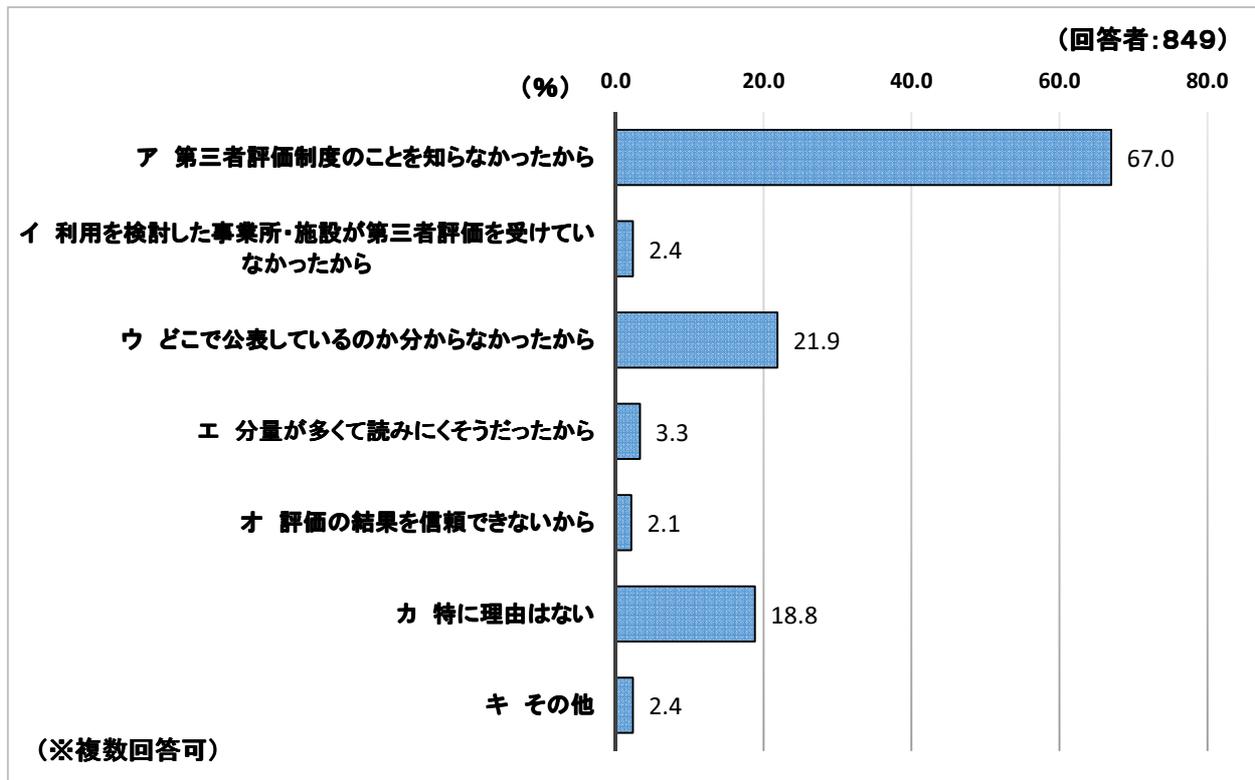


問14 第三者評価の結果が「どちらかという参考にならなかった」「参考にならなかった」方にお伺いします。第三者評価の結果が参考にならなかった理由について、該当する記号全てに○印を付けてください。
 ※問14は問13で「ウ どちらかという参考にならなかった」又は「エ 参考にならなかった」を選択した者(11)に対する質問



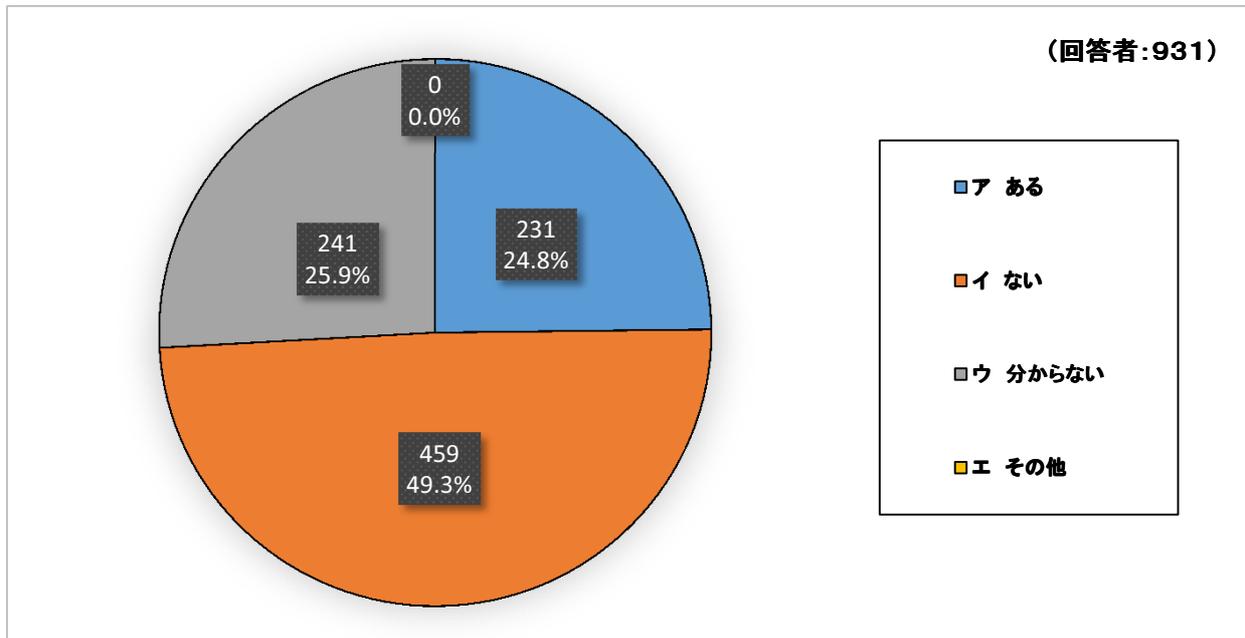
問15 第三者評価の結果を見なかった方にお伺いします。第三者評価の結果を見なかった理由について、該当する記号全てに○印を付けてください。

※問15は問12で「イ 見なかった」(849)を選択した者に対する質問

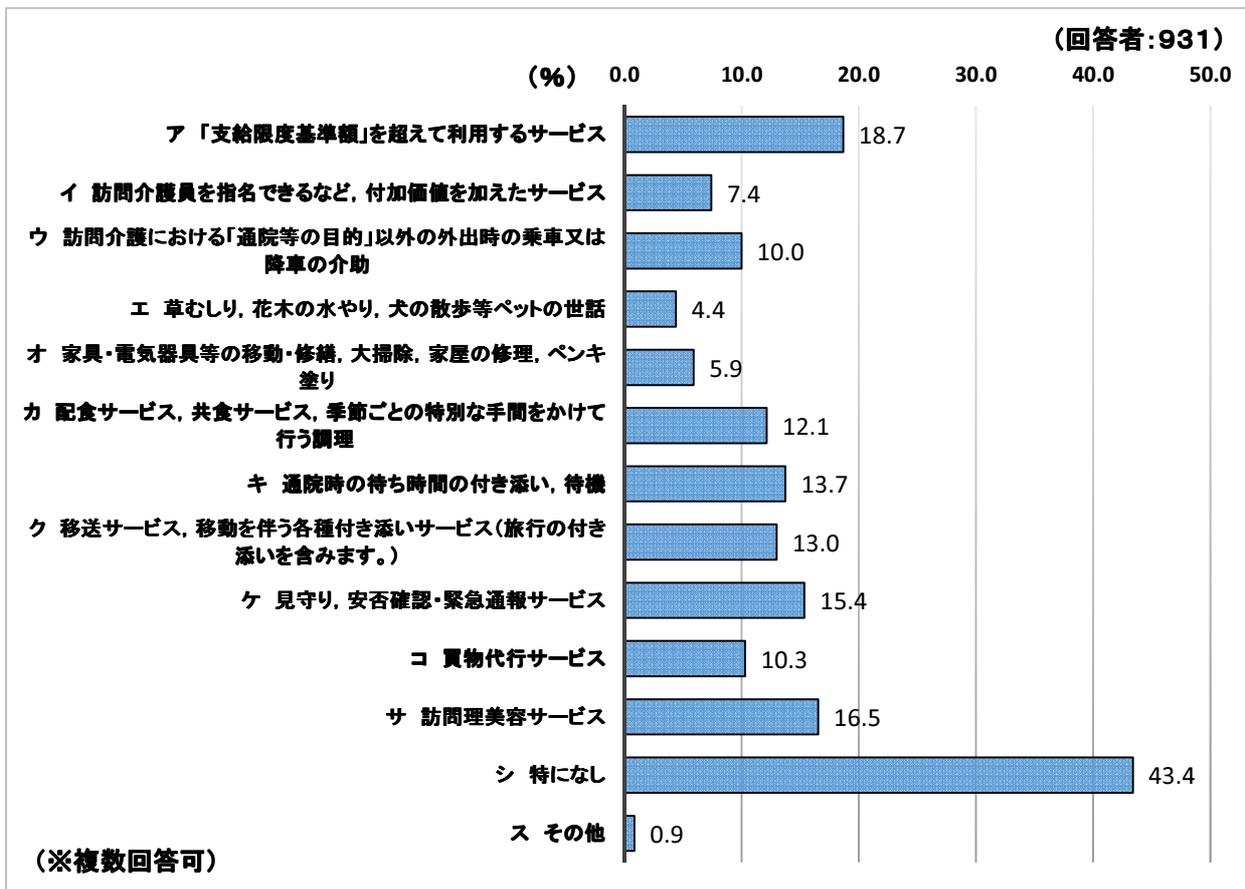


<保険外サービスについて>

問16 あなた又はご家族は保険外サービスを利用したことがありますか。

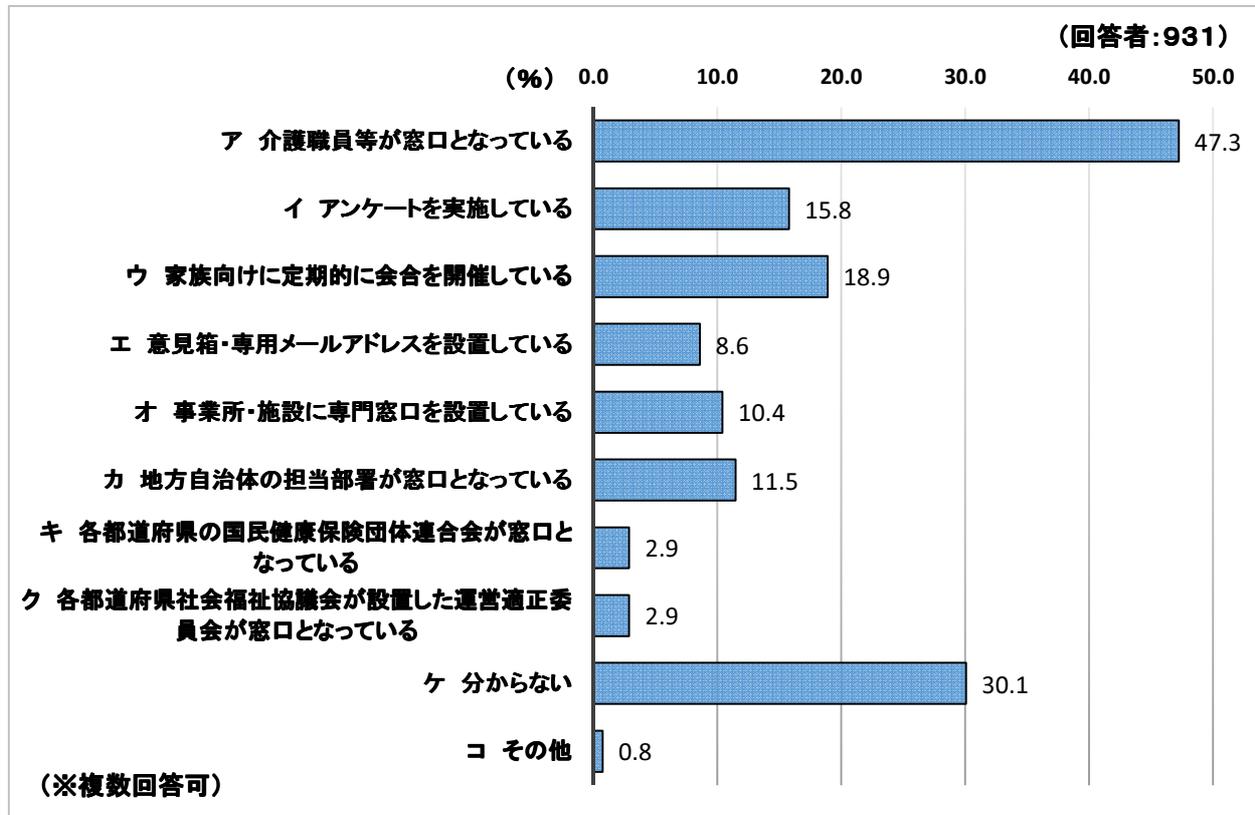


問17 これまで利用したことがある又は今後利用してみたい保険外サービスにはどのようなものがありますか。



<苦情制度について>

問18 現在利用している介護サービス事業者に関して、意見・要望・苦情等を申し立てる制度・窓口としてどのようなものがあると認識していますか。



問19 現在利用している介護サービス事業者から、意見・要望・苦情等を申し立てる制度・窓口があることについて説明はありましたか。

